

平成30年矢巾町議会定例会9月会議目次

議案目次	1
------	---

第 1 号 (9月4日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条により出席した説明員	5
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情	8

30請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をは
かるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請
についての請願

30請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願

○報告第20号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	8
○報告第21号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	8
○議案第22号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	9
○議案第23号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	9
○議案第24号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る	

報告について	9
○議案第 27 号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について 9
○議案第 25 号	矢巾ＳＩＣ関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について 11
○議案第 26 号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について 12
○議案第 28 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 29 年度財政健全化判断比率等の報告について 14
○諮問第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 16
○諮問第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 17
○議案第 64 号	教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて 18
○議案第 65 号	町道堤川目線田尻橋橋梁架替工事請負契約の変更について 19
○議案第 66 号	公共施設等省エネルギー改修その 2 工事請負契約の締結について 26
○議案第 67 号	平成 30 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について 27
○議案第 68 号	平成 30 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について 27
○議案第 69 号	平成 30 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について 27
○議案第 70 号	平成 30 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について 27
○議案第 71 号	平成 30 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について 27
○議案第 72 号	平成 30 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について 27
○議案第 73 号	平成 30 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について 27
○議案第 74 号	平成 29 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について 31
○議案第 75 号	平成 29 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 31
○議案第 76 号	平成 29 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に

について	3 1
○議案第 77 号 平成 29 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	3 1
○議案第 78 号 平成 29 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 1
○議案第 79 号 平成 29 年度矢巾町水道事業会計決算認定について	3 1
○議案第 80 号 平成 29 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	3 1
○議案第 81 号 平成 29 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	3 1
○休 憇	3 6

第 2 号 (9月4日)

○議事日程	3 7
○本日の会議に付した事件	3 7
○出席議員	3 7
○欠席議員	3 8
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	3 8
○職務のために出席した職員	3 8
○再 開	3 9
○議事日程の報告	3 9
○議案第 67 号 平成 30 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について	3 9
○議案第 68 号 平成 30 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	3 9
○議案第 69 号 平成 30 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	3 8
○議案第 70 号 平成 30 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	3 9
○議案第 71 号 平成 30 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	3 9
○議案第 72 号 平成 30 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について	3 9

○議案第 7 3 号 平成 3 0 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	3 9
○散 会	4 2

第 3 号 (9月5日)

○議事日程	4 5
○本日の会議に付した事件	4 5
○出席議員	4 5
○欠席議員	4 5
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	4 5
○職務のために出席した職員	4 6
○開 議	4 7
○議事日程の報告	4 7
○一般質問	4 7
1 昆 秀 一 議員	4 7
2 村 松 信 一 議員	7 9
3 藤 原 由 巳 議員	1 0 5
4 赤 丸 秀 雄 議員	1 2 4
○散 会	1 4 8

第 4 号 (9月6日)

○議事日程	1 4 9
○本日の会議に付した事件	1 4 9
○出席議員	1 4 9
○欠席議員	1 4 9
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	1 4 9
○職務のために出席した職員	1 5 0
○開 議	1 5 1
○議事日程の報告	1 5 2
○一般質問	1 5 2

1	山 崎 道 夫 議員	1 5 2
2	小 川 文 子 議員	1 7 3
3	川 村 よし子 議員	1 9 1
4	藤 原 梅 昭 議員	2 1 5
○散 会		2 4 0

第 5 号 (9月20日)

○議事日程	2 4 1
○本日の会議に付した事件	2 4 2
○出席議員	2 4 2
○欠席議員	2 4 2
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 4 2
○職務のために出席した職員	2 4 3
○開 議	2 4 5
○議事日程の報告	2 4 5
○請願・陳情の審査報告	2 4 5

30 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をは
かるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請
についての請願

(教育民生常任委員長報告)

30 請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願
(教育民生常任委員長報告)

○議案第74号 平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	2 4 8
○議案第75号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認 定について	2 4 8
○議案第76号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	2 4 8
○議案第77号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	2 4 8
○議案第78号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳	

出決算認定について	248
○議案第79号 平成29年度矢巾町水道事業会計決算認定について	249
○議案第80号 平成29年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	249
○議案第81号 平成29年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	249
○報告第29号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	260
○議案第82号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について	261
○議案第83号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について	262
○議案第84号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について	264
○発議案第3号 矢巾町議会議員政治倫理条例の制定について	269
○発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出	270
○発議案第5号 私学助成の充実についての意見書の提出について	271
○町長挨拶	273
○散 会	274
○署 名	275

議案目次

平成30年矢巾町議会定例会9月会議

1. 請願・陳情
 - 30 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願
 - 30 請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願
2. 報告第20号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 報告第21号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 報告第22号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
5. 報告第23号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
6. 報告第24号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
7. 報告第25号 矢巾SIC関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
8. 報告第26号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
9. 報告第27号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
10. 報告第28号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度財政健全化判断比率等の報告について
 11. 諒問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
 12. 諒問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
 13. 議案第64号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて
 14. 議案第65号 町道堤川目線田尻橋橋梁架替工事請負契約の変更について
 15. 議案第66号 公共施設等省エネルギー改修その2工事請負契約の締結について

16. 議案第67号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
17. 議案第68号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
18. 議案第69号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
19. 議案第70号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
20. 議案第71号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
21. 議案第72号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
22. 議案第73号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
23. 議案第74号 平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
24. 議案第75号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
25. 議案第76号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
26. 議案第77号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
27. 議案第78号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
28. 議案第79号 平成29年度矢巾町水道事業会計決算認定について
29. 議案第80号 平成29年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
30. 議案第81号 平成29年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
31. 報告第29号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
32. 議案第82号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
33. 議案第83号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について
34. 議案第84号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について
35. 発議案第3号 矢巾町議会議員政治倫理条例の制定について
36. 発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
37. 発議案第5号 私学助成の充実についての意見書の提出について

平成30年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

平成30年9月4日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情

30請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

30請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願

第 4 報告第20号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第 5 報告第21号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第 6 報告第22号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第 7 報告第23号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第 8 報告第24号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第 9 報告第25号 矢巾SIC関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

第10 報告第26号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第11 報告第27号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第12 報告第28号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度財政健全化判断比率等の報告について

- 第13 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 第14 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 第15 議案第64号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて
- 第16 議案第65号 町道堤川目線田尻橋橋梁架替工事請負契約の変更について
- 第17 議案第66号 公共施設等省エネルギー改修その2工事請負契約の締結について
- 第18 議案第67号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第68号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第69号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第70号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第71号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第72号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第24 議案第73号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第25 議案第74号 平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第26 議案第75号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 議案第76号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 議案第77号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第29 議案第78号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第30 議案第79号 平成29年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第31 議案第80号 平成29年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第32 議案第81号 平成29年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸	秀雄	議員	2番	水本	淳一	議員
3番	廣田	清実	議員	4番	高橋	安子	議員
5番	齊藤	正範	議員	6番	村松	信一	議員
7番	昆	秀一	議員	8番	藤原	梅昭	議員
9番	川村	農夫	議員	10番	山崎	道夫	議員
11番	高橋	七郎	議員	12番	長谷川	和男	議員
13番	川村	よし子	議員	14番	小川	文子	議員
15番	藤原	由巳	議員	16番	藤原	義一	議員
17番	米倉	清志	議員	18番	廣田	光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀	君	健康長寿課長	村松徹	君
産業振興課長	菅原弘範	君	道路都市課長	村松亮	君
農業委員会事務局長	佐々木忠道	君	上下水道課長	山本勝美	君
教育長	和田修	君	学務課長	村松康志	君
社会教育課長	野中伸悦	君	学校給食共同 調理場所長	稻垣讓治	君
代表監査委員	吉田功	君	農業委員会会長	米倉孝一	君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田 孝君 係長 藤原和久君
主査 佐々木 瞳子君

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成30年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより9月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係の報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田光男議員） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

16番 藤原義一議員

17番 米倉清志議員

1番 赤丸秀雄議員

の3人を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の9月会議の会議期間は8月24日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から9月20日までの17日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、9月会議の会議期間は本日から9月20日までの17日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承を願います。

日程第3 請願・陳情

30請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

30請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願

○議長（廣田光男議員） 日程第3、請願・陳情を議題とします。

8月24日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。30請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願については、会議規則第92条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託することに、30請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願については、会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、30請願第2号及び30請願第3号については、教育民生常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

日程第4 報告第20号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第5 報告第21号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する

専決処分に係る報告について

- 日程第 6 報告第22号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 日程第 7 報告第23号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 日程第 8 報告第24号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 日程第11 報告第27号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、報告第20号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてから日程第8、報告第24号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてまで、及び日程第11、報告第27号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についての報告6件については、同じ内容の自動車破損事故に係る専決処分の報告でありますので、一括しての報告としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました報告第20号から報告第24号まで及び報告第27号の自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

報告第20号に係る事故は、矢巾町流通センター南二丁目地内の町道志和稻荷街道線において、零石町笹森163番地3、中村勝久さんが走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上を通過してしまったために自動車の左側の前輪タイヤを破損したものです。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償保障保険で行っており、本町の過失割合は5割との査定から8,600円を支払うものであります。

次に、報告第21号に係る事故は、矢巾町大字赤林第5地割地内の町道志和稻荷街道線において、盛岡市西見前15地割176番地19、佐藤圭太さんが走行中に、道路上の穴の発見におくれ、

その上を通過してしまったために自動車の左側の前輪タイヤ、アンダーカバー及びフロントバンパーを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、本町の過失割合は5割との査定から11万2,400円を支払うものであります。

次に、報告第22号に係る事故は、矢巾町大字煙山第3地割地内の町道西部開拓線において、盛岡市湯沢南二丁目1番2号、澤内秀勝さんが走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上を通過してしまったために自動車の左側の前輪タイヤを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、本町の過失割合は5割との査定から1万3,000円を支払うものであります。

次に、報告第23号に係る事故は、矢巾町大字和味第4地割地内の町道西部開拓線において、北上市大堤北二丁目8番6号、及川智さんが走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上を通過してしまったために自動車の右側の前後輪のタイヤ及びホイールを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、本町の過失割合は5割との査定から2万8,700円を支払うものであります。

次に、報告第24号に係る事故は、矢巾町大字室岡第12地割地内の町道和味線において、盛岡市永井23地割4番地16、坂野下学さんが走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上を通過してしまったために自動車のフロントバンパーを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、本町の過失割合は5割との査定から3万1,400円を支払うものであります。

次に、報告第27号に係る事故は、矢巾町流通センター南一丁目地内の町道流通センター南一丁目1号線において、盛岡市永井25地割47番地21、相澤崇弘さんが走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上を通過してしまったために自動車の左側の前輪タイヤを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、本町の過失割合は5割との査定から1万2,500円を支払うものであります。

なお、報告第20号及び報告第21号については6月19日に、報告第22号については6月25日、報告第23号については7月11日に、報告第24号については7月20日に、報告第27号については8月13日に、それぞれ地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。ただいまの報告6件について一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） これで確認したいのは、今までトータルで何件で幾らぐらいの金額になって、これで終わりかどうか、その3点だけお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

本日ご報告申し上げた部分については6件でございまして、トータルの関係でございます。ことしの冬と申しますか、事故発生冬の分含めて全部で発生したのは16件で、今まで3月会議、4月会議、6月会議において、それぞれご報告申し上げた専決分、全部含めまして今まで16件のうち13件、したがって、残り3件、そのうち3件のうち2件、これは相手方の示談まで締結にはいっておらないというのがまず2件、それから残りの1件でございますけれども、これは再査定の中で賠償案件には当たらないという形でご本人承諾の上、取り下げという形でことしの冬16件の事故の発生というのがまず一つでございます。

それから、ご質問ございました賠償金額のほうの関係でございます。それぞれ2月発生当時から行って、現在までの部分の合計でございますけれども42万4,243円、これがそれぞれ5割査定の部分の賠償金額という捉え方になります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

以上で報告第20号から報告第24号まで及び報告第27号の6件の報告を終わります。

日程第9 報告第25号 矢巾SIC関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事

請負契約の変更に関する専決処分に係る報告につい

て

○議長（廣田光男議員）　日程第9、報告第25号　矢巾ＳＩＣ関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　報告第25号　矢巾ＳＩＣ関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

平成29年11月17日にご議決を賜りました矢巾ＳＩＣ関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事につきましては、東野建設工業株式会社代表取締役社長、東野久晃と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移しておりますが、若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、町道宮田線に埋設する上水道本管移設工事を行うこととなったため、車道部及び歩道の掘り返し施工防止として車道は上層路盤仕上げ、歩道は路盤仕上げにすることとしたことにより、工事費が減額となったものであり、変更前の契約金額1億2,204万円を231万6,600円を減額し、変更後の契約金額を1億1,972万3,400円とするものであります。

なお、このことについては、7月26日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定により専決処分としたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　これで質疑を終わります。

以上で報告第25号を終わります。

日程第10　報告第26号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員）　日程第10、報告第26号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第26号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

発生した事故は、盛岡市門一丁目地内の国道396号において職員の運転する公用車が右折のために停車しておりました山田町豊間根第3地割183番地3、佐々木建彦さんの自動車に衝突し、トランク部及び右側後方の車体部を破損したものです。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償保障保険で行っており、本町の過失割合は10割との保険会社の査定から80万5,540円を支払うものであります。

なお、このことについては、8月1日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分としたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 事故の内容は、かなり大きな事故だったというふうにこの文面から感じのですが、けがとかは、相手方、そして本町の公用車を運転しているのは職員だったのか、それとも職員以外の例えば臨時で雇っている人なのかちょっとわかりませんが、いずれその内容をもう少し具体的に教えてほしいのと。それから、こういう事故というのはちょっと、何が原因なのか、不注意なのか、それとも全くよそ見をしていたのか、余りにもちょっと相当厳しい事故だったというふうに思いますので、その職員に対するその後の対応、職員教育、そういうものについてはどのようにになっているのかお知らせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

まず事故の内容でございますけれども、説明にもございましたけれども、運転していた職員は、これは役場の職員、正職員でございます。こちら発生したのが国道396号ということで、片道2車線ずつの4車線になっている道路でございますけれども、県庁に出張した帰り、南進していた状態の中で職員の車は軽トラック、それから相手の車は普通乗用車という状況でございます。発生状況につきましては、職員運転する車、南進していく左側、2車線の左側を走っていたわけですけれども、前の車が減速したということで、その職員の車が右折レンのほうにハンドルを、追い越すためというのか、そういう形で切ったと。そうしたところ、この事故に遭わせた車が右折するために停止していた、そこのところに職員の車が後ろ、後

部のほうにぶつかってしまったという状況でございまして、結論的には物損事故の扱いになりますて、それぞれ双方、職員または相手の方、佐々木さんにつきましても、これは事故はなく終わったわけでございますけれども、止まっていた車に後ろから衝突ということで賠償関係はそのとおりでございますけれども、事故の被害というのか、あれにつきましては、相手の車につきましては、後ろのトランク部分、こちら大破したわけではないのですけれども、こちらを押してしまったような形、いわゆる横から当たったような状態ですので、引っ込ませるというよりも動いたというような形のものがひとつありますし、大きいところではバンパー、こちらも破損状態の中で事故として発生したと。それから、相手の車のマフラーの部分、こちらの部分についても損傷を与えてしまったという形で事故の原因とすれば、本人の聞き取りの中では、よそ見というわけではないのですけれども、前の車、追い越した車に気をとられたという形で、いわゆる前方不注意、これはよそ見というかどうかはあれでけれども、前方不注意の中で停車していた車に衝突をしてしまったという形になってござります。

それから、公用車の部分の修理、破損状況でございますけれども、公用車、軽トラックでございますけれども、こちらにつきましては、前のほうのフロントバンパー、こちらの修理と、あとは前のフロントガラス、運転席の前のガラス、こちらの部分の破損をしたところでございます。これを受けまして、受けましてというか、事故発生によりまして職員への注意、これはもちろんでございますけれども、運転の際の注意喚起につきましては、全職員、こちらのほうに注意喚起を行って事故の発生防止と申しますか、こちらに職員一同で取り組んでいるというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

以上で報告第26号を終わります。

日程第12 報告第28号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第12、報告第28号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

に基づく平成29年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長 (高橋昌造君) 報告第28号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度財政健全化判断比率等についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化を判断する比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率を報告するものであります。

本町の平成29年度の決算に基づき報告する実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、対象となる会計収支が全て黒字であることから、本比率については該当しないところであります。

また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合をあらわす指標である実質公債費比率については、平成28年度より0.7ポイント減少し、13.6%に。標準財政規模に対する本町が将来負担すべき負債の割合をあらわす指標である将来負担比率については、平成28年度より2.9ポイント上昇し、126.1%に、公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率については、各公営企業会計に資金不足が発生しないことから、本比率については該当しないところであります。

なお、それぞれの比率については、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基準値以上になった場合は、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計においては経営健全化計画を定めて、さまざまな制限のもと財政または経営の早期健全化を図らなければならぬことになりますので、そのようなことにならないように引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長 (廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 将来負担比率についてお伺いをいたします。2.9%上昇した主な理由と、それから県全体での立ち位置といいますか、順番はどの程度になっているのか。及び県の平均値についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

今回の126.1になったところの理由でございますが、大きくいいますと、幾つかのポイントがありますが、減る方向の話とふえる方向の話が合算されて最終的に2.9ポイント増となっているものでございます。減る要因というのは、将来負担額が実際に減ったとか、標準財政規模がふえたというふうなことはありましたけれども、逆にふえるほうの要因として、やはり投資的経費が増大するということで財政調整基金や減債基金を取り崩したというふうなことがあります。双方を合わせた結果として2.9ポイントの増となったということでございます。

なお、29年度決算の他市町村の数値というものはまだ公表されておりませんので、29年度の決算についての、いわゆる順位とか平均というのは、ちょっとまだ把握はできていないところなのですが、参考までに28年度決算でいえば、数値的にはワースト2、2番目ということになります。済みません、平均については算定しておりませんが、100を切っているものと思われますので、それよりはずっと多いという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

以上で報告第28号を終わります。

日程第13 質問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（廣田光男議員） 日程第13、質問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 質問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて提

案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員として平成13年1月1日から6期お務めをいただいて、任期が本年12月31日までとなっております矢巾町大字岩清水第11地割27番地2、細川榮子さんは、これまで委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見ともに非常に立派な方であることから引き続き人権擁護委員にご推薦を申し上げるものでありますので、何とぞご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、諮問第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第14 濟問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（廣田光男議員） 日程第14、濟問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 濟問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員として平成25年1月1日から2期お務めをいただいて、任期が本年12月31日までとなっております矢巾町大字西徳田第4地割43番地6、山本加代子さんは、これまで委員の職務を誠実に果たされ人格、識見とも非常に立派な方であることから、引き続き人権擁護委員にご推薦を申し上げるものであります。

何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、諮問第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第15 議案第64号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて

○議長（廣田光男議員） 日程第15、議案第64号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求ることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第64号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求ることについて提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会の委員として平成28年10月1日からお務めをいただいております、この任期が今月30日までとなっている矢巾町大字又兵エ新田第7地割143番地11、掛川はるなさんは、平成28年度から矢巾東小学校P T A副会長を務められ、今年度は矢巾北中学校2学年の学年委員長を務められるなど、児童生徒の教育振興に対し、積極的かつ誠実にその職務を果たされており、その識見を生かし、多様な角度から教育分野に関する意見を述べていただくことで町内の児童・生徒の学校生活が今まで以上に充実するよう教育行政に対する提言もいただいております。

以上のことから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に基づく保護者の委員として引き続き教育委員会の委員をお願いするに適任であると思われ、かつ人格高潔で

識見を有する立派な方でありますことから、同法第4条第2項の規定により委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようにお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第64号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについては原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をとります。

再開を11時10分とします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第16 議案第65号 町道堤川目線田尻橋橋梁架替工事請負契約の変更
について

○議長（廣田光男議員） 日程第16、議案第65号 町道堤川目線田尻橋橋梁架替工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第65号 町道堤川目線田尻橋橋梁架替工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

平成29年8月9日にご議決を賜りました町道堤川目線田尻橋橋梁かけかえ工事につきましては、タカヨ建設株式会社代表取締役、高橋貞雄と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移しておりますが、変更を要したところであります。

主な変更内容は、仮締切工の変更、鋼矢板打ち込み機種の変更及び緑化ブロック面積の増加が必要となったことから工事費を増額するものであり、変更前の契約金額1億5,768万円を3,016万80円を増額し、変更後の契約金額を1億8,784万80円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 当初の予算なのですが、当初の予算が1億5,768万円ということなのですが、この今町長が説明した中身は、かなり専門用語なわけです。矢板についてはわかりますが、私も土木の2級は持っていますが、ちょっとなかなか専門用語なのです。3点挙げられましたけれども、これやっぱり当初の予定から3,000万円の変更となれば、設計そのものがもうかなり変更になる、工事の進め方そのものも変更になるということなのですが、ちょっとやっぱり額的には変更としてはかなり大きい変更だというふうに理解しますが、現実的に工期には変更ないかもしれませんけれども、工事の方法が当初考えていた中身よりもかなりの変更が伴ったというふうな中身で理解するのですが、もう少し具体的に、いわゆる工法が変わった、あるいは材料費が変わったのか、あるいは橋梁そのものの当初考えていた中身と変更せざるを得なかった理由があったのか、もう少し詳しく説明をしてほしいと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） お答えをいたします。

事前に皆さんに資料をお配りしていましたので、それをちょっとごらんいただきたいと思います。当初設計と変更設計ということで2枚物をお出ししておったのですけれども、よろしいでしょうか。

まず最初、当初設計でございますけれども、赤と青、A1、A2というふうに書いているのですけれども、これが橋梁をやるときに、要するに川を堰きとめるといいますか、仮締め切りをすると、矢板で。当初は、このA1と書いているほうの矢板を締め切って工事を行う。

そしてA1のほうができたならば、今度はその材料を引き抜いて今度はもう一回A2のほうにやるというような当初設計をしていたわけですけれども、川の工事でございまして、やっぱり渇水期のうちに仕上げてしまわなければならぬということで、昨今の異常気象とかございますので、融雪期などもかなり水が出ますので、ということでこのA1とA2を同時に締め切って工事を行うと。矢板を打ち込んでやるということで、したがいまして、当初よりも矢板の枚数の賃料が倍かかっていると。それから、それに伴います切り張り、はら起こしといいますか、矢板を立てておくための材料の損料がかかっていると。これがまず大きな変更の要因でございます。

それから、上のほうに鋼矢板の打ち込みバイプロハンマー60キロワットというふうに書いてございますけれども、当初はこれで打ち込みをできるのではないかということで施工に入ったのですけれども、地質が矢板を振動を与えて入れていくわけですけれども、それがこの60キロの規格では入らなかったということで、これをまず機種を変更いたしまして60キロ、下のほうの変更のほうに書いてございますけれども、バイプロハンマーの打ち込み90キロワットというふうにしてございます。

それから、右のほうですけれども、A2のほうなのですけれども、今度そっちのほうに行って打ち込みをしたならば、90ワットのほうでもできなかつたということで、今度ウォータージェット併用ということで先端に水を、ジェットを流しまして、その矢板を入れていくという工法に変更しなければならないということで答弁にありました仮締工の変更、それから鋼矢板の打ち込み機種の変更というのがこの部分に当たります。それらの変更により、あとは護岸の関係ですけれども、両サイドの取り合いのところで若干護岸の数量がふえまして、それらを合計いたしまして、この変更に至つたということになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） バイブルの振動で差し込んでいく方法は私もやってきましたし、それからウォータージェットを使ったこともありますが、大体は地質調査、地質検査をやるわけです。そこで大体判断できるわけです。大体これやってみての話ですから、全くお粗末ではないかというふうに私は思うのです。当然そういう調査を含めて協議をしながら、この方法で十分できるよということで契約しているはずなのです。これはやっぱり契約変更というのは、常にあり得るのですが、ちょっとやっぱり工事の進め方とすればお粗末だなというふうに私は感じました。これは、工期はそのまま恐らく変わりないだろうというふうに思い

ますが、やっぱり矢板ですから、全部借りてきてやっているわけですので、当然変更が伴えば賃料が高くなりますし、それからジェットハンマー、ウォーターハンマーだって、これだってかなり高いわけです。やっぱり事前のそういった調査の不足、それから協議において、万が一そういった変更が伴う場合の協議がやっぱりしっかりと行われていなかったという、これはあかしではないかというふうに思うのです。やっぱりそういうことも含めてこの工事は変更どおり進むだろうというふうには思いますが、そうでなくともインターチェンジ絡みの町道にかかっている経費もかなりかさんできていますので、やっぱりそういったことをしっかりと町とすれば精査をしながら、できるだけ変更はあったとしても最小限にとどめて貴重な財源をそういうものにしっかりと効果の出るような方法でやっぱりやっていかなければならぬだろうというふうに思いますので、これを大きな反省点として、これから工事はそういったことのないようにやっぱりしっかりと担当課ばかりでなく、そういったことをやっぱり各課もいろいろな部分で事業に取りかかっている部分で変更を伴ったりはするわけですけれども、事前のそうした打ち合わせなり、あるいは調査なりをしっかりとやって、余りにもちよつとこれは町民にとっても決していい中身ではないわけですので、そういうことを胸に置きながら今後の工事に当たってほしいというふうに、あるいは事業の推進に当たってほしいということで、そういう反省点も含めてもう一回その考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　ただいまのお答えをいたします。

確かに若干のうちのほうの調査不足ということもあってこのような変更になったわけですけれども、以降は設計のほうともよく詰めまして、ちょっと土質の関係がなかなか見えない部分なのですけれども、きっちと精査をいたしまして、このような変更がないようにしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　コンサルには出しているの、設計。

○道路都市課長（村松　亮君）　はい。

○議長（廣田光男議員）　コンサルは何と言っている。

○道路都市課長（村松　亮君）　これは、N値といいますか、岩盤とかということではなく、土が締まっていまして、入れていくときの摩擦によって入っていかないというのがこの件だったのです。土がかたくてもうとまつたままでいけないとかではなくて、その入れる段階で土との摩擦によって、それが入っていかないということでしたので、そこをちょっと、そ

いう状態で今回変更をせざるを得なかったということになってございますので、いずれきっと精査して今後進めてまいりたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 副町長、何か、専門家、ありますか。水本副町長。

○副町長（水本良則君） 議員ご指摘のとおり、土木工事は現地で実際工事しなければならないことは多々あるわけでありますが、やはり事前にきっちと調査して適切な設計をして発注する。これは大変大事なことでありますので、今後はご指摘いただいたところに十分注意しながら設計のところでも十分配慮し、発注に当たっては、さらに吟味して出すと。施工管理におきましても現地の状況を見て、適切に変更になるように、これはもちろん適切に変更したものでありますが、その辺についても経費ということを考えながら取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今回大変大きな金額の変更ということになります。私が思うには、昨年の9月でも一般質問しましたように、もう既にスマートインターは開通し、農免道路を使って今順調に進んでいて、既に所期目標の1日1,900台をもう突破しそうというような状況で所期の目的はもう達成している状況にあります。その中にあって西側の道路に多額のお金をかけるということは、私は大変これは問題であるという考えを持っております。

雨のときに災害が起きると、その川をとめるときに問題があるということでこういうふうな工法をとるということでございますが、私は工期をおくらせてでも渴水期の冬期にこの工事をやれば、この板を当初の設計どおりに再利用ができるのではないかと考えます。これ以上西側の線にお金を使うべきではないと考えます。その点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） お答えをいたします。

確かに渴水期ということでございます。今回も始まりは、現場のほうに入ったのが11月ということで渴水期にやりました。それで3月、まず融雪の前3月ぐらいまでには終わらなければならないということでやりましたので、もし今片方ずつ、結果論になるかと思いますけれども、片方ずつやって、例えば6月、7月までかかっているのであれば、どういうふうになるかということで、いずれ渴水期の中にということになりますので、もしその期間にできなければ2カ年に分けて、1つをことしの冬、そしてもう一つを次の冬というふうな形にならうかと思いますので、いずれ早期に完成ということでこの工法をとりましたので、いずれ

渴水期に終わらせたいという私たちの思いでこのような変更になったものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

9番、川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） この片方の締め切りでやるのを両側同時締め切りに変えたというのは、いつどういう時点で変えたのか。先ほどの説明だと、いろんな不測の出水がある云々とありましたけれども、当初それを考えられなかつたのかというところが非常に疑問になります。同時締め切りで施工当初から計画しておれば、こういう多額の変更は生じなかつた、せいぜいウォータージェットの変更とか、その程度で済んだはずなのです。そこに原因がといふか、今回の大きな着目点があると思うのですけれども、どう考えておりますか。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

確かに大きな変更をしてしまつたわけですけれども、先ほどから申しましたけれども、いずれちょっと工程の引き方の当初の計画がちょっと甘かったのかなということもありますので、そこは反省をいたしまして、いずれ安全な工事といいますか、そういう形で進めてまいりたいと思いますので、ちょっと今後、変更の時点は、打ち込みを始めまして、いろんな打ち込みの機械の変更とかありますし、ちょっともう渴水まで間に合わないということで、この時点では両方では入れましようということでやつたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） どの時点だか聞いている。

○道路都市課長（村松 亮君） それは、11月13日から打ち込み始めていましたので、きちんとした時期はあれですけれども、いずれ11月末から12月の始めあたりでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございますか。

小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 14番、日本共産党、小川文子でございます。今回のこの補正について反対討論をいたします。

先ほども一部述べましたけれども、この工事は、大変高額なものとなっております。しかも既にことしの3月にもうインターは開通いたしまして、農免道路等の県の改良工事もあって、スムーズに推移をしております。西側がなければ、道路がなければ、大変問題があるというような声は聞いておりません。そのような中で今回の工事変更でこれだけ多額の3,000万円ほどのお金をかける必要があるのか精査が必要だと考えます。

しかも今回の工事についても、工期をずっと延ばしてきたわけで、今さらこの工期がさらに延びたからといって誰も余り困る人はいない、町民からはそういう声が出ております。したがいまして、お金をかけるよりも工期を延ばしたほうが私は得策だと考えます。しかも本町は、先ほども説明がありましたように、投資的経費が大変増大をしております。県の平均の将来負担率は50%台ですから、本町はその倍以上の将来負担率を抱えていて、将来にわたって借金返済をしなければならない、そのような状況にあって、財政調整基金を取り崩しながら綱渡りの財政運営をしている現状ではないでしょうか。少子高齢化対策をもっともっと進めなければならない今の現状において、ここにだけこれほどの大金をかける必要はないと考えるものであります。

しかも中央1号線の開通も急がなければなりませんし、さらに今世界経済はトランプ政権のいわゆる経済戦争によってイランからの原油の輸入も停止し、さらに自動車のアメリカの輸入の関税が2.5%から20%に上昇するかもしれないという世界経済、日本経済にとっても大変な危惧が今起きている状況の中で安易にこの値上げといいますか、増額をする必要はないと考えるものであります。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第65号 町道堤川目線田尻橋橋梁架替工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 賛成多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第66号 公共施設等省エネルギー改修その2工事請負契約
の締結について

○議長（廣田光男議員） 日程第17、議案第66号 公共施設等省エネルギー改修その2工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第66号 公共施設等省エネルギー改修その2工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、環境省に採択された公共施設等先進的二酸化炭素排出削減対策モデル事業として実施するものであり、本年度において2年目となります。

主な工事概要は、役場庁舎、町民総合体育館、町公民館、文化会館、保健福祉交流センターを自営の電力線により結んで、マイクログリッドを構成し、これらを一体化するものであり、不動小学校及び学校給食共同調理場についても同様に一体化を行い、この2つのマイクログリッドに対して再生可能エネルギーとして太陽光発電システムの導入、電力需要の調整機器としての蓄電池を設置する工事を行うものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6、第1項の規定に基づき、8月3日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受け付け期限の8月20日までに株式会社ユアテック岩手支社、岩手電工株式会社、以上2社から参加申請があり、8月24日、午前9月28分から入札を執行した結果、岩手電工株式会社が一金2億3,800万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金2億5,704万円で契約の締結を行うものであります。

なお、落札率は89.85%となっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第66号 公共施設等省エネルギー改修その2工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第67号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）
について

日程第19 議案第68号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第20 議案第69号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第21 議案第70号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第22 議案第71号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第23 議案第72号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第24 議案第73号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第18、議案第67号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、日程第19、議案第68号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第20、議案第69号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第21、議案第70号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第22、議案第71号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第23、議案第72号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第24、議案第73号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予

算（第1号）について、この7議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第67号から日程第24、議案第73号までの補正予算7議案については一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました7会計の平成30年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第67号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款県支出金に自立分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金、岩手農林水産物消費者理解増進対策事業補助金、19款諸収入に岩手医科大学関連道路整備移転補償費を新設補正し、16款寄附金の一般寄附金、17款繰入金の各特別会計繰入金及び18款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正をするものであります。

次に、主な歳出につきましては、平成30年度の定期人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、2款総務費の自立分散型エネルギー供給システム設計等支援事業を新設補正し、2款総務費の財産管理事業、企画総務事業及び財政調整基金積み立て事業、6款農林水産業費の下水道事業会計繰り出し事業、8款土木費の道路維持補修事業、除雪事業、交通安全施設整備事業、矢巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業、下水道事業会計繰り出し事業及び10款教育費の小学校整備事業を増額補正とし、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,387万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億6,693万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第68号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、5款繰入金の財政調整基金繰入金、7款諸収入の一般被保険者第三者納付金を増額補正し、平成29年度の決算が確定したことによる同年度の剩余金として、6款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、1款総務費の一般管理事業、7款諸支出金の償還金及び一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,089万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,478万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第69号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、6款県支出金の生活扶助に係る介護認定調査委託料を新設補正し、5款支払基金交付金の過年度分地域支援事業交付金、8款繰入金の低所得保険料軽減繰入金及び平成29年度の決算が確定したことによる同年度の剰余金として9款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の居宅介護サービス費給付事業、地域密着型介護サービス費給付事業、施設介護サービス費給付事業、居宅介護サービス計画費給付事業、6款諸支出金の償還金及び一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,209万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,963万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第70号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、平成29年度の決算が確定したことによる同年度の剰余金として4款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、3款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億205万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第71号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、3款繰入金を新設補正し、平成29年度の決算が確定したことによる同年度の剰余金として4款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業を新設補正し、5款諸支出金の矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰り出し事業を増額補正とし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,425万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,469万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第72号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について提

案理由の説明を申し上げます。

補正の内容ですが、収益的収入及び支出のうち支出の第1款水道事業費用の営業費用を増額補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第1款資本的収入の企業債及び支出の第1款資本的支出の建設改良費をそれぞれ増額補正をするものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち、支出の第1款水道事業費用を50万円増額して、総額を5億3,851万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第1款資本的収入を5,000万円増額して、総額を13億3,178万2,000円とし、支出の第1款資本的支出を5,030万円増額して、総額を18億2,675万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第73号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容ですが、収益的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道事業収益の営業収益及び営業外収益、第2款農業集落排水事業収益の営業外収益を増額補正し、資本的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道資本的収入の負担金及び第2款農業集落排水資本的収入の負担金を増額補正し、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費及び第2款農業集落排水資本的支出の建設改良費を増額補正するものであります。これによりまして収益的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道事業収益を4,118万8,000円増額して、総額を7億2,796万1,000円とし、第2款農業集落排水事業収益を4,324万9,000円増額して、総額を3億2,209万8,000円とし、資本的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道資本的収入を631万2,000円増額して、総額を2億5,039万円とし、第2款農業集落排水資本的収入を50万1,000円増額して、総額を3,243万8,000円とし、支出の第1款公共下水道資本的支出を2,316万8,000円増額して、総額を4億9,757万3,000円とし、第2款農業集落排水資本的支出を7万6,000円増額して、総額を2億2,107万7,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第67号から議案第73号までの補正予算7議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の7議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、審査報告書を当職のもとに提出するようお願ひいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、7議案については予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

日程第25 議案第74号 平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第26 議案第75号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 議案第76号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 議案第77号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第29 議案第78号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第30 議案第79号 平成29年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第31 議案第80号 平成29年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第32 議案第81号 平成29年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第25、議案第74号 平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第26、

議案第75号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第76号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、議案第77号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、議案第78号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30、議案第79号 平成29年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第31、議案第80号 平成29年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第32、議案第81号 平成29年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、この8議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第25、議案第74号から日程第32、議案第81号までの8議案については一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） それでは、説明に入らせていただく前に、皆さんもうタブレットでございますが、一応平成29年度の予算執行に関する報告書の1ページをお開きになっていただきたいと思います。あともう一つは、公営企業会計決算別の総括表の1枚めくったところに平成29年度公営企業会計別決算総括表がございますので、これをお開きになっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ただいま一括上程をされました7会計の平成29年度決算認定議案並びに水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に係る議案につきまして、皆さんに配付をしております平成29年度予算執行に関する報告書、平成29年度公営企業会計別決算総括表及び議案書によりご説明を申し上げます。

平成29年度予算執行に関する報告書の1ページをお開き願います。会計別、決算額、予算現額に対する決算額の比率の順に従いご説明を申し上げます。

議案第74号、一般会計、歳入123億4,589万2,182円、94.3%、歳出116億6,451万1,633円、89.1%、歳入歳出差引額6億8,138万549円。

議案第75号、国民健康保険事業特別会計、歳入29億9,608万1,435円、100.3%、歳出29億

4,765万326円、98.7%、歳入歳出差引額4,843万1,109円。

議案第76号、介護保険事業特別会計、歳入20億7,250万7,695円、100.6%、歳出19億5,074万158円、94.7%、歳入歳出差引額1億2,176万7,537円。

議案第77号、後期高齢者医療特別会計、歳入1億9,283万2,211円、99.9%、歳出1億9,085万8,110円、98.9%、歳入歳出差引額197万4,101円。

議案第78号、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、歳入6億8,528万4,003円、99.6%、歳出6億7,219万9,042円、97.7%、歳入歳出差引額1,317万4,961円。

合計に参りまして歳入、予算現額190億2,073万3,000円、決算額182億9,259万7,526円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額はございません。ゼロ円でございます。予算現額と決算額との比較7億2,813万5,474円、予算現額に対する決算額の比率96.2%。歳出、予算現額190億2,073万3,000円、決算額174億2,586万9,269円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額11億947万5,000円、予算現額と決算額との比較15億9,486万3,731円、予算現額に対する決算額の比率91.6%、歳入歳出差引額、予算現額はございません。ゼロ円。決算額は8億6,672万8,257円となります。

続きまして、平成29年度公営企業会計別総括表をお開き願います。議案第79号、水道事業会計、収益的収入及び支出、収入7億7,272万7,522円、102.7%、支出4億5,344万2,382円、93.8%、収入支出差引額3億1,928万5,140円。資本的収入及び支出、収入7億479万7,452円、105%、支出10億7,286万6,581円、85.0%、収入支出差引額△3億6,800万9,129円。

次に、議案書をお開き願います。議案第80号 平成29年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の4億1,023万3,257円のうち2億6,109万8,676円を減債積立金への積み立てとし、1億4,913万4,581円を資本金への組み入れとして処分するものであります。

続きまして、平成29年度公営企業会計別決算総括表をもう一度お開きを願います。議案第81号、下水道事業会計の公共下水道事業、収益的収入及び支出、収入7億2,098万1,065円、102.5%、支出6億4,138万2,076円、91.7%、収入支出差引額7,959万8,989円。資本的収入及び支出、収入3億4,659万1,229円、95.4%、支出6億3,857万5,673円、87.9%、収入支出差引額△2億9,198万4,444円。

次に、農業集落排水事業、収益的収入及び支出、収入3億1,807万8,215円、101.4%、支出

3億3,826万7,657円、95.3%、収入支出差引額△2,018万9,442円。資本的収入及び支出、収入6,446万3,540円、108.5%、支出2億4,324万7,552円、98.6%、収入支出差引額△1億7,878万4,012円。

合計に参りまして、収入、予算現額28億9,394万6,000円、決算額29億2,763万9,023円、繰越額及びそれに係る財源充当額780万円、予算現額と決算額との比較△3,369万3,023円、予算現額に対する決算額の比率101.2%。支出、予算現額37億7,449万3,000円、決算額33億8,772万1,921円、繰越額及びそれに係る財源充当額1億6,212万2,000円。予算現額と決算額との比較3億8,677万1,079円、予算現額に対する決算額の比率89.8%、収入支出差引額、予算現額△8億8,054万7,000円、決算額△4億6,008万2,898円となります。

なお、それぞれの詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

平成29年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審査報告書が当職のもとに届いております。

なお、意見書及び報告書につきましては、お手元に配付しておりますので、ご覧願いたいと思います。

吉田代表監査委員が出席しておりますので、審査意見書について補足説明がありましたら、これを許します。

吉田代表監査委員。

（代表監査委員 吉田 功君 登壇）

○代表監査委員（吉田 功君） それでは、読み上げまして補足説明をさせていただきます。

平成29年度矢巾町一般会計、4特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の7会計の歳入歳出決算については、報告書に記載のとおりであります。若干の補足説明をさせていただきます。

審査に当たりましては、会計伝票、帳簿、証書類等の照合点検及び担当部局から事情を聴取し審査を行いましたが、いずれも符合し、正確でありますことをご報告申し上げます。

一般会計と4特別会計は、全ての会計において黒字決算であり、実質収支額は合わせて6億5,526円余となっております。これは、高橋町長の指導のもと、職員の卓越した行財政運営

と議員各位のご理解のたまものであると感ずるところであり、今後も順調に推移していくことを願うところあります。

町税等の収納率は、引き続きすばらしい成績であり、また昨年度はふるさと納税が大幅に増加しております。この成果は、高い評価に値するものであり、敬意をあらわすものであります。自主財源の確保に向けて今後も取り組まれますよう期待しております。

旧町民センター食堂の改修事業につきましては、設計を委託したものの、現在施工には至っておりません。設計にかかる費用を生かされるよう留意されますとともに、今後活用策の検討が住民本意で進められますことを強く要望いたします。

水道事業会計と下水道事業会計においては、料金改定に伴い、いずれも純利益を計上しております。新しい料金体系のもと施設管理及び経営管理の両面において健全性の確保に努められますよう望んでおります。

自治体財政の健全化を示す健全化判断比率については、実質公債費比率と将来負担比率は、それぞれ国が示す早期健全化基準を下回っておりますが、今後なお一層の財政健全化に努められることを願うところであります。

矢幅駅周辺土地区画整理事業がほぼ完成し、駅周辺の新しい町並みが形成されております。また、岩手医科大学附属病院の開院に向けてインフラ整備が進められており、住民の生活環境や地域経済の向上、充実が図られております。費用対効果を十分に見きわめ、財政の健全性も意識しながら、着実に事業を展開されますとともに人口3万人構想の実現に向けて魅力あるまちづくりが推進されますよう心より期待しております。

以上、申し上げまして私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　吉田代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りします。議案第74号から議案第81号までの決算関連8議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した8議案については、9月20日午後2時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、決算8議案については、9月22日午後2時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

直ちに議案第67号から議案第73号までの補正予算7議案について予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

ここで暫時休憩に入ります。

午後 0時12分 休憩

平成30年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

平成30年9月4日（火）午後3時50分開議

議事日程（第2号）

- 第 1 議案第67号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 2 議案第68号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 3 議案第69号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 4 議案第70号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第 5 議案第71号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第72号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第73号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤 丸 秀 雄	議員	2番	水 本 淳 一	議員
3番	廣 田 清 実	議員	4番	高 橋 安 子	議員
5番	齊 藤 正 範	議員	6番	村 松 信 一	議員
7番	昆 秀 一	議員	8番	藤 原 梅 昭	議員
9番	川 村 農 夫	議員	10番	山 崎 道 夫	議員
11番	高 橋 七 郎	議員	12番	長 谷 川 和 男	議員
13番	川 村 よし子	議員	14番	小 川 文 子	議員
15番	藤 原 由 巳	議員	16番	藤 原 義 一	議員
17番	米 倉 清 志	議員	18番	廣 田 光 男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋 昌造 君	副町長	水本 良則 君
総務課長	山本 良司 君	企画財政課長	藤原 道明 君
会計管理者兼 税務課長	佐藤 健一 君	住民課長	浅沼 仁 君
福祉・ 子ども課長	菊池 由紀 君	健康長寿課長	村松 徹 君
産業振興課長	菅原 弘範 君	道路都市課長	村松 亮 君
農業委員会 事務局長	佐々木 忠道 君	上下水道課長	山本 勝美 君
教育長	和田 修 君	学務課長	村松 康志 君
社会教育課長	野中 伸悦 君	学校給食共同 調理場所長	稻垣 譲治 君
代表監査委員	吉田 功 君	農業委員会会長	米倉 孝一 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 孝君	係長	藤原 和久 君
主査	佐々木 瞳子 君		

午後 3時50分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続きまして再開をいたします。

ただいまから本日の会議を再開します。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 追加の議事日程第2号は、お手元に配付したとおりであります。これより議事日程に入ります。

日程第1 議案第67号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

日程第2 議案第68号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第3 議案第69号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第70号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第71号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第72号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第73号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、議案第67号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、日程第2、議案第68号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第3、議案第69号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第4、議案第70号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第5、議案第71号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第6、議案第72号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第7、議案第73号 平成30年度矢巾

町下水道事業会計補正予算（第1号）について、この補正予算7議案は予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありました。これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 予算決算常任委員会における審査の報告を審査報告書を読み上げていただきます。

平成30年9月4日、矢巾町議会議長廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第67号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、議案第68号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第69号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第70号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第71号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第72号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第73号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本常任委員会は、平成30年9月4日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第67号から議案第73号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。1、請負工事や設計業務を発注する際には、事前調査を徹底するとともにチェック機能体制の強化を図り、大きく変更することがないよう、より適正な予算執行に努められたい。

以上でございます。皆さんのご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして審査報告いたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 異議ないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 討論がないものと認めます。これで討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第67号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了したので、これにて散会します。

なお、明日5日は一般質問を行いますので、午前10時に本会議場に参集願います。大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 59 分 散会

平成30年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第3号）

平成30年9月5日（水）午前10時開議

議事日程（第3号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤 丸 秀 雄	議員	2番	水 本 淳 一	議員
3番	廣 田 清 実	議員	4番	高 橋 安 子	議員
5番	齊 藤 正 範	議員	6番	村 松 信 一	議員
7番	昆 秀 一	議員	8番	藤 原 梅 昭	議員
9番	川 村 農 夫	議員	10番	山 崎 道 夫	議員
11番	高 橋 七 郎	議員	12番	長 谷 川 和 男	議員
13番	川 村 よし子	議員	14番	小 川 文 子	議員
15番	藤 原 由 巳	議員	16番	藤 原 義 一	議員
17番	米 倉 清 志	議員	18番	廣 田 光 男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	水 本 良 則 君
総 務 課 長	山 本 良 司 君	企画財政課長	藤 原 道 明 君
会 計 管 理 者 兼	佐 藤 健 一 君	住 民 課 長	浅 沼 仁 君
税 務 課 長			
福 祉 ・	菊 池 由 紀 君	健 康 長 寿 課 長	村 松 徹 君
子 ど も 課 長			

産業振興課長	菅 原 弘 範 君	道路都市課長	村 松 亮 君
農業委員会 事務局長	佐々木 忠 道 君	上下水道課長	山 本 勝 美 君
教育長	和 田 修 君	学 務 課 長	村 松 康 志 君
社会教育課長	野 中 伸 悅 君	学校給食共同 調理場所長	稻 垣 譲 治 君
代表監査委員	吉 田 功 君	農業委員会会长	米 倉 孝 一 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 査	佐々木 瞳 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ここで当職よりお願いがあります。本日の9月議会の一般質問から議員の持ち時間が30分から40分に延長することになりました。そのことを踏まえながら、質問者は質問に当たっては論点をよく整理されて質問されるようにお願いをします。

再質問に当たっては、敬称や敬語は不要とします。明確な議論となるよう心がけていただきたいと思います。

次に、当局の皆さんにもお願いがあります。何々議員さんなどの敬称や敬語は不要であります。このことから答弁は簡潔にわかりやすく答弁されることに心がけていただいて有意義な有効な議事進行にご協力をいただきたいと思います。申し添えておきます。

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告があるので、順次質問を許します。

7番、昆秀一議員。

1問目の質問を許します。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、いじめの防止策についてご質問いたします。3年前の忘れることのできない悲しい出来事以来、当時学校に在籍した生徒は卒業し、教職員も異動となり、ほとんどがその当時の出来事を知る人が学校にはいなくなっています。しかし、あの出来事については決して忘れずに二度と起きないようにする対策を引き続き行っていかなくてはなりません。そこで以下お伺いいたします。

1点目、現在の町内学校の不登校やいじめの実態をどのように捉えて、その対策を講じているでしょうか。

2点目、教育委員会議、総合教育会議などでは、いじめ問題についてどのような話し合いが持たれ、その役割を果たしてきているでしょうか。

3点目、いじめ防止対策に関する条例が制定されたことによる効果をお伺いいたします。

4点目、インターネットを通じて行われるいじめや事件などの状況と対策をお伺いいたします。

5点目、3年前の出来事を風化させないための取り組みをどう行っているのでしょうか。

6点目、3年前当時、その学校に在籍していて不登校となっていた生徒たちのその後についての状況と支援は行われているのでしょうか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　いじめ防止対策についての昆議員のご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、不登校及びいじめの実態については、毎月月初めに前月分をまとめ、各学校が教育委員会に報告しており、その報告をもとに校長会議及び教育委員会議において情報共有を行っております。不登校児童生徒に対する対策については、本人及び保護者との面談を学校で頻繁に行い、その結果については、教育委員会に報告されております。そして、まず不登校の児童・生徒を受け入れているこころの窓という施設、部屋のほうへの通級につなげ、個々の問題を克服しつつ、徐々に通学できるような取り組みを行っております。また、いじめに対する対策については、教育相談の実施や頻繁なアンケートの実施により、いじめの早期発見に努め、認知した事案については、教職員が情報を共有し、注意深く見守り、指導することで早期解消のために努力しております。また、いじめ問題相談員の学校訪問や教育委員会が各学校のいじめ対策委員会に参加することにより、情報を共有し、事案の解消に向けて学校と緊密な協力体制を築き取り組んでおります。

2点目についてですが、毎月開催しております教育委員会議におきましては、前月のいじめの認知件数や解消件数並びに関係児童・生徒一覧、さらには特筆すべき事案や継続事案について報告が行われ、学校や教育委員会の取り組み状況に対して委員の皆さんから意見をいただき、さらに効果的な対策をともに考える機会としております。また、総合教育会議におきましても、いじめ防止に関する教育委員会や各学校の取り組み状況についての

説明や教育委員からの意見をもとに町当局との考え方の調整を図り、いじめ問題にどのように対応していくかについて共通の認識を持つ場としております。

3点目についてですが、各学校において矢巾町いじめ防止対策に関する条例の内容について学級担任が子どもたちとともに読み合わせをしたり、その中で周囲のみんなで力を合わせていくことの大切さについて、思いやりや人とのかかわりの重要性についての授業を行う中で、友だちとのつながりや友だちへの思いを授業後の感想として寄せる生徒が多く見られたことや生徒同士が君、さんなどの敬称をつけ、お互いを尊重して呼び合う様子がみられるようになったことは、意識の変化によるものと捉えております。また、ありがとうといった掲示物を設け、自分の思いを寄せて伝え合うといった取り組みが行われたり、生徒会が中心となっていじめ防止にかかわる宣言や演劇などの取り組みが企画されたりすることなども思いやり、人とのかかわりといった視点を大事にしながら生活していくとする子どもたちの意識の変化を感じております。

4点目についてですが、今年度各学校からのいじめの報告の中にインターネットを通じて行われたいじめについての報告は今のところありませんが、昨年度教育相談などでインターネットを通じたいじめがあったとの情報がもたらされたことがあります、その詳しい実態はわからないものの、インターネットを通じたいじめはあるものと認識しております。対策としては、各中学校の道徳教育や技術家庭の技術分野における情報モラルの授業において教材を活用し、生徒個々に対し指導しており、小学校においてもPTAや児童を対象とした講演会を開催しております。

5点目についてですが、生徒会が中心となつたいじめ防止のかかわる宣言や演劇などの取り組みを企画したり、毎年命の大切さをテーマに講師を招いて行われる講演会や福祉・子ども課で中学生を対象にした精神科医による自殺防止に関する心の授業を開催し、3年前の出来事を風化させないための取り組みを継続させております。

6点目についてですが、3年前、当時学校に来ることができなかつた生徒たちのうち最後まで学校に来ることのできなかつた生徒については、学校側が連絡をとりながら進学先についての相談を継続しておりました。そのほか心配な生徒については、進学先のそれぞれの高校へ情報提供を行い、生徒への配慮をしていただいております。その生徒たちに対しては、中学校を卒業したから終わりではなく、今後も相談等があった場合は支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） いじめだけが原因ではないと思うのですけれども、子どもの自殺が突出して多いのが夏休み明けだと統計にはございますけれども、町内の夏休み明けの児童・生徒の状況はどのように見ながら各学校として対応を行ってきたのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

まず全国的に夏休み後の自殺に走る子どもが多いということで数字に出ております。これについての対応については、当然各学校のほうで休み前に先生たちが対応しておりますし、それから休み明け、特に子どもたちの状況の変化、様子の変化については、注意深く観察をし、その対応をしてもらっております。その報告もしていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） わかりました。引き続き児童・生徒を見守っていただいて指導していただければと思いますけれども、先ごろ県教委がいじめ防止基本方針に基づく取り組み状況を公表しております。その公表結果によりますと、大幅にその取り組みは前進しているとはなっております。もちろん町内の学校でもその取り組みはしっかりとされていると思われますけれども、県教委からは、さらにいじめに対する取り組みの実効性を高めるために管理職などに独自の研修会を実施していくこととしております。

私は、既にそのような研修会は何度も行われていて、現場の教職員に対しても研修が行き届いておると思っておりましたけれども、さらにその点、県教委としては、余り研修会が行われてこなかったのか。それともさらにさらにもっと強化されるということなのか、その理由はわからないのですけれども、また町内学校の教職員のいじめに対する取り組みに対して研修会等もそうですけれども、実効性をさらに高める方法というのはとされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

まず県全体でいうと、各地区の小、中学校温度差があると思います。その中で矢巾町の

場合には、3年前の事案を踏まえ、その対応については、非常に細かくやっているつもりでございます。例えば各小中学校のほうの研修会に私あるいは指導主事が赴き、そこで研修会に参加し、あるいは県教委のほうから先生を呼んで研修会をするということを継続的に行っております。また、4月の最初の新任の先生方に対する講話の中で私は、その話をしております。必ずその話をすることにしています。矢巾町独自の取り組みとしてこういうことをしているのですと、このことを先生たちにはお願ひしたいということを必ず言っています。そしてそれだけではなく、チェックのために毎月の会議に教育相談員あるいは生徒指導主事が行って、どういう会議が行われ、その中でどういうふうな取り組みをしているか。そして、先生たちの意識はどうなのかというチェックもしております。年度末にはどういうふうな先生方の対応、あるいは学校としての取り組みがどうだったかということをチェックし、そしてそこでの評価をさせていただいております。というふうな取り組みをしているところでございます。

ということで矢巾町としては、それなりに頑張っているつもりでございますが、これで万全ということではないと思います。もっともっと先生たちにわかっていただきたい、そして子どもたちに寄り添って子どもたちのことを考えながら学校生活、指導していってもらいたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 教育長のそういう思いをわかるように皆さんにこれからも引き続きお願ひしたいと思います。

そして県教委の調査結果からは、学校いじめ対策の周知やPTA、地域と連携協力した未然防止対策などをなお改善の余地があるとの指摘も出されたようですけれども、本町の周知、連携、協力のあり方は、さらにどのようにとられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

その点については、まだまだ足りないところがあると思います。各学校のほうで各学校のいじめ条例については、縮刷版にして各保護者のほうに配布しております。ただそれだけでありますので、これを地域ということでもう少し広げながら私どものほうで頑張って

いかなければいけないと思っています。ホームページ等には掲示をしておりますけれども、それだけではなく、より積極的な発信をしてまいりたいと、そう考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） さらにその周知のほうはお願いしたいと思いますし、次に、児童・生徒や、その家族などからの相談体制についてお伺いしたいのですけれども、まず対面で相談者と相談するということは、非常に難しいところがあるとは思いますけれども、本当にいじめなどに苦しんでいる方というのは、誰にも相談できないからこそ苦しんでいる、苦しみが重なってくるのだと思います。ですから、第一は、その苦しんでいる方のサインを見逃さないことが必要になってくると思います。まずその相談に結びつくことが必要なのですけれども、そこはしっかりと現場の先生には見てほしいと思いますし、さらに徹底していただきたいと思います。

それから、相談へ結びついた後として、やはりしっかりとした先生だけではなく、専門のカウンセラーも配置されているとは思うのですけれども、対応していかなければならぬケースも多くあると思います。このようなカウンセラーの配置と対応状況は、今どうなっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

今昆議員さんおっしゃったそのサインということが非常に大事になっております。各学校の先生方、子どもたちが出すサインを見逃さないようにしてほしいと。その子どもたちによってサインの出し方は違います。アンケートに書いてくる子どももいれば、訴える子どももいます。訴えることができずにふだんと違う行動をとる子どももいます。あるいは学校に来られない状況が続くというふうなことでの発信があつたりします。そういうことに対して細かにその対応していくということが大事だということで各学校取り組んでいただいております。

また、プラスしてスクールカウンセラーについては、各学校のほうに配置しておりますけれども、これは中学校単位での配置と、それから矢巾東小学校、煙山小学校というふうなことになっております。ですから、徳田小学校、不動小学校については、矢巾中学校のスクールカウンセラーとの連携ということになります。いずれまだまだスクールカウンセ

ラーの配置、それから日数、時間も含めてもう少し充実させてほしいなということを県教委のほうに要望しているところでございます。週1回程度では、まだまだ足りないと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） まず週1回ということでしたけれども、やはりそこはふやしていく必要性ありますので、県教委のほうに引き続き要望していただきたいと思います。

それと直接の面談による悩みの相談以外に現在は無料通信アプリのラインなどを使った悩み相談に取り組み始めた自治体も多く出てきているようです。その相談に対応するカウンセラーは、従来のカウンセラーとは違って文書での対応の仕方も必要になってくるということなのですけれども、このようなことに対応できるカウンセラーがラインの相談窓口を設けるという考えがあるのですけれども、そういった相談を請け負うというところもあるのですけれども、そういうことも考えていいってはいいのではないかなと思いますし、例えば広報でそういうラインを使った、広域でラインを使った相談窓口を設けて、そういうこともしていいってはいいのではないかなという、いずれ相談できる窓口を広げるということが必要性を感じるのですけれども、そのような取り組みを取り入れて、相談しやすい環境をさらに整備していくということは大変重要なと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

今議員お話になったことについては、課題だと思っております。ただ本町では、スマートフォン、携帯電話を持たないと、小中学生は持たないということで禁止しております。それはそれにかかわっての事件にかかわる子どもたちがまだまだいるということでございます。その前にやるべきことがあるということをまず徹底したいと思っております。その上で行政のほうで、各自治体のほうでそういうふうなSNSを使った窓口というふうなことが出てきた場合に、私たちのほうも考えてまいりたいと、そう思いますが、その前のモラルの問題が一番大事だと思います。1人でも2人でもそういうふうな事件に巻き込まれてしまったら大変なことなので、まずそっちのほうを考えさせていただきたいと思います。いずれ課題であることは確かでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） スマホを小中学生は持たせないということですけれども、持たせないといつても持っている方は結構いらっしゃるわけで、その対策は必要だと思います。

それから、滋賀県の大津市では、過去の反省から教育委員会に任せきりにしないという市長部局にも推進室を設けて教育委員会の体質改善、努力をされているということなのですけれども、月4回程度教育委員会が集まってスクールミーティングというのを、現場に出向くようになっているそうです。本町の教育委員会についても、当時のいじめの対応の仕方を初め、現在も教育委員会が形骸化されているのではないかという町民もいらっしゃいます。そもそも教育委員会に委員が何人いて、誰がやっているのかを知らない方も多いようです。そのような教育委員会の責任について総合教育会議のほうの活用も必要だと思うのですけれども、そこら辺のお考えについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

大津市の場合には、特別な対策をとっています。これはプラスアルファ1名を教員として採用し、それがいじめ対策教員ということで何も授業を持たずに校内巡視をし、そして何かあった場合には、その先生が窓口になって関係の先生方とすぐ会議ができるような、そういう体制をとっている。これはもう大津市独自のやり方ということで取り組んでおります。ただそこまでなかなかこちらのほうではできておりませんが、それに準ずるような形で素早い行動ということで考えております。そして、そういうふうな対策をしていかなければいけないと思っております。これは、教育委員の皆さんにもお願いをしたり、できるだけ学校のほうに赴いていただいて新鮮な視点で見ていただいて、考えていただき取り組んでいく、一緒になって考えていくという姿勢を持っていただいているところでございます。そういうふうなことで取り組んでこれからもまいりたいと、そう思っております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） まず大津市はそういうふうにして取り組んでいるということで本町も独自でもさらに進めていただきたいと思いますし、それでいじめ防止条例制定から約

1年半ほどになるのですけれども、この条例の前文には、その理念なり決意があらわれているものでありますし、学校でも周知されているということですけれども、大変大事なところだと思います。今この前文の精神がどれだけ、学校では行き渡っているかも知れないですけれども、町民に対して浸透しているのか。逆に風化して忘れ去られるということが懸念されるわけですけれども、いずれ条例の意味するところは、二度となくする命のないようになります。それが亡くなられた生徒や家族に報いることの一つでもありますし、ご家族にとられては、もうそつとしてほしいという思いもあろうかと思いますけれども、その辺を察しつつも、やはり二度と大切な命をなくすことのないように、その思いは決して風化させてはいけないのだと思います。

この条例については、2年を目途に検討を行うとしております。その風化させない取り組みと、もう一度条例に対して魂を込めるという思いから、これから半年後、どう見直しを行っていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

確かに条例の前文は、本当に重いものでございます。それを風化させないためにも見直しをしながらということですけれども、その見直しの原点は、今学校現場で出している学校のいじめ防止条例、それを見直しながら、そして下からの突き上げの中で、では町としてのいじめ条例はどうなのだろうということで見直しをしていきたいと、そう思います。あとは専門家の皆さんにも見ていただきながら、あとは町民の皆さんにも見ていただきながらご意見をいただき、そういう機会を持っていきたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　それでは次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆　秀一議員）　次に、社会資源の活用についてご質問いたします。

介護保険制度や障害者総合支援法などでは、病院や施設から地域へ生活するような施策に重点が移行しております。しかし、ただ地域に移行するだけでは問題の解決にはなりません。そこで住民ニーズの解決のためには、さまざまな社会資源というものが必要になってくることから、本町の社会資源の活用についてお伺いします。

1点目、この地域の社会資源の必要性をどう考えて育成や創出を行ってきてているでしょうか。

2点目、町と矢巾町社会福祉協議会やほかの社会資源の供給機関との連携をどうとっているでしょうか。

3点目、インフォーマルな社会資源を活用する上での視点についての考え方をお伺いします。

4点目、インフォーマルな社会資源に対する支援と調整をどう行なっているのでしょうか。

5点目、ボランティアの育成についての学校教育、社会教育をどう行なっているのでしょうか。

6点目、今後の社会資源の活用をどう考えているでしょうか。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　社会資源の活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、介護や援助が必要な高齢者や障がい者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。また、こうした地域共生社会の実現のためには、公的サービス及び地域での支え合いは必要不可欠な社会資源であり、自助、互助、共助、公助の全てがバランスよく相互補完的に機能するよう我がごと、丸ごと、地域ごとの観点からサービス提供事業者及び住民参加型の支援体制に向けた育成または創出を行なっておるところであります。

2点目についてですが、それぞれ支援事業者やサービス提供事業者等がサービスの質を向上させるため定期的に情報共有できる機会として障がい者ネットワーク会議、地域ケア会議及び各種研修会を開催し、支援技術の向上及び事例検討を通じた連携を図っております。また、町と障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター及び社会福祉協議会とで、それぞれ毎月定期的に新たなサービス創出を含めた協議、検討の機会を設け、連携及び課題の共有を図っております。

3点目についてですが、援助を必要とする対象者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した生活が継続できるようにする上で公的サービスでは対応が難しい部分にN P O法人、

矢巾町社会福祉協議会、生活協同組合及びボランティア等が実施している支援活動を組み合わせて総合的な支援を行っております。具体的には、矢巾町社会福祉協議会が実施している生活支援サービスがあり、町内の社会福祉法人が連携して、矢巾生活支援ネットワーク協議会事業として実施している買い物支援サービスなどがあります。

4点目についてですが、人材育成の一環として精神保健ボランティアや認知症サポート一、介護予防体操実践指導者を要請しており、それぞれ実際に地域での支援活動を実践いただいております。また、活動継続への支援として、場所や機会の確保、関係機関への活動内容の周知、広報、各団体からの補助事業に関する情報提供などを行っております。

6点目についてですが、昨今の福祉分野における相談内容は、複合的な課題を抱えたものが増加傾向にあり、その解決には既存の制度では対応しきれなくなってきた現状があります。そのために既存サービスにない事業は、創出しながら多様な社会資源を活用した支援が求められており、国が推進する我がごと、丸ごと、地域ごとの地域共生社会の実現に向け、地域力強化推進事業を導入し、子どもや高齢者、障がい者まで含めた多世帯型の地域包括ケアシステムの構築を初め、地域に新たなサービスを創出するため現在検討中であります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　引き続き、社会資源の活用についてのご質問についてお答えいたします。

5点目についてですが、ボランティアの育成について学校教育においては、環境整備等の奉仕活動、被災地募金、赤い羽根共同募金など校外における福祉募金活動また森山パストラルパーク刈り払い、花いっぱい運動などの町の事業への参加など、さまざまな活動に参加することによって奉仕の精神、ボランティアとして人のため、社会のために活動しようとする心を育てております。

また、社会教育においては、子ども会育成会など、主に小学生を対象とした事業に際し、小学生の指導的立場としてジュニアボランティアに登録している中学生、高校生がかかわる機会を設けており、ボランティアを行う姿に触れることで自分もボランティアを行おうという気持ちを育てる取り組みを進めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） まず社会資源の定義というものをはっきりさせたいと思うのですけれども、最近いろいろな研修会に参加することが多くなっていて、盛んにこの社会資源の創出と活用が言われております。その中で社会的、福祉的ニーズの充実のために利用、動員される施設、設備、資金、物品、諸制度、技能、知識、人、集団など有形、無形のハードウェア及びソフトウェアのことを社会資源だということを定義しております。

その社会資源の中でもフォーマルなものとインフォーマルなものと、いわゆる公的なものとそうでないものがあるのですけれども、フォーマルな部分は大体国などで一律に整備は進められていることが多いのですけれども、インフォーマルなところはなかなか手つかずになっている部分も多くありますけれども、その中で国においては共助なり、互助なりということを強化するように言われておりますけれども、特に最近は地域包括ケアシステム、いわゆる自助、互助、共助、公助の中で社会資源については、互助、共助、公助と内的資源の自助も明らかにしながら地域包括ケアシステムを確立していく必要性を求められております。

先ほども申し上げましたけれども、研修会などでは盛んに社会資源の活用が言われているわけですけれども、研修で学んでもなかなかその必要性は十分に感じられるのですけれども、その社会資源をどう活用していくかは、それこそ地域ごとに変わってくると思われます。

本町は、地域包括ケアシステムのさまざまな取り組みが進んでいると言われております。ただ地域の社会資源の把握が町民に対してしっかりとなされているのか。そういうところは少し足りない部分があるのではないかと思うのですけれども、そこら辺のいわゆる啓発などのところは重点的に考えていくべきだと思うのですが、その点お考えをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、今ご指摘のとおり矢巾町は地域包括ケアシステムの構築はもういち早く対応させていただいたのですが、その中で、やはり課題を抽出すると、まず8項目にわたって私はいろんなことが考えられるのではないかと。まず地域、これは医療、介護の資源の把握だけではなく、障がいも含めて私は考えていかなければならないということで、それがまず一つと。それから、もう一つは、障がいを含めた在宅医療、介護連携の課題の抽出と対応策の検討、これをやはり取り組んでいかなければならぬ。そして何よりも次に大事なのは、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制

の構築推進。それから、4つ目には、障がいを含めた医療、介護関係者の情報の共有の支援を、やはり私どもがしっかりと取り組んでいかなければならない。そして、そのほかにもう在宅医療、介護関係者に関する相談支援、それから関係者の研修、そして先ほど昆議員からもご指摘あった普及啓発、特にも関係する該当者というか対象者の方はもちろんのこと、やはり私は幅広くこのことについては普及啓発、これは非常に私は大事なことだということでございます。そしてもう一つは、地域包括ケアセンターは、それぞれ各市町村でやっておるのですが、将来はやはり1市町村だけでは対応はなかなか難しくなってくるであろうと。そのことになれば、やはり私どもであれば、お隣の紫波町さん、またはもっと大きく盛岡広域の8市町で考えていくときが当然、そういうときが時代の要請として考えられるのではないのかなということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） まさしく次に連携についてお伺いしたいと思ったのですけれども、考えをお伺いしたので、それは省きますけれども、ボランティアに関してなのですけれども、各種ボランティアグループの活動も高齢化などにより、徐々に先細りになっている感があるのですけれども、先日行方不明の2歳児を見つけたスーパーボランティアが一躍注目を集めましたけれども、そのような方はまだなかなかいないのでしょうかけれども、私はあのような方はいなくてはいけないというふうな存在だと思っておりますので、その育成をまだまだできていないと思いますので、そこら辺のどうすれば育成できるのかというところのボランティア精神とか、そういうふうな理解を広めていく、先ほどの普及啓発も含めてそういうふうなボランティアの育成については、力を入れていただきたいと思いますけれども、そのボランティアの育成についてさらにお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まずこのボランティアについては、私自身みずからやはりこれからボランティアに取り組んでいかなければならないという思いを強くしております。特にも私の場合も高齢でございますので、元気なうちにそういうことに取り組んでいきたいなと。それで今このお話をあったスーパーボランティアも大事なのですが、そのことよりもより身近なところで、だから私はもう今保健、医療、福祉の世界では、我がごと、丸ごとなのですが、必ずうちの職員たちにも地域ごとということを必ず入れなさいと。やはりできるのであれば、先ほどの地域包括ケアセンターのあれは、

もう将来は広域で考えていかなければならない。ボランティアは、もう身近な地域で取り組みを考えていかなければならない。

だからこのことについては、私どもがみずから率先して取り組んでいくこと、もう一つは地域にやはりそのことをしっかりと土着というか、地域に根ざしたボランティア精神というものを、それで特に私強く感じてきたのは、この間町村長研修がありまして、山田町と大槌町に行ってきたのですが、被災したときに、今の大槌町役場は大槌小学校なのです。私そのときに県議会でお世話になっておったときで、大槌小学校の近くの民家で災害ボランティアに入って、それでそのときに、やはり涙がとまらなかったというのは、職員が、もうこれは山田であろうが、大槌であろうが遺体の安置から、そういうことにも率先してやられたと。だから、本来はそういうふうなのは職員がやるべきことではないのですが、もう人手が足りないと、そういうことで、もうだからボランティアというのは、やはり私ども常日ごろ、もううちらの職員にもボランティア休暇というのがありますので、そういうことをしっかりと消化していただいて、そしてそういった災害時に実際被災されたところに入られて、そして実践、経験することの積み重ねが私は大事だと思うのです。だから今後そういったことで、やはり隗より始めよということがあるのですが、私ら職員みずからそういうことに取り組んで、それを広げていきたいなど、こう考えております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 町長のボランティアに関することというのは、本当に心に染みます。

次に、町の社会福祉協議会と町との関係性についてお伺いしたいと思うのですけれども、この辺ちょっとはっきりしないところがあるのですけれども、例えば高齢者世帯の除雪については、町がシルバー人材センターに委託しております。これは高齢者についてですけれども、一方これとは別に同じように家庭でも障がい者の世帯に対しては、町の社会福祉協議会のほうで、町の社会福祉協議会の職員が対応しているということをお聞きしたことがあるのですけれども、ほかの市町村では除雪バスターズとして子どもたちが行っているというところもあるのですけれども、いずれこのような取り組みをおののやっているとは思うのですけれども、各課で、町社協もあわせて役割が重なっているところは整理しながら進めていければ、より合理的になるのではないかというふうには思いますけれども、そこら辺の連携の話し合いとかというのはとられているのか、その対応についてお伺いし

たいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

バスターズのことについては、これはもうご指摘のとおり町社協が中心になってやっております。ただ今後これは私どももみずからそういったボランティア、奉仕活動をしなければならないということで、もう既に盛岡市あたりも職員がそういった取り組みをしておるわけです。だから、職員に負担がかからない範囲内において、よく職員とも話し合いをさせていただいて、そういう取り組みをやはり考えていきたいということで、特に私どもとすれば、もう高齢者はもちろんのこと、特に障がい者の方々については、だから先ほどのお答えの中にも8法人が社会福祉法人と医療法人が買い物支援とか、将来枠を拡大していきたいというお話もありますので、いずれ私ども先ほどから申し上げているとおり自助、そして互助、共助、そして公助と、こういうふうなものの組み合わせをしっかりとやりながら取り組んでいきたいということで、もうそのことについては社協ともよく話し合いをしながら進めさせていただいているので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） せっかくの機会ですので、社会教育の立場からどうぞ。

野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

社会教育からということですが、答弁書には書きましたが、子どもたちのボランティアにつきましては、子どもが、小学校で活動した子どもたちが次、中学校、高校になった人たちが小学校に指導するという形でボランティアに接していただいているが、やはりボランティアを身近に感じることによりましてボランティアの大切さとかを感じることと思います。テレビ報道で災害等のボランティアに参加している方のお話を聞きましても、やはり災害に遭ったときに、ボランティアの方に非常に助けていただいたということの実感をもとに自分もボランティアに参加したという言葉を非常にお聞きしますので、そういう形で身近にボランティアを感じることでボランティアへの気持ちを育てていくような形で取り組むことにつなげていただければなと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） ボランティアの大切さを根気強く訴えていただきたいと思います。

そのためには、やはり理解、啓発が必要なのだと思いますけれども、ちょっと具体例を挙げてお話ししたいと思うのですけれども、先日の障がい者の相談支援事業所会議の事例検討で上がった事例なのですけれども、社会資源についても関係することだと思うのでお話しします。

ある知的障がいを持たれた男性の方が夜に出歩いて女性をじろじろ見て警察騒ぎになつたということです。特に危害を与えるとか、そういうことはなかったのですけれども、女性としては、本当にじろじろ見られると怖くて訴えたいということもわかるのですけれども、私はこの事例から単純に障がい者がじろじろ見るというのではなく、そういう特性を理解していただければ、そういうふうな怖さというのも軽減されるのではないかと思うのですけれども、ただ障がい者を閉じ込めるというふうな考え方も持たれる方もいらっしゃるので、地域での理解などを学校や地域など、障がいの理解に対する意見交換をする場をつくったり、障がいとはどういうことだとかという勉強会などをお互いに顔見知りになれば特性の理解にも結びついていくのではないかと思うのですけれども、そういうことを社会資源として、最初のうちは行政などがそういう調整を進めながらそういうことをしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）　お答えいたします。

障がい者の理解、特性について対応していくためには、障がいの理解が必要だと思いますが、身体的な障がいの場合は、割とわかりやすい、理解をしやすい面もありますが、発達障がいとか、精神障がい者の場合は、なかなか外からは見えにくいものがありますので、その代表的な一つとして、矢巾町では精神障がい者の方を支援する精神保健ボランティアの養成を取り組んでおりまして、平成14年度から養成しまして15年度に、その受講生たちが中心になって会を設立しているような経緯もあります。ただなかなかやっぽり高齢化になっていきますので、あるいは家庭の事情とか健康の事情も含めて続けられないこともありますので、継続的に養成もしております、17年度、26年度とも養成しております、さらに30年度、今年度もまさにこの9月から養成をしていくというような状況がありますので、議員からご指摘のあるように理解を得られるようなボランティアの育成も大事にしていきたいというふうにお答えさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、今昆議員からは閉じ込めの話が出たのですが、

いずれ障がい者であっても、特に認知症の方であっても、閉じ込めるというのは、もうこれは時代おくれな対応なのです。だから、私どもはそういったことを今後、もう先ほどの議論に戻るのですが、やっぱり地域包括ケアシステムの構築が大事だと。それから、今言ったことがあったときの相談や紛争の解決の仕組みや、例えば行政相談員とか、人権擁護委員とかあるわけでございますので、だからもうそういうふうなときはご遠慮なく、そういう、それから町社協にはそういった窓口は常設しておりますので、どんなことでも結構でございますので、もうそうすると私どもは町社協と福祉子ども課と連携をとって、いわゆるそういったことの相談や紛争解決のためにアクションを起こさせていただいておりますので、ぜひそういう対応をしていただければなと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） わかりました。もう一回町の社会福祉協議会の役割についてなのですが、町とやはり社会福祉協議会の役割というのが町民にとっては少しあかりづらいのではないかなと思うのですけれども、その中で矢巾町社会福祉協議会の中の仕事の一つに居宅支援事業、いわゆるケアマネジメント事業所なり、児童館の運営委託を行っているのですけれども、これは社会福祉協議会でなければならないということでもないので、ほかの民間ででもできることだと考えておるのですけれども、まず居宅支援事業所が社会福祉協議会でやってきたという経緯というか、意味をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

介護保険がちょうど西暦2000年に始まったわけです。そのときにはケアマネジャーについては、やはりこの当時、いわゆる生きがい対策課、それから推進課、今そして健康長寿課になっておるのですが、保健師はケアマネジャーの資格をとるべきだと。そして町社協も同じくケアマネジャーの資格をとってほしいというところからスタートしたのが一つの起点でございまして、保健師は、あとはもうそういった大所高所の立場からの指導、助言もあるわけでございまして、もうその流れがあったので、町社協が引き続きケアマネジャー、居宅支援事業所の仕事をさせていただいておるのですが、今ご指摘のとおり、やはり今もう民間でやっておるわけでございますので、その辺のところは今後町社協とも話し合いをしながら検討してまいりたいと、こう考えております。

あと町社協の今後の取り組み方、いろんなことに取り組んでおるのですが、そういったことも町と一体的に、または包括的に取り組みをさせていただいている中で、やはり整理、統合しなければならない事項があれば、当然そういうふうなのも検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） そういう経緯についてはわかりました。ぜひ整理していただきたいと思いますし、近隣の社協でも同じようなことだとは思うのですけれども、いずれ社協については、特色を出した業務を行っております。本来社会福祉協議会というものは、成立の理念からして、公的下請機関ではない、真の意味での住民福祉の自主的な組織化としての活動が問われております。まさしく社会資源の最たるものなのですけれども、その意味からも住民ニーズの中でインフォーマルな部分で補えない部分を社会福祉協議会が中心になってサービスを創設することが大きな役目だと思いますけれども、一例を申し上げますけれども、現在紫波町の社会福祉協議会、盛岡の社会福祉協議会では、いずれも形態は違うのですけれども、充実した福祉輸送サービスがボランティアが主体となって運行されております。大変喜ばれているサービスなのですけれども、その盛岡市、紫波町の間の本町においては、そのような社協の移送サービスというのではありません。本来このようなサービスというのは、行政間で格差があつてはならないのですけれども、このような社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などの事業については、2000年に改正された社会福祉法には、社会福祉協議会の目的として示されております。その社会福祉法の趣旨として、最も社協がすべき事業であるはずなのですけれども、矢巾町社協は近隣市町に比べて、その移動支援についてちょっと格差が感じられるのですけれども、本町としては、社協のことなのですけれども、移送サービスについての考えについて格差についてはどう考えられるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

町社協におきましての移送サービスについてのご指摘がありましたけれども、全くやつていかないわけではなくて買い物支援といった生活援助の範囲の中での対応はしておるところでございまして、社会福祉協議会とは異なりますけれども、認知症サポーターからさらに活動を深めてきているオレンジボランティアがございます。オレンジボランティアのほ

うにおいては、家事援助中心の訪問活動を行っておりまして、会員が25名いらっしゃるわけでございますが、7月にさらに専門研修をしたところ、さらに十数名ほどふえて、38名ほどになってございますけれども、その中でその研修のほかに安全運転等に関する研修も9月中に開催しまして、移送サービスに近い形で訪問事業とそういった例えは買い物の移送とか、そういったところの部分を今検討しておるところでございまして、社協におきましても当然そういう議員ご指摘のそういった考え方もわかりますので、今後協議を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） それから、矢巾町社会福祉協議会については、旧町民センター食堂の活用も考えられているというお話を先日の議会全員協議会で聞いたのですけれども、旧町民食堂も立派な町の社会資源であります。そこでお伺いしたいのですけれども、せっかくの施設ですから、どこかで早く活動していただくことはまことに結構なことなのではありますけれども、先日の監査委員の決算審査意見書の中にも旧町民食堂の活用策については、町民や町内各団体の意見を聞きながら住民本意で検討が進めれることを強く要望するとあるのですけれども、以前食堂が閉まるときにも次の利用は公募をするとかという話もありましたし、その後すったもんだあって白紙になったわけですけれども、すぐに社協で利用したいという、設計図を渡して活用の協議に入っているようですけれども、何か内々に計画が何でも決まっていくのだなと思うのですけれども、私ははつきりと計画なりなんなりを町民に示してから具体的協議に入っていくべきに思うのですけれども、今後の進め方についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、実は今ご指摘のとおり町民センター食堂が前の方がやめられて、すぐ公募して再開ということで考えておったのですが、しかし実際中を見たときには、もう非常にいろんな老朽化もありますし、いろんな厨房設備も傷んで使える状況ではないということで、その後いろいろ検討させていただいて今日に至っているわけですが、もう先ほど監査委員からもご指摘があったとおり、これは町民本意で、また議会にもきちんと説明をして、今後のことは進めなければならない。ただ今のところ社会福祉協議会は、実はご存じのとおり社会福祉協議会は、今の福祉・子ども課の

ところにあって、そして今度さわやかハウスができたときに、今のところにやはり移設をしたということもございまして、そういうことも含めて、やはり町社会福祉協議会の活動として今後考えていった場合どうなのかということであくまでもこのことについては、もうそういうふうに決めたということではなく、今後の考え方の一つとして検討させていただいていることで、もうそれで決定したということではございませんので、誤解のないようにご理解をいただきたいし、今後私らにすれば、もう先ほどからお話があったとおり、いずれ今後私ども防災安全から考えたときに、やはりボランティアセンターとか、そういうものが一つの中でのくくりで対応できるのであればなというのが大きな考え方でありますので、ただそれも一つの考え方のあればということでご理解をいただきたいということで、まさに今後は手順を踏ませていただいて進めさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで休憩に入りたいと思います。

再開を11時10分にします。

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、昆議員の3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 次に、町民の幸福の向上について質問いたします。

岩手県の次期総合計画では、幸福をキーワードに岩手の将来像を描いていくとしています。県では、そのような幸福についての考えを持っているようですが、本町としては、この幸福度というものをどのようにまちづくりに取り入れていくつもりなのか、その見解を以下お伺いいたします。

1点目、県の未来の幸福に向けての取り組みを受けて、町の役割をどう考えているのでしょうか。

2点目、現在の町民の幸福度をどう把握しているのでしょうか。

3点目、次期矢巾町総合計画後期基本計画に幸福度指標を取り入れるべきと考えるが、

どうでしょうか。

4点目、町民の全体的なQOLの向上、いわゆる生活の質の向上が幸福度の向上にもつながることから、町民のQOLの向上をどう目指すのでしょうか。

5点目、人や社会の幸福は、まちづくりの中心となるものであると考えますが、そのことを見失ってしまわぬために幸福のまちづくり条例を制定し、しっかりととした理念を抱き、町内外に示してはどうでしょうか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　町民の幸福の向上についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、岩手県では、県民の幸福をキーワードとして平成31年度から始まる次期総合計画を現在策定中であり、年度内に策定が行われる見込みと伺っております。幸福の捉え方にはさまざまなものがありますが、本町としては、第7次総合計画に掲げている目標を実現させることが幸福の一つの要素と捉えております。したがいまして、町民の幸福の向上のため、これまでどおり総合計画達成に向け政策を展開していく所存であります。

2点目についてですが、本町では現在のところ住民の幸福度という観点では、把握を行っていないところであります。

3点目についてですが、県が捉える幸福度の考え方や今後具体的に示される指標を参考として、次年度に策定する第7次総合計画後期基本計画において、本町に即したものとなるよう前向きに検討してまいります。

4点目についてですが、町としましては、総合計画の実現に向け町政を推進し、住民の皆さんの所得向上などが図られることで生活の質の向上に資するものと考えますので、引き続き総合的に各種施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

5点目についてですが、まちづくりにおいて住民の幸福を重視する議員の考え方には、大いに賛同するものであり、本町においてもまさに幸福度の指針ともいべき矢巾町民憲章を初め、総合計画や各種計画等の根本には常にその考え方があるものと認識しているところであります。その上で幸福の要素として人と人のつながり、そして地域とのつながりが重要であることから、住民の幸福についての考え方を盛り込む条例としては、コミュニティ条例がふさわしいものと考えておりますので、今後コミュニティや住民の皆さん、または議員各位との幅広い議論を持ちながら条例化を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 本日の岩手日報紙によりますと、先日の県議会の特別委で幸福についての専門家の意見を聞いたそうです。幸福度を指標化して政策に反映させる国内外の動きを紹介して、成熟した社会で本当の豊かさを実現する出発点が幸福度の指標なそうですけれども、そのような見解を示した上で、東京の荒川区では、指標に沿って住民の質問調査を重ねた上で、子どもの貧困問題等取り組んできたそうですけれども、このように幸福度の導入によって課題発見や政策の優先順位を定めることに役立って、施策にも利用者側の視点が取り入れられるということのようですけれども、まず幸福については、先ほども町長、概念的な話になってきますけれども、この場所で概念的なことを話すのも大事なことだと思うのですけれども、町民全体としてもこのことを考えてほしいということで取り上げさせていただいたのですけれども、幸福とはやはり形にできないものです。それゆえに指標にすることも大変難しいのだとは思うのですけれども、ですけれども、人口をふやす、税収をふやす、交付金をたくさんもらうなどということも大事なのですけれども、それらの目的は全て幸福につながっていくのだと思います。人口やお金では換算できないこと、もの、思いを大切にするために、この矢巾町を幸福な町にもっともっと、もっとしていくための施策が必要なのだと思います。やはりある程度の幸福指標も設定していく必要もあろうかと思うのですけれども、例えば聞き取りなど、幸福度を目標値をどうするか、指標化するなどの可能な設定をして調査をしていくなどして公表しながら町民からの意見も聞きながらどこが足りないのか、いずれ総合計画の中でというお話でありましたけれども、把握をしっかりとしながら進めていく必要もあろうかと思うのですが、改めてその考え方をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

昆議員おっしゃるとおり、例えば県の幸福度の捉え方につきましても、今検討中のものの中を拝見させていただきましたが、主観的判断の部分と客観的な判断の部分を交えてというふうなことがありました。実際指標といいますと、数値化されたものでないと役に立たないといいますか、そういうものを指標といっておられますので、そういう捉え方をするためには、従来客観的指標のみできたものに主観的な部分を含めて捉えて、幸福という

キーワードで整理するとどうなるのかというふうなものの捉え方だというふうに県の報告書を見ましても、それから私、機会がありまして、県知事の直接の言葉も伺いました。幸福の定義論に入り込まないこと、入ると人によって全然違いますので、そこには入らずに総合力というふうなものを幸福度という言い方にするというふうな考え方をとりたいという、知事もそういうふうな発言をしておりましたし、それであればまこと全うな議論ができるものと考えております。

矢巾町におきましても、従来どちらかというと、終わった後のアンケートとしてどうだったのか、どう感じているのかということは捉えておるところですけれども、取り組みの段階では、そういう主観的部 分といふのはとつていいところもありますので、そういうところも含め、次の総合計画の段階でどこまで取り込むことができるのかは検討させていただきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 今後検討していただきたいと思いますし、QOL、生活の質の向上についてなのですけれども、現在テレビドラマで「健康で文化的な最低限度の生活」というものを放送しております。視聴率は余りよくないようなのですけれども、まず文化的な最低限度の生活とは何を意味しているのかということですけれども、つまり国民全ては文化的な最低限度の生活を保障している憲法の条文があるわけですけれども、果たして生活保護で文化的な最低限度の生活ができるからといって幸福かそうでないかというのは、その人本人しかまさしくわからないものですけれども、さらにQOLの向上を進めていく必要性は感じるわけですけれども、そのため行政としての総合計画等で取り組んでいくということですけれども、まずは私は小さい声をすくい上げながら取り組みをしていくことが必要だと思います。もちろん声の大きな多数派にだけ耳を奪われているわけではないと思うのですけれども、小さな大事な重い声を大切にする行政運営をするためにどのようにして今後そういうふうな声を大事にするためのお声を聞くのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今お話をあった憲法問題でございますが、実は県で総合計画を策定するときの方向性、示

されているのは、憲法13条をお示ししているのです。その中で、これは私からお話しするまででもないのですが、個人の尊重、生命、自由、幸福、追求の権利の尊重と。私は、やはり生活の質の向上イコール所得の向上、これも大事、所得も大事なことなのですが、やはり私は県の、いわゆる次期総合計画の方向性としては、憲法の13条、それから地方自治法の第1条の2の住民福祉の増進、いわゆる住民の皆さんのおもてなしであれば、町民の皆さんの幸せを守ることなのです。

そして最後に言っているのは、こういったことの考え方を踏まえ、幸福をキーワードに岩手が持つ多様な豊かさやつながりなどにも着目し、岩手の将来像を描いていきます。だから私ここでやはりつながりなのです。先ほどから地域資源の活用のところでも我がごと、丸ごと、地域ごと、やはり最後は地域なのです。やはり地域コミュニティ、先ほどの答弁の中でそういった中でのコミュニティ活動の工夫とかを通して、やはり私は先ほど企画財政課長も答弁したのですが、いわゆる地域総合力、それを通して町民の皆さん方の満足度の向上をいかにして図っていくかということが私ども本町としての考え方、やはりそういったところを一つの視点として捉えて取り組んでいきたいと。

それから、あともう一つは、こういうことを言うと、大変ちょっと質問に対する答弁がずれているのではないかと言われるかもしれません、近江商人の三方よしというのがあるのです。これは売り手によし、買い手によし、いわゆる世間、社会によしと。それをとったときに、町民の皆さん方にもよしと、それから私ども携わる者としてもよしと、社会にもよしと、それが幸福につながるのだということで、私は三方よしの精神、心をやはり考えていくことが大事ではないのかなということで、これは私の私見でございますので、お叱りがあればいつでも甘んじて受けますので、そういうやはり幸福というのは、三方よしの考え方も大切にしていったらいいのではないかなということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） まさしく三方よしの精神で進んでいただきたいと思いますけれども、宮沢賢治の言葉を思い出したのですけれども、宮沢賢治も世界が全体に幸福にならなければ個人の幸福はなり得ないというふうな、あり得ないということをおっしゃっていたのですけれども、まさしく他者とのつながりから幸福を得られることが多いと思いますので、そこら辺を社会関係資本を含めていっていただきたいと思いますし、あと最後

になりますけれども、やはりそういうふうなことを念頭に置いた皆さん、職員、ここにいる方全ての方々、地域の方々全てなのですけれども、みんなで何をしなければならないのか。行政ばかりではなく全町民がよく考えてみるきっかけにするためも、まず条例制定は提案したのですけれども、コミュニティ条例のほうで対応するということでありましたけれども、しっかりとこういう強い理念を持ち制定していただきたいと、そういう意思を内外に示す意味でも、そういう条例にしていただきたいというふうに思いますし、私も意見をさせていただきたいと思いますし、やはりみんなの印象に残るようにお知らせをしっかりとしながら進めていただきたいと思いますけれども、その辺の条例についてのお考えをお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

ご存じのとおりコミュニティ条例は、昭和55年に策定されたと。もう当時としては、最新的な条例で、やはり全国からも注目された条例なわけでございまして、私は、そこの中にコミュニティに、今核なのです。それに地域をプラスして、その中に先ほどからもお話をさせていただいておるのですが、私どもは町民憲章、これはあそこに4つのやはり道しるべがあるわけです。これが私は幸福への道しるべでもあるわけでございます。あの4つをひとつ私どもはしっかりと捉えながら、そして今のコミュニティ条例にいかに融合させて形づくっていくかということで、そうするとこれまで先人、先輩たちが築き上げてきたものも尊重しながらこれからの矢印、さらに変革していくことができるということの、そういう意味での条例を議会、町民の皆さん方ともよく相談しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　それでは次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）　次に、ICT等の活用による取り組みについて質問いたします。

近年特にICTやIOT、AI、RPAなどの活用によって行政運営の効率化や住民サービスの向上が進んでおりますけれども、今後さらにそれらの活用が進められていくことが考えられます。そこで本町のこれからICT等の活用に対する取り組みについての見解をお伺いいたします。

1点目、現在ＩＣＴをどのように町として活用しているのか、その状況をお伺いいたします。

2点目、今後のＩＣＴ等についてどのように活用していこうとしているのでしょうか。総合計画での位置づけが明確ではないように感じますけれども、町としてのＩＣＴ等の将来の位置づけをお伺いします。

3点目、今後ＩＣＴ等を推進するに当たって、実施していくための計画として町情報化計画などを策定して検討していく必要を感じるのですが、いかがでしょうか。

4点目、学校教育や社会教育におけるＩＣＴ等の活用状況と今後の活用についてお伺いします。

5点目、農業や介護などの各産業へのＩＣＴ等の活用や普及の取り組みについてお伺いします。

6点目、ＩＣＴ等の活用に関する課題についての捉え方をお伺いします。

7点目、一般社団法人いわてドローン操縦士協会との協定の内容とＩＣＴ等の活用策についてお伺いします。

以上であります。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ＩＣＴ等の活用による取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町ではマッピングシステムによる情報共有、遠隔地との会議のためのスカイプ会議等、またホームページによる情報発信、ＳＮＳを利用した情報発信として活用しておりますし、既に議会で導入されておりますタブレットも情報共有のための活用の一例と捉えております。また、現在当局といたしましてもタブレット導入について、来年度をめどに実現できるよう検討しているところであります。

2点目についてですが、第7次総合計画において明確に表現されておりませんが、安心と信頼が寄せられる行政経営の中の適切な行財政経営の推進の一環として、より一層の効率化とサービス向上のために必要なツールとしてＩＣＴを活用していきたいと考えております。具体的には、手書き文書等のアナログ情報等のデジタル化にＡＩ技術を生かして業務の自動化を行う技術が実用化され、直接的に業務改善に寄与できるツールとして注目しており、時代によって進化していく技術に常に注視し、適切な導入を進めていくことさらなる業務の効率化、サービスの向上を目指すという形での位置づけをしていきたいと考えております。

えております。

3点目についてですが、住民情報システム導入の際には、その目的、導入までのロードマップ及び選定についての基本方針等を明文化し、それに基づき2年間で機種選定及び導入を計画的に行っております。また、SNS開始についても目的を明確にした上で情報発信における基本方針を明文化しております。町情報計画の重要性は認識しておりますが、情報分野については日進月歩で変わっていくため、数年にわたる大きな枠での策定は、実施までに実用化された新たな技術に合わせた計画変更が頻繁に発生すると考えられることから、必要に応じてその都度個別の計画策定をし、あわせて人材育成も図りながら対応してまいりたいと考えております。

5点目についてですが、農業分野では、水田管理システムによる圃場の見回りの省力化の実現やビックデータ等の活用による農林水産業の生産性向上、高付加価値を図るシステム等があります。また、介護分野では、自治体が保有する医療、介護情報や個人の問診データ等を情報連絡基盤に統合し、各種指標を見える化し、課題の明確化及び介護予防への意識醸成を図るシステム等があります。その他の産業分野も含めて今後情報を収集しながら導入活用による効果を見据えて普及促進計画を検討していきたいと考えております。

6点目についてですが、ICT活用において、時代に即応した適切な導入の見きわめを課題と捉えており、そのため最も肝要なのは導入化自体を目的化せず必要かつ適切な技術の見きわめができる目を養うことと考えておりますので、そのような見きわめのできる職員を育成し、時代に即応した適切な導入を図られる体制を整えてまいります。

7点目についてですが、協定の内容は、1つ目はドローン活用にかかる次世代育成支援に関することで町内小中学生に対してドローン飛行に関して知識習得の事業を予定しております。2つ目は、ドローン活用分野での調査、研究に関することで災害発生時の状況把握や観光PRなどに活用いたします。3つ目は、町職員等へのドローン操縦に関することで町職員のドローン操縦士に対しての操作指導などを予定しております。4つ目は、ドローンの操縦のみならずIOT、その他のICT、AIといった先進的な通信技術を活用した地域課題の解決策へ調査、検討の協力をいただくこととしております。そして、ICT等の活用策としてドローン活用を含めた先進的な情報通信技術を活用し、町内の地域活性化及び町民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、ＩＣＴ等の活用による取り組みについてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、学校教育ではパソコン、タブレットを用いた教科学習、総合的な学習における調べ学習、インターネット学習、修学旅行の訪問先の調査やプレゼンテーションの画面づくりなどが挙げられます。また、ＩＣＴを活用していく際に重要な情報モラルの学習にも取り組んでおり、今後ますます進化していく情報社会に適応できるようＩＣＴにかかわる学習を進めてまいります。

学校現場におけるＩＣＴの活用については、これからまだまだ多様な方法が提示されるものと思われますので、情報収集に努め、本町においても積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

社会教育においては、継続して行っているパソコン教室において、平成29年度からはタブレットコースを設け、高度な情報伝達技術をより身近に効率よく利用するための講座を開設しております。そのほか教育振興運動の一環で平成27年度から全県の共通課題として情報メディアとの上手なつき合い方というテーマの取り組みを進めており、ＩＣＴが担うべき情報知識の共有を焦点として人と人、人と物におけるコミュニケーションのための道具としての活用と依存症等の弊害について5者が連携した意識啓発に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） タブレットの活用については、議会で導入してから1年以上たつわけですけれども、これからまだまだもっと便利な活用ができる余地はたくさんあるように思います。その意味からも将来の議会を考えた場合にも議会でのタブレットの導入は大変意味のあったことだと思いますし、執行者側等も来年度からは取り入れていくというふうに伺っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますけれども、これから若者や学生は、パソコンよりもスマートフォンでレポートなどを作成している人も多いようですが、今まで仕事をする上でパソコンが使えなければということで必須なスキルではあったのですけれども、今後はパソコンに加えてスマートフォンなどの扱いも必須になってくることも考えられるような、そういうふうな時代の到来も見据えた対応が必要になってきます。行政としてもそのような利便性を率先して取り入れていかないと、住民のニーズも把握で

きなくなる恐れもありますので、そういう率先した取り組みも考えながら行政運営に当たられてほしいと思いますけれども、今後タブレット導入以外にもさらに前向きに取り組んでいただきたいと思うのですけれども、そういう考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

町長答弁の中にも触れておりますとおり、その時代、時代に応じて適切な機器、サービス、そういうものを適時できれば適価で、よりリーズナブルに使えるようなタイミングで導入していくという基本的な考えは、そのとおりでございます。ただ1点、やっぱり我々として、特に当局側として気をつけなければならぬなと思っておりますのは、やはりコストとのバランスというところは常に念頭に置いていかないと、いいものだけれども、大変高価なものを率先して導入するというふうなところまではできないのだろうなという意味で、そういう部分は考慮しながら今後とも進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） コスト面のバランスということでしたけれども、ある程度町側で導入するのはコストも考えなければならないですし、先日、滝沢のアピオにてスマート農業祭という催しが昨年に引き続き開催されたようです。国内最大規模の95社が出店して農林業などの分野での人材不足や高齢化などの課題に対応するためのＩＣＴやロボットなどの技術を用いたスマート農業が今後進められるために有用な情報を得られる機会となったようでございますけれども、本町の農業でも人材不足や高齢化、同じように課題があるところから、このような実演展示会などの情報を得たりすることは、今後ますます必要になってくると思います。そういう情報をまずはしっかりと外町としては把握しているだらうとは思いますけれども、さらに情報を得ながら、その農業のスマート化に対して町としてはどのように情報を把握して対象者に提供しているのかということと、どのような助成や支援などを行っているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

農業分野での活用というのは、先ほど町長答弁に書いてあるとおりで現在やっているのはドローンの関係で農薬とか肥料散布というような形のみでございまして、この分野につ

きましては、矢巾町内ではまだまだこれから状況でございます。先ほど言いましたいろんな展示会とか、こういったものについては、実際のところなかなか行く機会がなくて数限られるわけでございますが、今後そういった分野につきましても必要になってくるというのを承知しておりますので、いろんな県の情報とか、そういった展示会等に積極的に参加しまして、それをもとに関係する地区の集落営農とか、そういったところにいろんなものを提供しながら一緒に考えていきたいということでございます。

なお、その補助的なものについては、そういうことでまだ現時点では何もないわけでございますが、その内容によっては今後検討すべきというのも出てくることも想定されますので、そういった部分につきましては、今後検討していきたいということで考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） まずそういう情報を把握して検討していただきたいと思いますけれども、ＩＣＴ化については、農業もそうですけれども、さまざまな分野で活用が考えられるわけですけれども、起業については、どう絡めていけるかということもあると思います。もう1年半くらい前になりますけれども、パシフィックコンサルタントを通して起業のアイデアを募集したことがあります。そのとき幾つかのアイデアがあったと思うのですけれども、その募集をする前までは、ワークショップやインターネットを活用して起業された方のお話を聞いたりする機会を設けていただいたのですけれども、参加してみて、今となっては何の役に立ったのかなと、余り残っていないのですけれども、私も自分のできる範囲のことで参加してきたので、アイデアを出そうという思いで出したのですけれども、ここでも何回かどうなっているのだということはお聞きしたのですけれども、以来何の返答もないのですけれども、そのアイデアが全く使い物にならないのであれば、使い物にならなかつたよというふうなことも言っていただきたい、何の返答もないというのはちょっと考えるのですけれども、その仲を取り持ったパシフィックコンサルタントに対しては、ある程度というか、相当の委託料を取って、何をして何が残ったのかなというところの疑問に残るのですけれども、そこら辺についてお考えがあるのであればお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

幾つかお話があった中の最後のところに対してお答えしようかなと思いますけれども、いわゆる起業についての当時のいろんな取り組みがありまして、何人かの方とワークショップをしつついろんなアイデアをいただいたということは、そのとおりでございますし、返事がないということは、たしか私も以前何らかの返答を差し上げますというふうにお約束した記憶がございます。昆議員さんご自身についてのものは、この場ではさすがに差し控えますので、後で直接お伝えしたいと思います。

あの時点でいろいろ出てきたものにつきまして、今ようやくコンソーシアムが事務局長も決まり、具体的に動き出せる状況によようやくなつてしまつりましたので、そこの中で支援の対象になり得るかということを判断させていただいた上で支援になる方には支援できますよというふうなお返事を、そうでない方にはできませんというふうなお返事をさせていただくことになろうかなと思っております。大変時間がかかるつて申しわけございませんが、そういういた状況でございます。

パシフィックコンサルタンツとの委託の中で起業の部分につきましては、そういういたところが一応残っているのかなと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 金額のことを言つたらあれなのですけれども、それだけのものが残っているのかというのは疑問ですけれども、今後の検討していただいて結びつけていただきたいと思いますけれども、話変わりますけれども、ＩＣＴの教育についての活用なのですけれども、現在の教育ではまだ道半ばであります。現在子どもの習い事の上位にプログラミングがあるそうですけれども、このプログラミングについて、2年後の2020年には小学校で必修化されるということですけれども、その対応の仕方としては、学校の教育でのプログラミングの授業を今後どのようにしていくのか。

それから、将来的には、現時点では全く考えられない方向に進んでいくことも考えられるのですけれども、まず2020年までにどのような予定が上がっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

プログラミングについてですけれども、これについては2020年を目標にということでご

ざいますけれども、それまでに小学校のどの学年で実施するのか、そしてどういうふうな活用にしていくのかということを検討していく必要があります。幸いにもうちの矢巾町には産技短がございまして、そういったところでの学生のボランティアを募ったり、そこでの教えができないかどうかということも含めて検討していきたいと思います。これは、先生方だけではなかなか難しいことですし、そういったことも含めていろんな観点から考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） いざれＩＣＴ等の活用については、便利さもある反面、個人情報等も気をつけなければならないということもありますし、何より答弁にもありましたように、扱う人材が重要であるというところであります。特に人材の育成については、ＩＣＴの動向をしっかりと見きわめる力を持って進めていただきたいと思います。そして将来的にはＡＩなど知力を持ったコンピューターの出現も考えられるところでございます。やはりそれでも人間にしかできない行政サービスを大事にしながら行政運営に努めていただきたいと思うのですけれども、最後に改めてそのＩＣＴ等の扱いに対しても伺いして終わりたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まずこのＩＣＴの利活用の中で昆議員からの質問の中にＲＰＡ、いろいろ私も調べてみたのですが、デジタルレーバーということで、まさにロボットはそういうことなのかなということで勉強させていただいたのですが、いざれ私どもこのＩＣＴについては、私もいろいろこの活用については、最も重要なのは何かということで職員から聞いている中では、何を解決するためにＩＴを必要とするのかと、それをきちんとポリシーを持っておらなければだめだと。その中でＩＣＴ、先ほどＡＩとかＩｏＴも含めてこれからこれをいかに道具として使って実践していくか。

それから、今はデジタル、冷房の話もあったのですが、いざれそういったＩＣＴの自動化、ロボット化、これをいかに活用しいくかということが求められると。そして、これは私ども行政だけではなく企業とも、そういった情報技術を持っている企業とも連携してアイデアとかノウハウを共有していきたいということ。

そしてあとは、もう先ほど企画財政課長も答弁の中で人材育成の、また昆議員からもお

話あったのですが、そういった新技術がもうできれば、情報技術の会社、企業も含めて産学官連携でそういった活用してやっていきたいと。

最後は、私は今ＩＣＴになると、特に来年度からはタブレットを導入すると。私は一人で今悩んでおるのですが、一人で悩まないようにするためにには、問題、トラブルを抱え込まないように、みんなでそういった思いを共有しながら実現をしていきたいなと、こう考えておるところでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで昆秀一議員の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩をとります。

時間がかなり制約されておりますので、ちょっと変則でありますけれども、再開を12時45分とします。

午前11時52分 休憩

午後 0時45分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、6番、村松信一議員。

1問目の質問を許します。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 議席番号6番、矢巾明進会、村松信一でございます。それでは、1問目のごみ減量の推進につきまして質問をさせていただきます。

高橋町長は、就任以降13項目の政策を掲げ、町政運営に誠意取り組まれておりますが、政策項目にごみ減量化及びリサイクル化を徹底し、町ごみ処理負担金5%、約1,300万円の節減に取り組むとあります。町長就任3年を経過した現在、ごみ減量推進並びに資源化の取り組み状況についてお伺いをいたします。

まず1点目であります。町長就任後3年間の家庭系、事業系の燃えるごみの収集状況について、平成26年度末と平成29年度末を比べると家庭系のごみは微増、それから事業系のごみは13.3%の減少、総計では6.4%の減少がありました。しかし、町ごみ処理負担金は20%上昇しております。この現状についてどう捉えているのかお伺いしたいと思います。

それから、2点目であります。平成29年度末の家庭系ごみの町民1人当たりの排出量は、

平成26年度末と比べ1%減とほとんど減ってはおりません。家庭系ごみを減らすための取り組みはどのようにになっているのかお伺いしたいと思います。

それから、3点目であります。生ごみの水切りがごみの減量化と発酵速度上昇により堆肥の良質化につながるとのことからこの取り組みについて、一般家庭に対しどのような周知徹底を図られたのか。

4点目であります。ペットボトルの資源回収について、収集業者が取り扱わないケースが多く、行政区による交渉では限度があります。町から収集業者に対しまして補助金などを出して回収するよう働きかけるなど検討、協議することが必要だと思いますが、その件についてお伺いをしたいと思います。

それから、5点目であります。その他、紙、雑紙は、分類されず燃えるごみに出されてしまうことが多いのが現状だと思います。分別促進、行政区による資源回収への取り組みなど、減量化に向け町として今後の取り組みの考えはどうかお伺いをしたいと思います。

6点目、資源回収コンクールの上位入賞組織は、多くの努力、工夫により成果を上げたと思いますが、上位入賞組織の取り組み事例を他組織にどう紹介しているのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、7点目、資源回収を行っていない行政区はあるのか。行っていない場合、その理由をお聞きしたいと思います。

それから、8点目であります。ごみ減量推進委員の名称について、盛岡市は、盛岡市きれいなまち推進員であり、本町での名称など検討の余地があるのではないか。

9点目であります。小型家電回収につきまして、町内5カ所にボックスを設置し、2020年東京オリンピックのメダル用として希少金属を回収しておりますが、周知徹底がいまいち不足であると思います。このような取り組みは、今後の資源回収の啓蒙にもつながることから、回収について周知の強化を図るべきではないか。また、データ漏えいリスクなどについても十分に対策し、安全性を強調することも回収促進につながるのではないか。

それから、10点目であります。スーパーなどの民間企業が紙類の資源回収にポイント制を導入し、買い物ついでに持参できる利便性が受け入れられて大きな成果を上げておりますが、こうした企業と協力していくことも必要ではないかと思いますが、以上10点につきましてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、村松信一議員のごみ減量の推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、盛岡紫波地区環境施設組合の負担金は、通常分経常経費分担金が20%となっておりますが、これは処理施設や設備の維持、補修に対する経費が経年劣化等により増加していることによるものと捉えております。しかしながら、年度ごとのこういったいわゆる維持補修に要する特殊要因を排除し、ごみを処分するに要する経常的経費に本町の負担率を乗じていた額を比較すると、平成26年度の2億5,300万円余から500万円余ほど減じており、町民や事業所の方々の減量化に向けた意識向上や努力により、減少傾向を示している本町のごみの全体量の動向を反映していると認識をしております。

2点目についてですが、これまで地域の行事や集会の場をお借りしての説明会開催、広報掲載による周知啓発、生ごみ処理機器への補助など、分別減量化に取り組んできたところであります、今後もこれらを中心として盛岡紫波地区環境施設組合とも協力し、粘り強く周知、啓発するとともに、新たな減量化の取り組みを模索してまいります。

3点目についてですが、ごみ分別辞典やごみ収集カレンダー、ホームページにおいて周知を図ってきたところであり、さらには減量化のための生ごみ処理機器への補助制度について広報などを通じ周知してきたところであります。

4点目についてですが、ペットボトルに関しては、これまで資源として主な受け入れ先であった中国が輸入を禁止したことから、国内でのリサイクル体制の構築が今後の課題となってくるものと思われます。今後の処理体制や資源としての流通状況の動向を見きわめた上で国の施策を注視しながら補助金を含めたリサイクル推進策を検討してまいりたいと考えております。

5点目についてですが、昨年度盛岡紫波地区環境施設組合が行った燃やせるごみのサンプリング調査において、新聞、雑誌などの資源として回収できる古紙類が6%含まれているという結果が出ていることから、地域に出向いて説明会を開催する際に、今年度は特に古紙類を資源として認識し、分別いただくことを重点に説明をしておりますし、今後も広報などを用いて分別の方法を周知してまいります。

6点目についてですが、昨年度は上位入賞組織の取り組み内容を盛岡紫波地区環境施設組合の環境まつりや矢幅駅での展示を行い、ごみ減量推進会議で紹介をしてきたところであります。

7点目についてですが、現在資源回収を行っていない行政区はないところであります。

8点目についてですが、それぞれの地域での役職の名称も考慮しながらふさわしい名称について推進員の方々と検討してまいります。

9点目についてですが、これまでも広報掲載ややはラヂ！等で周知してきたところであります、今後さらに広報等を活用し、周知してまいります。さらには、イベントで回収する機会を設けることを検討しております。また、携帯やスマートフォンなどの個人情報等が記録されたものの回収に当たっては、その消去は排出者に委ねる部分でございますが、回収ボックスは施錠し、管理する者のいる施設に設置しており、安全性が確保されていることも周知してまいります。

10点目についてですが、民間の事業者による店頭での資源回収もごみ減量対策として有効なものと認識していることから、回収機会の拡大につながる回収設備の店頭設置のほか、地域にも資源回収ボックスを設置できるか検証し、協力して利用促進に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ごみ減量に向けた意識向上や努力により減少傾向を示していると認識されておりますとのご答弁をいただきましたが、実態を調べれば、事業系の大幅な減少によるところが大きく、どのような取り組みにより減量できたのか。その減量方法につきまして家庭系のごみの応用はできないのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

まずもってごみの減量につきましては、ごみ減量推進委員さん、行政区長さん、地域の皆さん、そして事業者の皆さん、ご協力とご理解をいただいて、今の現状があるというふうに思っております。少なからず減少しているということは、そのとおりでございますので、これについては喜ばしいことかと思っておりますけれども、ただ県内を見れば、県下でワースト2ということで、ワースト1は脱却したわけですけれども、そういった状況が続いております。これは、事業系のごみがそのとおり多いということで家庭系のごみだけを見れば、県内33市町村のうち真ん中辺でまず地域の皆さんは、特にリサイクル、そういったことに頑張っておられるというふうに認識しておりますが、矢巾町はそういった事業者も多いということでそういったものを人口で割るという集計の仕方がちょっと、そういった意味では悪い方向に働いているのかなというふうに思っております。

そういうこともあります、事業者の皆さんにはいろいろと協力をいただいておりまして、我々はまず事業者の総会、例えば西部工業団地とか下田工業団地、それから労働福祉組合、商工さん、そういう総会であるとか、何かの機会を捉えてごみの分別、資源化のことについて説明をしてご協力をいただいているところでございます。そのほかにもアンケート調査、こういったものを事業者の皆さんに行いまして、どういった形であれば資源回収ができるのか、できないのか、そういうこともちょっと調査しているところでございます。

それから、あと大きな理由としては、これは流通センターの卸センターさんから聞いたことなのですけれども、やはり今業務の形態といいますか、企業の業種の形態が変わってきておりまして、流通センターも大分空きがあったわけですけれども、そういうところには、今までと違って倉庫業というのですか、そういう業者さんが入っているといったこともありますし、こん包材料も大分軽量化しているというようなこともあります、そういうところが大きい原因ではないかなというふうなお話も聞いているところでございます。

こういったことにつきまして家庭系のごみへ応用できぬいかということでございますけれども、こういった資源の分別については、家庭のごみというか、一般の町民の方にも指示して行なっておりますので、そのほかにも何かそういう結びつけるものがあるかどうか、これについては、またちょっとお伺いをして結びつけていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の質間に移らさせていただきますが、まず現在ごみ集積所から収集しております資源ごみは、収集時、実は一般ごみとしてカウントされます。その後環境施設組合が資源としてリサイクル業者に売り渡すようになっております。町民は、資源化を認識しまして分別に取り組んでいると思いますが、この集計方法では、資源ごみとして出しても、一般ごみとして扱われ、減量化としての分別努力が数値にあらわれないことがあります。この資源ごみとして収集分を差し引いた場合、本来はもっと一般ごみは減量計画値を達成しているのかもしれないと思っております。収集時の計測につきまして、資源ごみを一般ごみと区別して対応する考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

今集計方法ということでございますけれども、確かに一般ごみとして資源のごみも一緒に

いって重さになっているということでございまして、この集計方法につきましては、どうしても一般ごみと一緒にいくものですから、分けることはなかなか難しいと思いますし、この集計方法については、国で定めた集計の方法をとっておりますので、いわゆる集計方法どうのこうのというよりも、やはりそこに持つていかないということを徹底してやっていかなければならぬというふうに認識しておりますので、分けるところよりも、その前のところを強化していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 各集積所から資源ごみとして収集されました資源についてリサイクル業者へ売り渡す価格と、それから収集に係るその費用では、比較では収集費用のほうがはるかに高くなっています。このようなことの解決のために、例えば各行政区の集積所から集めたやつを普通の収集方法ではなくて、それを無料で引き取る業者と契約することなどを検討したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

各行政区の集積所ということで、そこから無料で引き取るということでございましたけれども、ちょっと集積所ということになると、なかなかちょっと難しいのかなとは思っておりますが、資源回収保管庫、こちらのほうからであれば、そういったことも考えられるのかなというふうには思っております。そういった資源回収保管庫を設置している行政区もあれば、しない行政区もあるのですけれども、そのほかに考えているのは、やはり行政区だけではなくて別なところも含めて考えていかなければならぬというふうには、ちょっと今考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次に移りますが、ごみ処理機の補助ということがありましたけれども、この内容についてと、それから補助により導入された処理機器の台数は今どうなっているのかお伺いしたいと思います。

それから、続けてごみカレンダーの小型家電ボックスの回収につきましては、ホームページ

ジをごらんくださいとなっておるわけです。それでそのホームページを探すのにすごく苦労します。私は、30分かけてもそこにたどり着きませんでした。何らホームページをごらんなってくださいだけでありまして、それでこれは来年のカレンダーにそのアドレスなどを明記する考えはあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼　仁君）　お答えいたします。

まず生ごみ処理機の補助制度ということでございますけれども、生ごみ処理機の購入費補助ということで平成19年から実施しておりますけれども、10年以上たつわけですが、今のところ昨年29年度で23台、その前までは10台前後で推移しております、トータルではこの10年で186台を補助しております。補助の内容といたしましては、いわゆる電気で生ごみを乾燥させて軽量化して、それを燃やせるごみに出してもいいですし、もしくは畑、花壇等に使ってもいいわけですけれども、そういった軽量化する機械、それからあとはいわゆる畑とかにプラスチックの緑色のドームみたいなもので、いわゆる堆肥化するものですけれども、そういったものについて補助しておりますが、機械式の、電気式の場合は、上限2万円で補助率は2分の1ということでございますし、プラスチック製のコンポストをつくるというか、そういったものについては、3,000円を上限で、こちらも2分の1の補助の上限ということになっておりまして、今までの平均購入費用を見ると、電気式の場合は、大体4万2,000円強というような購入金額になっておりますし、それからコンポストの場合は6,000円少しの金額かなというふうに捉えておりますので、まずほぼ2分の1を補助しているのかなというふうに思っております。

ただ私も実際使っておりますけれども、電気式のものについては、やはり臭いが近所にいくというか、家の中でやれるというふうなことは書いているのですけれども、現実的にはなかなか難しいなというふうに思っておりますので、そういったところもありますので、現在今10年たつわけですけれども、そういったところも今後検討しながら補助制度についても考えていいきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、水の部分が生ごみの70%なり、80%を占めているといいますので、それが乾燥されるとほとんど軽くなってしまうので、そういった意味では重量が減るということでおみ減量というふうなカウントになるのかなというふうに捉えておりますので、こういったところは、周知をまたしていきたいというふうに思っております。

それから、カレンダーの件は大変申しわけございません。ホームページをごらんください

ということで、実際私もホームページは見るのですけれども、なかなか環境の部分だけではないのかもしれませんけれども、ホームページで目的地に行き着くというのは、なかなか本当に難しいのかなというふうに捉えております。これについては、今の部分だけではなく、全般について、全般というか、環境の部分の住民課の部分の全般については検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 5問目のところの質問をさせていただきますが、答弁では青空教室などで雑紙、古紙などの資源化に特に重点を置いた取り組みを行っていると説明しております。その効果と、それから結果はどうなっているのか1点。

それから、続きまして同じ質問ですが、古紙の資源化を促進するために、売り渡し価格より収集費用が高いということであれば、例えば環境施設組合まで今直接自搬すると費用が発生して有料で処理しなければなりませんが、これだったならば逆に環境施設組合まで直接持参した場合は、無料とするという案の検討をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、先ほどのカレンダーの件につきましてですが、雑紙や古紙については、まだごみカレンダーには掲載されていないわけですが、来年のカレンダーには、その雑紙や古紙についての回収についてもカレンダーに資源の部分のカレンダーのところに掲載するのか、その件をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

雑紙の収集について、今青空教室等で生ごみも含めてですけれども、そこに力を入れて説明をしているところでございます。実際各行政区のそういった資源回収の実績といいますか、そういったものを調べても、雑紙を集めているという行政区はちょっと少ない。やっぱり瓶とか缶とか、新聞とか、雑誌、段ボール、牛乳パック、そういったものについては、ほぼ全ての行政区が行っているのですけれども、雑紙については、数えるほどの行政区しかやっていないということで、今力を入れているというところでございますが、ちょっとその効果ということですが、ことしからそういった取り組みをしておりますので、今のところその効果については見えてはおりませんけれども、いずれ今までそういった雑紙の処理の仕方といい

ますか、収集の仕方といいますか、紙切れの部分もありますし、ちょっと大きなものもあつたりするので、どういった、例えばひもで縛るといったようなこともなかなか難しいというようなものもありますので、そういったものについては、例えば本に挟んで雑誌なり、新聞にはさんで出すとか、そういったくくり方をするとか、そういったことも含めて周知しておりますので、これからそういった効果はあらわれてくるものというふうに期待して考えております。

それから、古紙の組合へ直接持参した場合は無料というふうにできないかということでございますけれども、そのことについてできないということではございませんが、当然これもやはり重量としてはかかるということにはなるので、量としては減るわけではございません。ただそういう意味で組合としては、それを売る、もしくはお金を払って処分してもらうといったようなことがそのときの買い取り価格なりにも関係してまいりますので、必ずしも無料で持つていったから組合の負担金等に結びつくかどうかは別として、資源としては組合としてもカウントにはなると思いますので、ちょっとそこについては構成市町との関係もありますけれども、組合と構成市町とそういったものについては検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、カレンダーへ雑紙のことを載せてはどうかということでございましたけれども、これについては環境施設組合とちょっと検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の質問に移らさせていただきますが、資源回収コンテストで回収されます資源は、年々回収量が増加していると思いますが、平成27、28、29年の回収量の送料の推移について今低くなっているとか、多くなっているとか、少なくなっているとか、その推移についてお伺いをしたいと思います。そして、町内には、今現在288カ所のごみ集積所があります。資源ごみや分別ルールをルールどおりに実施のところや、それから雑なところとさまざまとお聞きしております。ごみ収集ルールにのつとて、この際いつのこと288カ所の資源回収コンテストとあわせて集積所コンテストを実施してはどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

資源回収のコンクールの27年、28年、29年の実績ということでございますけれども、こちらにつきましては、27年が約623トン、28年が608トン、29年が570トンということで、若干減少傾向にあります。19年からやっておりますけれども、19年との比較では、134トン、135トンくらい伸びているという状況ではありますし、まず前後は多少ありますけれども、定着はしてきているのかなというふうに思っております。

ただ平成29年度かなりちょっと減ったように捉えておりますけれども、これについては、実はマックスバリュさんでいわゆるポイントを付加してワンカードというのがありまして、回収をしているということで、ちょっとそこについて私も調べてみましたけれども、10カ月で70トンの資源が集まっていると。これは矢巾町の方だけが行っているわけではないとは思いますが、そういったところも要因としてはあるのかなというふうに思っておりますので、コンクールとしては、ちょっと行政区としてはどうなのかあれですかけれども、我々としてはごみが減るということ、資源になるということは、これは喜ばしいことではないかなというふうに考えておりますので、こういったこともまたちょっと検討なり、研究してまいりたいというふうに思っております。

それから、ごみ集積所、288カ所くらいあるわけですけれども、きれいな集積所というのですか、そういったものもコンクールしてみてはということでございました。これについては客観的に誰がきれいかどうかというのを判断するのは、ちょっとなかなか難しいかとは思うのですけれども、そういったことも含めて意識を高める上では必要だと思いますので、そこについてもちょっと検討させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 判断はごみをせっかく毎日のように収集している方は、あそこはいつも汚い、ちゃんと知っているようです。あそこはいつもきれいにしている、分別もしっかりしている。だから、そういった人に任せるとか、そういう方にお願いするという手もあると思いますが、ぜひとも検討していただきたいと思います。

それでは次の再質問ですが、資源保管庫につきまして設置している行政区は20行政区だそうです。そして34カ所設置されているということであります。それで資源回収は全ての行政区で実施しているということですが、しかし資源庫のない行政区は、

例えば月に1回か2回の収集しかしない。例えば段ボールは月に1回ですから、それまで待てないということで、その方たちは一般的なごみとして捨てているのだそうであります。ですから、そういった行政区もありますので、例えばそこの旧矢巾中学校の自転車置き場の跡地などを利用して、資源保管庫として自由にお持ちくださいというふうなことで資源の回収を増加させるということを考えたのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼　仁君）　お答えいたします。

資源保管庫、確かに設置している行政区、設置していない行政区ございまして、ここについては、ことし行政区にアンケートをしまして、どういった問題があるのか、いわゆる中心部であれば土地がないとか、そういった問題が大きく関係しているところもありますし、逆に農村部であれば、家に置いておけるから、貯めている場所がいっぱいあるから大丈夫なのだよというような回答をいただいているところもございます。いずれにしましても保管庫については、やはり自由に置けるわけですから、そういった地域での回収、例えば年に2回しかやらないところもあれば、年に19回やっているところもございますので、そういったところの底上げも当然必要なのですけれども、その地域だけではなく、そういった保管庫を、ちょっと先ほども申し上げましたけれども、どこか置けないかといったことで今矢巾中学校の跡地といったようなお話をございましたけれども、それについて私どもも検討しているところでございますが、いずれ管理の行き届かないところ、ちょっと人目の見えるところであればいいのかもしれませんけれども、例えば鍵のあけ閉めとかできる方がいるところとか、そういったところでないと、万が一子どもさんが入ったりしても困りますので、今役場とか、そういった公共施設のところでやはぱーく、ちょっと勝手に今そういったことを言うと、管理している組織がありますのであれですけれども、そういったところに置けないのかというところも検討していきたいというふうに考えているところでございます。

いずれコンクールとの兼ね合いもあるのですが、先ほども申し上げたとおりコンクールももうかなり定着して、奨励期間というのは終わったのかなというふうな捉え方もしておりますので、これからはまずごみの減量を進めるということに力を置いて、いろいろな方策を考えていかなければならぬのかなというふうに考えておりますので、少し検討をさせてください。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問。

村松信一議員。

○ 6 番（村松信一議員） それでは、次の再質問になりますが、小型家電回収ボックスについてまして、回収ボックスからはリサイクル業者が直接回収しているため、収集費用はかかりません。しかし、大型不燃ごみとして集積所での収集は、通常の収集費用として発生をいたします。収集した小型家電は、施設組合で無料で業者に引き取りいただいております。このことから、小型家電回収ボックスをさらにふやすという取り組みを考えてはどうかお伺いをいたします。

それから、続きましてまた一つの質問をさせていただきますが、小型家電回収ボックス5カ所から回収しましての回収量と、それから大型不燃ごみとして収集する量との比率はどうなっているのかお伺いをいたします。それは数字で5対6とか、5対5とか、そういう形で結構あります。

それから、もう一つ、その回収ボックスにつきまして、東京オリンピックのメダル、金、銀、銅、各5,000個ずつつくるとしておりますが、今現在本町から、回収ボックスから回収された小型家電につきまして、あるいは直接搬入されているのもあると思いますが、本町から金、銀、銅メダルは幾ら分くらい、何個くらいのメダルの数の分の希少金属が回収されているのか。そして、2020年なわけですので、このキャンペーンというか、これはいつまで回収した分が東京オリンピックのメダルになるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

回収ボックスをふやせないかというご質問でございましたけれども、今5カ所ということで、やはり管理の行き届くところということで置いているものでございます。また、この回収ボックスについては、1回入れるとほかの人が取り出せないような施錠したものになっておりまして、これ結構経費のかかっているもの、そして指定されたような設計のもとにつくっているものを購入している形になりますので、結構お金のかかっているものでございます。これをふやせないかということでございますが、ちょっとふやすということについては、なかなか今からはちょっと難しいのかもしれません、そのかわりに今セキュリティーの部分で今鍵かかっているとかと言った上であれなのですけれども、段ボール式のそういった回収ボックスも実は今やはり不足しているということもあって、そういうものも配布が行われております。役場にも今ちょっと置いているのですけれども、それについては、やはりセキュリティー上の問題があるので、本当に窓口とか、そういうところに置かなければならな

いなというふうなことで、こういったものについてはやはば一くなりなんなりにまたちょっとお願ひができれば、やっていきたいというふうには考えておりますし、あとはボックスをふやすのはなかなか難しいのですけれども、いわゆるイベント回収を今後やっていきたいというふうに考えております。まず今度9月23日、環境まつりが組合のほうでありますので、そこでもそういったイベント回収を実施するということでチラシにも入れておりますし、それから秋まつりにもそういった取り組みをしてまいりたいというふうに考えておりますので、そういったところでまた少し盛り上げていければなと思いますし、周知についても今までちょっと足りなかったと言われればそれまでなのですけれども、今度9月の広報、15日号にもちょっと載せておりますので、ご覧になっていただきたいというふうに思います。

それから、比率については、ボックスについては、約27%、大型不燃ごみで出したときは70%ということで組合に行く部分、量にしては大体6,200キロほどの中の27%、千五、六百キロ、そういうふうな割合になっております。

それから、メダルの数ですが、これは29年度ということで今現在ではないのですけれども、結果が来ておりますが、先ほど6,200キロほどということの数字の中で金メダルができるのが、いわゆる環境施設組合分ということになりますけれども、18個ができるということになっておりますし、銀は1個、銅は626個というふうな数ができるというふうに聞いておりまして、今5,000個というお話をありましたけれども、聞くところによりますと、金と銅はほぼできるくらいの量が全国から集まっていると。ただ銀については、やはり金メダルのベースも銀ですので、その銀については足りないということで、環境施設組合の例を見ても1個ということですので少ないので、これについてはやはり今後も力を入れていかなければならないなというふうに考えております。

それから、いつまでかということでしたけれども、こちらについては今年度末、31年三月までということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それでは、お答えをさせていただきますが、今住民課長がるる答弁をさせていただいたのですが、やはりごみ問題は、幾ら周知するためにチラシを配って何をやつたってだめ、直接指導なのです。これ私は22年2カ月この仕事をさせていただいて、今答弁を聞いて、私も答弁をさせていただいたのですが、いずれこれから直接指導、特にも集積所が今280カ所から290カ所と、過去には残飯を堆肥化するときには、各集積所に全部職員と

委託業者の社員の方々が張りついて、今ああいうふうな形で今堆肥化をしてできているというのは、全国にないわけです。もうそういった事例で過去にもうそういうことに取り組んでおりますので、まず今やはり直接指導することが一番大事なわけで、またそのことをやることによってごみを出される方々も意識の変革ができるわけでございますので、だから今お話ししているのは、とにかくチラシを配っても何しても解決しないのだと、もう直接指導で、だからよく言われる P D C A サイクル、このごみの出し方についてもそのとおりなのです。だからまずプランニングしたら必ず実行して、そして検証をさせていただいて、今後どういうふうにしていくかということが大事なので、だから答弁で今いろいろお話をさせていただいたのですが、今委託業者の方々と直接指導するということで打ち合わせをしておりますので、そのことによって私どもしっかりとそういったことに対応していきたいということです。

あともう一つは、搬入ごみの調査もやって、これは今そういったもう今2,000万円ぐらい出せば、搬入ごみの実態調査ができるというのですが、そんなお金はないわけでございますので、うちらにすれば、できれば1カ所に集めて組合に収集する前に、各集積所でサンプリングをしてやれば、そんなお金をかけなくても解決できるわけです。だからそういった各集積所のサンプリング調査、その結果をその地域にお示しをしてご協力をいただくというような形で進めていきたいと考えておりますので、今私どもとしては、搬入されるごみの直接指導と調査、これにしっかりと力を入れて対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 先ほど資源回収、小型家電回収ボックスの件で費用がかかるということでありましたが、1回かければこれはかかるわけでありまして、資源ごみとして出せば、毎回その費用は発生するわけでありますので、どちらが得かよく考えてみていただきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、現在町内のある大手のスーパーで実施のポイント制、これは本当にかなりあそこを利用している方から聞きましたけれども、すごく便利なそうです。買い物のついでに行って置いてポイントをつけて、1カ月間まとめたやつを自分のほうに反映してもらって、商品の購入に使えるということですが、しかばもう民間の方にお願いしてあそこのスーパーの宣伝をしてあげたらどうですか。あそこに持つていけばこうなりますよと、それでもいいのではないですか。もし、あちらのほうが了解すれば、

そうすれば我々のごみの量が減るわけでありますので、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

このことについては、やはり設置するところと設置しないところによって商売に影響が出るようなことがあれば、これはちょっと、だからこそ私はその設置したことによってのメリットをやはり販売店も理解していただいて、もうそういう差別化をやると、やはりこれは商売に対して好ましいことではないと思うので、だからこそ私はこれから、特に大型スーパーとか何かについて、例えば一つの事例を出せば、紫波町さんなんかでは、もうナックスなんかではそういったことでポイント制度を導入してやっておると。そして、そのポイント制度をあれすることによって、今紫波町でもそういったポイント制度を使って、私もこれまだ調査しておらないからあれなのですが、例えば税の納付もできるシステムを導入しているということなのです。だからこれはそのシステムを導入するのにはかなり税務署との協議もあったようなのですが、だからそういうことをポイントカードを使って、そういうふうな優位性、有利性があるのだということをやはりみんなにも周知して、できるのであれば、そういったことを各店とも協力していただくような体制整備をしていくことが商売の差別化は、これは私ら行政としてはやってはならないことなので、逆にご協力をいただく体制をお示しをして、そしてできるのであれば、全店にそういう対応できるような体制整備をお願いしていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松信一議員。

○6番（村松信一議員） この前の9月3日の新聞報道では、近年微小プラスチック、いわゆるマイクロプラスチックが海洋汚染の問題として新聞記事に載っておりましたが、これによりますと世界13カ国の水道水からも検出されているとか、アジア産の食塩や、それから米国産のビールなどからも検出されているということでマイクロプラスチックが全世界に広がっているということが大きな懸念材料であると警告をしておりましたが、東京湾でも採取したカタクチイワシの8割からも検出されたとあります。私たち一般的に使っております洗濯物からも出るそうでありますし、化粧品などからも出るそうであります。これが下水道を通つて川に流れて海に到達し、海洋汚染にもつながっているかもしれないということも警告されております。

そこでお伺いしますが、下水道処理場のろ過器装置などの点検強化を図るべきと考えますが、いかがでしょうかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） 水道水からのプラスチックの、利用のプラスチックということですが、下水道の処理では、このようなマイクロプラスチックの処理まではこれは処理しきれていない状況にあります。なので、うちのほうとしては下水道の関係では、こちらのほうの処理にまでは至っていないというふうに認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。ですから私は洗濯をして、知らず知らずのうちに海に流れているということもあるということで、それがカタクチイワシの8割近くから検出されたということにもなっているかもしれないということでもっともっとごみの減量に努めなければならないということを改めて認識した次第であります。

最後の質問になりますが、盛岡環境施設組合は平成41年をめどに盛岡広域でごみの処理を行う計画がされておりますが、現在の環境施設組合では資源化の分別を行いまして、燃えるごみを広域処理をするということで資源化は現在地付近でやろうというような形が計画をされておりますが、ここで課題で、これからのごみ政策につきましては、いかに費用をかけないで効率よい回収、収集を実施し、これを資源化にするかということが大きな課題として取り上げられております。それで今後の資源回収の方法につきまして、新たな発想で取り組まなければ解決しないこともあります、それでそれらのこういったこと、まだ10年ほどあるわけでございますが、この中で資源化研究会、要するに有効に、あるいは低費用で、そういうことで新たな発想で回収する資源化研究会のような、名称はいろいろあると思いますが、そういうものが必要ではないかと思いますが、町長にお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

いずれ村松信一議員もおわかりのとおり、ごみ処理経費にはやっぱり収集運搬コストが一番かかるのです。だからまず私どもとすれば、集積所に出す前にいかにして分別化して資源化して減量化すると、これが私らに課せられた課題なわけです。だから私どもとしては、収集運搬して、もうそれをいわゆるごみ処理施設なり、資源化施設に搬入するというのがこれからはできる限り資源化のできるものは、もう集積所の出す前の段階でやっていくということで、だからこそ先ほどからいろいろ議論、うちの住民課長も答弁しておったのですが、要

するにもう私どもとすれば、資源化できるものは、全部もう資源化をするのだということで、今問題なのは、今広域で焼却処理施設、これだけはもうなければならない。例えば極端な言い方をすれば、今残飯、台所ごみ、これもアパートとか何かこれは無理なのですが、一般の家庭であれば、自分たちの小さな庭でもコンポスターによって堆肥化もできると。

だからそういうことをこれから私どもも丁寧に説明しながら、そしてごみにお金をかけるくらいむだなことはないのです。だから私は、もう今私、実際ごみの仕事をやらさせていただいて、本当に大型の焼却炉をつくって、果たしてこういうことでいいのかと。もうできるのであれば、皆さんのご協力をいただいて、焼却炉というのは必ず必要なのですが、いかにして処理する能力を小さくしていく、スマート化していくか、これが大切なのです。だからその意味で、これから私らにとられるのは、もう本当に減量化というのは、イコール資源化なわけですから、その資源化の受け入れを私ども市町村としてしっかり対応していかなければならぬ。

だから今盛岡、紫波地区でも盛岡の都南地域と紫波町と矢巾町、その中で矢巾町がもう県下でワースト2だと、もう紫波なんかはどんどん進んでいるわけです。同じあで一部事務組合を構成して、同じようなことができないということは情けないことなのです。だからもうこういうことを早く解決をして、もうごみ処理にかけるお金なんていうのは、本当に私はもったいないわけです。だからもうそういったことでこれからは粘り強く、そういうことを皆さんに説明をしながらご協力をいただくと。残飯も1回水切りをしただけでも負担金に影響してくるわけですから、そういうことをみんなに理解していただいて、協力をしていただく体制、そのためには現場に入って直接指導していくことが一番解決の近道ではないのかなと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に移らさせていただきます。矢巾型農業の確立についてであります。

町の東部平たん部では、早くは1599年に開削された鹿妻穴堰の恩恵を受け、水田の開発も進み、安定した稲作農業が行われていましたが、西部大地の地域は水不足のため干害と水争い常習地帯がありました。そこで水不足を解消し、地方農業の振興を図るため1927年白沢在

住の3名が各方面の理解と援助を懇願し、鹿妻新線水路を開削し、そして新たに760ヘクタールに及ぶ水田の開発がなされました。以降、各種圃場整備事業等により、農地が良好な状態で維持、保全され、水田2,423ヘクタール、畑391ヘクタールは、その多くが良好な営農条件を備えた優良農地として現在まで安定した農業生産をしてまいりました。

このように恵まれた農地を持つ本町は、町長の施政方針でも標榜のとおり、本町の基幹産業は農業であり、農業が元気でならなければならぬとして、各種農業支援策に取り組んでいただいております。食生活の洋風化、多様化や人口減少、高齢化などによりまして米消費量が減少する中、優良農地の有効活用を図るため、さらなる施策が必要と考え、以下お伺いをいたします。

1点目であります。全国的に煮物等からサラダへと野菜消費の内容が変化しているということでありまして、全体の野菜量は減少傾向なそうであります。町内における野菜栽培について、サラダ系野菜をもっと推奨し、町内における野菜のさらなる消費拡大を図ってはどうか。新規に取り組みやすいズッキーニもその一つと考えられますが、ズッキーニを使ったサラダを考案し、給食にも取り入れるなど、町内での消費拡大を図ってはどうか1点目であります。

それから、2点目、町長は施政方針演説の中で農業用機械、施設の導入についての支援を表明しておりますが、具体的な施策はどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

それから、現在の農地を野菜栽培に適したものにするためには、フォアスシステム、これは地下水位制御システムですが、これが最適であると思います。整備には多額の資金、費用を要するため支援の対象としていただくことはできるのかどうかお伺いをいたします。

それから、3点目、昨年度国が加工業務用野菜生産基盤強化事業を始めましたが、周知が短期間だったこともあり、本町では未導入となりました。これは、3月議会でも質問した件であります。それで先ほどの前項のフォアスシステムの導入にもこの補助金を利用することができるので、来年度に向けた取り組みに対し関係者の周知はどのようになっていたのかお伺いをしたいと思います。

それから、4点目、農業の人手不足解消と障がい者の就職先確保のために農と福祉の連携、農福連携というそうであります。の考えについて、現在はどこまで進んでいるのか。例えば受け入れ協力事業者への支援策などは考えられるのか、以上4点をお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　矢巾型農業の確立についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町、岩手中央農業協同組合等を構成員とする矢巾町農業再生支援協議会は、サラダ等に用いられるズッキーニ、キュウリ、トマト等の野菜を特に産地化を推進する地域振興作物として位置づけ、産地交付金を交付しております。国立研究開発法人、農研機構の診断によると、本町には野菜の栽培に適した黒ボクの土を多く含んだ優良な農地が多いことから、今後も関係機関と連携し、サラダ等に用いられる葉物野菜の生産を支援してまいります。また、町産ズッキーニは、スープ等の学校給食にも積極的に取り入れているほか、町主催の地元学び塾では、ズッキーニに係る農業体験を町民等に提供し、町内のズッキーニの消費拡大を図っております。

2点目についてですが、現存の矢巾集落営農応援事業に加え、本年度から認定農業者を対象とした矢巾認定農業者応援事業を創出し、集落営農組織及び認定農業者に対して小規模農業機械の購入費用を助成しており、本年度は各事業に対して、それぞれ4経営体が申請しております。また、農地耕作条件改善事業を活用し、認定農業者、認定就農者及び集落営農組織がフォアスシステムを整備する場合、10アール当たり17万5,000円を助成しており、昨年度は1.18ヘクタールが整備されております。

3点目についてですが、加工業務用野菜生産基盤強化事業については、今年度の作付計画にかかわらず今後町内各経営体に周知をしてまいります。

4点目についてですが、現在町内では、具体的な農福連携の取り組みは行っておりませんが、障がいのある方の就労先の一つとして障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所がございます。主に農作業を希望される方には、福祉サービス事業所で支援を受けながら一般就労に向けた訓練を行うほか、日中の居場所を提供しております。今後とも障がい者の雇用が持続的に提供できるようサービス事業者と連携を図りつつ支援を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 1問目の、では質問をさせていただきますが、野菜は豊富な栄養素が含まれて、食品の中でも重要な供給源と位置づけられておりますが、全国的には年々野菜の消費は減少傾向にあり、肉類や油脂類の消費が増加し、食生活の洋風化が進んでおるのだとあります。本町の給食におきましても野菜の占める割合につきましてお伺いしたいのですが、前年度に比較して傾向値としてことし、前年度の比較では、野菜の占める割合はど

のようになっているのか、増加か減少か、同じくらいかということでお伺いをしたいと思います。

それから、2点目、昨日の学校給食にズッキーニの料理が出されました。今食卓ではサラダ系の野菜の消費が多くなっておるというデータがあります。給食に実ははつきり言いたくないのですが、やっぱり料理がまだまだということで野菜などに使つたらどうかということも言われたことがございます、このズッキーニ。ですから、学校給食にこのズッキーニを使った野菜サラダを考案したかどうかということを2点お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣学校給食所長。

○学校給食共同調理場所長（稻垣譲治君） お答えいたします。

野菜の使用量につきましては、栄養バランス等考えておりますので、使っている量的には横ばい状態ということになりますが、町内産の主な、というか主に使っている野菜といたしましては、量的に一番多いのがキャベツ、タマネギ、ニンジン、ダイコン、この辺の野菜が主として使われております。その理由につきましては、栄養バランスだけでなく、加工の手順の問題も含まれてございます。要は、余りカットに時間がかかるもの等は、どうしてもカットした状態で購入しなければならないということになりますので、経費的な面から考えても加工のしやすい野菜が中心となってございます。

それから、ズッキーニの料理につきましては、町長答弁にもありますとおりスープ類ということで、カレー、それからラタトューユというちょっと洋風のスープ料理になりますが、それとあと肉との野菜いため類が中心で、生で提供しているケースは、今までのところはございません。この件に関しましては、栄養教諭とも相談しながら、なかなかズッキーニ、ここ最近出てきた野菜で料理方法等も確立されていないということもありますが、どうしても西洋系のスープの料理が多くなってございますが、そういうものにも利用できないか、今後検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 学校給食では生ものは提供はできないということになっておるのどうでありますので、ぜひとも温野菜サラダということが今はやっているのだそうですが、こういったものにもぜひともチャレンジしていただきたいと思います。

それでは次の質間に移りますが、町では過去にも矢巾のお勧め料理簡単レシピ集、それか

ら矢巾食の歳時記、それから伝統料理矢巾の食事母の味、ふるさとの味といたしましてレシピを紹介して本を出しておりました。野菜消費や食文化の変化に伴うズッキーニが新たにここに野菜として加わったわけでありますので、ズッキーニの料理レシピ集を作成いたしまして、町内の消費拡大を図ってはどうかお伺いをしたいと思います。

そしてまた、矢巾町とコラボでカレー専門店のしっぽさんがありますが、7月から8月にかけて2週間ズッキーニのトッピングカレーを販売し、大変好評だったそうであります。私も行って取材してきました。この企画は、産業振興課が実施したと思いますが、アンケートもとられております。その結果につきましてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　それでは、ただいまのお答えをいたします。まず1点目のはうのですけれども、レシピ集に関しましては、実は地域おこし協力隊の方と連携しまして7月に、まだ品数は5品目ということで少ないのですけれども、ズッキーニを使った料理のレシピ集を実は作成しております。ただ周知的にはまだこれからでございますが、役場庁舎内とか、あるいはまちづくりコンソーシアム、いわゆる働いているところ、そちらのほうには置いて無料配布しているという状況でございます。今後もう少しレパートリーをふやしていきながらそういうものを構築させていったらいいなと思っております。

それから、今後町内にはズッキーニのほかにシイタケとか、それからみそをつくっているところもありますので、そういうものも活用したレシピ集をつくっていきたいなということでこれからそういう取り組みもしていきたいということでございます。

それから、2点目ということでございますが、基本的には議員おっしゃるとおり7月の下旬にかけて2週間ほど町内の17店舗でズッキーニを活用して、そういう料理を出していただくというキャンペーンを行いました。初めての取り組みだったわけですけれども、人数的にはいっぱいという形ではありませんでしたが、それなりに来場された方がいらっしゃるということでございます。中身的には、若干集計して、ちょっと私も中身を全部熟知しているわけではございませんが、意見としましては、やっぱりこういうレシピがあったのだというところとか、単純に2週間だと1つの品物ではなくてもっといろんなレシピがあればよかったですとか、そういういろいろなご意見をちょうだいしましたので、こういった部分につきましては、今回初めて開催しましたので、来年以降も町内の飲食店も含めてその消費拡大につながるようにいろんな趣向工夫を凝らして進めていければということで現在考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ズッキーニは、全国的にも各地で栽培されておりまして、自家消費以外のところでの販売では38都府県でつくられておりまして、これは年間を通じて流通しております。長野県では2月の出荷以外は全月で出荷できておりますことから、本町でも冬の栽培もできると思われます。そこで先ほどの17店舗ほかの店舗にも年間を通じて使っていただくためには、やっぱり冬の栽培も必要になるだろうと思います。ということで、先ほどのカレー店などでも年間のメニューとして加えていただけるかもしれませんので、冬の栽培の推奨についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

町内で取り組んでいる営農組織さんが何ヵ所かおられるわけでございますが、これまでにはご承知のとおり夏から秋にかけてと、いわゆる特にも2期作ということで麦の裏作で栽培しているのが多い面積でございます。冬場につきましては、そういったことも考えられるということでございますので、これらにつきましては、その栽培されている方々の当然意見も必要となってまいりますので、そういった意見をちょうどいいしながらできるのであれば、町の食材として活用していきたいと思いますけれども、これは栽培する方の協議次第ということになろうかと思いますので、今後検討ということによろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。それでは、次の質間に移らさせていただきますが、野菜栽培を行うためには、フォアスシステムが一番いいわけであります、昨年度の支援策はわかりましたが、そのフォアスシステムに対する今年度あるいはまた来年度の支援策はどうなっているのか、どういう考え方なのかお伺いをしたいと思います。

それから、またもう一点お伺いしますが、今年3月に質問をしました大規模な野菜栽培の件であります。これは6ヶ月たったわけです。それで答弁では、今後町内各経営体に周知してまいりますということであります。周知しましたではありません。ですから、あのときもそういうようなお話をありましたけれども、6ヶ月たちまして、そうしますと経営体につき

ましては、やっぱり来年のいろんな計画を立てなければなりません。これからやるのですか。それとも今までやったのですか。この6ヶ月間何をしていたのですかお伺いをします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

1つ目のフォアスの支援策でございます。これらは、先ほど町長答弁にありましたとおり、耕作条件整備事業ということで、いわゆる暗渠排水とあわせフォアスを取り組みたいという場合には、それを活用しております。先ほど答弁のとおり昨年は1.18、その対策以前の部分につきましても、他の組織のところでフォアスを整備している部分もありますので、全体の数値的にはどのくらい整備されたかというのは、ちょっと把握しておりませんが、来年以降につきましても、そういう形でフォアス整備をしたいという部分に関しては、そういう形で事業を活用して取り組んでいきたいということでございます。

ちなみに、フォアスは10アール当たり大体二十七、八万円ぐらい通常であればかかると言われていますので、先ほど言いましたように17万5,000円の補助金ですから、残り10万円程度は自己資金という形になりますので、例えば10アール当たりに大体3本程度にならうかと思いますけれども、そういう形がいいのか、少し量を減らすか、いろんなものがあると思いますので、それは実際手を挙げられた方と協議しながら進めていかなければなと考えております。

それから、2点目の野菜の基盤強化事業につきましては、3月から議員さんご質問のとおりでございますが、現実的に平成31年に向けては、まだ事業実施されるかどうかわからないという状況でございますので、はっきり申し上げてまだ周知はしておりません。しかしながら、いずれ農家につきましては、稲作後が取り組みといいますか、話し合い期間ということになりますので、それまでに来年度分のやつを情報収集しまして周知していきたいということで現在考えているところでございます。

取り組みにつきましては、10ヘクタールから50ヘクタールまでの取り組みというような30年度の事業ではそういう形になっていますので、大規模な取り組みということが必要になってまいりますので、そういう形につきましては、いずれ31年度が同じような条件でいくのかいかないのかという部分もあると思いますので、それはいずれ今後早急に情報収集した形の中で進めていかなければなということで考えております。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 質問の途中でありますけれども、再開から時間を要しておりますので、ここで休憩をとります。

再開を2時10分とします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

村松議員には途中で区切りまして大変失礼をいたしました。それでは次に、再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、4点目に質問しました部分の再質問をさせていただきます。

障がい者雇用の旗振り役であるはずの各省庁の雇用者数の水増しの実態が明らかになってまいりましたが、ずさんな数字の扱いの背後には、障がい者の立場や自立活躍への無関心さがあるのではないかと言われております。私は、農業に携わる担い手不足、障がい者の就労機会、自立、働くことの楽しさなどの面から農福連携を取り上げましたが、障がい者の働く意欲の高まりは、各業種全般にわたっております。広がっております。この雇用の問題解決には、入り口戦略と出口戦略が必要だと考えております。この解決をいたしますと、障がい者の方の社会保障の受け手から納税者へかわる素地は今現在できつつあります。入り口戦略でありますが、これは各種福祉政策でありますが、十分とは言えないまでも、その対応も含めかなり充実してきていると思います。出口戦略は、現場に近い行政として雇用の場、就労体験、生きがいの場、時間の使い方などでありますが、地域対応の雇用の場確保の仕組みづくりであります。地域における障がい者の特性を理解した上でいかにマッチングさせるかの仕組みづくりであります。

質問しますが、入り口としての福祉行政手続時就労できそうな方もいらっしゃると思いますが、実際には働けるのに働いていないという方もいるかと思います。そこで、窓口で手続の終わった後はどうされていますかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

窓口相談にさまざまな相談を受けますが、やっぱり生活相談にかかわる内容の中に、仕事がない、大きな借金を抱えている、家族との関係が悪いというふうな状況の中に、それでもできれば仕事をしたいというふうな方に関しましては、希望する内容等を聞きながら障がい

者の手帳を保持しているのであれば、またそちらの内容、そしてまたまだやっぱり一般就労のところで頑張れそうな方にはということでいろいろと道を探りますが、ハローワーク等と連携しながら行っているところですので、就労意欲のある方につきましては、福祉の窓口、そしてまたハローワーク、そしてまた障がい者の支援者となる事業所等と連携しながら、そちらにご本人の了解を得ながらつなげている状況はありますということをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 答弁にありました現在町内では農福連携の取り組みは行っておりませんが、障がいのある方の就労先のひとつとして障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所がございますとの答弁がありました。実は、今ご答弁いただいたように、窓口で接した方が就労の相談をする、相談者が一番安心するのは、一番先に相談した方なそうであります。ということで今お聞きしたわけでありますが、そこで福祉の窓口は福祉・子ども課だと思いますが、農福連携はやっていないということですが、それではお伺いしたいのですが、産業振興課長は農業関係ですよね。それから、福祉の関係は福祉・子ども課ですよね、産業振興課と福祉・子ども課は、このような就労相談とかはされて、あるいは連携をとられているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えいたします。

この農福連携の関係につきましては、産業振興課としては、現実的に相談というところが実際の件数がございませんので、基本的には相談があれば府内では福祉・子ども課とは連携することはできると思いますけれども、現時点では産業振興課としてはそういう相談がないので、現時点では連携はしていないという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

農業の魅力と大変さについては、あるいはもっともっと深いところがあると思いますので、私どももJAの窓口の就労者をあっせんしていますよというふうな窓口にもいろいろと確認をとったりしておりますが、やっぱり今後もっと希望する仕事の内容の一つとして大事な分野だと思いますので、産業振興課ともこちらからもいろいろと相談に伺いながら広げていけ

ればなというところをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたしますが、今農福連携は、もうまさに時代の要請でございますし、それから今障がい者の雇用についていろいろ議論があるところでございます。そういうことで特に本町といたしましては、そういったことにしっかりと意を体して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。9月7日の日に商工会で経済交流会がございます。各企業の活発な情報交換の場であります。ここに産業振興課あるいは福祉・子ども課の担当者が町長の了解を得られれば出て、情報交換をしてみてくださいと私は思います。結構あるのです、そういう話が。だから、行政としての仕事はここまでだと思えば、それ以上何もそこから出てこないわけでありますので、そこをちょっと垣根を取り払えば、何でも相談してくれる人がいっぱいいると思います。そういうことの行政であってほしいなと私は思っております。そこで就労先を紹介してくれるかもしれませんし、そういう仕事もあったのかというような仕事も実はあるかもしれませんので、このような見解をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたします。

9月7日の経済交流会、私も参加する予定としておりましたので、そういった議員の部分につきましては、検討しますというか、そういう形で相談できますというようなPRはしていきたいと考えています。ただ内容的に現状がどのような形というのは、先ほど言いましたように産業振興課ではちょっとわからない部分ありますので、こういった部分につきましては、担当の福祉関係とも連携とりながら、場合によっては実際の担当と一緒に行くなりということもあるうかと思いますけれども、そういったことは取り組んでまいりたいと思います。

なお、農福連携の農業関係につきましても、当然作業するのは役場というよりは、実際携わる農家の、あるいは営農組合の方々でございますので、実際例えば恐らくかかるとすれば、野菜なんか作付している方々の組織が結構手が足りないという部分が出てくるかもしれませんので、こういった部分につきましては、いずれそういった組織の皆さんともよく相談しながら進めていければなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 農業といいますと、自分の働いている姿を思い出すと、とても辛いなとか思うのでしょうかけれども、いろいろあるわけです。野菜の収穫にしても、規格外の野菜だってたくさん出るのです。農家はどうしているか、ほとんど捨てています。ですから、こういったことをその方たちに利用していただいて、働く楽しみなども味わっていただいて、それがまた収入源にもなる。その処理の仕方もいろいろ考えれば、いろいろあるということあります。これが出口戦略の初めなのです。そこで働く楽しみを身につけて、実は一般企業に、いつだったか忘れましたけれども、就職した人がいるそうあります。働く楽しみを身につけて、一般企業の面接を受けて社員として採用された方がいるのだそうあります。これも今のような取りかかりが始めたと聞いておりますが、やっぱりそのような仕組みづくりについても研究をする必要があると思います。いかがですか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、このことについては、きょうは教育委員会の和田教育長もおるわけですが、やはり小さいときから、私もそうだったのですが、私たちには非常に嫌々というような思いで、いわゆる田植え休みなければいいなど、稻刈り休みがなければいいなどということですが、今反省しておるのです。やっぱり働くことに喜びを持ちと、町民憲章にも一番最後にそのことがあるわけでございます。やはり勤労の大切さということについては、小さいときから大切にしていかなければならない。そして、今ご指摘のあった高齢者とか、それから障がい者の方でなく、もう今全世帯型が、まさに今人生100年時代を迎える中において、今ご指摘のあったことは非常に大事なことでございますので、その勤労のいわゆるあり方についても、これからいろんな角度で検討させて前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで6番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、15番、藤原由巳議員。

1問目の質問を許します。

（15番 藤原由巳議員 登壇）

○15番（藤原由巳議員） 議席番号15番、やまゆり会の藤原由巳でございます。質問に入ります

す前に、ゆうべ真夜中に日本海を北上しました台風21号、瞬間的な風、雨ではございましたが、農作物の被害等、きょう午前中に調査したというお話を聞いてございます。後で再質問の際に質問させていただきますので、ひとつよろしくお願ひを申し上げますし、なお被害に遭われました方には、お見舞いを申し上げたいというふうに思うところでございます。

それで今回は、大きく3項目について質問をいたします。最初に、高橋町長に新たな米政策元年の本町農業政策についてお伺いをいたします。この夏、皆さんもご案内のとおり、お隣秋田県の金足農業高校の甲子園での大活躍により、農業、そして農業者が大きく燃えました。私もご多聞に漏れず毎試合テレビで応援し、大きな感動を受けました。そしてこの間毎日のように農業高校と農業が大きな話題として日本全国を駆けめぐりました。このようなことから、町内外各方面での話題や私自身もこれから日本農業のあり方と本町の農業をどのように描いていくべきか、高校野球を見ながら考えた次第でございますので、それに基づきまして質問をさせていただきたいというふうに思います。長年我が国の、そして本町農業発展の根幹とも言われました米政策が大転換されまして、この春よりスタートしました。このことを踏まえた中で今年度の本町の農業政策と高齢化の進む今後の農業振興施策について以下伺います。

1点目、今年度の主食用米の栽培面積は、目標面積に対してどのような数値となっていますでしょうか。また、その中でモチ米、ウルチ米の面積とウルチ米での銀河のしづくの面積はどのようになっていますでしょうか。あわせて米全体の出荷袋数と、その販売見込額はどう捉えておりますでしょうか。

2点目、生産調整の総面積と作物別面積上位5品目までの作物内容は、どのようになっているのでしょうか。あわせてこの5品目の販売見込額をどのように捉えているのでしょうか。また、この5品目への奨励金の状況はどのようになっているのでしょうか、あわせてお伺いをいたします。

3点目でございます。水田転作作物以外の農産物の栽培状況について、どう捉えておりますでしょうか。果樹や菌茸類等主な品目の栽培状況と年間販売見込額をどのように捉えているのかお伺いをいたします。

4点目、法人化対策に取り組んで久しいのですが、全国的には農業者の平均年齢が68歳台とも言われている中、本町農業の現状と課題をどう捉えており、あわせて法人構成員の高齢化等による後継者対策を含めた法人組織の合併と適正規模への拡大対策が不可欠であると考えますが、町としての見解を伺います。

5点目、岩手県内一大消費地、盛岡広域圏内として位置づけされている矢巾町農業をどう捉え、町周辺部の優良農地を活用し、米プラス園芸特産物の生産拡大と6次産業化のさらなる推進により、若年層から熟年層までが夢を持てる矢巾町農業の将来展望をどう描くお考えなのかお伺いします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　15番、藤原由巳議員の新たな米政策元年の本町農業政策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本年につきましては、町内の主食用米の生産目安面積は1,333ヘクタールに対して栽培面積1,319ヘクタール、その中でモチ米が276ヘクタール、ウルチ米が1,043ヘクタール、銀河のしづくが203ヘクタールの見込みとなっております。また、米の系統出荷袋数が21万4,000袋、系統販売見込額が11億2,300万円となっております。

2点目についてですが、主食用米の生産目安面積達成のために転作を行った水田の総面積は796ヘクタール、面積上位5品目の作物と系統販売見込額は1位から順に小麦が592万円、飼料作物が自家利用が主であるため販売はありません。大豆が795万円、加工用米が4,800万円、ホールクロップサイレージ用の稻も自家利用が主であるため販売はありません。また、これら5品目に対しては、経営所得安定対策等交付金として、今年度は10アール当たり小麦に5万8,000円、飼料作物に3万5,000円、大豆に6万4,000円、加工用米に2万5,000円、ホールクロップサイレージ用の稻には8万円を交付する見込みとなっております。

3点目についてですが、水田転作作物以外の農産物の栽培状況は、果樹が39ヘクタール、シイタケが原木15万本、菌床シイタケが菌床玉で20万玉であり、年間の系統販売見込額は、果樹が8,497万円、原木菌床シイタケが1億8,500万円の見込みとなっております。

4点目についてですが、本町が6月に実施した生産者への意向調査によると、現在からおおむね10年以内に高齢または後継者不足を理由に経営規模の縮小等を行おうとした生産者は、全体の約16%に達しており、後継者対策は喫緊の課題と認識しております。

後継者不足を解消するためには、経営体が長期的に安定した収益を上げる見込みがあり、未来の経営者、オペレーター候補等にとっても魅力のある就職先であることが不可欠であり、そのためにはおののの経営体が目指す経営規模を実現することが重要と考えております。

今後未法人の集落営農組織に対して、他組織との合併も選択肢に含めた意向調査を行うこ

ととしており、当該意向調査の結果を踏まえ、他組織との合併も含めて法人化に向けた支援を行ってまいります。

5点目についてですが、若年層から熟年層までが矢巾町農業に夢を持つためには、本町経営体が長期的に安定した収益を上げる見込みがあり、未来の経営者、オペレーター候補等にとっても魅力ある就職先であることが不可欠と考えます。このような経営体を育成するため、本町は盛岡市等の大消費地の潜在的な売り先に係る情報を積極的に収集し、経営規模の拡大、米、園芸作物等を複合させた収益性の高い農業経営の実現を目指してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 議長にお願いですが、先ほど冒頭質問しました台風被害等があればということでお願いしましたが、それよろしいですか。

○議長（廣田光男議員） 許します。

菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えいたしたいと思います。

まだ全体集計というのはこれからでございますが、一応産業振興課として町内を回った分でございます。昨日の風と雨の関係で、一番はリンゴを心配しておりましたが、町内回って、昨年度落ちたところも見ましたけれども、基本的には余り落ちていなかつたと。ただ場所によってはやはり少し落ちた園地もありました。物によりますと、その種類によって落ちている部分ではないかと思いますが、総体的には思ったほど落ちなかつたということでございます。

それから、ズッキーニの関係で栽培されている方のところも見て回りましたけれども、ちょっと風で根っこが少しちゃ上がっているという状況がありましたし、あとは折れたりということもあって若干の影響はあるのかなと思っております。

それから、水稻に関しては、冠水がなかつたというのもありますけれども、そういう状況はありませんが、ただ雨と風の関係で結構倒れている、いわゆる斜めになつているのが多く見られます。黄色ければすぐ収穫時期ですから、何とかすぐできればいいわけですけれども、青いのも割と倒れている部分がありますので、そういう部分に關しまして考えると、若干収量的には影響が出る可能性があるのかなと見ております。

それから、ハウス施設等について見ていますけれども、こういった部分については、ちょ

っと見た感じでは被害は見受けられなかったということでございます。今後農協あるいは共済のほうからも情報収集して、最終的に被害がどのような形になるかというのはまとめていきたいと考えております。

あと若干私ごとといいますか、うちの近くで小屋の目隠しの部分が若干剥がれたといったところもありますので、もしかしたならば施設に被害があるところもあるかもしれませんけれども、現時点ではそういった情報、入っておりませんので、これはいずれもう少し時間かけて確認をしていきたいなということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、再質問、どうぞ。

○15番（藤原由巳議員） ありがとうございました。

それでは、再質問に入らさせていただきますが、私は一般質問は、我々議員が事前通告いたしまして、答弁者である町長等がそれぞれ十分な協議を行いまして答弁書を作成し、最初の答弁をされるわけでございますが、これにまさる答弁はないというふうに私は今まで信じて活動をやってまいりました。そういったことで再質問は、多少の再確認の意味と、あるいは答弁者である町長からもう少し詳しく聞きたいと、そういう気持ちの中で今から再質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず最初でございますが、今のそれぞれの農業問題におきまして高橋町長の答弁により、本町の農業実態と農業生産額が大筋で理解できました。新たな米政策の中ではありますが、主食用米の生産面積がほぼ目安どおりとのことで、本町農業者の良識と指導関係者の努力が改めて確認をしたところでございます。しかしながら、農業者の高齢化は進んでおり、答弁にもありましたが、10年先には非常に厳しい状況も想定され、喫緊の課題とありますが、本町の若手農業者が減少するということになりますと、周辺農村地域の人口減少も拍車がかかるわけでございまして、本町が掲げております人口3万人構想も非常にあやうい状況になるのではないかというふうな懸念もされます。そういったことでこの農業をいかに振興させるかが今後の本町の進む道の最たる課題ではないかというふうに思うわけでございまして、この対策、先ほど答弁で喫緊の課題でもあるとありましたが、この対策に今からでも取り組むべきと考えますが、その具体策があればお伺いをいたしたいと思います。お願いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

なかなか全国的な難しい課題ではありますが、基本的に課の中で検討していく、まだ表に

は出でていないわけでございますけれども、一つの考え方としては、先ほど以来答弁にありましたとおり、例えば農福連携も一つの考え方だと思いますし、午前中になりましたいわゆるドローンの関係とか、そういったので省力するというのも一つの考え方だと思います。ただ現実的には、大体会社をやめた方々が一番若手では稼いでいらっしゃるというのが実態なところでございます。実際には、やっぱりそのところで頑張っていただくという形しかないのかなと思いますが、今後考えられるとすれば、これまで学校なんかで、例えば田植え体験とか手作業でやっているわけです。大変な思いをして昔はやっていたのだという、その思いも確かに必要なのですけれども、逆に今は機械化が進んでおりますので、やっぱり機械に乗せて、ああこんなに早くできるのだと、そういったことによって機械に興味を持たせるということもひとつ必要なではないかということは考えております。それを若いときからやらせることによって興味を持つてもらえば、もしかしたならば農業に就農していただけるのかなということも考えにはありますので、今後そういった部分も含めて一人でも多くの若い方々が就農できるような形を考えていくべきなということで担当課としては考えているところでございます。

回答になったかどうかわかりませんけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 非常に難しい課題、ずっとこの課題と取り組んできたわけでございますが、なかなかいい提案と申しますか、そういうのができないので、私もかつてそれを進めるほうの一人でありますし、非常に私自身も今非常に申しわけないというふうに思っておるところでございますが、いずれ今後とも今お話しした内容を踏まえた中で何とか、いずれ若い人たちに農地を守っていただきないと、矢巾町の農業、そして矢巾町もあわや危うくなるということも考えますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、法人化の関係でお伺いしますが、将来に向けての対策の一つとして農業集団の法人化がいろいろ呼ばれて15年以上になりますが、本町で最初の農業生産法人であります室岡営農組合の活動が先日の日本農業新聞に紹介されておりましたが、ここまで来るには相当のご苦労があったともありました。先日も県議会の農業農村整備推進議員クラブの一行20名がこの矢巾町と、そして私の地元の農業生産法人に視察に来られまして、法人組織のあり方等について意見交換を行いましたが、なかなか具体的なところまでは進まないと。それでその法人化も当初考えたようには進んでおらないというふうなことでございました。

そこで質問ですが、本町における現在の農業生産法人の数はどの程度になっておりまして、今後法人化の計画がある組織はどの程度あるのかと。そして先ほどの答弁にもありましたし、私も質問したわけでございますが、これから法人が果たして今の、私のところもそうなのですが、非常に小規模な法人なわけでございまして、果たしてこれでいいのかと、将来の厳しい農業に立ち向かうためにはこれでいいのかというところを町として、あるいはいろんな指導機関との協議の中で、今後どのようにこの法人化に向けて取り組んでいくのか、その所感を再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えをいたしたいと思います。

まず1点目でございますが、法人化した組織につきましては、法人化計画を定めているのは31組織ございますが、そのうちことしの8月に桜屋さんで法人化しましたので、合わせまして9つでございます。今年度現在協議中なのが岩清水地区のほうで1組織ございますので、そちらが今年度中にもし設立されれば10と、3分の1ということになります。

2つ目が、いわゆる小さい組織ではなかなか成り立たないということでございます。実際のところ経営状況につきましては、それぞれの組織によって作業の内容形態が違うと思いますが、そういった小さい組織ではやっぱり収入からすると、なかなか大変だという部分も当然あろうかと思います。逆に大きくなっても、今度は作業する関係とかというので大変だというところもありますので、今準備を進めておりますが、法人化をまだしていない組織に関しましてアンケートしたいと思っております。それを踏まえて、例えば法人化すぐするのか、もう少しかかるのか、あとは合併の関係とか、そういった部分をちょっと組織からアンケートをいただきまして、それをもとに今後農協あるいは県とか含めまして、その検討し、農作業後になろうかと思いますけれども、具体的な行動ということで地域のほうにお邪魔しながらいろいろ悩みを聞きながらいい方向になれるように努力していきたいと。やはり最終的には、その地域、地域の取り組みが法人化に向けた一歩でございますので、町としてはそういった応援をしていくということしかございませんので、そういった取り組みは引き続きやっていきたいということで考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） それでは、2問目の質問をさせていただきます。あと1年後に迫ってまいりました岩手医科大学附属病院の移転、開院に向けての本町の対応につきまして高橋町長にお伺いをいたします。

このことは、町民はもとより県内外の多くの方々が待望している岩手医科大学附属病院の2019年9月21日の移転、開院まであとと1年と迫ってまいりました。本町においても総合移転決定から現在までこの移転に対する多くの事業に取り組んできておりますが、開院に向けての対応や、その後の課題等も考えられることから以下についてお伺いをいたします。

1点目でございますが、現在盛岡市内丸の病院から新矢巾病院への大規模な搬送計画について、本町の協力体制と周辺住民への周知対応策を伺います。

2点目、上下水道や道路等、本町が担うインフラ整備の進捗状況について伺います。あわせてガスや電力、石油類等の供給対応についての情報はどう把握しているのか伺います。

3点目でございますが、医大附属病院敷地内に建設予定と聞いておりますホテル、保育園、ショッピングモール等の建設計画はどのように進んでいるのか伺います。あわせてショッピングモールの建設計画について、本町の既存商業者への影響をどう捉えているのかお伺いをいたします。

4点目、矢巾口から医大周辺への県道は、現在朝夕かなりの交通渋滞が発生しており、開院後は周辺道路のさらなる渋滞が予想されております。時間的な交通規制等を含めた渋滞対策についてどのように検討されているのか伺います。

5点目、病院関係者や利用者を含めた交流人口が一日当たり5,000人以上とも言われておりますが、防犯、防災対策はどのように講じられているのでしょうか。あわせて周辺住民への周知対策も必要と考えますが、どのように進めていく考えなのか伺います。

6点目、医大の総合移転計画が示された段階から町内農業関係者や議会から農産物の供給に向けての提言がなされてきておりましたが、その後の経過と今後の見通しについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 医大附属病院開院に向けての対応についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、医大附属病院への搬送計画につきましては、大学において専門会議が立ち上げられて具体的な検討が行われており、警察、消防等々の個別協議も進められ、

今後搬送の基本計画がまとまった段階で関係機関と情報共有を図ることになっております。現段階では具体的な内容が決まっていない状況であり、本町といたまして詳細を申し上げることはできませんが、搬送が円滑に行われるよう最大限の協力をしたいと考えております。また、周辺住民への周知については、関係機関と役割分担をし、万全を期したいと考えております。

2点目についてですが、上下水道事業におきましては、岩手医科大学附属病院の開院に向けて町道中央1号線及び県道矢巾停車場線に岩手医科大学附属病院で必要となる水道管及び下水道管の布設工事は既に施工しており、工期は上水道及び下水道とも来年の1月末となっております。今後は、道路工事の進捗状況に合わせて工事を進めていくことになり、現在の工事の進捗率は10%程度と捉えております。また、上水道事業につきましては、現在矢巾東小学校北側に建設中の東部系新配水場の試運転を来年の2月から開始する予定になっており、この試運転と今回布設した配水管の試験通水の後、完成検査を経て来年の3月から供用開始する予定で工事を進めております。

なお、下水道事業の岩手医科大学附属病院からの排水受け入れについては、下水道工事完了後である来年2月から受け入れが可能となる予定であります。

町道中央1号線の道路整備につきましては、全体計画として施工延長約1.4キロメートル、幅員は全幅で30メートルで車道片側2車線、両側歩道で計画しておりますが、来年秋の開院までに県道矢巾停車場線交差点部から町道安庭線交差点部までの約1キロメートルの整備を進めております。現在西側歩道と大型排水路の設置を行うその1工事と県道から岩手医科大学附属病院の正面入り口付近までの道路改良を行うその2工事を施工しており、順調に推移しております。今後、その2工事が終点部から町道安庭線交差点部までのその3工事については、来月の契約を予定しております。なお、県道矢巾停車場線交差点から町道西前線までの道路改良については、開院後に工事を進める予定としております。

ガスにつきましては、都市ガスを供給済みであり、電気につきましては、特別高圧で受電する計画で準備中で鉄塔工事が終了すると供給される予定であり、石油類につきましては、重油のタンクをエネルギーセンターに設置済みで、必要時にはすぐに利用できる状況となっております。

3点目についてですが、岩手医科大学との協議で確認しております予定では、ホテルにつきましては、本年7月に着工済みであり、来年の7月の完成、オープン予定となっております。

保育園につきましては、本年3月に着工済みであり、12月末の完成、来年の4月の開園を予定しております。ショッピングモールにつきましては、今月の着工、来年6月末の完成で工事が進められる予定となっております。また、ショッピングモール建設による既存商業者への影響についてですが、モール内に出店予定の店舗は通院の患者や見舞客など、これまでとは異なる新たな客層を対象としていることから、町内の既存商業者に対する影響は少ないものと考えております。

4点目についてですが、町道中央1号線道路整備事業に合わせて県道矢巾停車場線の右折レーンを延ばす改良を行うこととしておりますし、右折矢印の信号を新設することや周辺信号機の現地時間を調整するなど岩手県を初め各関係機関と協議を行っております。今後も周辺道路の交通動態などを注視し、渋滞緩和に向けた対策を講じてまいります。

5点目についてですが、防犯対策として現在地域安全推進隊や少年警察ボランティア協会補導員を中心に紫波警察署と連携しながら防犯パトロールのほか、矢巾すぐすぐネットワーク構成員による少年非行パトロールを実施しております。今後の対策として、岩手医科大学附属病院の移転に伴い、藤沢地区の店舗等の増加が見込まれ、交流人口もふえ、新たな犯罪の発生が懸念されることから、パトロールコースや時間帯の見直しのほか、警察署に対して地域パトロールの強化をお願いしてまいります。また、防犯分野における自助、共助を強化するため、住民主体の防犯活動の推進、支援を実施してまいります。具体的には、各自治体に出向き、防犯講話の実施や無施錠被害の抑止活動として鍵かけモデル地区を選定し、地域住民の防犯意識を高めてまいります。以上のことに対応するため、警察や各防犯関係団体との連携を強化し、犯罪の発生を防ぐとともに情報提供や周知を徹底し、未然防止対策の強化に努めてまいります。

防災対策については、岩手医科大学附属病院周辺には、岩手県立盛岡都南支援学校、岩手県立療育センター、岩手県消防学校などの県の施設が集中し、さらには高層建物の建設も予定されており、防災力を確保するために常備消防については、県及び盛岡広域消防組合との連携強化に努めてまいります。

6点目についてですが、これまで何度か岩手医科大学と協議を行っておりますが、契約金額等について折り合いがつかず協議が停滞をしております。今後は、引き続き岩手医科大学が臨む条件を踏まえ、岩手中央農業協同組合等と協議を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 質問の趣旨が全て答弁にありますて、町当局の取り組みなり、あるいは現段階での岩手医科大学での取り組みを改めて確認することができました。その中ではあります、本町といたしまして多額の予算により多くのインフラ整備に取り組んできたことも確認されました。その中で、これはこれで答弁の内容はちょっといかがかと思った部分があったわけでございますが、ショッピングモールの件でございますけれども、ただいまの答弁では、町内既存業者には影響が少ないだろうと、新たな住民と申しますか、そういう方々であるから、病院に来た人たちだけが使うから、まず余り影響ないだろうと、これはいかがなものかと思うわけです。人口がふえるために私どもはいろんな政策を講じてきているわけです。5,000人以上とも言われる交流人口を全てこの施設に預けてしまうのですか、この辺の考えがちょっと理解できませんでしたので、まずもってこの辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

答弁にはこのような形で書きましたが、現実的には商工会とも話の中では、新しい業態が入るとお伺いをしていますが、実際どんな、例えば会社とかというのはわかりません。ただ商工会で話をしている中では、できればそこに入った中の方々も一緒に商工会議というふうな形で一緒にやっていければなというような形で、いわゆる敵対をするのではなくて、やっぱりせっかく矢巾町に来て営業をするということにつきましては、これはやっぱり喜ばしいことでございますので、ともに反映するという意味では、やっぱりそういった取り組みのほうが必要ではないかということもございます。ただ現実的には、その内容によっては、一部競合する部分もございますので、そういった部分については若干の影響が出るのかもしれませんけれども、町といたしましては、いずれ商工会と連携して一体となって繁栄できるような形で取り組んでいければということで考えているものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長、何かありませんか。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 補足的なお話をさせていただこうかと思います。我々のほうでいろいろ医大と協議をしている中で得た情報でございますし、それから医大と間をつなぐというふうな役割も果たしてまいりました。町長答弁の中にも含めましたけれども、農協さ

んの関係もありましたし、商工会の関係もございました。商工会の関係につきましては、ほかならぬ医大の理事長のほうからも、もしそういう意向があるのであればということでお声がけいただいたものですから、こちらとしても商工会さんと間をつないだということでございますが、商工会さんとしては、商工会としてグループで何かを取り組むというふうなことまではできかねると、会員に情報提供はするということの中で、結果的には矢巾町内の既存の事業者さんといいますか、お店が1店舗テナントの中には入ったようですけれども、あと手が挙がらなかつたというふうに聞いてございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、小川理事長との話し合いの中では、小川理事長は、例えばの話ですが、紫波町であればオガール、盛岡であればクロステラスみたいなモールをつくりたい。そこでぜひ地元でそういうところがあれば、私たちは大いに歓迎だということを言われておったのです。だからそういったことがあるので、私たも本当はこのことについては、農協さんしかり、商工会さんしかり、ちょっと前向きでない状況は、ちょっとあれなので、そこは私たもちょっとといらいらしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員）　一緒にお伺いすればよかったです、最後の6項目めのところにも同じようなことで医大附属病院あるいは大学が来たときは、2年ぐらいは寮のほうにお米をお世話になった経過があったわけですが、これも病院にはぜひということで農産物を何とかお願いできないかということできたわけでございますが、もういよいよもって来年開院すると。その中でいまだに先ほどの答弁にあった内容であるということで、今町長のほうからも理事長との話し合いの内容もあったわけでございますが、これも現段階では非常に厳しい状況ではないかと私は推測してございますけれども、このことについて高橋町長、何かコメントありましたらお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたします。

私どもとしては、やはりいわゆる岩手中央農業協同組合もそのとおりですし、矢巾町商工会もそのとおりで、やはり何といつても農業の基幹産業、これは本町のあれでもう農協さん、

また商工会もそういった、できれば商工業者の方々が入居をしていただく、または今私どもにすれば何が課題なのか、前の久慈組合長さんからもぜひ話をつないでほしいということでのことについては話をつながさせて、特に今企画財政課が事務局になってやっておるので、だからそのところをもう一度、まだ決まったわけではないわけですので、そういうことを含めて何が課題なのか、何が問題なのか、もう一度精査をさせていただいて、できるのであれば町産のお米とか、または町の商工業者の方々に入っていただくと。本当はそれが本来の姿でありますので、私にさせていただいて、もうちょっと努力をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 済みません、もう一点、最新のといいますか、つい昨日確認した情報がございまして、こずかたサービスと依然協議は続けていると、何でなかなかうまくいかないかといいますと、既に既存の契約をしている相手先があり、そういったところとは入札等でもう値段も決まっており、そこに今のタイミングで割り込んで入るというのは、なかなか現実的には難しいというふうなことで協議中のままであるということを伺っています。

それから、ごく一部のところではあるかもしれませんけれども、少なくとも今動いている現場のほうのお弁当にはシンセラさんが一括で受注して提供しているというふうな情報は伺いました。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

○15番（藤原由巳議員） それでは、最後の質問となりますが、町政課題の確認と、その進捗状況あるいは今後の対応等について高橋町長にお伺いをいたします。

高橋町長も就任以来3年半が経過いたしました。その間におきましては、町民の幸せのために多くの施策を執行してまいりまして、その成果も示されてきております。このような状況下ではありますが、町民からはまだ多くの課題も提起されておりましたことから、以下についてお伺いをいたします。

1点目でございますが、就任1年後の平成28年度に機構改革を実行されましたが、その評価をどう捉えているのでしょうか。その中で特に町民からの期待の大きい産業振興課と企

画財政課及び福祉・子ども課について、町長の構想どおりの機能を発揮できているか、その評価をお伺いをいたします。

2点目、財政健全化に向け精力的に取り組んでおり、特に平成30年度はまちづくり改革元年と位置づけ、持続可能なまちづくりや将来に向けた積極的な投資や先駆的な取り組みを進めると施政方針にありました。この9月会議で示されました平成29年度の決算を踏まえ、財政健全化に向けての所感をお伺いをいたします。

3点目、町有地利活用について伺います。数年前多くの町民の声と議会での議論が交わされた旧矢巾中学校の跡地の活用方針、そして長年塩漬け状態と言われている不動地区の約3ヘクタールの利活用、さらに煙山地区のひまわり畑周辺の整備計画について、現状と今後の見通しについて伺います。

4点目、老朽化の進む矢巾、高田、風張住宅等の戸建て町営住宅については、平成28年度において抜本的な利活用計画について議会から提言した経緯があります。特に医大附属病院の隣に位置している矢巾住宅については、将来構想も含めてその後の検討経過をお伺いをいたします。

5点目、高橋町長が一昨年以来各種会合等で表明してきておりますイセファーム徳田農場の移転計画がややトーンダウンしてきているとの情報がありますが、町長が現段階で把握している情報と今後の町としての対応策を伺います。

6点目、徳田橋かけかえ工事が進められておりまして、来年6月には橋脚部分の工事が完成ということで徳田橋かわら版で各戸に回りました。その後かけかえ工事完工は5年後ころとも言われておりますが、その後の情報はいかがかお伺いをいたします。

また、工事完工後の経済効果向上に向け、北上川東側の盛岡市、乙部、黒川地区とのさらなる交流活性化が不可欠であり、事前に交流活性化に向けた両市町での協議を進めるべきではと考えますが、町として将来に向けた考えをお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町政課題の確認と、その進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、機構改革の全体的な評価として、来庁者の目的や動線を考慮した課の再配置により、円滑な事務手続が可能となったことや新しい取り組みにも着手できたと考えております。農林課と商工観光課を統合した産業振興課では、既存の第1次、第2次、第3次に加えて、6次産業化など分かれて対応していた各産業分野を統合することで連携が

図られ、一体的な施策を実施したところであります。

企画財政課においては、政策の調整を行い、迅速な政策実現を達成するために政策推進室を設置したところであり、他課との連携を図りながらテーマごとにさまざまな横断的プロジェクトの立ち上げを行ったほか、将来ビジョンの設計にフューチャーデザインといった新たな手法の採用、さらには事務事業評価、政策評価などにも着手したところであります。

福祉・子ども課については、障がいや生活保護等に関する支援及び子ども・子育てに関する支援の社会福祉施策全般を担当する部署として本庁舎へ設置したことにより、社会福祉関係の手続や相談のために来庁する住民の利便性の改善が図られたところであります。

また、機構改革実施後、各部署からの要望等を取り入れ、人員配置を行ったところであり、今年度も同様に意見、要望を集約し、これを踏まえ、今後も事務分掌や組織体制の見直しを行いながらさらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

2点目についてですが、財政健全化の判断比率であります平成29年度実質公債費比率は13.6%、将来負担比率につきましては126.1%となっております。現在持続可能なまちづくりを進めるに当たり、住みたくなる町矢巾の実現に向け、より安全で安心な生活を送るため、医療、福祉、健康、子育ての充実に取り組んでおります。また、より生活しやすく活力のある環境を整えるため、道路、橋梁等の大規模整備を進めており、さらに災害に強い町にするための防災システムの整備や音楽、スポーツ等で全世帯が元気になれるイベントを開催しております。これらの代表的な事業につきましては、現在から未来へのかけ橋となる予算計上としており、財政運営は厳しい状況ではありますが、今がまさしく将来に向けた投資的期間と捉え、積極的に予算執行している状況であります。今後も財政健全化基準を考慮しながら起債に依存することなく、効率的かつ先駆的な事業を推進し、活力あるまちづくりの実現に向け引き続き各種事業を実施してまいります。

3点目についてですが、旧矢巾中学校跡地の活用につきましては、旧矢巾中学校敷地利用基本方針検討委員会において検討され、平成29年3月22日に答申をいただいたところであります。答申では、次世代に次ぐ夢のある町有地として存続することが望ましいとする基本方針のもと4つの利活用の方向性が示されており、答申にもありますとおり岩手医科大学附属病院の開業や国道4号盛岡南道路の延伸等の動向見きわめが重要と考えているところであり、将来の新たな行政需要に弾力的に対応できるようにしたいと考えております。

不動地区の約3ヘクタールの利活用につきましては、岩手県交通株式会社矢巾営業所の移転候補地として検討しているところであり、本町といたしましても公共交通機関の拠点とし

て期待をしており、引き続き協議を進めてまいります。

煙山地区のひまわり畑周辺の整備計画についてですが、今年度は煙山ひまわりパークへの案内標識を県道 7 カ所に設置、秋には駐車場出入口のつけかえと雑木の除伐を行い、見通しが悪く危険な進入路の改善を行いました。来年度以降は、駐車区画の拡充、イベントや飲食が可能なスペースの確保、植樹などを行い、西部地区活性化の拠点として通年で楽しめる施設となるよう整備を推進してまいります。

また、先月来場調査を行ったところ、1日当たり乗用車約900台、来客者約2,000人を超えた日もあり、13日から26日までの2週間で約2万人の来場者がありました。来場者は、県内外からも訪れており、今後もふえることが見込まれますので、インバウンドにも対応した満足度の高い観光スポットとなるよう整備を進めてまいります。

4点目についてですが、町営住宅の役割や方策を検討することを目的に今年度矢巾町町営住宅整備方針検討業務を行っており、将来人口推移等を踏まえた町営住宅の将来需要として適正な管理戸数の検討や現状の問題や課題などを整理している段階であります。この整備方針の検討では、矢巾住宅を初めとする年数が経過した町営住宅の将来について、建てかえや用途廃止を視野に入れつつ修繕を行いながら長寿命化を図る住宅の方向づけを行うとともに、住宅入居者の意向調査を行い、民間賃貸住宅市場や家賃補助制度の活用の可否についてもあわせて検討することとしております。

5点目についてですが、イセファーム東北株式会社では、現在も引き続き徳田農場を移転するための移転候補地を調査していると伺っております。今後とも本移転事業について情報を収集し、助言等を行ってまいります。

6点目についてですが、徳田橋かけかえ事業は、平成23年度から着手をしておりましたが、昨年から工事が始まり、橋脚5基のうちこし6月に橋脚2基が完成し、残りの3基は、来年6月の完成を予定しており、おおむね4年から5年後の供用開始を目指していると伺っております。徳田橋は、近隣市町村との連携を初め、岩手医科大学附属病院のアクセス強化のための重要な役割を担うことから、早期完成に向けて引き続き関係機関に要望を行ってまいります。

また、北上川東側との交流活性化につきましては、町といたしましても徳田橋のかけかえを機として民間レベルでの交流がさらに促進されることが望ましいと考えておりますので、工事完成の記念行事などを通じて、そのきっかけづくりができるいか時期を見て盛岡市側とも協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 藤原議員の質問の途中でございますが、休憩のためにここで休憩をとります。

再開を15時30分とします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 今質問いたしました3問目につきましては、私も町長と同様3年半前にこの職をいただいていろんな会合なり、あるいはいろんな集会で町民から出ました言葉なり、あるいは意見などをある意味で集約して質問させていただいた内容でございます。答弁につきましても高橋町長の思いがこもった内容と把握いたしました。特にも今回の答弁の中で、あるいは質問、答弁の中で機構改革につきましては、一部町民からは業務と権限がちょっと集中してはいないかという声も聞こえてはございますけれども、いずれ近い将来この改革が町民の間でよかったですと言われるよう今後とも大いに期待するものであります。そういう中ではありますが、2点について質問をいたします。

まず1点目は、町営住宅の関係でございますが、矢巾住宅の改修等につきましては、一昨年あたりはかなり前向きな答弁をいただいたやにも記憶してございますけれども、その後余り進んでおらないようなきょうの答弁でございますが、その後の経過なり、今後の考え方、再度お伺いしたいというふうに思います。

そしてもう一点は、イセファームの事案でございますが、相手は何といいましても一民間事業者でありますので、町としても対応には限界があるということは十分承知いたしてございますが、地域住民が不快感を抱いておることはもう以前からご案内のとおりでございますが、今回さらに医大附属病院への影響が考えられることから、この辺の早期の対応が望まれるということで、いずれ移転にかかわらずあそこの施設、ご案内の方多いかと思いますが、昭和45年につくられた施設でございまして、堤防側のほうからよく見えるわけでございますが、あそこを通ってみますと、非常にもう厳しい施設でございますので、行政指導、施設改善等の行政指導等も含めて、今行政が何かをすべきではないかというふうに考えるわけでご

ざいますが、この2点をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず第1点目の矢巾住宅のことですが、まさにご指摘のとおりトーンダウンしているのではないかと、私もそう思っております。それで、実は町営住宅を建てかえるか、それともできるのであれば県営住宅を持ってきたいと。そこで、実はこの間本庁の建築住宅課にそのことで相談に担当課長初め行ってきました。そういうことで今後町営住宅の建てかえ等できるのであれば、県営住宅の。今県では、災害復興支援住宅で、また今のパイはこれ以上ふやすことはできないので、今の中でどこか県営住宅を廃止するところがあれば、県としてもいいというようなお答えをちょうどいしてきましたと、こここのところはそういうことでご指摘あるのは当然だと思って覚悟しておりましたので、いずれ今後そういうことでできるのであれば県営住宅にお願いしたいなということで、また県営住宅は、矢巾、今の住宅でなくても別な候補地があれば、ぜひ向こうのほうでオーケーが出るのであれば、まず検討してまいりたいと。

それから、2つ目のイセファームの関係については、なかなかしたたかなのです。いいようで悪い、悪いようでいいという交渉なのです、正直なところ。廣田議長さんとも、こういうお話していいか、イセファームの本社にも社長と直談判をしてきました。今入っている情報では、もう正直にお話ししますが、私にすれば、遠野市とイセファームが交渉しているということで遠野市もオーケー、それでイセファームもオーケーということだったのですが、その糸余曲折があって、私にすれば遠野市長さんまで行って頭を下げてお願いした経緯があるので、今後のこととはイセファームさんが自分たちで責任をとって交渉ごとをしてほしいと。ところが、今私に入ってきてる情報では、自分たちで交渉ごとを進めておるようでございます。ただその中身については、私もまた同じような繰り返しであってはあれなのですけれども、今そういう交渉ごとをされていると。

大ざっぱに言うと、遠野は、やはり遠いのです。今考えているのは、ある食品メーカーと一緒にイセファームが、できれば十和田にそういう豚を処理するところがあるのでそうです。できれば県北方面がいいということで今その交渉ごとを進めておるという話は仄聞しておるところでございます。だから、どちらもご指摘のとおり、だからといってもう消極的なわけではないことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 非常に町長の胸の内のわかる答弁でございまして、ありがとうございます。

最後になりますが、これまた町長にお伺いしたいわけでございますけれども、いずれ今まで町政課題等についていろいろ質問し、答弁をいただきました。高橋町長におかれましては、多分でございますが、余り遠からずに町の将来像を表明する機会が出てくるだろうと私は思ってございます。そこでそれはそれとして現段階での所感、2点についてお伺いいたします。

先ほど来話のあります岩手医大総合移転事業が全て来年完了するわけでございますが、その後の医大を巻き込んだ矢巾町の将来像をどう考えているのか、これが1点でございます。

次の1点は、これもさっき私が申し上げましたが、塩漬け状態とも言われております不動地区の3ヘクタール、始めて相手会社が出てきましたのですが、その交渉の経緯と今後の町長の思い、見通しをひとつお伺いしたい。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

来年の9月21日には岩手医科大学附属病院が移転するわけです。その後の本町のあるべきまちづくり、このことについては第7次の総合計画でもう決められておりますし、ただ後期のあれは来年度からまた始まるわけでございますが、私といたしましては、今この決算議会に全力集中投球させていただいて、先のことについては、お話しすることはできないのですが、ただまずこれまでの、矢巾町のこれから道しるべとしては防災と医療、この町を一つの基軸として考えていくことがこれから求められるのではないのかなということと、2つ目は、不動の創設換地、室岡の。ここは余りきょうもう会社を出して答弁をさせていただいたのですが、なかなか相手方はしたたかなのです。もう皆さんに言うまでもなく、大手のいわゆる会社、今は資本は何か入っておらないのですけれども、人材はやはり送られてきておるようで一筋縄ではいかないと。だから担当の課長には、もう本当に熟慮に熟慮を重ねて条件付の交渉ごとは絶対するなということだけは指示しております。

ただいつまでもあそこを皆さんに言われる塩漬けにしておくわけにはいかないし、この間もある方には、ある方というのは、桜屋行政区の方には、私が一番あそこに寄与しているのだぞと、おまえもよくそこは心してこれから対応しろというお言葉もいただいておりますので、そういうことをしっかりと体して進めていきたいということで、これは放置している

のではなく、一歩前進できる体制の中での状況だということをご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で15番、藤原由巳議員の質問を終わります。

次に、1番、赤丸秀雄議員。

1問目の質問を許します。

（1番 赤丸秀雄議員 登壇）

○1番（赤丸秀雄議員） 議席番号1番、一心会、赤丸秀雄です。質問の前に、ことしも残念ながら災害が発生しており、北大阪地域の地震や集中豪雨による西日本地域の水害、特に岡山、広島、愛媛県に甚大な被害が出ました。お亡くなりになりました方、被災された方々にこの場においてお見舞いを申し上げます。町でも被災された方々に対し、義援金活動の支援を行っておりますことに感謝いたします。

また、元気づけられた事件として、山口県で2歳児が3日間行方不明となった報道があり、救助した方のボランティア活動に取り組む姿勢が全国の人々に感動を与え、私もその清々しさに感銘を受けた一人であります。小畠さんのボランティア活動、先ほど昆議員からはスーパーボランティアというお話をしたが、本当に頭が下がる思いであります。

また、昨日の台風では、先ほど報告ありましたように、大きな被害も把握されていないようなので、ひと安心している状況であります。

それでは、質問の1つ目について伺います。町人口増加に向けた取り組みについて3つの項目から町長の考えを伺います。町では、岩手医科大学附属病院移転開業受け入れに向けて道路整備を中心に各課題に誠意取り組んでいるところであります。その状況下で現在も人口が微増しており、開業後には人口の増加が期待される今、積極的に受け入れ施策の展開を実施して町人口の3万人の早期実現確保に取り組むべきと考え、以下3項目について伺います。

1点目は、土地整備、特に住宅用地確保についてです。1、人口3万人超えにはあと約2,300人の増加が必要であり、住宅用地1,000区画の新たな土地が必要と考えます。

2、新たに矢巾町に居住を設けるとしたら、大部分の方は土地購入費には1,000万円以下で対応できる土地が必要と考えるが、その点について伺います。

3、町でも土地マスタープラン計画を設定していますが、その計画の早期具現化が必要

と考えます。

2点目は、子育て支援の充実についてあります。1、未就学児世帯への支援強化の考え方について伺います。

2、複数の子どもがいる子育て世帯へのさらなる支援が必要と考えるが、そのことについて伺います。

3、共稼ぎ夫婦の課題解消への取り組み状況について伺います。

3点目は、雇用環境整備の取り組みについてです。1、U、Iターン希望者への定住化支援について伺います。

2、若者の定住化促進を図るために条件付無償の学生奨学金制度に取り組む考え方について伺います。

3、町の活性化を図るために高齢者や若者層に町内事業所での雇用要請、正規社員も含めたパートや臨時雇用等を行うべきと思うが、その考え方について伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　1番、赤丸秀雄議員の町人口増加に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町では住宅用地につきましては、区画整理事業や民間活力による整備を進めておりますが、1,000区画とまではいかないものの、民間事業者から新たな住宅用地整備案件が提案されており、町土地利用構想に沿うものであることから、現在市街化区域編入による対応を前提に県と関係機関との協議を進めております。

なお、区画数につきましては、需要と供給のバランスなどもありますので、さまざまな状況等を見定めながら事業者と検討をしてまいります。

次に、本町の宅地販売価格につきまして、具体的な区画は民間取引への影響もありますので、申し上げることはできませんが、矢幅駅周辺区画整理事業地内につきましては、面積などにより1区画1,000万円を超えるものもありましたが、最近の民間宅地開発による状況を見ると、1区画当たり1,000万円に満たない価格で販売をされているようあります。民間事業者による宅地販売価格について、町として誘導することはできませんが、可能な限り求めやすい価格となるよう開発協議の際に事業者と相談してまいります。

次に、都市計画マスタープランは、現在改定事務を進めており、20年後の平成50年を目

標とするマスタープランとなります。内容としては、第7次矢巾町総合計画基本構想に即し、各所計画を勘案してはおりますが、本町の状況を含め社会経済状況はこれからも数年間で大きく変わることが予測されるところであり、特に土地利用につきまして今回の改定では、都市計画制度上、さまざまな状況に対応できるようにしていることから、その時々の状況を見定め、必要なものから順次具現化できるように努めてまいります。

2点目についてですが、未就学児家庭の支援制度の強化については、子育てには安心できる支援が求められるため、切れ目のない子育て支援の施策を展開しており、子どもが誕生する前からの支援として産前産後サポート事業をスタートさせ、妊娠期の相談事業や出産後の赤ちゃん全戸訪問を保健師、看護師、保育士等の専門職が行い、保護者と支援者が顔のつながる関係を続け、安心育児を支援しております。特に子どもの健康面のサポートは重要であり、今年度から新生児聴覚検査の費用助成を開始しております。また、予防接種においても定期的に行うもの以外におたふくかぜやインフルエンザなど、流行しやすい疾患に対して矢巾町が独自に予防接種助成を行い、健康面からも支援をしているところであります。

次に、複数の子どもがいる家庭へのさらなる支援策の充実については、子どもが複数になることは、保護者の身体的負担や経済的負担等がふえることが予想され、保育園の入所や一時預かりに応じる預け先の整備を行い支援しているところであり、保育園入所についても児童が複数いる場合、国の制度に基づく保育料の軽減に合わせ町独自で中学生以下の第3子以降の保育料半額の軽減を行っているところであります。

次に、共働き夫婦の課題解消への取り組みについては、共働き夫婦にとっては、夫婦がお互いに時間的制約や身体的、精神的な負担を抱えがちとなるため、保護者の緊急時や子どもの病気のときの預け先の確保などの課題の解決のため、本町では矢巾町子ども・子育て支援事業計画のもとに一時預かり事業や病児保育、放課後児童健全育成事業等を整備してきたところであります。

3点目についてですが、U、Iターン希望者に対しましては、定住支援施策として住宅取得資金利子補給や結婚新生活支援補助などを実施しておりますので、希望者の方に必要な情報が届けられるよう県内自治体や東京のふるさと回帰支援センター等の関係機関とも連携して、ニーズの把握を行いながら首都圏の移住イベントでの周知活動や町ホームページへの掲載など、情報発信に努めてまいります。

次に、奨学金についてですが、現時点において矢巾町奨学金の返還免除や返還助成制度

はありませんが、特定職種の人員確保を目的とした助成制度について検討を進めております。

次に、パート、臨時雇用の支援についてですが、高齢者については、年齢を問わない求人が数多くありますことから、高齢者が活用しやすい形での情報提供を進めてまいります。また、若者については、町内でも多数の企業が人員確保に苦慮しているなど、売り手市場であることから、正規雇用の支援が中心となります。パート、臨時雇用につきましても町内の求人情報を目にする機会をふやすなど、就業機会の拡大を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）　矢巾町への定住促進について、以前にも質問させていただきましたが、環境が変わり世の中が動いておりますので、再質問いたします。

まずは取り組み時のタイミングが大変大事であるかと思います。社会人になれば、小中学校を卒業した地に戻ろうとするが、親が新たに居住した場所には、節目に顔を出しが、住もうとしないようあります。それは遊び、学んだ友がいない所在地に興味がないからであります。子育て世代に支援を厚くすることが、いわゆる人口減少を防ぐ一番よい施策と私は思っております。住宅用地整備の土地開発案件があるようなので、余り深くはお話ししませんが、開発事業者と協議の際には、ぜひお求めやすい価格販売の要請をお願いしていただきたいと思っております。

町長は、やはラヂ！で高校生までの医療費助成拡大の考えを話されました。とてもよいことであります。そこで質問ですが、金銭面での子育て世代のさらなる支援に取り組みませんでしょうか。現在住宅取得など利子補給、これは29年度実績で1,140万円補助している、支給しておりましたが、この支給条件を緩和するなり、結婚して引っ越ししてくる費用、支給条件を誰にでも適用する。たしか今ご夫婦の所得で340万円以下だと私記憶していますが、今町職員の給与を見ても夫婦で340万円超えてしまって条件に当てはまらない、そういう状況かと思います。また、第3子以降の保育料を半額というお話でしたが、ぜひ出生率向上のためにも第3子以降の保育料を全額無料化するなど施策を打ち出すには今がチャンスだと思いますが、これについてどのようにお考えなのか伺います。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　1点目の結婚新生活支援のほうについての答弁をさせてい

ただきますが、こちらにつきましては、昨年度から始めたばかりで国のはうの基準が変わったのに合わせて町としても基準を改正いたしまして、先月からですが、若干基準を変えて支給金額を増額するような形にはさせていただきましたが、いずれ20万円だったものを30万円にということにはしたのですけれども、国の制度に乗つかってということで今始めたばかりでございます。議員がおっしゃるように施策的に国の制度は関係なしに、国からお金、財源なくとも自前で全部やるというふうな覚悟が座れば対応は可能だとは思われます。それから、対象、収入の条件とか、だとは思いますが、何せ始めたばかりでございますので、今後の検討課題とさせていただきたいなと思ってございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）　保育料の第3子の軽減についてですが、平成29年度から保育料そのものを見直しまして、かなり軽減を進めてきておりまして、28年度の35%から29年度は全体的に40%まで軽減してきております。それで保護者の所得に応じた保育料になっておりますので、第3子につきましては、さらなる検討が必要かと思いますが、そのように保護者の所得に応じた保育料でさらに軽減は進めてきているということをお答えといたします。

なお、今なおニーズが高いのは、やっぱり保育園に入りたいというところでございますので、あわせてその点も方策を進めているところでございます。

お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）　今の答弁に利子補給の部分の支給条件の緩和なかったのですが、以前も同僚議員が矢巾に金融機関の支店があるところを通してという条件とかお話しされていました。そういう条件でやっぱり差別化というのですか、そういうものを設けること自体がそもそも考えがどうかなと私は疑問に思っています。

それから、今企画課長の答弁では、国に同調したという部分、当然国の基準に沿った部分については、国の助成を受けながら進めるべきだと思いますし、本当に矢巾町の人口増を具現化しようとすれば、少々先行投資してまで、ですから矢巾町独自の制度を設けてまでやればいいと思います。もしこれができないければ国からペナルティーが出るとか、そん

なことなのでしょうか、その辺ちょっと私勉強不足なので教えてください。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ペナルティーがあるか、ないかということですが、ペナルティーはないものと考えております。議員おっしゃるように積極的にというのは、まさしく財政的な部分とのバランスも考えながら進めなければならないものと思っておりますので、その点につきましては、先ほどお話ししたとおり今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

なお、利子補給につきまして、以前村松議員からもたしかお話があったと思いますが、金融機関の制約をなくすというふうなことにつきましては、ちょっと今この場でどうのこうのとはちょっとお話はできかねます。町内の協定を結びました金融機関との制度設計なり、そういったものの中で進めてきたところでございまして、そういったところと協議なしに拡大しますというふうなお話も当然できませんので、そういったところは今後課題とさせていただきますが、いずれ金融機関さんがぜひと、矢巾町と協定を結んでぜひというふうなお話は、ほかの金融機関との関係もあるので、そこは度外視できないのかなとは思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ぜひ前向きに検討をお願いしたいものです。

次に、現在矢巾町には、小学校、中学校はもちろんですが、高校、短期大学校、医科大学があり、すばらしい環境であります。しかし、医大に通っている本町出身者の学生は、看護学部できる前の話ですが、その学生は二、三人と聞いております。確かに医大は経費がかかり過ぎますが、将来のことを考えれば、卒業後も医大に残れる、病院でも働くなどメリットもあり、奨学金無償支給の考えはあるでしょうか。このことは、今は医大生を例にお話ししましたが、他の大学生にも同じことが言えることでありますので、再度伺います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまの議員からのご質問にお答えいたします。

まず医大も含めて医大についてそこまで矢巾町の子どもたちが行っているというのが本当に少ないという現状、それはそのとおりでございます。それを打開するためにいわゆる

給付型の奨学金というのを考えていないのかということですけれども、例えば奨学金、医大に向けてということもそうですし、それから矢巾町を今高めてくれている子どもたち、全国に、世界に、そういうふうな発信をしてくれている子どもたちが大学に行くというふうな場合に対応、給付型の奨学金ということも考えております。できるだけそうやって子どもたちが矢巾を高め、さらに矢巾のよさを発信し、そして戻ってきてくれる、そういうふうな矢巾町でありたいと、そう願いながら考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今すぐここで無償化の奨学金の話はこれ以上進めませんが、ぜひとも大学を終わって、例えばよその市町では、5年間ないし3年間戻ってくる条件でこういう制度を設けているところもあります。ですので、確かに出身者、アピールしてくれる方の部分の支援という形も大事かと思いますけれども、その辺も総合的に勘案しながら、私もお話ししているのは、とにかく人口3万人以上という部分を是か非でもと思っての質問ですので、その辺前向きによろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、先日全員協議会で都市計画マスタープランの設定の説明がありました。そこで質問ですが、住民が都市計画の提案制度があること自体知らないのではないかと私は思っております。そこでマスタープラン設定後には、小まめに区域を区切った多くの町民の意見集約を図る必要があると感じていますが、この辺についてお考えを伺います。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに制度の周知がまだ進んでいないというのは、そのとおりだと思いますので、マスタープランのほうが決定いたしましたら、今議員さんおっしゃったとおりにこの制度について周知をしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ゼひ今の答弁のように設定を終わったらすぐにでも取り組んでいただきたいと考えます。

次の質問ですが、雇用の場確保について質問します。矢巾町に家庭の事情等もありまし

て戻りたいとか、戻したいという相談を受けますが、我々ではつてしかなく、余りにも情報が乏しいのが現実であります。そこで役場に相談窓口を設ける考えがないか伺います。役場であれば、企業側も安心して求人要請できますし、町民も相談しやすいと思います。人員のお話が出るかと思いますので、人員は役場庁職員のO B や町内で働きたい方、こういう業務に携わりたい方を募集するなりして、この窓口設置を前向きに検討お願ひしたいのですが、この考えについてよろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

このことについては、雇用問題については、これはもう国と県の専権事項ですが、ただ今赤丸秀雄議員からご質問あった内容については、やはり当然私どもも考えていかなければならぬ課題でありますので、その辺のところは私ども産業振興課を中心に検討させていただきたいと、前向きに。

そして特にも今先ほどの答弁でも売り手市場ということの答弁をさせていただいたのですが、やはりこれから今一番心配しているのは、もう北上、金ヶ崎に自動車関連産業または東芝メモリの関連産業、今人材の確保が一番大変な状況なわけでございますので、そういうことで町内にもいろんな事業所があるわけでございますので、町内の事業所の方々または町の商工会、こういうところの関係機関、団体ともよく協議、相談しながら前向きに検討してまいりたいと、こう考えております。

それから、ちょっと私先ほど答弁すればよかったですですが、もう赤丸秀雄議員もご存じのとおり今国では、来年の10月から幼児教育の無償化、これはもう幼稚園、保育園、何であろうが、今私どもが知り得ているのでは、ゼロ歳から2歳児については無償化、それから3歳から5歳までのあれについては、住民税の非課税とかということで、今そういったことでもう来年の10月から全面的な無償化の措置を実施するということで今国ではそういう方向で、そこでこれはこれから県とか国との協議ですが、前倒しで10月からを4月から実施した場合にペナルティーがないのかどうか、そこら辺ちょっと確認をいたしまして、もし何もペナルティーがないというのであれば、区切りのいいところで4月から前倒し実施を考えていきたいなと、こう思っておりますので、そういったことでそのところはひとつご理解をいただきたいなということで、先ほど私ちょっと手を挙げるのが遅くなりまして今答弁させていただいて大変恐縮でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 2つ目の質問は、義務教育環境における現状と課題について質問します。

- 1、今年度実施している町内小中学校トイレ洋式化の進捗状況について伺います。
- 2、6小中学校のいじめ件数と防止策に向けた取り組み状況について伺います。
- 3、スマホやテレビゲーム利用でやり過ぎの実態と防止策の取り組みについて伺います。
- 4、先日実施された全国一斉テスト結果が全国平均や県平均値との比較状況について伺います。
- 5、町で現在児童・生徒の学力向上に取り組んでいる施策内容について伺います。
- 6、夏にお盆期間に学校一斉閉鎖を実施しましたが、年末年始の期間の学校一斉閉鎖の取り組みについて伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

(教育長 和田 修君 登壇)

○教育長（和田 修君） 義務教育環境における現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、徳田小学校、煙山小学校及び不動小学校の1階トイレの洋式化工事については、8月中旬に完成となっております。3小学校の1階以外と体育館のトイレ、矢巾北中学校の校舎と体育館のトイレについては、来年1月末の完成を目指しております。

2点目についてですが、いじめの認知件数については、平成29年度が小学校344件、中学校が162件となっており、学校別では徳田小学校が48件、煙山小学校が87件、不動小学校が69件、矢巾東小学校が140件、矢巾中学校が95件、矢巾北中学校が67件となっております。

今年度につきましては、7月末現在で小学校が166件、中学校が66件となっており、学校別では徳田小学校が25件、煙山小学校が55件、不動小学校が8件、矢巾東小学校が78件、矢巾中学校が53件、矢巾北中学校が13件となっております。

いじめの認知件数につきましては、平成28年度に比べ約3倍増となっており、その理由としていじめの定義が変わったことにより、けんかやふざけ合いでも、相手が苦痛を感じた場合はいじめと認定するようにしたこと、またアンケートを頻繁に実施することや教育

相談により、いじめの見逃しゼロを目指して取り組み、深刻ないじめになる前の段階で解消に向けて対応していることにより、このような結果となりました。そして、認知した事案については、教職員が情報を共有し、注意深く見守りを行いながら早期解消につなげております。また、いじめ問題相談員の学校訪問や各学校のいじめ対策委員会へ教育委員会から出席することにより、情報を共有しながら解消及び防止に向けて積極的なかかわりを持って取り組んでおります。

3点目についてですが、不動小学校と矢巾東小学校のゲーム時間調査では、平日5、6年生で1日平均30分前後、矢巾中学校では1時間前後という結果が出ておりますが、以前に教育委員会が調査した際には、約4%の児童・生徒が1日に2時間以上行っているという結果が出ておりました。スマートフォンや携帯電話については、町では児童・生徒には持たせないように保護者に指導しております。お願いをしております。また、町教育研究所が毎年示している方針、矢巾町のシンボル3本の矢の中で、ゲームは時間を決めてやること、ゲームのやり過ぎ防止のためゲーム、テレビ等の時間のルールを決めることなどを明記し、学校を通じて各家庭にも協力いただきながら取り組んでおります。

4点目についてですが、今年度の全国学力学習状況調査、いわゆる一斉テストの結果は、小学校6年生の国語について、主に知識を問う問題では、全国平均を100とした場合に、矢巾町は102.9、県との比較では97.3、国語の活用を見る問題では、国との比較では100.0、県との比較では94.7となっております。算数については、主に知識を問う問題では、全国比、県比とも96.8、活用を見る問題では、こちらも全国比、県比とも94.1となっております。中学校3年生につきましては、国語の知識を問う問題では、全国比、県比とも98.7、活用の問題では、こちらも全国比、県比とも96.7となっております。数学については、知識を問う問題では、全国比90.9、県比96.8、活用の問題では全国比87.0、県比93.0となっております。

調査の結果は、当該年度に対象となる学年によっても違いは出でますが、本町の今回調査の結果については、小学生の国語のみ全国平均を上回っておりますが、それ以外は全国平均、県平均を下回っております。中学生については、国語、数学とも全国平均、県平均を下回っております。

5点目についてですが、家庭学習の充実を掲げ、小中学校各学年ごとの学習時間を設定し、取り組んでおります。また、中学校においては、岩手大学との共同研究事業で長期休業中や放課後などに生徒が大学生から指導を受けながら学習するラーニングサポート授業

を実施し、学力向上へつなげております。

学校現場においては、授業内容の理解を促進する家庭学習、宿題を計画的に出すこと、授業改善、学習に関する状況や課題を全職員の間で共有するなど、学校として組織的に取り組んでおります。

6点目についてですが、既に取り組んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）　まずトイレ洋式化について確認させていただきたいと思います。

昨日の行政報告の中で、徳田、煙山、不動小、矢巾北中の4校のトイレ環境改善工事の入札報告がありました。まずこの工事内容の確認をしておきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　村松学務課長。

○学務課長（村松康志君）　お答え申し上げます。

各4校につきましては、2階、不動小学校は3階はないのですけれども、2階、3階、そしてあとは体育館のトイレにつきまして和式トイレを1つだけ残して、あとは洋式トイレに変えるというような工事を行ってございます。ただその際に通路が狭くなるような場所もございますので、便器の向きを変えたりとか、あとはトイレの仕切りの向きを変えたりとか、そういった工事を行う予定でございます。これが1階につきましては、8月で既にもう終わって先ほどの答弁であったのですけれども、国の補正予算がついたものですから、その補正予算がついたのが2月であったがために繰り越しということになりました、今年度着工ということになりました。今年度の8月にもやりたかったのですが、設計に関して落札した業者が4校を全て設計するのはちょっと時間がかかるということで工期を延長して行ったことによりまして8月には着工できず冬休みの着工というふうな、そのような内容となっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）　今の答弁について再度確認しますが、そうすれば国の助成の関係で同じ場所の工事を2度発注するような形、1階の部分と2階の部分とか、そういう分割発注して、その契約のロスというのですか、そういう部分を何も考えないでただ発注する。

トイレの工事設計と今おっしゃいましたが、1階も2階もそんな形状変わるものではないと私は踏まえております。私も契約に長く携わったものありますし、設計もしていますから大体わかるし、学校の形状なんていうのはそのように、またトイレの中であれば間仕切りとか、床とか、そういう部分のところを一々1カ所ずつ全部設計する、そういう発注の仕方なのでしょうか。ちょっとその辺があればまた別の機会にもっと突っ込んだ話にしますが、そこをまず確認させてください。

○議長（廣田光男議員）　課長、簡潔に。余り複雑にしゃべるとおかしくなる。簡潔に。はい。

○学務課長（村松康志君）　お答えいたします。

1階につきましては、29年度の当初予算で予算がもうついておりまして、これにつきまして国の補助の対象になるかどうかということであわせて国に要望をしておりましたので、早く着工することも可能だったのですが、それを待っておりました。そのために2段階というふうな形になってしまった。結局1階部分には補助はつかなかつたということでございます。ということで1階部分と2階、3階、体育館部分の2つの工事ということになった次第でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）　そういう部分では理解しないわけでもないのですが、私8月29日の入札で8月中旬に1階部分の工事が終わりましたというから、あれ随分大きな相違があるなと思って確認したまでであります。こういう発注方法もやっぱり助成の関係であったのかなと今気づかされました。そういうことであれば、あとは6小中学校については、1月の工期をもって完了するという形で洋式化の部分、およそ7割については、もう済みということでおろしいのですか、再度確認させてください。

○議長（廣田光男議員）　村松学務課長。

○学務課長（村松康志君）　お答えします。

1月末ということで期限を切っておりまして、これが完成することによっておよそ71%の洋式化率になるということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） わかりました。ありがとうございます。

私、なぜこだわっているかというのは、教育振興推進役を議会にお世話になる前からやっています。この洋式化については、当時から要望されていたことなのです。ですから、議会でも3回も質問させていただきました。よくわかりました。ありがとうございます。

いじめ件数について質問させてください。まずいじめの定義変更からアンケート調査の回数をふやした、教育相談の充実によりふえましたという部分は納得します。今回質問に当たり、質問の把握方法とか、それから把握の内容には、レベル1からレベル4まであるとか、そういう部分の資料をいただいております。そこで質問いたしますが、レベル3以上のいじめがことし矢巾中と北中に発生していると聞いております。その後の対応状況について、どのような状況になっているのか。

それから、この相談した中には、保護者がやっぱり内密にしていただきたいという旨を相談されたそうですが、何かその辺が当然相手側に知り得たことであり、この相談したときの、いじめ相談、相談したときのプライバシーほごという部分については、どこまで考慮されて相談員の方は対応しているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず今年度レベル3ということでレベル3のものについては3件ございます。ただ各学校のほうでレベル2とレベル3を同じように考えております。それは3カ月、要観察、見守りというふうな表現をしておりますけれども、本当に解消したのかどうかということをとにかく一応3カ月という線を引いて見守りましょう、観察しましょう、そして先生たちで情報共有しましょう、そのところで3カ月たって、もし何もないというのであれば、そこで解消ということにしております。

それから、相談を受けたときのプライバシー保護についてですけれども、これは相談員の第一に守るべきことですので、それは慎重に対応しております。ただ学校とのやりとりの中で、そのところで学校が先行してしまうことがあったかもしれません。そういうことについては保護者のほうに謝罪をしながらこれからのことについてちゃんと対応してまいっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） いじめ防止策について質問させていただきます。

午前中のお話にもありました、小中学生にはスマホを持たせていないというお話もありましたし、現実には学校には持ってきていないかと思いますが、帰宅して使っている児童・生徒が多いというのが実態であります。午前中の質問と同じ形になるかと思いますが、今の子どもたちは、若い方もそうですが、電話でお話しする、コミュニケーションをとる、順序立ててお話しする、そういうのが何か随分苦手だと言われております。電話をかけて相談するよりもSNSの活用によって相談しているというのが今全国的に、何かこの前の資料では47都道府県では、もう30に迫る部分で取り入れているというお話も出ています。また、電話で受け付ける件数よりも160倍、調べによる、あるデータでは160倍の件数が寄せられると、そういう意味からも先ほどのICTではないのですが、ぜひこの辺も考慮に入れつつ前向きに検討していただきたいのですが、これについてのお考えについて伺います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

午前中の答弁でも申し上げましたけれども、まず最初にやるべきことはスマホ、そしてインターネットの弊害について子どもたちにしっかりと教えると、そして保護者の啓発が大事だと思っています。前回の議会のときにもちょっとお話ししたかもしれません、私は幼稚園、保育園の講演を回りました。やはり保護者の方々が小さい子どもに買い与える、いわゆるそれは見せるというのは、うるさくしない、静かにしている、それを画面を見てくれる、そういうことで買い与え、あるいは見せます。でも、それが本当に子育てにいいのかと、将来どうなのかということを考えていません。そういう子どもがどんどん知恵だけはついてスマートフォンを使いこなし、要するに上手に親を騙します。そういう子どもをつくってはいけないということがまず大事だと思っております。ただ議員おっしゃるとおり、この世の中で、このインターネットあるいはスマートフォンを使わないで一生を過ごす子どもはいません。ですから、その対応についても、あるいはそれを使ったためのSNSを使うということも私たちは対応していかなければいけないと、そう思っております。その対策も立てていかなければいけないと両方で考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 時間があれば質問しようと思った項目を関連があるので質問させていただきます。

まずスマホ、テレビゲームのやり過ぎというテーマも一つになった形の保健教員を対象としたセミナーが7月末に開催されております。今教育長がおっしゃられたように、スマホを子守がわりに使っている若いお母さん、現実におります。それから、スマホははつきり言って3歳児未満には必要ないと。幾ら子守になろうが、まずこの光、それから画面が平面、それから画面が小さい、これで起こる弊害というのが、すごく子どもに悪影響を及ぼすとされています。まず単純に画面が小さいのががちや目になる。がちや目というのは、画面が小さいから片目でも操作できると、これががちや目の最大の要因なのです。私もがちや目になっていますが、そういったところとか、それからまず母親と子どもがそういう形で静かにしていればいいという形でまずコミュニケーションがない、これが一番幼稚園等に入ったときの、その弊害になっているという事情が発生しております。

それから、スマホを使えばどうしても外に出たがらない。外へ出ないと、小学校高学年で30年後、40年後の歩行状態、これが形成されるのが10歳、12歳ごろと言われています、その弊害が30年、40年後に出ると言われております。足の低下を招いて、極端な話、足の指先のほうが丸くなる減少、そんな状況も今調査、研究の中では言われております。そういった意味で本当にこういう部分が悪い部分として挙げられております。ですので、教育長が話されたように、ぜひここは保護者の同意を得ながら極端な話、制約してまでやっぱりデメリットを強調しつつ、メリットは小学校以降になってからで教え込めばいいと思うので、その辺を徹底していただきたいなと思いますが、所感を一言お聞きします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

本当に議員おっしゃるとおり、そのことなのです。子どもたちにとって本当に必要なのは母親の、あるいは父親の温もりと、それから語りかけなのです。そこからいろんな言葉を子どもは覚えていきます。そこから始まるのです。それがなくただ画面を見せるスマートフォン、活用の仕方はさまざまあると思います。でも、それだけに頼るというふうな、そういったことではいけないのでないかなと、そう思っております。そしていろんな機会を設けて、幼稚園、保育園の保護者の皆さん、それから小学校の保護者の皆さん、中学校の保護者の皆さん、いろんな素材がございますので、いろんな集まる機会にそういった

ものを見せて研修をする機会をしていきたいと思います。啓発をしていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問は。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 一斉テストについて答弁されていましたので、質問させていただきます。テストの点数が全てではないと、当然私も思っております。ただ結果には、少なからず残念だと率直に思っております。矢巾町の教育水準は県内でも高いと私踏まえていましたので、そういった部分。この調査対象学年が一過性であれば、これは何ら問題ないかと思います。私1年前にも各6小中学校の特徴、特色ある学校教育について質問しました。そのときの教育長からは、すばらしい内容の報告があって、矢巾町の小中学校、特に私も先ほど言ったように、教育振興大会には何もない限り出ておりまして、先日も不動つこのつどいもありまして感激してきました。そういった意味で大変いいこともやっているのが6小中学校の取り組みであります。

ただ岩手大学生によるラーニングサポートの実施もありました。ここについては、私以前は塾に通えない生徒に、貧困格差があって通えないという部分のフォロー的な部分としてぜひこれを広げてほしいという質問をしました。こういったいろいろな取り組みもあります。また、春先には、ボランティアによる学習塾を開校したいという方からも相談を受けて、教育委員会のほうに紹介した経緯もあります。その辺の実施状況と、それからもう一点はどうしてもこういう類いのテスト等の報道があれば、秋田県の学習方針がいつもメディアに大々的に取り上げられます。この秋田県の方針というのは、一長一短にできるものではないかと思いますが、もしこの考えについて教育長の所感があれば、あわせてお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず6つの小中学校については、とにかく一生懸命頑張っている、そのことはそのとおりでございます。まず何よりも教育がしっかりとできる状況をつくってくれているということが一番です、落ちついた状況で。ただしそれが学力調査に結びついていないという確かにその結果は厳粛に受けとめなければいけないと思います。ただ別な資料が実はございまして、高校1年生に対しての学力調査の結果が出てまいりました。でも、これは高校に

入ってからの学力調査ではございません。結局は中学校3年生までの学力での調査です。それでは、県平均を全ての強化、国、数、英とも上回っております。ということは、中学校2年生から3年生にかけてのところでの頑張り、要するにスポーツに頑張る、いろんな部活に頑張る子どもたちが、その後の努力である程度の学力を身につけることができるとということを示していると思います。

ただし、先ほど申し上げた全国学調の調査項目で足りないところがあるというのは、やっぱりそこは真摯に取り組んでいかなければいけないと。これはいろんな形でと思っております。

また、秋田県方式ということで私も本を購入し、あるいは秋田県での先進的なところも見学をしてまいりました。県からの派遣の指導主事がどんな小さな市町でも必ずおります。そしてその人たちが県の指示を受けて、家庭教育についてのことを一生懸命取り組んでいます。そこにお金をかけています、県としてのお金をかけています。そして、家庭教育がしっかりととなされています。家庭教育ノートというのを家庭でしっかりとやっています。この積み重ねが小中学校の学力向上につながっているのが秋田県だと思います。それを私も今後まねをしていきたいと思って、今ちょっと勉強中でございます。いつかの機会に皆さんにご提案できると、そう思っています。

ただし、これだけはお話ししておきますが、小学校も中学校も先生方一生懸命取り組んでおります。そして、子どもたちもそれを受け入れて、しっかりと頑張っております。あとは方向性の部分、方法の部分、そこの工夫だと思っております。ということでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問は。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今質問した中に春先にボランティアで塾を開校したいという状況の今の実施状況、もしくは終わった、終わったのであれば、その実施結果についてわかる範囲でお願いします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

7月から11月末までということで講師が矢巾北中学校のPTAの顧問の方で中高の英語の経験が15年ある方、この方がボランティアで英語の講義をしたいということで週2回、やはぱーくで19時から20時30分、90分間もの長い時間にわたって授業をしております。入

会金は無料でございまして、最初、20名の定員に対しまして14人の応募が矢中、矢北からありました。そのうち友だちから話を聞いているうちに、あっこれはいいよというような、そういううわさが広がりまして来週から16人になって、またスタートするということなそうです。生徒は、本当にどうしようもない用事がない限りは必ず来るということで11月までということになっていますけれども、本当に意欲がありまして、もっとやってほしいなというような声が聞かれるということなそうでございます。

現在のところ非常に順調に進んでおりまして、保護者の方に關しましては、今度実力テストがあるそうなので、その実力テストの結果次第によっていろいろ出てくるのかなというふうには思いますけれども、本当にこれが学力向上、矢巾町の一助になればいいなというふうに思っていますし、今後も継続してやっていただければいいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 教職員の休暇の話で年末年始については、学校一斉閉鎖はもう実施済みでありますという部分ありました。お盆についても今回から実施という話がありました。そこで参考にお聞きしたいのですが、町内の教師の有給休暇の取得、計画的にそれの方はいいかと思いますが、その部分でどれぐらいの取得率になっているのでしょうか。前町職員の部分に聞いたときは、6日から7日が平均値で五、六人の方は1日もとっていないという部分がありましたが、教師の場合はどうなっているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

今回調査いたしましたところ、ことし初めて8月13日から15日まで学校閉庁を行いました。29年度と30年度、教職員は9月1日から8月31日までが1年間年次休暇を取得できる期間となっております。それで比較することができたのですけれども、繰り越した日数、つまり大抵の人は40日繰り越しています。その40日を分母にして取得率というものを計算してみましたところ、29年は28%を取得していると。それで30年に關しましては、およそ32%取得しているということで多少上がっているということです。恐らく8月13日から15日にかけて夏期休暇をここは充てたのではないかなというふうに想像しております。その分年次休暇を別にとることができたのではないかというふうに想像しているところでご

ざいます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 赤丸秀雄議員、まだ再質問ありますね。

○1番（赤丸秀雄議員） 1点だけ。

○議長（廣田光男議員） それでは、再質問、はい、どうぞ。

○1番（赤丸秀雄議員） 余り町の職員と変わらない状況ですね。日にちとすれば7日程度という形になりますね。はい、わかりました。

それで最後は、夏休み終わった後、子どもさん方は不登校になる部分が多いというところがよく言われております。不登校は不幸ではないという言葉が今本とか、それから自殺防止のための言葉に使われるようになりました。これはいじめばかりでなく、現代社会の子どもに多い現象と私は捉えておりますが、お伺いするのは、やっぱりこういう部分は、家に閉じこもっているのではもっともっとひどくなるので、やっぱり全国的に対応策としてフリースペースとか、フリースクール、この分を対応しているところがそれなりの大きい都市ではやっているのですが、矢巾町では、この不登校に対して何かいい対策とか保護者の方と対応している部分はあるのでしょうか。この項目の最後の質問です。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） いい対策方法ということではありませんけれども、いずれ子どものそういうふうな実態に合わせてそれに対応しているというのが現状でございます。例えば子どもが学校に来られない状況が生まれた場合、それをどうしてなのかという、まずそこから考えます。それで学校に来られないのであれば、来られない状況の中で無理にすることはございません。そしてフリースクールという方法もあるし、午前中の答弁にもありましたこころの窓といううちの施設もあります。そういうものも使いながらどういうふうなことでも構わないので外に出てみませんか。あるいは家の中にいるのであれば、こちらのほうから担任が、あるいは学校から、あるいはスクールソーシャルワーカーというのを町のほうでも雇っております。その人に行ってもらって家庭訪問をしてもらう、そういう形での接触をしながら子どもにとってどういうふうな方向がいいのか、方法がいいのかというのを模索します。いずれ将来のある子どもです。今ではなく将来どう生きていくか、そのための今の通過点ですので、それに個々に対応しているというのが現状でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） ここで時間がなくなりましたので、休憩をとりたいと思います。

会議時間の延長

○議長（廣田光男議員） なお、皆さんにあらかじめ申し上げます。

会議時間は、会議規則第9条1項の規定により、午後5時となっておりますが、その時間までに本日の日程を終了することが難しい状況になりますので、5時を過ぎる場合は、同条第2項の規定によりまして会議時間を延長することをあらかじめ宣言いたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで休憩に入ります。

再開を17時2分とします。

午後 4時52分 休憩

午後 5時02分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

それでは次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 3つ目の質問は、町内公共交通網の整備方針について伺います。

現在町と議会で意見交換を実施して、町内公共交通網のあり方を検討しています。来年1月からの試行運行や、その後の本格運行に当たり、町民のニーズ把握をもっと詳細に行うべきと考え、以下について伺います。

1、さわやか号の運行継続、町内循環バスの導入、デマンド交通（タクシー）を導入した場合、町支出の年間経費試算額はどの程度であると踏まえているか伺います。

2、町はアンケート調査を各年代層に行ってますが、試行、本格運行に際しては、実際に利用する住民のニーズ把握を最重要視すべきと思うが、そのことへの見解を伺います。

3、現状の町内公共交通網を考えた場合、みずから交通手段を確保できない住民、子どもも含みますが、の移動手段確保を当面考えればよいと私は思いますが、そのことへの見解はどうか伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町内公共交通網の整備方針についての質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町支出の年間経費試算としてさわやか号の運行継続に係る費用は、

昨年度実績から約820万円、市街地を対象とした新しい循環バスの運行費用は約850万円、デマンド型交通に係る費用として約1,320万円と見込んでおります。また、収入につきましては、さわやか号については、昨年度の実績から約75万円、新しい循環バスについては約144万円、デマンド型交通については約134万円と見込んでおります。

なお、新しい循環バスは、さわやか号の廃止と同時に実施する計画としております。

2点目についてですが、今後公共交通施策として実施していく各事業につきましては、事業評価として、また事業効果を把握するため、利用者に対してヒアリング等を行い、住民のニーズを把握する必要があると考えております。

なお、デマンド型交通の試験運行の際には、パーソントリップ調査、いわゆる交通行動の起点から終点へ、終わりまでの移動する利用者の動向などについて利用者個人の移動需要を全て利用者情報として蓄積しながらデマンド型交通に要求される地域の交通量を数量的に捉え、公共交通サービスとして適切な事業形態を考慮することとしております。

3点目についてですが、現状において公共交通を利用できない、または利用することが困難な状況を解消する目的でデマンド型交通を実施いたしますので、みずから交通手段を持たない方々が安心して利用できる公共交通手段として親しみを持っていただける事業として取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 何点か質問ありますが、試行運行であるから運行状況を踏まえて改善しますとか、そういう答弁をされますと、それ以上の質問できなくなりますので、私が聞きたいのは、試行運行を行うに至った背景や、なぜそう決めたか、経緯、根拠などを検討した内容について答弁願いたいと思います。

それでは、まず1点目、他の自治体のほとんどは交通弱者対策としてデマンド交通や自治体バス運行を導入していると踏まえていますが、町はそのことをどのように検討されたか。また、町長も納得されての今回の方針であるのか伺います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 今回といいますか、矢巾町として公共交通に対しての基本的なものの考え方ですが、従来のさわやか号がある比較的一部の地域でしか利用されていないという実態を踏まえ、なお路線バス等の空白地帯がかなりあるというところを踏まえ、一部

の方のみならず空白地帯全体を考えたときの交通需要を満たすためのものとして、またどなたでもというところを前提に今回の公共交通を考えるということで制度を考えたものでございます。

なお、町長の了解といいますか、決済もとつての内容でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今の内容でまずそういう経緯があつて今回のルート等を考えたのであれば、それはそれなりの考えだと思います。私はこのコンパクトな矢巾町の面積等を考えれば、交通弱者対策等の部分、もしくはあまねく町民全体を網羅するにしてもデマンド型交通、タクシーだけでいいのではないかと踏まえておりましたので、この辺については今後またいろいろな部分で検討していくことになるかと思うので、その際またご質問させていただきます。

2点目は、再質問は、利用料金について全員協議会で説明されました。小学生の300円では保護者の負担が大変と思われますが、何を参考にこれを設定されたのか伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 料金につきましては、いろいろなものを考えまして、他の市町村の金額設定とか、条件によって実は全然違っているので、一概に金額だけでは参考にならないのですけれども、町の内部で関係部署、主に福祉部門等でしたけれども、そこで協議して、小学生については付随的な考え方だったのですけれども、200円割引程度が妥当なのではないかというふうなものでございましたので、何かを計算した結果としてそういうふうに設定したというものではございません。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 料金については、煙山小学校の児童が南昌台団地、それから流通センターから町の補助金をいただきながら通学している部分もあります。その辺の料金と同等であればという考えは私の考えであります。これについても実施してからの話ということであれば、それはそれでよろしいかと思います。

次に、運行時間でありますが、毎日2ルート方向に4回の運行を想定されているようです。こここのところの根拠は何だったのでしょうかという部分と全協で説明時も質問しましたが、

冬期にバス路線以外で遠距離通学している特に小学生の利用頻度が増すと思われます。したがって、学校に8時に到着する運行ダイヤが必要と思われますが、運行時間の変更の考えについて、この2点伺います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 運行時間の変更といいますか、先般お示ししましたのは、町としての基本的な考え方ということですので、今後いろいろな詰めをしていった上で最終的な運行時間の決定に至るということのつもりでございます。7時半というふうな設定というのも、先般もお話は伺っておりましたので、検討はしてまいりたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 申しおくれましたが、副議長は早退しておりますので、お話をします。

他に再質問ございますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ぜひ試行的な運行に際して、もうちょっと時間ありますので、その辺ぜひ前向きに利用する方の意見を尊重して設定していただきたいなと思っております。

最後の質問になります。運行は、平日のみの設定という説明がありました。今町の行事やイベントは、土、休日の実施が多いと感じています。また、高齢者対象の講座や教室の開催に対して1人でも多く参加者を考えた場合、運行日についてどのように検討されたか、この辺も踏まえて土、休日臨時に出すのか、その辺もあわせて答弁いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 先ほど来お話ししておりますが、どなたでもというふうな前提で考えていましたので、基本的には平日、土日につきましては、やることが可能であれば、検討はしてまいりたいのですが、これはやっぱり交通事業者との協議が前提になってまいりますので、町としてはそうしたいというふうなところがありましても、交通事業者の関係、また私いつもコストの話ばかりして申しわけないのですが、コストの部分もあわせて町長答弁にありますように従来のバスよりははるかに金額がかかるという試算でございましたので、そういったことも総合的に考えての検討というふうにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、いずれデマンド交通については、いろんな取り組み、またこれからいろいろな課題も当然出てくると思うので、ここで全てを決

めて運行するということではなく、いずれ運行した中で課題があれば、当然改善していかなければならぬわけですので、特に今私、医大との協議の中で県をひとつ巻き込んで駅から医大、そしてそのほかにも県立の療育センターなり、盛岡都南支援学校、消防学校、そして不來方高校もあれば、産業技術短期大学校もあるわけです。だからそういうところも含めて町だけではなく、やはり県民医療の中核をなす、担う岩手医科大学附属病院なわけですので、今後そういうことも含めながら検討していきたいということで、盛岡であれば今お聞きすると、県交通ではでんでんむしのあががうまくいっているということもお聞きしておりますので、いずれ医大とも一緒になって考えていきたいと。そうすることによってデマンド交通の考え方いろいろな組み合わせもできる。

このデマンドというのは、非常に私言葉が大好きで、このデマンドは需要があるからということと、もう一つは要求もあるのです。その意味が2つあるのです。だから、今いわゆる企画財政課長は需要のことしか答弁しておらないのですが、当然利用される方々の要求にもしっかり応えられるような対応を考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 答弁の中にパーソントリップ調査の項目がありました。これは、交通を運行するもの、どの運行先組織でも調査していることですので、あえてこの部分は、今町長がおっしゃったように、乗る方の部分を尊重されて変えていけばいいなと思っています。

最後に1点だけ簡単にお聞きします。1月試行実施、これは今のところ間違いなくできませんよねという部分、特に地元の方、知り合いの山手に住んでいる方から、「何かいいことやるようだけれども、いつからよ」と聞かれていて、「1月からやる予定だよ」と言う、「本當だべな」とかと言われているので、そこを企画課長の言葉で力強くお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 役所の答弁ですと、努力しますという答弁が多いのですが、確実に実行できるよう最大限頑張ってまいります。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○1番（赤丸秀雄議員） ありません、ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） 以上で1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、議長からお願ひがあります。本日の一般質問に先立ち私のほうからお願ひをしたことが守られていないところが結構あります。これはやっぱり議長としてのお願いですので、質問者も答弁者も自分の頭で考えてください。どうやれば効率的に有意義に時間を使えるかということ、そして質問時間が延びたから全部やるということではなくて、やっぱり論点を絞って自分の所感を交えながら、それから当局のほうも聞かれないことまで答えないでください。そういう姿勢の中で足りない部分を補い合うようにあしたの一般質問期待しております。改めてお願ひを申し上げます。

以上でまずあすは引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本会議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後 5時18分 散会

平成30年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第4号）

平成30年9月6日（木）午前10時開議

議事日程（第4号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤 丸 秀 雄	議員	2番	水 本 淳 一	議員
3番	廣 田 清 実	議員	4番	高 橋 安 子	議員
5番	齊 藤 正 範	議員	6番	村 松 信 一	議員
7番	昆 秀 一	議員	8番	藤 原 梅 昭	議員
9番	川 村 農 夫	議員	10番	山 崎 道 夫	議員
11番	高 橋 七 郎	議員	12番	長 谷 川 和 男	議員
13番	川 村 よし子	議員	14番	小 川 文 子	議員
15番	藤 原 由 巳	議員	16番	藤 原 義 一	議員
17番	米 倉 清 志	議員	18番	廣 田 光 男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	水 本 良 則 君
総務課長	山 本 良 司 君	企画財政課長	藤 原 道 明 君
会計管理者兼 税務課長	佐 藤 健 一 君	住 民 課 長	浅 沼 仁 君
福祉・ 子ども課長	菊 池 由 紀 君	健康長寿課長	村 松 徹 君

産業振興課長	菅 原 弘 範 君	道路都市課長	村 松 亮 君
農業委員会 事務局長	佐々木 忠 道 君	上下水道課長	山 本 勝 美 君
教育長	和 田 修 君	学 務 課 長	村 松 康 志 君
社会教育課長	野 中 伸 悅 君	学校給食共同 調理場所長	稻 垣 譲 治 君
代表監査委員	吉 田 功 君	農業委員会会长	米 倉 孝 一 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 査	佐々木 瞳 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

○議長（廣田光男議員） 直ちに本日の会議を開きますが、会議に入ります前に高橋町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、けさほどの地震関連と、それから台風21号関連についてご報告をさせていただきます。

本日午前3時8分ごろ北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7の地震発生があったわけでございますが、もう皆さんもご存じのとおり北海道の厚真町では震度6強の揺れを観測されたということで本日ラジオ、テレビの報道におきましては、北海道の厚真町を初め各地で大規模な土砂崩れが発生しておるということで、まさに被害が甚大であり、極めて憂慮される事態となっております。改めて被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。そして、やはり思い知らされたのは、日本は地震列島なのだなということを改めて思い知らされたところでございます。

それから、台風21号関連ですが、今月4日から昨日にかけて本県に接近しました台風21号への本町の対応につきましてご報告をさせていただきます。台風21号の接近に伴い、4日午後4時37分に本町に暴風警報が発令されたことから、同時に矢巾町災害警戒本部を設置いたしました。そして、夜間に強風がありましたが、避難所を設置することにはならず、翌日5日でございますが、午前3時41分に暴風警報が解除となったことから、警戒本部を解散させていただきました。この台風による本町の被害状況ですが、雨による被害はありませんでしたが、強風による道路への倒木被害が2件発生し、これは担当課において処理をさせていただきました。

それから、農作物の被害状況については、リンゴの落下被害は、王林がやや多い状況ではありますが、その他の品種では1本当たり1個から2個の落下であり、ズッキーニは約20ヘクタールで果実のすり傷、茎折れなどの被害があり、またネギは煙山地区の約10アールで倒伏する被害がありました。また、水稻については、部分的に倒伏する被害が町内全域であり

ましたが、今後被害の詳細や被害額については、JA農協、それから農済と一緒にになって調査をしてまいりたいと思います。

そして、先ほど申し上げた早朝の地震による本町での被害は今のところ報告がありませんので、そのことも含めてご報告とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（廣田光男議員）直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員）日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

10番、山崎道夫議員。

1問目の質問を許します。

（10番 山崎道夫議員 登壇）

○10番（山崎道夫議員）議席番号10番、一心会、山崎道夫でございます。私は、今回3問の質問をさせていただきますが、まず第1問でございます。通称盛岡西バイパス延伸ルート決定に向けた本町の取り組みについて町長にお伺いをいたします。

ことしの春、盛岡西バイパスの延伸について、国による調査費が決定したとの報道がされ、私たち矢巾町民は早期延伸に期待し、うれしいニュースとなりました。今後延伸ルートがどのようになるによって本町のまちづくりに大変大きな影響を及ぼすことになると思われます。また、ルートによっては、県道盛岡不動線の渋滞緩和や都市計画道路の早期整備に結びつくことが期待できることから以下について伺います。

1点目でございます。ルート決定まで町としてどこまでの範囲でかかわることができるのか。また、町として関係機関等に対し、具体的な要望や請願などの取り組みを行ってきているのか明らかにされたいと思います。

2点目でございます。延伸ルートについて今年度中に決定するものと思われるが、公表前に町に対し通知はあるのか。

3点目でございます。本町の道の駅構想について、昨年の12月会議で29年度中に基本計画を策定し、30年度中に事業計画の策定と候補地選定に向け、前向きに取り組んでいきたいと答弁しておりましたが、ここにきて町長は場所をどこにするかも含め西バイパスのルートが決定してからになると話されております。現在道の駅構想はどの程度まで検討されているのか。今後のスケジュールとあわせて明らかにされたい。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　10番、山崎道夫議員の通称盛岡西バイパス延伸ルート決定に向けた本町の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、一般国道4号盛岡南道路については、今年度から道路調査の見通しに掲載され、概略ルート構造の検討を行うこととされております。町としてもまちづくりや防災医療、物流など広域的な観点で大きな期待をしているところであります。盛岡南道路の具体的なルートについては、今般の国の調査、検討が段階的に進められていくものと思われますので、町としては、この調査に全面的に協力しながら今後も国の動向を注視し、情報収集を行ってまいります。

また、要望活動については、国を初めとする関係機関へ盛岡西バイパスの南進整備として要望活動を行ってきており、平成28年度からは盛岡市と合同で要望活動を行っているところであり、今後も事業化へ向けた調査推進について要望活動を行ってまいります。

2点目についてですが、今後地域や道路交通の現状や課題を整理し、住民や道路利用者などからアンケート調査を行いながらルート検討するものと思われますので、ルート決定まではまだ数年を要するものと思われます。町としては、矢巾スマートインターチェンジのアクセスや医療面では岩手医科大学附属病院、防災面では災害時地域医療支援協力センター及び岩手県消防学校、物流面では岩手流通センターなどへのアクセスと今後のまちづくりを強くアピールし、防災と医療の町として必要性を訴え、命の道として主要幹線道路のネットワークが形成されるよう引き続き事業化へ向け要望活動を行ってまいります。

3点目についてですが、現時点での道の駅構想の進捗状況につきましては、先進地事例等の調査を行い、収集したデータをもとに検討を進めているところであります。昨年度中に予定しておりました基本方針策定には至っておりませんが、理由といたしましては、盛岡南道路の南進が具体的なものとなりつつあり、町内の交通状況が劇的に変化することが

予想されることから、現時点において交通量調査等を行って、基本方針を策定いたしましたが、再度の調査と方針の再検討が必要となることが明らかであるため、盛岡南道路の検討結果を見きわめた上で方針を決定することと改めたものであります。

なお、既存の道の駅を調査した結果、通過交通が主たるターゲットとなる場合においては、正面交通量が最も重要な立地場所選定の要因であり、損益の分岐点となるのは1日当たり1万7,000台ほどで黒字施設にするにはおおむね2万台以上の交通量が必要であると判明しております。

今後の予定といたしましては、岩手河川国道事務所や関係機関と調整を図りながら交通量予測及びマーケティングを行い、盛岡南道路のルート決定に合わせ候補地の絞り込みと決定ができるよう準備を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 盛岡南道路の延伸については、多くの町民が関心を持っておられますし、具体的なルートの決定と早期工事着工を強く望んでいます。こうした状況の中でこの具体的なルートについて国の調査、検討が段階的に進められていくものと思われるという答弁でございますが、ルート決定まで矢巾町としてかかわれる部分というのは、どの部分でどの程度のものがあるのか、まず1点お聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

町のかかわりでございますけれども、この答弁書にもありましたとおり、矢巾町が今後どのようなまちづくりをしていくかということでここに書いておりましたけれども、いずれスマートインターチェンジのアクセスとか、岩手医大の関係、それからあとはやはり渋滞対策についても、4号線の渋滞回避ということも必要でございますので、いずれ河川国道事務所からは、町がどのような形でこのルートを生かしていくかというまちづくりのビジョンをまずきちっとしてくださいと言われてございますので、いずれまちづくりのビジョンをきちっとすることが大事だなというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） そこでまちづくりについてでありますけれども、いわゆるこれも答弁にありますけれども、スマートインターチェンジへのアクセス、さらには医大を中心とした医療面の部分、それから消防学校等の防災面あるいはそのほかの防災の部分あるいは物流の面、これは総合的に検討をし、判断をするということで、まちづくりはそこから始まるだろうというふうに思いますが、そこでまちづくりをするということになると、ある程度やっぱりあらゆる方面からさまざまな本町の将来の発展について多面的な検討が必要だろうというふうに思いますが、今の時点でまちづくりに向けてアピールをするような、いわゆる内容を考えていくというのは、どの部分でどこが担当して決定をしていくのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） やはりまちづくりということで今皆さんのはうにお示ししています都市計画のマスターplan、ここのところできちっと町の考え方を示すことによっていろんな開発とか出てくると思いますので、いずれこれをきちっとまとめてまちづくりの方針を定めていきたいというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 窓口関係は。

○道路都市課長（村松亮君） 窓口につきましては、道路都市課のはうが中心になると思いますけれども、これは全庁でやはり企画なり、それぞれの部署を一つといたしまして横断的に進めていかなければならないなというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） かなり具体的なものではなく、いわゆる思いです、いわゆるプラン、マスターplanです。それに沿ってまちづくりをするということになると、例えばきのう話ありましたけれども、住宅地のいわゆる造成の関係、これは都市計画の中に組み込んでいくというような話もありましたけれども、かなり時間がかかるのではないかというふうに今思うのです。簡単なものではないと思うのです。さらには、都市計画道路をどうするかという話も当然出てきますので、そういうものを図面化して、いわゆる横断的な全庁を挙げてやることにはなるとしても、その基をつくるのは、やっぱり道路都市課ではないかと私は思うのです。そしてそれにいろいろな意見が入ってきて、将来こういうふうにするべきで

はないかという一つの線がまとまるのは、やっぱりある程度時間をかけなければ難しい部分ではないかというふうに思います。

したがって、私はルートの設定については、現在西バイパスでとまっているわけですが、盛岡市は恐らくこれは県とのタイアップでやると思うのですが、野球場の新設をまず考えていると思うのです。それは今あるいはわぎんスタジアム、いわゆるサッカー競技場の南になるか、北になるか、西、東になるか、これまだちょっとわからないのですが、いずれそこを盛岡市とすれば一つのやっぱり狙いどころとして要請行動は、恐らくかなり強力にやるだろうというふうに思うのです。そうすると矢巾は何を、まちづくりというのは漠然としています。あらゆる部分から検討しなければなりませんので、そうなると要請は具体的なものというのは出てこないのではないかというふうに思うのです。将来はわかりません、5年たって10年たって、それはわかりませんが、そんなに待っていられないわけです。ルートというのは、やっぱりある程度町としてはこのルートあるいはこのルートと何本かやっぱり検討して、そして将来のまちづくりにそれを結びつけていくという、そういった逆説の部分でもやっぱり考えていかなければならぬと思うのです。まちづくりの部分だけを先にやって、そしてそれに持続的に要請をしていくということではなく、やっぱりこのルートで何とかしても、例えばスマートインターが今2,000台なのですが、もっとふえるでしょう、恐らく。そういうふうなものに対してのアクセスでまず考えていくとか、あるいは4号線にどのルートで持っていくのかということを考えていく。そういう具体的なもので考えていかないと、なかなか提案もできないし、お願いもできない、要請もできないということになると、ずっと待つたばかりいて、あとは情報収集、情報収集といっているうちにルートがもう国主導で決まってしまうというふうな形になれば、町民の思いというのはほとんど入れられない中で決まってしまう可能性があるのではないかと私は非常に危惧しています。

したがって、そういうことを考えることによって、やっぱりルートの決定をする、あるいはルートを考える検討委員会とか、そういった会議みたいなものを横断的にやっぱりしっかりと早くやる必要があるのだろうというふうに思うのですが、そういった取り組みというのは、今の時点での考えはないのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まず南道路につきましては、盛岡市と一緒にになってこれまでも行動、要望してまいりましたし、またあるべき姿も盛岡と一緒にになって考えていかなければならぬと。今言われているのは、きょう答弁の中では、ルートが決

定した後にまちづくりを考えるという消極的な答弁をさせていただいたのですが、今のところ私ども横断的なプロジェクトチームを立ち上げなければ、もう遅々として前に進まないとということで今考えているのは、企画財政課の政策推進室でやるか、そうでなければ特命課長を設けて設置をして、そこの中でも私どもとしては考えていくかということで、今内部でまず検討をさせていただいておりますし、それからもう今山崎議員からもご指摘があったように、これからまちづくりをどうしていくかというときに、これは私ども町当局だけではできることではないので、地域を巻き込んでやっていかなければならぬと。

だから、これからは私どもとしては、まず盛岡市とのいわゆるこれから一緒に行動しながらどういうルートを選定していくかと。それから、私どもとすれば、もう今お話をあった道の駅構想も含めて考えていかなければならぬと。だから、そのことについては、やはりそういった一つ一つ積み重ねをしていかなければならぬと。

ただ、このことについては、時間との闘いでもありますので、先送りするような状況ではないので、今考えておるのは、まず来年度の4月から組織再編というか、見直しをさせていただいて、その中から進めさせていただくような形にしていきたいと考えておりますので、いずれルートが決定してからのまちづくりではなく、ルートをいかにして私どもが引っ張り出すかと、まちづくりに合わせていただくかということをやはり考えていかなければならぬので、そのところはご理解いただきたいと思いますし、それからこのことについては、岩手河川国道事務所または県の県道整備部、また喫緊には国土交通省にもお願いに上がって、うちらのほうにすれば、ルートが大体どのような方向になるのかの情報も早くキャッチしてまちづくりに生かしていきたいという思いもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） いずれ私の思っている部分で町長答弁がございましたので、いわゆるプロジェクトチームをつくって、それでやっぱり専門的な部分として、これは全庁挙げての話になるだろうと思いますが、専門的な部分をやっぱり全面に出しながらやっていくということですので、それは大いに期待をするところであります。

それから、これは私の私感ですが、いわゆるルートは、南にずっときて4号線に恐らく先是ぶつかるのではないかと思うのですが、当然新幹線の高架下を通りますよね、そうなると。どこかでは高架下を通っていく形になると思うのです。今現在矢巾町では、私の知識の中で

ですが、2カ所くぐる場所があると思っています。それなりのスパンをとっている箇所がありますので、そうすると、場所は高田煙山線が予定されている部分と、それからもう一つは矢幅駅の北500メートルぐらいの矢次の集落排水の終末処理所がありますが、あれのちょっと北あたりにそういう橋脚を広げて下を通れるような状況になっているところがあるので、その辺を通るというような予測ができるだろうというふうに私は思っています。そういったこともやっぱり頭の中に置きながら、やっぱりさつき町長が言ったように、国交省なり、東北整備局、そういったところと早期にそういうふうな情報を交換してもらって、そのルートの可能性のあるところ、そういうのを早くキャッチをしていくことがやっぱり求められているだろうというふうに思います。どこだりはくぐれませんので、その辺の予測もしながら、それとあわせてそうなると、例えば県道不動盛岡線にどういうふうに結びつけるのかとか、あるいは医大の前の町道中央1号線にどういうふうに結びつけるかとか、いろいろその案が出てくるだろうというふうに思います。その辺のことをやっぱり鑑みてこれからルート設定をある程度予測をしながら、さらには担当する国土交通省のそういう情報も得ると。そして、まちづくりはそれに合わせてやっぱりしっかりとしたものつくっていくというふうな段階的なもの、一つ一つではないと思います。全部関連はあるわけですけれども、そういった取り組みをしてほしいなというふうに思っていますが、最後にそこの考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

いずれ今お話があったとおり、ルートは今お話しされた高田煙山線、それから矢幅駅周辺、もう一つ、土橋白沢線があります。それで今私どもは新幹線の下、いわゆる私どもはアンダーパスと言っているのですが、高規格道路でアンダーパスは余り好ましくないと思うのです。今土橋白沢線が、いわゆる新幹線の上、いわゆるオーバーをしていくことで、できるのであれば、私どもとすればそのところ、土橋白沢線を。ということは、やはり国道4号の南道路、将来は国道4号線になるわけですので、できる限り矢巾町を縦断して今の国道4号線にタッチできるような形にしていくのが理想ではないのかなということで、ただこのことについても今3つの考え方がありますので、いろんな有識者の方々からもご意見をお聞きしながら最終的には決定していきたいのですが、ただアンダーの場合、防災から考えた場合、今地下道は、やはり特に冬期間とか大雨洪水時には、余り本当は好ましくないです。だからそういった、もうやはりご存じのとおりいわゆる沿岸の被災地の復興道路は高い

ところにあるわけですので、やっぱりそういうふうな高規格道路を考えた場合には、私どもとすれば土橋白沢線に。それでもいろいろな課題等はあると思うので、この辺のところもよく協議をしながら検討していきたいなということでございます。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問をいたします。

小中学校の全教室に冷房設備の早期設置について、教育長にお伺いをいたします。

近年異常気象が続いているが、ことしの夏の猛暑は、7月いっぱいと8月下旬から9月上旬の2回到来するとの予報が気象庁から出されていました。その予報が的中し、岩手県内においても7月上旬から連日暑さが続き、8月に入って猛暑日が続くなど、暑さは一層厳しさを増しています。データによると、盛岡の7月の日々の最高気温平均は30年前より2度程度上昇したことがあり、今後さらに暑さの度合いが厳しくなっていくことが予想されます。

このような状況にあって17年4月1日現在の県内における公立小中学校の冷房設置率は5.1%、全国平均は41.7%でありますので、県内5.1%は全国平均を大きく下回っています。学校現場は、設備面を含めた児童・生徒の熱中症対策や授業に集中できる環境づくり対策に大変苦慮しているのが実情であります。将来の矢巾町を担い、日本の社会を担う児童・生徒ができるだけ快適に学校生活を送り、勉学に集中できる環境整備を進めることができが今強く求められていると思います。こうした観点から以下についてお伺いいたします。

1点目でございます。まだまだ暑さが続くと思われますが、ことしこれまで熱中症等で体調不良を訴えた児童・生徒はいるのか。

2点目でございます。各小中学校の冷房設置は、基本的に保健室のみとなっていると思われますが、そのほかに設置している会議室等はあるのか。あるとすれば、学校ごとに示されたい。

3点目でございます。現在各教室に2台ずつ扇風機が設置されておりますが、一方向の設置となっておりますので、風が届かない場所があるという声を聞きますが、実態はどうでしょうか。

4点目でございます。扇風機を1台増設した後、学校ごとに教室の温度を計測調査したデータはあるのか。

5点目でございます。冷房設備を設置する場合、小中学校を合わせて教室の数はどのくらいになるのか。また、一教室当たりの予算はどのくらい必要になるのか。

6点目でございます。扇風機の設置だけで猛暑の続く夏を乗り切るには限界がきていると思われます。したがって、今後できるだけ早期に冷房設備の設置が必要であると考えますが、それに対する所感をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 小中学校の全教室に冷房設備の早期設置についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、ことし町内の小中学校で熱中症と思われる症状で体調不良を訴えたのは、延べ129人となっております。

2点目についてですが、徳田小学校ではパソコン教室及び保健室、煙山小学校ではプレハブ校舎の教室及び保健室、不動小学校ではことばの教室及び保健室、矢巾東小学校ではパソコン教室、保健室、校長室及び会議室となっており、矢巾中学校ではパソコン教室、南昌ホール、保健室、校長室及び会議室、矢巾北中学校ではパソコン教室、図書室、保健室及び会議室となっております。

3点目についてですが、教室に設置されている扇風機は、各教室に2台ずつという十分な数の設置には至っておりませんことから、風が全体には行き届かない状況であります。

4点目についてですが、学校ごとに教室の温度を調査したデータはありませんが、教室内の温度計の表示が暑いときで三十五、六度に上がったことがありました。

5点目についてですが、冷房設備が未設置の教室は、小中学校の普通教室と特別教室を合わせると168室となり、冷房設備を設置する場合の1教室当たりの予算については、現在全校分の工事費を見積もり中であり、11月には算出できる予定であります。

6点目についてですが、最近の猛暑の状況から児童・生徒のため早期の冷房設備設置は必須であると考え、冷房設備設置工事に係る国の補助が得られるよう要望しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 熱中症と思われる症状で体調不良を訴えた児童・生徒が129人いたとの答弁でございますが、学校ごとの人数はどの程度なのかお知らせを願いたいと思います。それから、救急搬送はなかったとは思っておりますが、この点についてはどうだったでしょうか。

それから、熱中症対策の取り組みについて、それぞれやっぱり各小中学校、かなり苦慮をしながら、その対策に取り組んで子どもたちの熱中症をできるだけ発生させないようにということでやっているようですが、校舎内における、いわゆる教室等における対策、それから校舎外における対策について、どのようなことをやっているのか、この3点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

学校別の熱中症と見られる人数でございますが、徳田小学校は5名、煙山小学校は12名、不動小学校は16名、矢巾東小学校も16名、矢巾中学校が44名、矢巾北中学校が36名、合わせて129名となっております。

2点目でございますけれども、救急車等による救急搬送になった事例はございません。

それから、校舎内、校舎外においてどのような指導をしているかということでございますけれども、養護教諭が中心となりまして、とにかく小まめに水分をとること、そして例えば屋外であれば、直射日光にさらされないように日影に待避すること。それから、塩分等もできればとるような、そういったことを指導しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 体調不良を訴えた子どもたちには、どのような対応をしていたのかお聞きをしたいと思いますし、それから意外と中学校の生徒たちが多いというのは、私ちょっと小学校のほうが多いのではないかと思ったのですが、この原因と思われるは何なのでしょうか、その2点をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず熱中症の場合には、その場を動かさないということが、まず状況を見るということが

まず第一ですので、第一は先ほど課長が話をしましたとおり、養護教諭の指導のもとということになります。様子を見た段階で次の段階は校舎内に入れたり、あるいは保健室に連れていくということで様子を見るというふうな対応をどの学校でもさせていただいております。

それから、中学校のほうが人数が多いというのは、部活の関係でございます。ただこの部活についても、例えばこの夏休み、非常に暑かったわけですけれども、午前中で部活を終わりにするとか、あるいは午後の遅い時間にするとか、暑い時間を避けるというふうなことをやったりとか、そういう工夫をしてもらっています。それから、早目早目に訴えてもらうということで、それで症状を訴える子どもがこのくらいいたということだと思います。

あとはプールも小学校あったわけですけれども、35度というのを一つのめどとして、気温。そして水温が30度というのもこれもめどにしています。余りにも水温が高いと、プールの中でも汗をかきますということで知らず知らずのうちに脱水症状を起こしていることがあるので、そういうことも含めて注意して各小学校のほうでも対応してきました。ですから、プールがない日も、天気がいいのにプールがないということもございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） これは8月29日に岩手日報に載った記事なのですが、これは8月20日から26日までの1週間、これは総務省の消防庁の緊急速報ということで発表になったやつですが、20日から26日の1週間で5,890人が熱中症で搬送されていると。そのうち2人亡くなっているということで、岩手県がそのうちの1人なそうです。この方は奥州市江刺の藤里の会社員57歳の方が自宅の庭で倒れているところを発見されて、救急隊が駆けつけたときには、既に心肺停止状態だったと。この8月13日から19日、1週間前は、これは3,669人ということで、その後の1週間が5,890人ということで、これが2,221人もこの1週間で増加したと。

やっぱりそのぐらいことしは大変な暑さ、全国的にそうだったよということで、特に岩手もそれこそご多分に漏れず、もう他県に負けないくらい暑い日が続いていると。そういうふうな状況にありますが、たまたまこれも8月29日に岩手日報に載りましたが、気温35度以上は臨時休校にするとということで埼玉県の加須市、これは教室にエアコンがないということで、最高気温が35度以上かつ最低気温が28度以上となることが見込まれる場合、9月から市内の公立小中学校と幼稚園を臨時休校にすると発表した。これは、テレビでも放送になりましたけれども、記録的な猛暑を受け、普通教室にエアコンが1台も設置されていないため、当面

の措置であると。さらには、市の教育委員会は来年7月までに全教室にエアコンを設置する方針であると。これ3日前に隣の熊谷市に温度計があつて、判断する気象台の発表が、熊谷市を参考にして気象台が発表する35度以上になるよということを受けても3日前にそれを判断して休校にするということをやつていると、9月からだよということで、そういう報道がされました。

それから、9月3日の岩手日報、これは花巻市の議会の教育長答弁ですが、小中学校のエアコン整備について、ことしの夏は学校管理下で子どもの熱中症の救急搬送はなかつたが、猛暑対策は十分ではないと。可能な限り早期に普通教室への設置を進めたいと答弁したということが載つていました。

いづれそういうふうな取り組みがもう出でてきている。特に県内でもそういう取り組みが出てきているということあります。したがつて、やっぱり答弁には、いわゆるもう限界、エアコンがない状況で教室に子どもたちが入つているということは、もう限界になってきている、エアコンは必須だということで答弁もありますが、そういうふうな状況になっているということは、ある意味不幸なことだと思うのです。子どもたちがやっぱり快適、エアコンがあるから快適という言葉がどうかわかりませんが、暑さ対策上は、やっぱり快適になることは間違ひないと思いますので、そういうつた命の危険が起きるような状況をわかつていながら、いわゆる予算の措置ができないというふうなことで処置が、いわゆるエアコンの設置ができないとすれば、これはやっぱり行政の責任だろうというふうに私は思うのです。

私たちがずっとこの間学校の設備面だとか、特にトイレの関係は洋式化されて、非常に喜ばれているわけですが、やっぱりそういうつた環境の整備というのは、いろいろな金の使い方は当然あるわけですけれども、今の状況では、やっぱりそこに目を向けていかないと、余りにもやっぱり大人として情けないのではないかというふうに私は思います。

子どもの命にかかわる問題としてやっぱり捉えて、早急に設置に向けた検討をして、国に補助を要請しているというだけで終わるのではなく、例えば1階から3階まで、不動小学校は2階までしかないので、1階から3階まで全部1回にやるということできないとすれば、やっぱり3階まで、3階が一番暑いのだそうです。私も学校をことしも回りました、全部。7月9日から17日にかけて各小学校4つ、それから中学校2つ回りましたけれども、先生方はやっぱり本当に苦慮していると。もう熱中症が起きなければいいなということを常に頭に置きながら対応をしているそうですが、先生方も職員室は31度とか32度になるということで、先生方もやっぱり緩くないとは言つていましたけれども、それは大人だから何とか我

慢できるけれども、子どもたちは、業間、授業の間、授業が終わると、もう扇風機の下に群がって、少しでも風に当たりたいということで本当に子どもたちを見ているとかわいそうだということを先生たちが異口同音に話をされていました。

そんなことを考えると、例えばふるさと納税、12億円よかったです、よかったですとなりますけれども、そういったものの活用策としてしっかりとそこに向けていくというふうなそういうふうな一つの強い決意を持ってやっていく必要があるのではないかというふうに思うのですが、その点について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず議員おっしゃるとおりでございます。子どもたちの目線でよく町長がいつも強調しますけれども、子どもたちの目線、町民の皆さんの目線でものを考えろということを肝に銘じたいと思います。

あとはいろんな形で県のほうにも、国のほうにも要望していくわけですけれども、その一つとして、今学校の岩手県の夏季休業というのは8月20日くらいで終わるのです。都会のほうは、都会というか、それ以外は9月始まりなのです。この夏休みを長くして、冬休みを短くする。いわゆる全国に合わせる形、そうすることによって、いわゆる暑い時期を少しでも少なく、家庭にいる時間とか、学校で暑いことを経験しないような形、それも一つの方法かなと。さらに、当然学校のほうに冷房の装置をつけるというのは、それは必須でございます。これは努力してまいりたいと思いますけれども、そういったことも要望しながら考えていく、いろんな形で多方面から考えていきたいなと、そう思っております。いずれ努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、ちょっと教育委員会が遠慮がちな答弁をしておるので、実は来年度の今度の空調設備工事で県内で先ほど山崎議員からもお話をあった花巻市、それからこの間はたしか遠野市も保健室に考えていきたいということで、今県内で来年度の空調設備工事に手を挙げておるところが6カ所あるのです、6市町。それで今ただ文部科学省とのこれから折衝もあるので、もしこれが全部認められるのであれば、これはもう全部小中学校可能なわけでございますので、ただ今の財政では非常に厳しいところもありますが、いずれ学校環境改善での助成は、これは3分の1の補助率、あとは起債充当

もあるわけで、それは交付税措置もあるわけなので、いずれこれのことについては、前向きに検討してまいります。何よりも今県内で8市町手を挙げておるわけで、その中で余りいい表現ではないのですが、分捕り合戦なわけでございますので、私らもその意味では、トイレの改修のときもそうだったのですが、やはりこれから県、国にしっかりと要望してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

いずれ考え方としては、普通教室、花巻の場合は普通教室、それから遠野あたりは、まず保健室から設置してからというふうな考え方もあるのですが、いずれ私らにすれば、もうそういうことではなく、全教室を対象にするように取り組んでまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 非常に前向きに、そして力強い決意的な話をいただきました。本当にそういう意味では大いに期待をするわけですが、冷房の設置は、恐らく煙山保育園も1歳児か2歳児あたりまでは入っているかもしれませんけれども、3歳児あたりからは入っていないのではないかというふうに思います。したがって、どうせやるのだったら、煙山保育園あるいは各学校の普通教室と特別教室も対象にしていただくように検討していただくようにお願いをしたいなというふうに思っているところでありますので、そこだけちょっと担当課長からお話をさせていただきたいのですが。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

煙山保育園は、園舎を新しくしたときに整備したというところを確認しておりますが、再度不都合がないかというところは確認しながら対応してまいりたいということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

普通教室だけでなく特別教室もということですけれども、それについてもこちらも頑張って努力していきたいと思います。特に特別教室は、西向きが多いので、西日が差して非常に暑い状況があるので、そういったところも考慮してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 不動小学校がパソコン教室というのがないのか、いわゆるエアコンが入っていないことの答弁なのですが、そこだけちょっと確認したいのですが、なぜパソコンの教室にはないのか、そこだけ確認したいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） 大抵はパソコン教室に冷房が入っているということになっているのですが、そのところちょっと確認させてもらいたいと思います。申しわけありません。

○議長（廣田光男議員） それでは、それは後で確認して伝えるということで。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、先ほどの不動小学校の件については、そんなに時間がかかると思いますから、この質問中に対処してください。

それでは次に、3問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 3問目の質問をさせていただきます。自治公民館への冷房設備設置に向けた補助金交付事業の検討についてを町長にお伺いをいたします。

日本は世界に類を見ない少子高齢化の道を着実に歩んでいますが、団塊の世代がもうすぐ75歳の後期高齢者となり、人口に占める高齢者の割合が4割を超える時代が目の前に迫っています。本町の高齢化率は、滝沢市に次いで県内では2番目に低い自治体ではありますが、それでも高齢者は確実にふえてきていることは間違ひありません。町長のよく使う言葉に人生100年時代というフレーズがありますが、その中で健康寿命を延ばす取り組みをしっかりとやることが大切であると話されております。

また、これからは高齢者が生き生きとして暮らすために、それぞれの地域で居場所づくりを行うことが重要であると力説しておられます。同時に高齢者が家の中だけで暮らしていくは、健康寿命を延ばすには限界がある。これからもっと地域の公民館を利用し、高齢者が集まって楽しく過ごせる場所にする工夫をし、一日そこにいられるような場所づくりをすることが大切であるとも話をされております。

近年孤独死が問題になる時代ですので、地域の公民館を利用して、高齢者が集い、交流し、人生100年時代に向けて健康寿命を延ばすための取り組みをすることについては、大いに賛成いたしますが、1つだけ心配なことがあります。それは、自治公民館の中で冷房を完備し

ている公民館はそんなには多くないと思われますので、特に夏の利用が快適にできるのか指心配になることから以下お伺いいたします。

1点目でございます。町内に36ある自治公民館施設の中で冷房設備を完備している公民館はどの程度あるのか。

2点目でございます。現在も自治公民館を利用しておでんせ広場などの取り組みをしておられると思いますが、限られた人たちの利用となっていると思われます。できるだけ多くの高齢者が集える場所にするためには、かなりの工夫が必要だと思いますが、そのためのノウハウ等を支援する体制をどのように構築していくかとしているのか明らかにされたい。

3点目でございます。今後一段と暑さが厳しくなることが予想される中、自治公民館を快適に利用できるようにするため、冷房設備未設置の公民館に対して設置を推進するため町として補助金交付事業を検討すべきだと思いますが、それに対する所感をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　自治公民館への冷房設備設置に向けた補助金交付事業の検討についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町内に36ある自治公民館施設の中で冷房施設の設備を整備している公民館は8館であります。

2点目についてですが、現在自治公民館を活用した一般介護予防事業としてこびりっこサロンを矢巾町社会福祉協議会に委託し、12地区において実施しているほか、シルバーリハビリ体操、通いの場体操クラブを5行政区で実施しておりますが、その参加者は限られた高齢者であり、特に男性が少ない状況にありますので、参加者の拡大に向け、地域包括支援センターと連携を図るとともに、町社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーターを中心に機会を捉えながら高齢者への周知に努めてまいります。

また、新たな取り組みとして地域力強化推進事業を導入し、生涯学習まちづくり出前講座、地域福祉勉強会を通じて自治公民館を拠点とした子どもや高齢者、障がい者まで含めた多世代型の地域包括ケアシステムの構築に関し、自治会と検討、協議をしてまいります。

3点目についてですが、自治公民館の冷房設備導入につきましては、現在実施しておりますコミュニティ施設整備事業補助金のメニューの中でコミュニティ活動促進事業の補助対象となるものと考えております。近年の補助金の活用状況を見ますと、冷房設備の導入に補助金が利用された例はありませんので、各コミュニティに対して補助金が活用できる旨の周

知を図るとともに、各コミュニティとの協議を踏まえて補助金の上限の見直し等についても検討を行い、快適な環境づくりの支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 質問の途中であります、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を11時10分とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたしますが、先ほどの山崎議員の質問に学務課長、答えられますか。よろしいですか。村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

不動小学校のパソコン教室なのですが、図書室をパソコン教室に転用したという、そういった利用の仕方をしたためにエアコンの設置がなかったということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 要するにパソコン教室はあるのか、ないのか。

○学務課長（村松康志君） パソコン教室はありますが、それは図書室を転用したもの……

○議長（廣田光男議員） 転用した、一緒になっているの、それとも……

○学務課長（村松康志君） ついていません。

○議長（廣田光男議員） ついていないの。

○学務課長（村松康志君） はい。

○議長（廣田光男議員） わかりやすく。

和田教育長。

○教育長（和田 修君） 済みません、お答えいたします。

不動小学校では、図書室とパソコン教室を一緒にしているためにエアコンの設置はない。そのかわりにことばの教室のほうにエアコンを設置しているということになっております。

それから、こちらのほうで煙山小学校のほうにもパソコン教室はあります。どちらのほうにはエアコンは設置しております。ということでつけ加えをお願いいたします。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） それでは、3問目の再質問ございます。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 高齢者を対象にしたさまざまな介護予防事業等が実施されていますけれども、こびりっこサロンは12地区ということになっていますし、リハビリ体操通いの場体操クラブは5行政区となっておりますが、その地区と行政区という、その分け方というのは、どういうふうな中身なのかちょっとわからないのでお聞きしますが、12地区あるということ、こびりっこサロンは12地区ということですが、公民館12カ所を使っているのか、それからリハビリ体操の5行政区も同じく5つの公民館を使っているのか、その区分けがちょっとわからなくて、ここをお聞きしたいなというふうに思っておりました。そして、その中で冷房設備があるところは何カ所かあると思うのですが、それはどうなっているのか、その2点お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

こびりっこサロンの開催につきましては、12カ所の地区公民館を活用させていただいて実施しております。シルバーリハビリ体操の通いの場体操クラブについては、5地区ということですけれども、公民館は4カ所になっておりまして、昨年度スタートした順に申し上げますが、南矢幅7区、矢巾2区、西徳田1区、新田ということで、新田につきましては1区、2区ございますし、あとはこびりっこサロンは2週間に1回の開催ですが、シルバーリハビリ体操は毎週1回以上ということで新田のみ2行政区にまたがって1カ所の公民館でございますが、グループが昼のグループと夜のグループと各1グループずつになっておりますので、ちょっとわかりづらいのですけれども、そのような状況になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） エアコン。

○健康長寿課長（村松徹君） 失礼しました。エアコンの設置状況につきましては、矢巾2区のみエアコン設備が整備されておりますが、それ以外は未整備という状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 公民館の8館が冷房装置あるということですが、ここもちょっと教えてほしいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

整備になっている公民館が8館ということで西徳田2区、東徳田、間野々、南昌、城内、矢次、矢巾1区、矢巾2区の8館で、この中で館全部が冷房装置があるというのが東徳田、矢巾1区、南昌、この3館は全館冷房が入っているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 人生100年時代、町長がよく使う言葉なのですが、これからは、これも町長よく言っていますが、いわゆる独居老人、ひとり暮らしとか、あるいは老老の2人暮らしとか、確実にふえるのですが、やっぱり家にいて冷房入っているところもあると思いますけれども、入っていないところもあるだろうというふうに思います。外に出なければ、やっぱり健康寿命というのは保てないということも町長言っていますが、やっぱりこれからは居場所づくり、地域ごとに公民館等を使った居場所づくりがやっぱり求められてくるだろうというふうに思います。そこで意外と地区は、コミュニティごとにいろんな取り組みはしていますが、そういった考えまでなかなか至っていないのが実態ではないかというふうに思うのです。町が実施している、あるいは社協が委託を受けてやっている部分では理解はしているだろうとは思いますが、誰でも気軽に公民館に来て、時間をそこで費やして楽しみいろいろなことをやって集まって交流し合うとか、そういうのがなかなかまだ理解しきれないでいると思います。

したがって、それはコミュニティの協力を得てやっていくことになるだろうというふうに思いますが、そういった取り組みを進めるに当たって、やっぱりコミュニティ会長会議などでもしっかりと、今もやっているかもしれません、そういう理解をまずしてもらうと。そして具体的にではそれをどう進めるかということは、各自治会でやるでしょうけれども、そのためにもやっぱり公民館に冷房装置がなければ、冬は何とかどこでも暖房装置ありますので、これはいいだろうとは思いますが、冷房装置をやっぱり自治公民館にも必要だろうというふうに思います。それで交付事業、補助事業があるということなので、その宣伝もやっぱりしっかりとしていくかなければならないと思いますが、そこでこの補助事業というのがなかなかまだ宣伝が不足しているのではないかというふうに思いますが、どの程度の補助をしているのか、まずそこを1点お聞かせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

エアコンにつきましては、町長答弁のとおり最近実施された例はないということでござりますが、基本的にはコミュニティの補助につきましては、まず全てと言っていいぐらい2分の1の補助です。そして対象になるというふうに考えておりますのは、コミュニティ活動促進事業、補助率10分の5で上限25万円というふうなものが対象になるというふうに我々としても考えております。これまで相談がなかったものですから、それを使っていいですよというふうなアナウンスを取り立ててやったわけではございませんでしたが、やはり各コミュニティの考え方もあって、結局裏負担といいますか、残り半分は自分たちで用意しなければならないということもあり、従来の使い方からすると、暑い日中にそこに集まって積極的に何かやるというよりはちょっと違う、夜とかに集まるほうが多いということもあって、しかも1年間にそのとおりに暑いのは何日間か、2週間とか3週間だよなというふうなこと也有って、なかなか地元からは積極的につけたいというふうなお声はなかったのかなと思われます。

ただことしはそのとおり非常に暑いということもあり、おっしゃるとおり町としては居場所づくりというふうなことにかかわるということであれば、そういったものを拡充するなりということは考える必要があると我々も思っておりましたので、各コミュニティと協議して考えていきたいなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 今課長が言ったとおり、なかなか進まないというのは、やっぱり各コミュニティ、自治会の意識の問題もあるでしょうけれども、暑いさなかに公民館に行ってまでという気持ちが大半の人にあるだろうというふうに思いますが、それを興味を持たせるようなことをやっていかなければ、なかなかそれは前進みしないというのは、誰もがわかることなのですが、そういうふうな今2つ取り組みの話が出ておりましたけれども、そこには非常に参加者が限られていると。しかも男性がほとんど来ないと。どうも男たちは、酒飲むときは一生懸命集まるのですが、ふだんから集まって話をするというのは非常に苦手だといいますか、得意な人はたまにはいますけれども、ほとんど苦手だという人が多いのですが、その方たちに何か、出前講座の話もありましたが、何か知恵があるのか、ないのか、ちょっと私もすぐには出ないのですが、担当課長さんは何か考えておられるのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

男性の参加率が低迷していることの現実を踏まえて何かということでございますけれども、こびりっこサロンの中でも各地区の公民館で介護予防事業を行うほかに、男の介護教室というものを地域包括支援センターのほうで行っておりまして、それには介護の仕方であったり、料理の仕方であったり、最後ひとり暮らしになったときに、結局今まで料理をつくってこなかつた、私なんかもそうなのですけれども、そのような心配をやはり男性は抱えておられる方が非常に多いと思われますので、そういう事例も実際に活動事例がございますので、それを地域の公民館のほうにもそういう部分も応用しながら、興味を持っていただけるような魅力的なメニューがないと、やっぱり 1 間目の質問を許します。

参加者も低調になるわけでございますので、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

今年度矢巾町では、地域力強化事業という国の補助事業をとりまして、まさしく地域の課題、高齢化だったりとか、あるいは住宅地でなかなか、新興住宅地で近所のつながりが薄れていってとか、あるいは自治会活動がうまく機能しないとか、そういうことはないとは思いますが、地域の課題に対してともに考えて解決に向ける仕組みをつくりたいということです。社会福祉協議会、そして福祉・子ども課、健康長寿課、そして地域の拠点となる公民館をいろいろ事務手続等を所管しています社会教育課、そしてまた住民課等とも庁舎内でも横断的に、やっぱり地域の中で居場所づくりをつくっていかないかというところを進めていきたく協議を始めております。

矢巾町の居場所として新たにやはばーくが誕生しまして、随分男性の方がふえているなということを感じておりますが、各地区にも、地域にもそういうものが必要かなと思っております。それで 8 月 23 日の自治会のコミュニティの会長さん方の説明会にも私ども健康長寿課と福祉・子ども課と社会教育課と一緒に参加しまして、このことを説明しておりますので、今説明したばかりですので、今年度まずはそういうふうに地域に出向いてチームで出向いて、地域とともに一緒に考えることをしていきたいなというふうな仕組みをつくっていきますので、これから展開していきたいということをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で10番、山崎道夫議員の質問を終わります。

次に、14番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。町長に4問質問いたします。

1問目は、保育士の待遇改善についてでございます。近年保育所に入りたくても入られないという若い世代の悲痛な叫びが続いているけれども、本町もいよいよ待機児童が発生しているという状況にございます。近年やはり共働き家庭、そしてシングルマザー等、いろんな社会情勢のもとで保育ニーズがたくさん高まっています。このことにしっかりと取り組むことが少子高齢化対策にもなりますし、また若い世代を本町に呼び込んでくるという、そういうふうな大きな役目も果たすことになると思いますので、以下質問をいたします。

保育環境の待遇改善とあわせまして豊かな保育環境による矢巾型保育を目指すべきと考えることから以下質問をいたします。

1番、現在の待機児童の状況についてお知らせください。

2番、保育士の奨学金返済に対しての支援ができないか伺います。

3番、保育士に対して、月々1人1万円の助成ができないかについて伺います。

4番、保育士への住居手当に取り組んではどうかについて伺います。

5番、保育士の研修や保育士間の交流がどのように図られているのかについて伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員の保育士の待遇改善についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、今年度は待機児童ゼロでスタートしておりますが、年度途中でも申し込みを毎月受けて調整しており、その結果、今月入所までの間に入所できた児童が60名おり、入所を希望している園には入所がかなわず園の空きを待っている児童が8名おります。年齢別ではゼロ歳児が6名、1歳児が2名となっております。

2点目についてですが、少子高齢化が進む中で本町においては、保育園の入所を希望するニーズがここ数年増加しており、保育園の受け入れ定員の拡大に努めてきたところでありま

す。医大の移転に伴い、保育ニーズの高まりは今後しばらく続くと見据えて保育士の確保については、重点的な取り組みが必要と考えております。そのため保育士職の奨学金返済の補助を含めて検討しております。

3点目についてですが、さまざまな状況下でさまざまな年代の保育士が働いていることに対する一律同額の補助は考えてはおりませんが、2点目の奨学金返済助成を含めた保育士確保の方策を進めてまいります。

4点目についてですが、住居手当についても一律の助成ではなく、特にも担い手となる若手の保育士の支援等国の制度を利用した宿舎借り上げ補助につきまして町内保育施設の意見を伺い、課題と効果を整理しながら検討しております。

5点目については、保育園で働く保育士、看護師、栄養士等で構成する矢巾町保育協議会及び紫波ブロック保育協議会があり、担当する児童の年齢別及び職種別に各専門家を講師に迎え、例えば乳幼児のアレルギーのことや発達障がいなど、必要な知識を獲得する研修会が開催されております。

次に、保育士間の交流については、矢巾町独自の取り組みとして毎月1回町内の公立、私立の全保育園及び認定こども園の園長先生が参加する園長会議を開催しており、園の行事や課題について情報交換や情報提供を行い、同時に交流を図っており、今後も内容を充実させ、保育の向上につなげるよう実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 現在待機児童が8名、そのうちゼロ歳児、1歳児ということで、やはりゼロ歳児、1歳児がニーズも高く、今の現状の課題であるということがわかりました。そこで新しく保育所が開設されましたけれども、その保育所の一つの定員まで満たさなかったという一つの原因に保育士の確保ができなかったということがありましたけれども、現状の状況を知る限りでお知らせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

新しい園ができたということで、当初はやっぱり軌道に乗せるまで、そしてまた春のいろいろ感染症等の対応もありましたので、なかなか受け入れをふやすことが、ゆっくりやってきた現状がありますが、現在4月以降、ゼロ歳児、1歳児を5名ふやして受け入れていただ

いておりますので、園側でもかなり努力していただいているなということはあります。ゼロ歳児、1歳児の定員のところまで受け入れはしていただいている現状はあります。

お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 当初はまず60名の定員でございましたけれども、現在の定員数はどうのようになっているかお知らせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

定員は60名です。ただ新しい園ですので、3歳児、4歳児、5歳児、やっぱりそのニーズは低いですので、そこに預けたいというところは低いですので、定員は変わりなく60名で同じでございます。

（「充足率」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 定員60名に対して34名の今入所している、9月1日現在、そのような状況です。ただ先ほども申し上げましたように、3歳児、4歳児、5歳児のところがやっぱり、そこに入りたいというニーズは低くてこの状況ということをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 順調に経過しているということだと思います。保育士が足りないとということで国もいろんな施策をとっております。質問でも出しましたけれども、宿舎借り上げ支援制度、これは国がやっておりまして、採用されてから5年目ということだったのすけれども、去年からはそれを10年に延長して、首都圏等では月8万2,000円を上限に支援をしております。盛岡市では、この7月30日に盛岡市で月5万5,000円を採用されてから5年以内の方々に支給するということを公表しております。本町も今取り組んでいるということでございますけれども、国の補助が2分の1、そして町営であれば、町が2分の1を出すわけですが、民間の保育園の場合は、国が2分の1、それから町が2分の1、そして各実施保育園が2分の1ということで100%の支援ではないのですけれども、ぜひこれに取り組めるように調整を今図っているということでございますけれども、ぜひこれを取り組んで、盛岡市とも

並んで同時発効ができるように進めていただきたいと思いますけれども、その考え方について再度お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）　矢巾町の保育園ニーズは高い状況がありまして、定員拡大をしていくためにも、やっぱり保育士の確保は大変重要なことだと思います。それで答弁にもありましたように、奨学金と宿舎借り上げ等あるいは家賃補助、住宅手当というふうな内容あるいは保育士の研修まさしく質問いただいた内容について保育士さんの確保のためにとても大事なことですので、いま園からもいろいろと状況を聞かせていただきながら分析して、このことのどれがもう少し効果的なのかということをもう少し町の園長の代表の方々とも協議しながら取り組むことができればなというところを協議を進めてまいりますことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問は。

　小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　町内の保育園の園長会議があって、保育士の中でも協議会はできていて交流があるという、勉強会もやっているということで、これは大変すばらしいことだと思います。これは本当に矢巾町が独自にやっていることで、これは保育の質を高めると同時に、やはり各保育園が孤立をしていないということが父兄の、父母の安心にもつながります。なかなかどの保育園を選ぼうかというときに、一番近いところが一番いいのでしょうかけれども、やはり保育の中身とか、そういうものについてやっぱり不安があつたりすると、なかなか選びにくいということがありますけれども、やっぱり全体で保育士を見守る、教育する、そしてそのレベルを上げていくという姿勢がすばらしいと思うので、これは引き続き続けていただきたいと思いますし、先ほども言ったように保育士確保の条件になると思います。

以前は、園長会議のほかにも月1回全町の保育士が集まって、いわゆる会議みたいな研修をやっていたと思われましたけれども、今そういうのは具体的には月1回とかというのはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）　お答えいたします。

園長会議には当課も参加しておりますが、ほかの協議会のほうの割合までは把握していないところですが、園長会議のほかに副園長会議、そしてまたそれぞれ担当の年齢に応じた保育の勉強会なども開催しているということは聞いておりますが、もう少し実態を把握しなが

ら町で何かできることがないかというところは伺いながらこれからも支援、ともに資質を高めていくような取り組みに努めてまいりますということをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 先ほどの山崎議員の冷房施設のことについて私も保育所のいわゆる環境改善のことについてお伺いをしたいと思うのですけれども、煙山保育園以外の冷房についてはどのようになっているかお知らせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

全数きっちり把握しておりませんので、やっぱり子どもたちのさらに小さい子どもさんですで、園長会議等で熱中症対策については話題に、こちらからも情報提供したりしておりますが、法人の努力によるところでありましたが、全数もう一度調査しまして、そのことは調査しながらいろいろ検討の一つとさせていただきますことをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 例えば民間の保育園が冷房をつけたいというときには、施設補助というものはどのようなものになるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 通告から少し外れてきているな、なるべく通告に忠実に質問するようにお願いします。

お答えできますか。菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 保育園の保育所等の整備につきましてさまざまなメニューがありますので、ただ今は防犯のこととか、時代に合わせたメニューになっておりますので、ただことしの夏のような暑さに対しまして新たなやっぱりそのところは注目していくところだと思いますので、確認しながら各園といろいろ協議できる場をつくっていきたいと思いますということをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目に移ります。2問目は、町営住宅の改修についてお伺いをいたします。

町営住宅の老朽化による改築計画は、本町の長年の重要課題であります。しかし、それまでの期間は改修を進めなければならないことから、以下についてお伺いをいたします。

1番目、町営住宅の全ての窓に網戸を設置できないか。

2番目、生活保護世帯への特別な支援として網戸や風呂を設置できないか。

3番、三堤住宅の換気扇が経年劣化して、なかなか使えていないところが多いというお話を聞きましたので、これへの対策について伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　町営住宅の改修についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、住宅の改修工事を実施する際など順次設置工事を行っており、三堤住宅や森が丘住宅など、全体の約7割が設置済みとなっております。今年度は風張住宅のうち7戸を改修工事にあわせて網戸の設置を行う予定となっておりますので、今後も改修工事などにあわせて順次設置してまいります。

2点目についてですが、生活保護費の中の住宅扶助の対象となっておりますので、県からの支援が可能となっておりますが、生活保護世帯の入居者の中には、制度を知らない入居者もいらっしゃると思われますので、関係部署と連携して周知をしてまいります。

3点目についてですが、三堤住宅に限らず経年劣化した換気扇が動作不良などで使用できなくなった場合には、随時交換、修繕を行っているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　まず初めに、風張住宅ですけれども、ことし改修の計画となっておりますが、網戸が7戸というのが、7戸以上ございますので、これはどういうことなのかということと、それからあそこだけがまずサッシの枠ではなく木枠になっておりますけれども、網戸をつけるためにはサッシが必要だと思いますが、そこら辺の改修はどうなっているかについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　お答えをいたします。

風張住宅は、今全部で18戸あるのですけれども、今年度は第1期工事といいますか、その形で7戸の工事を行います。木枠についてはサッシに直して網戸をつけるという計画にして

ございますので、あとは来年度残りを行うという予定をしてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 三堤、明堂、森が丘にまず網戸が設置されておりますけれども、特に三堤の場合には、南側の窓に2枚だけについております。したがいまして、住民からは風を通すためには南と北の2カ所がないと風が通らないという意見をいただいております。夜とか見てみると、北側の窓をあけてお休みになっている方がいっぱいいらっしゃいますので、やはり窓というものは風を通すために、蚊が入ってこないということもありますので、やはり昨今は蚊の発生も大変ございますので、2枚程度ではなく、やっぱり網戸は全部につけるべきではないかと考えますが、その考えについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

確かにおっしゃるとおり三堤住宅については1カ所ということになってございますけれども、昨今の先ほど以来要するに冷房とかというお話ありますので、これにつきましては、順次つけていくようにこれから進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 生活保護世帯については、扶助費の中に網戸とお風呂というものがまず認められておりまして、これは県が支援する制度になっているので、そのことを該当する方にはお知らせしていくということでございます。したがいまして、町営住宅の中で生活保護を受給されている方の網戸については、本町の単費でやる必要がまずないわけでございまして、そこをしっかりと区分をいたしまして、本町分をまず取り組むということが必要かと思います。そして、県が対応する分については、しっかりと県につないで県から出してもらうというふうな考えが必要かと思いますけれども、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

今まで、去年1軒がその支援を使って網戸を設置したという実績がございますので、残り、今18世帯が住宅に住んでございますので、そこは進めるように検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 毎回出る問題ですけれども、18をこちよこちよとやっていくのか、どういうふうな全体計画は、どうですか。

村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） 今18というのは、生活保護世帯の方のことですので、網戸の設置につきましては年度計画でやってございますので、今のお話は18の方の、今1人、去年やりましたので、残りの分について県と相談しながら進めていくということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 憲法で保障された憲法25条に基づいてます生活保護法がございますが、その中でさえ網戸が認められておりますので、町営住宅がその網戸を設置していないということは、健康で文化的な最低限度の生活に満たしていないということでございますので、私がこの質問をしてから約10年になりますけれども、ようやくちょっとずつ、ちょっとずつという感じで、なかなか遅々として進まないのが現状です。そのことについて今後一体何年ぐらいでこれをやり遂げるのか、その意見をお聞かせ、見通しについてお聞かせをいただきます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

いずれ今それぞれ、例えば学校、公民館、ましてや人が住んでおられる住宅については、もういろんな命にかかる危険な暑さと言われている、こういう時代でございますので、いずれ担当課には網戸を設置するのに、いわゆる特注品であればあれなのですが、その辺のところも含めて、いずれできる限りのことについては早く解決をして、小川文子議員にも余り迷惑をかけないように対応してまいりたいなど、こう考えております。

いずれ住んでいらっしゃる方々の立場をよく考えながらしっかり対応していきたいということで、予算との関係もありますが、このことについてもちょっと内部で精査をさせていただきて、できることであれば、速やかに対応させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 換気扇が経年劣化をして動いていない換気扇が多いということでございますが、これは順次改修していくということですけれども、これは予算措置がもう当然あるものですけれども、各自が動いていないということを町に通告すれば、その場でその年度のうちに直してもらえるということなのでしょうか、これについて最後質問しておきます。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） お答えをいたします。

この換気扇につきましては、その都度動作不良になったならば、町のほうに申し出いただければ、すぐ対応してございますので、今までも換気扇に限らずふぐあいがあった場合については、町のほうで修繕してございますので、もしそういう場合については、町の方に申し出願いたいと思います。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、ちょっと小出しの対応ではなく、一度実態調査をさせていただきます。そして、その中で網戸の設置とか、ましてや換気扇が機能していないというようなことになれば、これはとんでもない、または何かいわゆる二酸化炭素とか何かで中毒死したら、これはもう救いようのない話なので、これはもう担当課に話をして、まず網戸の未設置とか換気扇のふぐあいがどうなのか、実態調査をさせますので、そしてそのことを踏まえて速やかに対応するようにいたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） まさに今議長もその提案をしようと思っていましたが、他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、3問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、3問目に移ります。3問目は、子どもの医療費助成を18歳まで拡大できないかについてです。

子どもの医療費助成については、県では来年度から窓口支払いのない現物給付の方向で調整を図っております。高校卒業、18歳までの医療費助成の条件が整ったことから助成の拡大ができないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 子ども医療費助成18歳まで拡大についてのご質問にお答えいたしま

す。

本町は、子育て環境の充実という観点から、これまで義務教育期間に対する助成拡大を目指して取り組んでおり、昨年からは中学生まで助成対象を拡大して実施してきたところであります。高校卒業18歳までの医療費助成拡大につきましては、深刻な少子化の進行により、将来の深刻な人口減が危惧される中で子育て世代の直接的な経済支援は大変重要であると考えることから、国主導による医療費助成制度の実現と国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止について県等を通じて国へ働きかけながら中学生の医療費助成の実績と財政状況等を勘案し、前向きに取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 昨年度からまず中学校卒業まで医療費の助成が拡大になったわけでございますが、昨年度の中学生の医療費の助成の部分はどのくらいであったのか。そして、来年もし実施できるのであれば、高校卒業まで、18歳までの医療費助成のかかる経費はどれくらいと見積もっているかについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

昨年度の中学生までの助成でございますけれども、これは実際には4月から始めたわけですが、給付の分は10ヶ月というようなことになっておりますので、一応今わかっているところでは512万円程度が昨年はかかったというふうに考えております。

それから、高校生までということで、高校生といつても19歳の高校生も中にはいろいろな事情がになっているわけですけれども、そういったことはちょっと無視させていただきますが、18歳までということで3学年分ふえるといったことで、少し高校生であるとけがの度合いも違ってくる部分もあるとは思いますが、やはり中学生の500万円から700万円の間ぐらいでは納まるのではないかというふうに試算をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私は、今回高校生という言葉を使わないで18歳という言葉を使ったのですが、実際には町でもそのように考えていると思います。高校卒業、高校に行かない方

もおりまし、それから家にいらっしゃる方もいるので、あまねく18歳まで補助の対象にできるようにということを思いますけれども、そのことについてお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員）　浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼　仁君）　お答えいたします。

確かにその年代につきましては、いろいろな方がいることも承知しております。そこについては、他町村の事例もございますので、ちょっとそこは研究させていただきたいと思いますが、ただ就労している方については、ちょっとそこら辺については、考えから外れることになるのかなというふうなことは考えておりますが、何らかの事情で家にいる方とか、そういった方は含めた形になろうかと思います。あとは19歳の部分、高校生で19歳といった部分もどうしていくのかということも高校生であれば、やはりやらざるを得ないのではないかというふうなことは今考えているところではありますが、そこにつきましては、ちょっと制度を実施するかどうか、その段階でまた煮詰めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　就労しているということでございましたけれども、将来考えていただくことではありますが、15歳以上18歳ぐらいの受け取る賃金というものは大変低いものだということは想定できますので、むしろ助成の対象になるのではないかなど考えます。

あと町長がやはラヂ！で高校卒業まで医療費助成やりますということをおっしゃったようなのですが、町長さんはどういうお考えでそれをおっしゃったのかお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

このことについては、高校卒業までは医療費助成は、もう時代の要請だということでお話をさせていただいたのですが、いずれ私ここでしっかりとすることをお話しすればいいのですが、いずれ藤原梅昭議員、川村よし子議員、そして小川文子議員からも再三高校卒業までのこのことについては、いずれ本町がやはり切れ目のない子育て支援の一環として考えた場合、当然考えていかなければならぬことだと思いますが、ただ私時期が時期なので、次のことのお話をすると、何かその気になったのかと言われるのもちょっと困るので、まずそのところはいずれできるのであれば、そういう高校卒業までの医療費助成は前向きに考えていく

たいというところでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、質問の途中でありますけれども、区切りがありますので、ここで昼食のために休憩をとります。

きのうと同じように12時45分スタートしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時45分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、4問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、4番目は乗り合い型タクシーであるデマンドタクシーは、公共交通としての需要が高まっており、早期実現が求められることから以下お伺いをいたします。

1番目、デマンド交通の実施に向けて現在の取り組み状況を伺います。

2番目、試験運転開始はいつからか伺います。

3番目、1回当たりの乗車料金を伺います。

4番目、利用は登録制となるかどうかについて伺います。

5番目、町民への周知をどのように行う計画なのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） デマンドタクシーについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在はデマンド交通に係る運行業務を担う交通事業者を募集するため公募型プロポーザルを実施中であります。なお、運行業務者が決定した後は、デマンド交通に係る乗り合い交通事業者の許可の取得等への支援や運行管理システムの導入作業を進めてまいります。

2点目についてですが、交通事業者の準備を進めた上で来年1月の試験運行開始を目指して作業を進めてまいります。

3点目及び4点目についてですが、デマンド交通に係る利用料金は、1乗車500円を基本とし、登録は不要でどなたでも利用できる形態を考えております。

5点目についてですが、デマンド交通の運行計画が確定する11月をめどに広報及びパンフレット等の全戸配布に加え、町ホームページ掲載による周知を行います。加えて関係機関等への説明とともに、コミュニティとの協議を行い、その地域などにおいて必要と考えられる乗降場所、いわゆる乗りおりする場所を一緒に検討しながら地域の足としてご認識いただけるように進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） デマンドタクシーは、これが実現をいたしますと、これからの中高齢化社会にあっても、そしてまたいろいろな理由で車を乗れない、お持ちでない人にとっても大変な足となるということですばらしい政策だと考えておりまして、一日も早くこれを実現することをまず望むものでございます。

本町の大体の骨子が示されたわけですが、一つに、町民誰でも対象になると、登録制ではないと。そしてそれによれば、まず目的を限らないということだと思います。なので、そういう点ではどなたでも気軽に乗れるシステムであるということは、まずそれはそれとしていいことだと思います。

ただ、ただといいますか、それに加えてといいますか、車を持っていて、自分で自由に移動ができる方は、そこまでデマンドタクシーに頼る必要はないといいますか、使う必要はないということがございますので、これを本当に必要とする方は、いわゆる交通弱者であろうと思われます。であることからしまして、このデマンドタクシーは、誰でもが使えるものではあるけれども、交通弱者に対する目配りができている、そういうシステムにしなければ、真の役目を果たせないということがあろうかと思います。そこで私は、3点伺いたいと思います。

1つは、乗降、いわゆる停留所、乗降場所を決めるということで、その乗降場所に集まって、そして用が済んだら、その乗降場所でおろされて家まで帰ってくるというシステムでございます。これがやっぱり弱者にとっては大きな足かせになります。といいますのは、そもそも歩くのが大変、ひざが悪い、腰が悪いという人がこれを利用することがまず考えられるからです。もう一つは、買い物等で荷物を持って、タクシーからおりて自宅までその重い荷物を運んで歩かなければならぬということでございます。

もう一つは、季節柄冬期は雪も降るし、寒いところで待っていなければならぬ。これに

病気の人等が、病弱な人あるいはいろんな病気を抱えていらっしゃる人が、その乗降場所で待っていなければならぬという現実、そして中には、やはり妊婦さんもいらっしゃいますし、小さなお子様を抱えた方もいらっしゃいます。そういう方がそこで待っていて、そしてまた自宅まで歩いてこなければならぬという現実、これらを考えますと、この停留所を設けるという方法は、弱者への対策としてはハードルが高い。

そして、私どもも総務常任委員会で数カ所見学をしてまいりましたけれども、いわゆる町村というレベルでは、大体が戸口から戸口へでした。山梨県の甲府市というような、いわゆる首都圏では停留所を設けておりました。確かに大きな市になりますと、個々の家を回るというのには不可能かと思いますけれども、本町のような小さな町で、そしてコンパクトな町であれば、あえて停留所を選ばなくとも可能ではないかと考えます。

また、自治体のコミュニティと相談して、その停留所を決めるということでございますけれども、まず誰が利用するかわからない状況の中で停留所を決めるというのは、まずちょっと大変な作業だと思われます。町なかであれば、停留所はすぐそばですけれども、周辺ではかなり停留所が遠くにあります。そうなると、停留所だけでは間に合わなくて、誰々さんのお宅とか、あるいはあそこら辺とかという形で何カ所か設定しなければならないと思いますけれども、そうすることによって近くなる人もいれば、停留所が遠くなる人いる、そういう実態がある中で、それをコミュニティに決めろというのも、これ大変な至難のわざではないかと思われます。したがいまして、せっかくのいい制度をやるのに、戸口から戸口ではなく停留所を設けるという考え方方が私はこのデマンドタクシーの魅力を半分以下にしていると考えます。そのことについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　お答えいたします。

議員がおっしゃることもごもっともだと我々も感じております。先般もお示ししましたし、失礼しました。昨日の赤丸議員への答弁の中にもありましたように、今現在お示ししたケースで想定される事業費というものを考えた際に、それがどうなってくるのかという見込みが立たない中で、いわゆるドアツードアというスタイルについて、非常に我々も最初からパンクするのではないかという懸念も少々ありますし、そういったところからスタートするのではなく、停留所というスタイルで進めさせていただいた上で、やはりそういった需要が大変高いということであれば、この試行の段階の途中でも結構だと思うのですけれども、ドアツードアについても検討を加えて、しかもどうやらその動きというものを見ていって支出がど

のぐらいかかりそうなのかということのめども見ていきながらの実施、徐々によりよく、できれば効率的に使っていける、そのバランスのとれた線を探っていくというふうな考え方をとっておるものですから、今回はこの停留所というスタイルで提案させていただいているところでございます。

それから、停留所の数については、システム的にはかなりの数を登録できることになっていますので、一つの行政区に100個とかということはないにせよ、かなり近いところまでは網羅できるものだろうなと考えておりますし、それからいわゆる本当の弱者の方の把握というのも、やはり地元にお願いするのが一番よくわかっていらっしゃるというところの中で一定の数の範囲内ではお願いしますというふうなつもりでございますけれども、その辺は逆に我々は地元の方々の考え方なり、見解というものを信じておりますので、そういった中でバランスのとれたところが選定されるように我々としても動きますし、そういったようにお願いするつもりでございます。ご理解願います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 停留所というシステムでやって、それがやっぱり問題だというときに、ドアツードアになったときに、そのシステムにかかった料金というのが無駄になるのではないかと一つは思います。

あと地域であれば、弱者がわかるかと言いますが、そう簡単にわかるものではないです。しかも、その弱者というのは常に変わります。ある人が弱者であれば、病院に入ると、もう家にいないこともありますし、それからその弱者の方が必ずしもデマンドを使うとも限らない。そういうずっと普遍的なものではないということです。常に状況は変化していく、それに町内会が対応できるかどうかということがございます。その点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） まず1点目のシステム、無駄になるのではということですが、無駄にはなりません。結局停留所も変化させられるような、それに対応できるようなシステムですので、仮にドアツードアになる場合は、結局、いわゆる停留所に当たるところを申し込みのあった方々のところに設定するとか、ドアツードアといつても完全に全ての世帯をそういうふうに設定するというふうなことでもないと思っていますので、そうなってきますと、ある程度の事前登録とかというふうな形をとりつつ、それは停留所のかわりにそれを使うと

いうふうな格好でもっていけると思いますので、システムへの投資は無駄にならないものと思っております。

それから、弱者、地元でも把握しきれないのではというところは、実態として確かにそういったところはあると思いますし、普遍的なものでもないというか、固定的なものでもないということも確かにそのとおりかと思いますが、その辺はやはり動かしながらいろいろベストなところを探っていきたいなというふうに考えているところでございます。まずはこれで進めさせていただきたいなと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） やりながらということでございますが、まず冬期、1月から始まるということは、もう雪が降って、氷の中でまず待っていなければならぬということから始まりますので、その中でしっかりと検証していただいてつなげていただきたいと考えるもので

す。それでは次に、料金なのですけれども、本町の場合は、大体初乗りが550円とか、580円とかという状況の中で、その500円という設定がほとんどまず一般のタクシーと変わらない料金でスタートしたということで、いわゆる交通弱者対策としては高過ぎるということでございます。今まで視察した中では、大体200円、300円という状況でございました。そして子どもは100円とか、障がい者は150円とか、半額とか3分の1とか、そういうふうな状況で設定をされておりまして、500円というような高額なところはなかつたのでございます。

本町みたいに距離がある意味、10キロも20キロも遠いわけではないので、そこまで高く設定する必要はないのではないかと考えるのですが、もう少し幾ら試験といったって500円を2回使えば1,000円になりますから、そうすれば近場の人であれば、あえて予約をして停留所まで行かなければならぬことになれば、あと50円足せば、自分でタクシー頼んで行けるということがありますから、余りにもそう違わないような設定から始めるのはデマンドの魅力をさらに半減させるものだと考えますが、そのことについて伺います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 500円、高いのではというふうなご質問でございます。タクシー初乗りに近いというのは確かにそのとおりなのですけれども、タクシーはあくまで初乗りですので、2キロ以内の話なので、それ以後どんどん加算されていきます。この500円というのは、どこまで載ってもといいますか、距離にかかわらず1乗車500円という設定でございま

すので、特に今まで交通的に不便だった、特に中心部から離れているような場所については、十分メリットがある、タクシーに比較しても十分メリットがあるし、1時間に1本、半日に2本ぐらいしかないようなバス路線の方々にとっても十分に利用する価値があるものになるというふうに考えてございます。

それから、小学生云々につきましても、通常はどうやら半額という設定になっているようでございますけれども、今回300円とさせていただきましたのは、500円の半額ですと250円なのですが、50円の端数というのが現場的にいろいろ難しいものですから、最初は300円という設定をさせていただこうかなということで今回の案としたものでございます。ご理解願います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） これも町民の声をしっかりと聞いて、その時点でまず改善を求めるものでございますが、次に時間も出ましたけれども、やはり今回のデマンドタクシーが可能になりますと、例えばスクールバスとしての利用が可能になるわけです。そして、大体冬場だと遠いところは親御さんが出勤の前に送っていくというのがまず普通だと思います。そういうときにあって、親がたまたま送れないというときに、これがまず利用可能であるということを想定いたしますと、やっぱり昨日の赤丸議員のように私も8時ではなく7時半を第1便とするべきと考えます。どれほどスクールバスを使うかということは、そんなにはないかとは思いますけれども、余地を残しておくということがまずあれで大事なことだと思いますので、その点についても再度お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） いわゆる運行ダイヤの件ですが、とりあえずは1日当たり4便という形の中で、外向きと内向き、それぞれ4便ずつということで開始しようということで、タクシー事業者といろいろ協議した結果として、これなら対応できるだろうと、時間も含めてということでこれを原案とさせていただいております。こちらのほうも実際運行してみると実際そういった需要がどれだけあるのかというのがわからないというところもあります。なので、それともう一点は、朝の早目の時間帯というのは、タクシー事業者的には、対応が難しいらしいです。いわばお客様が多いということもあって、デマンドの側でとられるというふうな形がタクシー事業者的には厳しいらしいです。それはちょっと遠慮願いたいというふうな協議があってスタート8時にしたというふうに私も聞いております。そうは

言いましても、需要が確かにあってということになってくれれば、いろいろ協議は可能になってくると思いますので、試行段階の中でいろいろ需要を踏まえて開始、スタート時間のほうも調整になってくれれば対応可能と思いますので、その点は今後検討させていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今回の試験運行によって、まだ変わる余地があるということでございますので、しっかりと検証して変わってほしいとは思うのですけれども、あらかじめデマンドの魅力というものが十分生かされるようなシステムでまずスタートすることが大事だらうと考えるものです。予算がそれだけの予算をとっていないので、パンクするかもしれないというようなお話をございましたが、補正というのが今通年議会ですので、足りなければ2月でも3月でも補正はとれるのです。ですので、そこは議会は柔軟に今対応しておりますので、1,000万円で上げなければならぬということで、この企画が非常に限定的、そして魅力が生かされないようなシステムから出発しても、町民の関心もちょっと呼ばないのではないかと思うのです。なので、町民の喜ぶ顔が見たいと、そういうふうな立場に立って、1,000万円で上げなくてもいいと、2,000万円か3,000万円を考えるというのでスタートしたらどうでしょうか。

私どもも福島県の旧安達郡は矢巾町と同じような人口で、そしてやっておりましたけれども、ここは週3日ですので、毎日ではなかったのですけれども、大体四、五千万円でやっておりました。ですので、大体デマンドを1,000万円でやるというのは、若干無理があるかと思われます。なので、それぐらいの覚悟がデマンドをやる場合には必要だということをやっぱり頭に入れながらやっていただきたいと思いますが、それについてお考えを伺います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 大きなお金がかかる政策であろうということは、もう我々も非常に最初から覚悟の上で。それで、従来さわやか号という形の中で公共交通事業を展開してきたところですが、そういったところについて、もう時代的にそういった考え方ではなくと、新たな考え方でということで公共交通会議等も行い、そういった計画の中から提案されておりましたデマンド交通の導入についても検討してまいりました。条件は全然違うので、一概に比較はできないのですが、重石町の5,000万円かけているという実態もわかっておりま

こういった今回ミニマムスタートといいますか、小さいところから始めさせていただきながら、今後やはりそういった需要がどんどんふえてきたというふうになって、時代もそれを要請しているとなれば、今後一千何百万円ではなく、3,000万円とかもっとというふうな状況になると思いますが、まずは始めていった段階でできるだけバランスのとれるところで事業を開拓してまいりたいと思っておりますので、その点についてもご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

次に、13番、川村よし子議員。

1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。介護保険制度についてお伺いします。

介護保険法の第1条において、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となり、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練並びに介護及び国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とすると載っております。2000年4月から実施され、基本的目的は変化がありませんが、保険料等の改定されるたびに国民負担が大きくなっています。以下4点についてお伺いいたします。

1点目、高齢障がい者への介護保険優先についての状況はどう変化していると考えのかお伺いします。

2点目、第7期介護保険事業計画の策定後、介護保険料が高く、年金が少なくなっている、生活していくのが大変、介護が必要になったとき、どのくらいお金がかかるのか心配などの声を聞きます。収入の少ない高齢者の保険料の見直しはできないかお伺いします。

3点目、第1期計画と比較し、保険料基準額が第7期では2倍以上となっており、支払えない高齢者も年々ふえていることをどうお考えでしょうかお伺いします。

4点目、介護労働者の労働条件改善や地元定着については、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の介護保険制度についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、制度改正により、訪問介護、通所介護、療養通所介護、短期入所生活介護及び小規模多機能型生活介護を同一の事業所で介護保険と障がい福祉サービスを一体的に提供する共生型サービスが創設されたところであります、地域共生社会の実現に向け、要介護、要支援認定者と高齢障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせる仕組みとしてサービス選択肢の幅がふえ、よい方向に改善されたものと捉えております。

2点目についてですが、本町におきましては、今後とも介護保険給付費及び要介護、要支援認定者数は増加傾向で推移する見込みであり、第7期介護保険事業計画において月額6,500円に設定したところであります。収入の少ない被保険者につきましては、介護保険料の第一段階の軽減を引き続き継続するとともに、9段階だった基準保険料を10段階に改正し、低所得者に配慮した制度運用したことから、保険料の見直しを考えておらないところであります。

3点目についてですが、本町の介護保険収納率は、過去数年99.2%で推移し、昨年度は99.3%と高い現状にあることから、保険料を支払えない被保険者がふえている状況にないと考えております。

4点目についてですが、全国的に介護労働者の確保が課題となっておりますが、介護の受け皿の充実に向けた国の施策の動向を注視しつつ、県が実施する介護福祉と就学資金貸し付け事業など、既存の新制度の利活用を図るなど介護労働者の地元定着を推進するとともに、労働条件の改善に向けて国や県への要望を継続して行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 再質問、順次何点か質問させていただきます。

まず1点目は、共生型サービスが創設され、よりよい方向に改善されたものと捉えている答弁でしたが、利用料金についてはどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

障がいの方方が65歳以上になることによって介護保険のサービスも利用できるということになるわけでございますけれども、従前の障がい者福祉サービス、介護保険サービス、それ

ぞれ利用者負担がルールが決まっておりますけれども、利用者の方の立場におかれましては、障がい者のほうが利用料が安いというのは、ご案内のとおりでございますけれども、そのような意味でも料金だけではなく、サービスの内容も含めて選択できる状況となっておりますので、利用料金が安いほうを選ばれるということで障がい者のサービスを継続利用される方もいますし、そのような取捨選択という状況となってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 障がい者のサービスと介護保険のサービスと比較すれば、料金は高いけれども、介護保険のサービスのほうが質がいいというような、そういうことですか。それは選ぶのは障がい者の本人なのですけれども、介護保険ではことしの4月から1時間当たりの利用サービスになって、サービス時間を少なくすれば料金が少なくするとか、そういうこともできるようになりましたけれども、そういう点、ちょっと細かく教えていただきたい。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

介護保険サービスのほうが質がいいとか、そういったことではございませんので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。いずれ昨年度の9月議会の際に、川村議員からご質問がありまして、障がい者のサービスと介護保険サービスと、より利用者の方にとってどちらが選択した際、よりよいものとなるかについて、障がい者の担当課である福祉・子ども課と子ども健康長寿課で情報共有をしながら特に65歳を迎える方については、そういう部分での共有連携を行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 他の市町村では、強制的に介護保険にしているけれども、矢巾町では担当課との連携と、それから利用の本人と相談しながらやっていくということで、本当にメリットがあるというか、そういうふうな考え方でよろしいでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

他の市町村において強制的に介護保険サービスをということは、それは聞いておりませんけれども、やはり福祉に携わる行政の立場としましては、本町はもとより他市町村においても、やはり利用者の意向が一番だと思いますので、そこら辺は本人の選択をゆがめることのないよう強制することはないものというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点目の答弁で最終的には、これを継続していただきたいと思います。

2点目になります。厚生労働省は、7月25日介護保険事務調査の結果を公表しました。2016年の1年間で介護保険料の滞納による差し押さえ処分を受けた65歳以上の人人が全国で1万6,161人に上るという調査が公表されました。2013年度以降最多となっております。2016年度に滞納処分を受けた市町村は543市町村で32.2%、その中で岩手県社会保障協議会が発行しているニュースでは、岩手県では33市町村のうち滞納処分を実施した市町村は11市町村で33.3%で差し押さえ処分を受けた人は123人という公表です。最多は、花巻市55人、宮古市23人、北上市13人、市町では矢巾町が12人との順です。市町村で名前が記載されているのは当町だけですが、その点をお伺いします。どういうわけでこの12人の方が滞納処分されて、どういう状況なのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいまの質問にお答えいたします。

介護保険のみ注目すると、そういう形になりますけれども、本町の場合ですと、本町の滞納している方の状況を見ますと、介護保険料ばかりではなくて国民健康保険税、町、県民税、固定資産税等、そういった複合的な部分があつて滞納されているという方が見られるのが特徴であるというふうに考えておりますし、介護保険料のみをとつて滞納処分をしたというのではなく、ほかの税目も含めた形で滞納処分をさせていただいているといった状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 収納率は99.3%という答弁でした。しかし、この99.3%は税務課

の職員の汗水流した努力の結果だと思います。それは評価しますけれども、こういうふうに差し押さえ、滞納処分されたという方が矢巾では多いということが私はすごく悲しい思いをしましたけれども、その中で今税務課課長が答弁されましたけれども、国保税とか、後期高齢者とか、ほかの部分の滞納で処分しているということなのですけれども、特に介護が必要になって働けなくなった方、そして後期高齢者で本当にもう施設に入っている方いると思います。そういう12人の方というのはどういう人なのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） その12名というのは、ちょっと私のほうでもまだ資料として把握してございませんので、内容を精査した上で、どういう状況なのかお答えしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 調べればわかるということですか、今はわからないということですか。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 今はわかりません。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これはどこのところでフォローされているのかお伺いしますけれども、差し押さえや給付制限は、市町村の判断で行われる介護保険法ですが、市町村の判断基準や処分を受けた高齢者がどのような生活を送っているのか、そういうフォローはどうなっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 客体数がわからないということだからわからないのではないか。だから、それも含めて答えますか、後で。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 給付制限はまた別の話です。

○議長（廣田光男議員） そうですか、それではそれを切り離して話してください。

それでは、村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

給付制限は、今まで平成12年度に介護保険制度がスタートしたわけでございますけれども、今までのところ給付制限を行った事例はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 給付制限はしていないということですので、そこの点は安心しました。

滞納に対する処分は、差し押さえ処分のほかに給付制限が全国では1万3,000人の方にしているということで、滞納期間が1年を超えると利用料を一旦10割負担という全額を払い戻しさせるということと、それからこういう全額を払った人に後で償還払いをしている。それから、原則1割の利用料を3割利用料に引き上げ、高額サービス費と停止しているとか、給付の減額など、全国で1万715人、岩手県では74人がいるそうです。矢巾町では、その74人に入った方はいないということなのですか。

○議長（廣田光男議員） 給付制限ないと言わなかったか。だから、何回も同じことを聞かないで。給付制限している方はいないということです。

他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この介護保険制度、2025年には団塊の世代が75歳になるときには、もっともっと介護保険料値上げ、そして利用料も値上げされる予測ですけれども、このことについて今の高齢者の実態とか含めて担当課としてはどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

2025年問題につきましては、全国的にもうシミュレーションがなされているわけで、そのまま確かに川村議員おっしゃるとおり、このままで介護保険料も利用料もふえていく一方になってしまふわけでございますけれども、そうならないようにするために国におきましても介護予防事業の強化ということをうたっておりまして、要は要介護認定を受けてサービスを利用、必要な方は利用されるわけでございますけれども、要介護認定率という、要するに65歳以上の方みんな認定を受けるわけではないのですが、その認定率が低い市町村というのは、やはり介護予防事業がくまなく町民の方々に周知徹底されているようなところなので、本町におきましても介護給付費の抑制に向けて介護予防にはより一層強化をしていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 介護予防に力を注いでいただきたいと思います。私の希望では、介護予防は小さいうちからということで、やっぱり小学生とか、それから成人の方でも含めてやるべきだと思いますけれども、その点も含めて今町内を見ていますと、40代、50代、介護保険料を納め始めたころから始めている方もいるのですけれども、その点はどのように考えておりますか。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

若年層のうちからの介護予防に対する理解を深めるということは非常に重要なことだと思っておりますので、町といたしましては全戸配布をさせていただきながら健康チャレンジ事業を今募集をかけておるところでございまして、まだ定員が半分ぐらいの状況でございますので、やはり健康寿命の延伸というのは、もう国民的な課題でございまして、やはりそれはもう誰しもわかるところでございまして、身近に運動習慣をつけながら楽しみながら健康になるという事業でございますので、今後ともそういった保健、医療、福祉関係の連携のもと健康づくりと介護予防と一体的に進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） それでは、次の質問に入ります。家族などの介護や介護のために仕事をやめた介護離職者が年間9万9,100人と総務省の2017年就業構造基本調査から7月の月中旬に公表されましたけれども、矢巾町の私の知り合いで50代の家族の介護のために離職した男性がおります。そういう方を知っているのですけれども、矢巾町ではどのくらいの離職者がいるのでしょうか、離職率でもいいです、お知らせください。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

介護離職者の数とか率とかという部分につきましては、私どもといたしましては、町、そして地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護支援事業所、さまざま相談機関があるわけでございますが、特に介護離職をして相談というようなカウントの仕方はとっておらない状況でございますので、数としては個別のケースに応じながら対応しておる状況で、数で介護離職者何名というような捉え方、非常に難しい状況でございますので、抑えておらないところをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 介護保険法は国の制度で、矢巾町としては介護保険料を決める、利用料を決める、そういうところがあるのですけれども、国の給付費に対して国の割合が25%ですか、そのところをやはりもっとふやすべきだと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

通常の福祉事業であれば、基準額に対して国が2分の1、都道府県と市町村が4分の1というふうな形で老人福祉事業は、ほかの児童福祉もそうなのですが、そのような形なわけでございますけれども、介護保険事業につきましては、制度発足、平成12年当時からもうスタート前からこれはもう介護の問題というのは、社会の問題、家族が介護するのではなくて社会全体で支えなければならないという大きな考え方でスタートしておりますので、保険事業の運営につきましては、利用者負担金を除く給付費の2分の1が公、つまり国と都道府県と市町村ということで、国は2分の1ではなく4分の1、25%ですし、都道府県、市町村は12.5%、残りは1号、2号の被保険者の皆様のご負担ということになっております。

実際この介護保険事業の運営におきましては、国は25%ということにはなっておりませんけれども、25%のうちの20%は国の給付、残りの5%は調整交付金ということで高齢化率とか、さまざまな諸事情を考えて、市町村に対して傾斜配分をすると。つまりどういうことかというと、矢巾の場合は県内におきまして滝沢市に次いで高齢化率が低いこともありますし、そういう観点から丸々来ないということで国の負担が25%丸々来ているわけではない状況でございます。

先ほど川村議員から国の負担がということでお話があったわけですが、制度の根幹にかかる部分でございますので、踏み込んだ回答、コメントはできないわけでございますけれども、やはり市町村としましては、よりやっぱり国の負担が充実すれば、それは利用者の皆さんの幸福等にもつながることだと思いますので、そのようなふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先月8月から介護保険料の収入に応じて2割負担から3割負担になった方々もいらっしゃると思います。昨年の通常国会で強行して介護保険法改正に基づくものです。今まで2割負担だった一定額以上の所得、例えばひとり暮らしの方で年収200万円以上の方は、その該当になるのですけれども、矢巾町内では答弁等にもありました、収入が多い、安定している保険料の収納率はいいということなのですけれども、このひとり暮らしの3割負担、そういう方をどのように考えていらっしゃるでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

この利用者負担が平成30年8月1日から新たに3割負担が導入されて、これはもう全国的な制度の運用でございますので、やっぱり利用料割合については少ないほうがいいわけでございますけれども、これにつきましては、矢巾町独自にそこを利用料3割をというところは非常に難しい状況でございますので、制度の運用に当たっては、懇切丁寧に住民の方々にもご説明申し上げながら対応しているところでございます。

なお、町におきましては、7月の下旬にそういった3割負担の方はもちろんですけれども、例えば昨年1割負担だった方が2割になった、3割になったという方もいらっしゃいますので、職員が訪問しながらご説明しながらご理解をいただくよう対応したところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1割から2割、2割から3割になった方がいるということなのですけれども、そういうことでサービスを減らした方もいると思いますけれども、私はまだそのサービスを減らしたという方は聞いていないのですけれども、そういう方、もし町に少し安くしてほしい、減免制度があったらいいなとか、そういうことがあったらどうしますかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

減免制度につきましては、介護保険に限らずさまざま税においてもあるわけでございますけれども、この3割負担の趣旨は、高収入、高所得の方には応分のご負担をいただくという制度になってございます。一方、減免につきましては、例えば失業されて昨年と同じような収入が得られないとか、あるいは災害に遭われて、例えば住居もままならないとか、そういう

った特殊な事情によるものなので、減免というのはまた違った観点からの判断になりますことをご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） やはり3割負担の方は収入が多い方ですけれども、入院を繰り返しているとか、介護期間が長かったりして、ずっと蓄えた資金がなくなったとか、それから年金が少なく、介護利用料が多くなったとか、そういう理由であると思いますけれども、1割から2割になった方のそういう申し出に対しては、やはり減免制度をつくるべきだと思いますが、そういう点は考えていないのでしょうか。私は、制度をやはりつくるべきだと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

減免制度の前に、介護保険制度におきましては、高額介護サービス費というものがありますので、医療費もそうなのですけれども、月の利用料がある一定額を超えた場合は、その分は償還払いとなる制度もありますので、むやみにどんとならないような、そういうふうな制度設計になっておりますことをお答えといたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 制度をつくるかと聞いている、どうだ。

村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） 現在あります高額介護サービス費等の制度の中で運用してまいりたいと思いますので、改めて減免を創設するといった考えは現在のところ持ち合わせておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） そのように答えればいいのですよ。

再質問ありますか。

はい。

○13番（川村よし子議員） 高額サービスの料金も改定されるたびに高く設定されるようになって、個人の負担が多くなってきています。そういう状況でやっぱり減免制度をつくるべきだと思います。そこは町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず川村よし子議員、この介護保険制度で、やはり加齢に伴っての障がい者、高齢者の皆さん方、いろんな制度の仕組みの中でいろんな給付を受けておるわけでございますが、やはりこの負担と給付は切り離して考えることができないわけです。これはもう皆さん方から保険料としてお納めしていただく、もうそういった中でこの負担と給付ということは、これはもう常に国民健康保険制度でも、後期高齢者の保険制度でも全部そういうことなのです。ただ今減額措置のお話があったのですが、今後私どもとしては、今まで低所得者対策、村松健康長寿課長からもお答えをさせていただいているのですが、もうそういうふうなことにも、それから何よりも矢巾町は給付制限をやっておらないのです。よそではそういったことがあると、だから国保税であれば資格証明とか、また介護であれば給付制限、そういうふうなことはやっておらない。

ただその中で今後の介護保険制度の仕組みの中でやはり保険料の減額措置を考えなければならないときが来ましたら、このことについては機動的に対応できるような体制を整えていきたいと思います。だから今のところは、まず給付制限だけは絶対やってはならないという上で制度の維持を図っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） はい、許します。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 先ほどの介護保険料の滞納処分の状況について、恐らく12名というお話をありましたけれども、ちょっとその辺と中身がかみ合わないかもしれませんけれども、平成29年度の介護保険料の滞納処分の状況ということでご説明申し上げたいと思います。

滞納処分につきましては、差し押さえをそれぞれ、預貯金の差し押さえを8件やってござりますし、あとは国税還付金の部分、あとは年金の部分、これは合計、件数になりますけれども、これは人ではなくて件数になりますけれども、合計差し押さえ件数で14件、そのうち換価できたのが6件ということになってございます。この方々の部分につきましては、納められなくて納めないとということではなくて、納める部分の十分所得はあるにもかかわらず介護保険制度そのものについてよく理解をしていただいている部分とか等もありまして、納めていただいている方が多いのかなというふうに窓口対応等を見て感じているところでございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 関連ですね、はい。

○13番（川村よし子議員） 税務課の課長、調べていただきありがとうございます。ですがれども、ちょっとお伺いしますけれども、介護保険料は年金から天引きの制度になっておりますので、介護保険料を支払えなかつたと、預貯金とか、国税還付金とか、年金とか差し押さえされているということなのですけれども、その年金が18万円以下の方だと思いますけれども、家賃収入とか何かの役員とか、そういう方かもしれません。ですので、やっぱりきっと今後調査して、どうしてあれなのかというところを予測でなくて調査する必要があるのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 最後の質問とします。

佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 基本窓口に来ていただきて相談を受けた中で、こちらとしては、例えばその方が生活に困っているのであれば、分納の制約ということで扱わせていただいておりますし、そこは本人には催告なり、督促なり、通知が行った上でこちらでもなるべく交渉できるような形を踏んだ中での窓口に来ていただきのそういうご相談ということにつなげていきたいと思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 2問目、国民健康保険税の引き下げについてお伺いします。

4月から市町村と都道府県が共同で運営制度となりましたが、新制度になつても国保税の額を決め、住民から税を集めることは引き続き市町村の仕事になっています。県には、国保の財政管理を与え、市町村の国保税の算定式や集め方、医療給付費の水準について指導、意見を言う権限が与えられました。具体的には、給付金、標準保険税率、国保運営方針、保険者努力支援制度等の仕組みが導入されましたが、以下4点お伺いします。

1点目、過去10年間の国保税滞納状況はどう変化しておりますか。

2点目、厚生労働省では、時限措置として保険税の激変緩和対策措置を開始しましたが、町の状況はどうでしょうか。

3点目、国保に加入している子育て世帯やひとり親世帯、収入が生活保護基準前後の境界層世帯、貧困世帯にとって国保税の納付が大きな負担となっていることをどうお考えでしょうか。

4点目、前項で掲げた国保加入者の負担を軽減するため、一般会計からの法定外繰り入れを開始し、国保税の引き下げを行うべきと考えますが、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 国民健康保険税の引き下げについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、平成20年度現年課税分の滞納額は1,614万6,192円、滞納件数は1,765件、平成29年度は840万3,705円、958件となっており、過去10年間で滞納額、滞納件数とともに年々減少し、10年前と比較して滞納額、件数ともほぼ半減の状況となっております。また、現年課税分と滞納繰越分を含めた累積の滞納総額は、平成21年3月末現在で6,984万1,949円、平成30年3月末現在で3,807万4,856円と大きく減少をしております。

2点目についてですが、今年度から平成35年度までの6年間について、医療費や被保険者の所得が高いことにより、保険税の急激な増額を要する市町村に公費が投入されることとなっており、今年度は県内8市町が該当し、本町は7,069万1,544円の支援を受けております。

3点目についてですが、国民健康保険では低所得世帯の保険税軽減措置として世帯の所得状況に応じ均等割額と平等割額の軽減を実施しており、今年度も該当基準を拡大し、低所得世帯に配慮をしております。

なお、子育て世帯については、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減以外にも医療費助成や保育料軽減など福祉全般として支援を実施しているところであります。

4点目についてですが、国民健康保険に一般会計からの法定外繰り入れを実施することは、他保険の加入者や町民全体にその負担を課すこととなり、税負担における公平性を欠くことになるので、法定外繰り入れは考えておりませんが、今後も激変緩和措置の期間延長を国に要望し、これまでの健全運営で積み上げた財政調整基金と財政調整交付金や保険者努力支援制度等の公費を活用し、健全な運営に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点か質問ありますが、順次させていただきます。

まず1点目は、国保税は10年前と比較し、滞納額、件数ともほぼ半減となっていると答弁されておりますが、これは税務課職員の努力のたまものだと思っております。そして収納率向上にも貢献していると思いますが、10年前と比較して滞納額も減っているのですけれども、その件数の中で収入が少ない方たちが7割、5割、3割減免があると思うのですけれども、どういう状況なのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） どういう状態って、もう少し詳しく。

○13番（川村よし子議員） 7割、5割、3割の激変緩和措置とかいろいろ、激変緩和措置は30年度から始まったのですけれども、その減免をしているところの辺なのか、それともそれより上の収入、所得がある方なのかどうか、そこら辺をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 滞納している方と軽減がかかっている方のちょっとそことの相関関係については今手元に資料ございませんけれども、軽減されている方の状況をちょっと述べさせていただきますと、軽減件数からしますと、保険者数が5,190人、30年度の課税分でいいますと5,190人の被保険者数があるうち、軽減は大体その半分の2,500件ほど軽減がかかっております。滞納している方も一部は軽減がかかっていると思われる方もいらっしゃいますし、そうでない方もいらっしゃるのかなというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっと私の、この方は、まだ後期高齢者になっていない女性の方なのですけれども、年金が月7万円の女性のひとり暮らしの方ですけれども、親戚が亡くなつたけれども、お悔やみの立場ができないということで大変だという方がいらっしゃいます。幾ら早寝早起きして節電して生活を切り詰めても自治会費やお祭り、そして社会福祉協議会の出費とか、そういうのがかさむということで本当に国保税を支払うのも大変だという、100円、200円、そういうことも大変だという、そういう訴えです。その反面に矢巾町は収入の多い国保税を納めている方もいると思うのですけれども、そういう点と比較しまして、やはりこういう方たちに何らかの措置というか、国でも激変緩和措置という制度を設けたことは、大変だということを認めてやっているわけで、答弁にもありましたし、矢巾町でもこの激変緩和措置を6年だけでなくもっと延ばすようにするということなのですけれども、そういう大変な人たちのための今後の取り組みということをどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず今ちょっとお聞きして、保険料とか保険税とか納めるのに非常に大変な後期高齢者の前の段階だということですが、私にすれば、そういうことであれば、福祉・子ども課に大変失礼な言い方ではございますが、生活保護の申請をして、やはり私どもとすれば、そういう

った本当に今お聞きすると、そういう厳しい現実なのであれば、そういう仕組みもありますので、ぜひそういうふうなことは福祉・子ども課の窓口においてになっていただいて相談していただければ、例えば今お聞きしていると、恐らく保険税を払わなければならないということは生活保護を受けていらっしゃらないと思うのです。生活保護を受けていただければ、そういったものも免除になるわけです。だから川村よし子議員、そういうことについては、何かあったら私たちにすぐご相談していただきたい。

それから、この激変緩和措置というのは、矢巾町を含めて今県内で先ほど答弁の中でもお答えしたとおり、公費を投入していただいているのです。そのときに、よその国費とか県費とか、そういったものを投入していただいているときに、国保税を減税するというのは、これは大変なことなのです。だから、そのところは激変緩和措置、そういった6年間、皆さん方から公費としてご援助をいただくということは、減税に結びつけることはできないと。

ただ私、きょう川村よし子議員の質問でここはすばらしい質問だったなど、保険者努力支援制度等の仕組みが導入されたと。これで今矢巾町は、そういった激変緩和措置の対象になっているにもかかわらず、いわゆる保険者としての努力支援制度、33市町村でナンバー1です。努力しているのです、保険者として。それも去年、去年もことしも、そして全国、今1,714自治体があるのですが、その中でも77番目です、いわゆる保険者としての努力支援制度。だから、川村よし子議員には国保税については、もう私ら保険者、今は県が保険者になったのですが、市町村の一自治体としてそういう努力をしているのだということをご理解いただきたいし、減税ということは、今のこの6年間ではできない状況下に置かれているということをご理解いただきたい。

そしてあとは、先ほどの介護保険料も国民健康保険税も低所得者対策に、先ほど税務課長がちょっと曖昧な答弁をしたのですが、7割、5割、2割と、これが全体の保険者、被保険者の中の何割を占めるかと、かなり大きい割合なのです。そういった取り組みもしているということをご理解していただいて、これまで矢巾町が保険者だったのですが、今度は岩手県が保険者、そういうこともよくわきまえながらご検討していただければなど、ご理解していただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町長から答弁をいただきましたけれども、収入の少ない方たちというか、7割、5割、2割が課長の答弁使いますと50%ぐらいの方々がその対象になってお

りますが、恒常的低所得者は、やっぱり国保の減免対象者と思います。矢巾町は、7割、5割、2割のほかには制度がありませんけれども、このことについてはどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） どうもこれ以上議論にならないのではないか、さっき町長さんは答弁で大体理解できるところにいったのではないですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） まだ私が理解していないので質問したので、収入が少ない方、恒常的低所得者の減免ということでお伺いしました。

○議長（廣田光男議員） 低所得者ね、何かそれも答えたような気がするのですが、ちょっともっとわかりやすく答えてくださいと言っていました。わかりやすくどうだか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） もう皆さん方には、平成30年度国民健康保険税のご案内と、そしてわかりやすく書いておるので、これ以上のこと、例えば保険税の減免は災害、失業、廃業などの事情により収入が激減し、生活が著しく困難な場合、保険税の減免制度があると。このことについては、もう減免要綱がありますので、だから何回も言うように、そういうときは相談においてになっていただきたい。そうしたならば、その減免要綱とか、そういう制度がありますので、それに当てはめて対応させていただきますので、ただその制度の仕組みを曲げてまではこれは減免はできないのであれなのですが、川村よし子議員、そういう今一つ一つの事例を挙げていただきしておりますが、ここは一応議場なので、できれば住民課でもいいし、税務課でもいいですから、ご相談していただければなと。何か事情があるのであれば、私らのほうから出向いて相談に乗ることもやぶさかではないわけですので、ぜひそういうときはご遠慮なくご相談していただければなと、こう思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。いいですか。

（「はい、いいです」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、時間が経過しておりますので、ここで休憩をとります。

再開を2時10分とします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

川村よし子議員の3問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3問目の質問に入ります。農業について質問いたします。

歴代政府は、米などの輸入自由化を進め、日本の食料自給率は38%と、6割以上の食料を外国に依存する政策をとってきております。さらに、TPPイレブン参加と食料自給率を引き下げる政策を開始しております。輸入自由化と日本農業潰しの政策では、耕作放棄地の増加につながると思いますが、以下3点をお伺いします。

1点目、後継者対策や耕作放棄地対策を含め、本町の農業についてどう取り組んでいくのかお伺いします。

2点目、6次産業化を進め、農産物の価格保障、農家の所得向上確保に力を注ぐことが求められるが、どう考えているかお伺いします。

3点目、小中学校の学校給食を通じて地産地消の大切さについて、どのように学習しているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 農業についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在本町の耕作放棄地は、全農地の1%未満ですが、6月に実施した生産者への意向調査によると、現在からおおむね10年以内に経営規模の縮小または廃業を行うとした生産者は、全体の約3割に達し、そのうち約6割の生産者が高齢、後継者不足をその理由としております。

生産者の経営規模を維持し、耕作放棄地の発生を抑止するためにも後継者の確保は不可欠であると考えておりますので、本町経営体が長期的に安定した収益を上げる見込みがあり、未来の経営者、オペレーター候補等にとっても魅力ある就職先となるよう今後とも高収益作物の導入に係る支援等を行ってまいります。

2点目についてですが、農産物の価格補償、農家の所得向上確保のためには、本町経営体が売り先を確保し、当該売り先の需要を踏まえた農業経営を行うことが不可欠であると考えております。今後とも大消費地等の潜在的な売り先に係る情報を積極的に収集し、当該売り先との契約を希望する経営体には、当該売り先の需要を踏まえた農業経営が行えるよう必要な支援を行ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

(教育長 和田 修君 登壇)

○教育長 (和田 修君) 引き続き農業についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、毎月発行しております給食だより「すこやか」において、矢巾町のおいしいものいただきますというコーナーを設けており、その中で学校給食に食材を提供していただいている農家の方々の栽培へのこだわりや畑の生育状況などを紹介しております。そのほかにも学校給食共同調理場が行っている学校訪問の際、生産者の方にも同行していただき、一緒に給食を食べながら子どもたちと生産者の方が触れ合う機会を設けております。また、矢巾町産の食材をメインとして利用する場合は、献立表の献立名に町産カブのみそ汁や町産ズッキーニのラタトューユのように、町産の表記を行い、一口メモに食材の特徴や生産者の紹介を掲載することで地元の食材が利用されていることがわかるよう努めております。

各学校で行っている食育指導におけるリクエスト献立を考える際、地元食材を使用した献立を考えられるよう町内で生産されている野菜の紹介も行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長 (廣田光男議員) 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番 (川村よし子議員) 何点か質問があります。順次質問させていただきます。

1点目ですけれども、町内の耕作放棄地は、全農地の1%未満である。今後10年以内で経営規模縮小、廃業生産者の3割を予測していると、その原因が後継者不足、高齢化による後継者不足を理由にしているという答弁ですが、経済的魅力ある就職先として位置づけ、国として対策を打たなければならぬのに輸入強化のTPP、FTA強化で耕作放棄地がますます多くなると私は考えていましたが、答弁では1%ということなのですが、矢巾の農業に対しての姿勢がなかなか、今回私は3人目の農業についての農業振興についての質問なのですから、なかなか見えないのですけれども、その耕作放棄地の定義というのがどうなのかお伺いします。

○議長 (廣田光男議員) 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 (佐々木忠道君) お答えをいたします。

現に耕作の用に供していない土地、農地というような定義で整理をさせていただいてございます。

○議長 (廣田光男議員) 川村よし子議員。

○13番 (川村よし子議員) ちょっと私も後継者ではないのですけれども、実家の手伝いとか

をしていて、ちょっと柳が生えた田んぼとか、それから竹が生えた畠とか、そういうのはもう長年、五、六年使っていますればそうなりますけれども、そういうのは耕作放棄地には入らないのでしょうか。

それから、町内を見ますと、中心部の下北あたりなのですけれども、豆を植えているところもあり、ズッキーニを植えているところもあるのですけれども、そのほかに前は水張り減反、そういう形だったのですけれども、ことしは何もつくらない、そういうところもあるのですけれども、そういう具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木忠道君） お答えをさせていただきます。

従来の制度の中では、確かに水張り水田ということでの減反の中の種目もございました。ただ現在は、転作作物の今、こちらの答弁書に書かれているように畠作への転換のほうがより強く推し進められておりましたので、例えば昔田んぼであった、お米を植えていた。ただし、現在の政策の中、国の政策としては、減反の中ではより畠作のほうの転換のほうがありまして、議員おっしゃられるとおり、昔田んぼであったけれども、今はそれこそズッキーニを植えてある、大豆を植えてあるというような、それも政策にのっとった形の中での転作というような位置づけの中で進められておるものでございまして、それは特段耕作放棄地とか、そういうしたものでは当然ございません。正規な農業政策の中での転作作物というような位置づけになっておるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾の農業をやっぱり維持するには、後継者不足ということですけれども、矢巾町では新規就農者、現在8人、夫婦も含まれているということですけれども、8人いらっしゃって月に15万円の助成をしているということなのですけれども、その助成をしている期間が3年ということなので、その期間を長くするとか、それから20万円にするとか、そういう考えはないのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

この青年就農給付金につきましては、国の制度で出ているものでございまして、その金額がいずれ新規であれば15万円、それから3年ということになっていますので、それに基づい

て実行しているということでございますので、金額を上げるとか期間を長くするということについては考えていないというところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） やっぱり地域農業を守るために後継者が必要だと思いますが、やっぱり国の制度として月15万円ということがあると思います。矢巾町として宅地化されていますけれども、残された農地をどう保持して耕作放棄地1%ということですけれども、それも含めて改善していくかということを考えることが今必要だと思います。ぜひ国の制度ばかりではなく、町としてこの農業をどうするか、後継者をどうするかというところを考える必要があると思うのですけれども、その点、再度質問します。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

まず先ほどの続きでございますけれども、新規就農者に関しましては、意欲ある青年の方々が新しく農業をやりたいということで3年間の中で、いわゆる自分たちの経営を確保するために必要な期間だと。それ以降については、今現在お金をもらった後どうしているかという方については、実際なかなか厳しい状況ではありますけれども、引き続き認定農業者として農業を続けているという形になっています。いわゆるいつまでも国の制度をもらうのではなくて、やっぱり自分たちでも自立したいという部分でやっぱり頑張っているという部分でございますので、そのきっかけづくりとしてそういう制度があるというのは、まずご理解いただきたいと思います。

それから、今矢巾町に限らずでございますけれども、どこでも高齢化、少子化ということで後継者が難しいというのは、きのうからの答弁でお話しているとおりでございますが、矢巾町ではそれをきっかけにまず個人でできない部分は集落営農でやりましょうということで集落営農組織が立ち上がっているわけでございます。その後集落営農ですとなかなか、任意組織でございますので、その責任ということを考えれば、やっぱり法人化に向かったほうがよりいいものになるのだろうということで国からの指導もあって法人化のほうに今現在検討を進めているところでございますが、実態的にはなかなか難しい状況ではございますけれども、それでも9つの組織が法人化しているわけでございます。内容的にはいろいろございますけれども、そしていわゆる実際みんなで組織の中で取り組んでいるという状況でござい

ます。

現実的には、やっぱり新しい方々がどんどん入ってくれればいいわけでございますけれども、実態を見てもらえればわかるとおり、若い方々はまず高校あるいは大学を卒業すると、既にもう就職してしまうわけです。そうしますと、就職をしている、いわゆる給料をなげうって農家に来るかとなると、やっぱり難しいということでなかなか新規に向かってこられないというのが実態でございますので、やはり農業でも食っていけるのだというふうな形をやっぱり考えていかなければならぬというのは、実際のところでございます。ただそれがどういうふうにしたらいいのかというのが一番全国的にも考えていかなければならぬ今喫緊の課題だということで理解していますので、そういった部分に関しましては、今後とも町としても地域の方々といろいろ話し合って、いろんな知恵を絞りながらいい方向になれるように町としても努力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 6次産業化についても質問させていただいたところですけれども、矢巾町でも6次産業化で助成をもらいながら、そして続いている団体もあります。その6次産業化を地域振興課ができたので、商業とコラボしてやるというところはどのようにお考えでしょうか。

昨日の議員の質問等も含めていろいろ理解されるのですけれども、町内には漬物屋さんというか製造業、そういう方もいますけれども、そういう方とのコラボというのはどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

確かに町内の商工業とのコラボというのはあり得ると思います。これは、ただ内容によってマッチングするところでございますので、うちのほうでこうだという形ではなくて、やっぱり地域の方々と話をした中でこういったものをやりたいのだけれどもといった中でマッチングするということは大切なことだと思いますので、そういった機会があれば、そういった取り組みはしていきたいと思います。

現在の状況でございますが、なかなか6次産業化と大きく言っても、実際農家の方が加工して販売してというノウハウがありませんので、基本的にはなかなか農家の方が6次産業化

に向かうというのは、個々で消費するというのは難しいところでございますので、やっぱりそういった2次産業とか、そういったところとタイアップしながらやるのが現実的な選択なのかなと考えています。

今の例えば例からすると、ある法人では大豆をつくった部分を自前で工房をつくって、みそをつくって、あるいは大豆を盛岡の飲食店のほうに直接やりとりしているとか、例えばもう別なところはやっぱりみそづくりをしながら、これは店頭販売というふうな形でやっていいる組織もあります。これはやっぱり地域のほうでこういった形でやりたいという部分で取り組んでいるものでございますので、そういった取り組みがほかにもつながるようにどちらとしてもいろいろ各集落営農の皆さんとも協議しながらこれからも1つでも2つでもそういった取り組みができるようにぜひ支援していきたいなというところで考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 6次産業化のことについてちょっとまた私の見方でお話しさせていただきますけれども、大型店をぐるっと回って歩くと、やっぱり外国製品が大幅な面積で販売されているなという実感を受けて、矢巾町では今回補正でいわちくさんに増資するというお話もありましたけれども、地元産のものが小さくなっているくらいがあるのですけれども、やっぱりそういうのを学校給食とか、それから婦人会とか、いろんな団体にPRすることが必要だと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えしたいと思います。

学校給食につきましては、これまでも話しているとおり地場産品ということで使われているのはもう実態でございますが、ただご承知のとおり農地面積というのは、もう2,000ヘクタール以上あるわけでございます。それを全部例えば町内で消費できるかというと、現実問題はやっぱり難しいと思いますのが一つと、それからあとはやっぱり販路が農家みずから全部販路を定められればいいわけでございますけれども、当然販路を自分たちでやるということは、リスクも背負うわけでございますので、それを自前でやるのか、それとも農協を通してやるのかということで選択しながら納入先を決めているわけでございます。

それで、一番いいのは、その地域で消費するためには農協に出してしまうと、ほとんど関

東とか、あるいは提携先のところにいってしまいますので、例えば一部分を自前で売り先を見つけて、やっぱり地域に根ざした販路を拡大していくというのも一つの地産地消では必要な部分でございますので、こういった部分につきましては、例えば今現在取り組んでいるのは、産直とか、あるいは先ほど例を出していましたけれども、自前で加工して、みずからその販路を見つけて販売しているとかいうことでPRしているわけでございます。

また、ちょっと先ほど言いましたけれども、今盛岡市内でも商談会というバイヤーさんが集まる機会がやっぱりあるわけです。そういうところにご紹介をして、去年あたりから参加してもらって、一部の大豆商品でございますけれども、そういうものを新たに取引ができるというような実例もございますので、そういうマッチングの部分につきましては、引き続き町としても取り組んでいきたいと思っておりますし、PRにつきましては、消費できるのであれば、それは内容によりますけれども、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 政府は、種子法の改悪を、改正、廃止をしました。岩手県では、種子法に対しての条例とかはつくっていないのですけれども、その点についての考え方をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをします。

ちょっとその種子法の内容については、私も具体的に全部熟知しているわけではございませんが、そういう廃止の部分については、確かに廃止されるという話はお聞きしております。具体的な取り組み等については、まだうちのほうではどのようにするかというのを考えおりませんが、ちょっと時間をちょうだいしまして、どのような形でいけばいいのか、やっぱり農家の皆さんのマイナスにならないような形の中で取り組んでいければなということを考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 大きい与党は、どんどん、どんどん輸入量、輸出量を多くするた

めに農家が犠牲になる。そして、そういうふうな政策がどんどん進められております。矢巾町のような小さい町で、やっぱり景観とか、それから食べ物の安全とかを守るためにも農家の人たちに声援、支援をしながら、そして地産地消率を上げ、そして安全な食べ物を食べることが今必要だといつも考えております。ですので、ぜひ教育の中、社会教育でも、学校教育の中でも、そのことをいつも考えてほしいなと思いながら言いますけれども、大企業にはなかなか負けるというか、押し通されることが多いですけれども、地域振興課として頑張ってほしいなということを感じておりますので、ぜひ食べ物の安全、そのことも含めて頑張ってほしいなと思います。

特にも教育分野では、学校給食ばかりでなくて社会科の中でもＴＰＰとか、それからＷＴＯとか、ＦＴＡとか、外国の輸入、輸出とか、そういうことも学ぶことが多く、そういう職業についている方たちも多いのですけれども、やはり地元のものが一番いいのだよという、今食べている農家の人たちのものが一番いいのだよというところを心にとめていただきたいと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　学校給食のことを聞かれるとばかり思っていたので、申しわけありません。お答えします。

学校のほうでは、社会科の中で学習をしております。いわゆる今の世界の動き、その中の日本の動きということで中学校は勉強しますし、小学校のほうでは自分のふるさとを学ぶということで、どういったものがつくられ、そして実際に5年生では田植えで稻作についてのことを学びます。そういうふうなことで地元のことを勉強し、そして日本の食べ物についても勉強する、そういう機会を設けております。そういうことを続けていきたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　ちょっと私も勉強不足であれなのですけれども、やっぱり教育の中で農業の大切さ、自分が食べているものがどういうところから来るかというのは大切なことなのですけれども、私の経験でちょっとお話しさせていただきますけれども、他の市町村でこの夏なのですけれども、夏って春先からジャガイモを耕作放棄地にだつと植えて、中学校1年生が長靴をはいて植えて、そういうふうな風景を見たのですけれども、矢巾町として

はそういう農業体験というのは、中学生はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 先ほども申し上げましたけれども、中学校については、稲作、田植えと稲刈りと、ただきのうの答弁の中で菅原産業振興課長のほうで話がありましたけれども、どうしても昔ながらの田植え、稲刈りなので、子どもたちにとっては大変な作業というふうに考える。でも、最初なので泥んこになってということで非常に楽しくやるのですけれども、その楽しさが本当にずっと続けるかというと、そうではないので、現状をしっかりと学ぶべきということで機械化されている、そういうふうな農業というのも必要だと、そう思っています。

ただ今川村議員がおっしゃった、例えばジャガイモとか、ほかのものということはなかなかございませんということが今の現状でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

次に、8番、藤原梅昭議員。

1問目の質問を許します。

（8番 藤原梅昭議員 登壇）

○8番（藤原梅昭議員） 議席番号8番、一心会、藤原梅昭です。きょうも最後になりましたが、けさ方の地震については、けさ町長からも話あったとおり、マグニチュード6.7と、そういうすごい地震が、台風の次の日に起きたということで、いつ天災は起きてもおかしくないと、そういうような状況が続いているわけですけれども、ことしも大阪地震あるいは西日本の豪雨、台風21号と、けさの地震ということで世界各地で大自然災害が頻発して多くの被害をもたらして、たくさんの方が犠牲になっております。改めて心からご冥福、お見舞い申し上げます。数十年に一度の豪雨、数千年に一度の大地震と、そういう過去の話が、今はいつ起こってもおかしくないと、そういうような状況なわけですけれども、それで町政としても最も大事な命と財産を守ると、これを安全、安心なまちづくり、セーフティーファーストとして以下伺いたいと思います。

まず3.11の東日本大震災から7年6ヶ月になるわけですが、現在の被災者及び被災地の支援状況と今後の対応をお伺いします。

原発事故による農産物放射性風評被害、この対応については、いろいろ対応していただいておりますが、現在の生産者への支援状況並びに今後についてお伺いいたします。

8.9大雨災害、これは当町が教訓したわけですけれども、当町1級河川の災害対応進捗状況と今後の対応計画をお伺いします。

来年度から煙山ダム改修工事計画、始まるわけですけれども、この計画の詳細並びにため池等々の対応についてお伺いいたします。

岩崎川改修工事で検出されたヒ素対応のための公園造成進捗状況及び今後の利用計画についてお伺いします。

自主防災組織の活動状況及び各福祉施設との連携についてどのような状況になっているのかお伺いいたします。

近年の自然災害は、地球温暖化が大きな要因と言われております。それに対する対応状況並びに今後の計画、さらにプラごみに対する対応についてもお伺いしたいと思います。

小中学校の防災教育等々もしっかりと行っておられるわけですけれども、それについての対応状況についてもお伺いしたいと思います。

それから、小中学校以外の学校、町内の高校短大、大学等々との連携についても大変重要な内容になるわけですけれども、それについてもお伺いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8番、藤原梅昭議員の安全、安心なまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在の被災者及び被災地支援は、人的支援が中心となっており、震災発生直後から継続して行っております長期的支援として今年度は大槌町に1名の土木技師職員を派遣しているところであります。また、被災市町村からの応援要請があり次第、短期的支援として職員の出張派遣も行うこととしておりますので、今後も引き続き可能な範囲での人的派遣を行い、被災市町村の支援を行ってまいります。

2点目についてですが、岩手県特用林産施設等体制整備事業を活用し、町内の原木シイタケ生産者へ原木及びこの種菌の購入費用を補助しているほか、町内の生産者等からの要望を踏まえ、岩手中央農業協同組合、矢巾地域営農センターにおいて放射能物質濃度測定の簡易検査を実施しております。また、昨年12月には一般社団法人東日本原木シイタケ協議会とと

もに、東北電力ホールディングス株式会社本社を訪問し、損害賠償及び逸失利益損害賠償を継続するよう要望したところであります。

3点目についてですが、町内で岩手県が管理しております1級河川、4つの河川のうち岩崎川につきましては、東北本線から下流側は改修済みとなっており、現在床上浸水対策特別緊急事業として県道不動盛岡線までの区間の矢次公民館周辺の改修工事を行っている状況であります、この区間は、平成31年度の事業完了見込みとなっております。県道不動盛岡線の上流につきましては、岩手県の単独事業において、水衝部や被災の可能性のある箇所への護岸改修などを予定しており、測量設計及び用地測量が完了し、今後順次整備を行う予定となっております。

太田川につきましては、基幹河川改修事業として岩崎川合流点から東北本線までの区間を昨年度現地測量を行い、今年度はその区間にある橋梁及び稼働計画の設計を行う予定となっております。東北本線より上流については、平成25年の大雨で被災した箇所を重点的に護岸のかさ上げ工事などを順次対応していただいているところであります。

芋沢川につきましては、太田川と同様に、基幹河川改修事業として位置づけられており、岩崎川合流点から東北本線までの区間を順次整備を行う予定となっております。ただし、大雨のたびに被災しております下矢次地内の鹿妻上堰との交差部に関しましては、用地買収等が進み次第、整備を行う予定となっております。

大白沢川につきましては、現在北伝法寺地内の改修事業を行っており、今年度も東北自動車道上流について改修工事を実施する予定となっております。

このほか改修予定になっていない箇所においても土砂が堆積している箇所のしゅんせつなど鋭意対応していただいているところであります。また、県では、水位周知河川指定5カ年計画を策定しており、近年中に岩崎川を避難判断水位や氾濫危険水位を設定する水位周知河川として指定する予定となっておりますし、町内の各県管理河川に危機管理型水位計を本年度中に設置する予定となっております。

4点目についてですが、来年度からの煙山ダム改修工事計画は、要望どおり事業予算が確定すれば、平成31年度から平成36年度までの間で煙山ダムの貯水池の堆砂の除去、取水系統、その他の関連設備の改修、貯水池の流木どめ、これは平成25年8月でこのことは網場とも言っているのですが、その設備の設置等を行う見込みとなっております。また、防災重点ため池であり、矢巾町地域防災計画に位置づけられている朴沢堤については、定期、隨時で点検を行っており、矢巾町防災マップにも記載することとしております。

なお、7月に実施した定期点検では特段の異常等はありませんでした。

5点目についてですが、河川公園予定地の進捗については、現在2カ所目の造成を行っており、東北本線西側の造成地は敷地全体の3分の2の土砂の搬入が完了している状況であり、本年度で造成が完了する予定となっております。上流側の上海老沼橋に隣接した造成地は、敷地全体の約3分の1の土砂が搬入された状況ですが、残る3分の2の土砂の搬入は、県道不動盛岡線までの河川改修工事で発生する土砂で造成することになっておりますので、河川改修工事の進捗に合わせて平成31年度まで造成工事が行われる予定となっております。

また、今後も利用計画については、上海老沼橋に隣接する河川公園については、現在室岡地内で仮設的に利用しておりますマレットゴルフ場を本河川公園に設置する計画として岩手県と調整を行っている状況であります。

東北本線側の河川公園につきましては、昨年度河川公園の活用について募集するパブリックコメントを実施しており、ご提案いただいた内容を精査するとともにヒアリングを行うとして現在利活用方法を検討している段階であります。この河川公園2カ所については、完成後には町が管理を行うこととなるため、将来的な維持管理を考慮した利活用となるよう県と協議を行ってまいります。

6点目についてですが、ことし5月に自主防災連絡協議会を開催して、本年の計画を協議し、その後岩手県地域防災サポーターを活用し、上赤林自主防災会及び北郡山自主防災会で防災についての講習会を開催しているほか、各自主防災会独自に講習会や避難訓練を実施しております。

また、本町の自主防災組織は、全自治会で組織されましたので、各自主防災会の活性化及び自助、共助の体制をさらに強化するため県の自主防災組織活性化モデル事業に申請し、自主防災組織活動マニュアルの策定や各自主防災会による活動状況の把握などができるよう取り組んでおります。

町内各福祉施設に対しては、台風等の接近に係る注意喚起を初め、また水防法の改定により施設ごとに避難計画の作成、避難訓練の実施が義務づけられたことから、その取り組みについて各施設と連携をとりながら防災体制の強化を図っているところであります。

7点目についてですが、本町においても温室効果ガスの削減に向け、公共施設への太陽光発電システムの導入、公用車にハイブリッド自動車を導入してきたほか、公共施設等先進的CO₂排出削減モデル事業により、照明器具のLED化や太陽光発電の再生可能エネルギーとごみ焼却による発電の余剰電力を活用する自立分散型エネルギーシステムを構築し、エネ

ルギー消費型の削減及び再生可能エネルギー活用の両面から取り組んでまいりました。

一般家庭に対しては、太陽光発電システム設置時の助成を行ってきたほか、クールシェア、ウォームシェアの活用など、省エネルギーを啓発してまいりました。今後も国や県などの新たな施策の動向を注視して、温暖化防止に努めていくとともに、町民に対しても温暖化の防止に向けた意識の高揚を図ってまいります。

また、プラスチックごみの問題に関しましては、海洋汚染の問題等で国際的にも関心が高まっており、国でも今後使い捨てのストローなどの削減や効率的な回収、再利用、環境にやさしい新素材の普及に注力するとともに、施策の動向を注視して対応してまいります。

9点目についてですが、防犯対策として北日本専修高等学校とは紫波地区地域安全ヤングボランティアバイオレッツの活動として南昌山山開きでの車の施錠確認や矢幅駅周辺での光のペーパードを実施していただいております。また、岩手県立不來方高校とは、4月から8月まで実施した「鍵をかけてありがとう運動」の一員として矢幅駅前で自転車施錠の確認、街頭広報の呼びかけについてご協力をいただいております。岩手県立産業短期大学校についても矢巾っこすくすくネットワークの構成員として防犯活動にご協力をいただいており、岩手医科大学については、今後矢巾っこすくすくネットワークの構成員として街頭啓発や防犯パトロール等のご協力をいただき、連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、安全、安心なまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

8点目についてですが、各小中学校で行われております防災教育としては、避難訓練の際に火事、地震、大雨時の避難や集団下校の指導を行っております。また、理科の実験では、地震の仕組みや津波の仕組み、水害について、家庭科や体育科の授業では、身を守り、生き抜くための技能について学習しておりますし、復興教育においては、生きる、かかわる、備えるの観点に応じて指導を行っております。

特に備えるにつきましては、自分の身を守る方法、家族を守る方法、避難の仕方等副読本を活用して指導を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いろんな形で対応が進んでいるという状況な矢巾町の現状なわけですけれども、震災から7年半もたち、まだ復興進んでいる中で全国では、依然多くの方々が避難生活を続けております。このことは忘れていけないというふうに思っていました。震災当初から継続して支援している当町の姿勢については、本当に敬意を表したいというふうに思っております。今後とも町内への被災者、沿岸被災地ともども原木シイタケの風評被害等継続した支援をお願いしたいというふうに思います。

町内1級河川等の対策については、危機感を持って順次対策を進めていただいているわけですが、土橋地区の北上川堤防未整備区間の整備、これが今回県へ16項目要望の中で整備要望をしていただいたようですが、それについて何か詳細の報告があればお願いしたいなというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

ご存じのとおり私ども徳田堤防の土橋のところですが、あそこは500メートルぐらいなのです。そこでもうこれまで河川国道事務所または東北地方整備局なんかにもお願いして500メートルだからこそ、特にも平成30年4月豪雨の西日本の豪雨のときの後だったので、もうこれはできる限り、それで今紫波町のほうからも堤防の改修工事をやっておるわけでございまして、このことについては何とか特段の配慮をいただきたいということでお願いをしておりますし、今後もこのことについては粘り強く要望してお願いしてまいりたいということで、これはもう県の県道整備部にもお願いしておりますし、また岩手河川国道事務所にもお願いしております。今後粘り強く、解決できるまで要望してまいりたいと、このように考えております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 国の川だということで非常に大きな川なわけですけれども、被害が発生すれば本当に大変な災害になるわけですので、ぜひそのところがつながるように粘り強くやっていただきたいなというふうに思っております。

それから、あとダムの件で愛媛県の肱川、ここがダムの放流で9人が亡くなったわけです。いろんな周知のあり方が大きな問題となっているわけです。予想をはるかに超える大雨だったわけですけれども、結果的に、最終的に安全基準の6倍の量の放流がなされたということ

で住民への避難指示、これが不徹底で避難が追いつかなかったと、住民に伝わったのが、大量放流の5分ぐらい前だったということで非常に大きな災害になったわけですけれども、このところで大きく何点か問題があるわけですけれども、放流量を規制したと。これは規制基準を欠いたそうなのです。前はちょろちょろ流したやつをある一定のところまでとめてから流したということで大量放流につながったと、そういう1つ目の問題と。それから、その管理者と町との自治体との連携がうまくいかなくて、それこそ連絡が遅くなつたと、それが2つ目の問題と。3つ目は、避難指示の出し方、これが自治体に住んでいる住民の方にうまく伝わらなかつたと。

こういう大きな3つの問題が指摘されているわけですけれども、これは8.9の煙山ダムのいわゆる岩崎川の越流のときも同じような問題が起きかかつたという反省があると思います。これ何が反省かというと、やはり同じようにダムに水をある程度ためてから放流したと。ということで一気に水かさが上がつたのです。これが1つ反省点としてあると思います。

2つ目は、その地域住民にうまく伝わらなかつたと、確かにそれこそ広報車で歩いたり、多分サイレンも鳴らしたと思うのですけれども、家の中にいてよく聞こえなかつたということを言われております。この辺についてその後は、25年ですので5年ほどたつているわけですけれども、今度のダムの改修についても、そういうことを踏まえながら今後の対応も考えては対応していると思うのですけれども、何かその辺のダムの放流時の方法について、その検討をなさつて今後どうするのか、もしさつきりしていることがあれば、お伝え願いたいなというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをしたいと思います。

今回のダム改修につきましての大きなところは、過日議員の皆さんにご説明したとおり、しゅんせつが一番大きいところでございます。昔に比べれば、もうかなりの量が土砂が入つて、いわゆる水のためる部分が少なくなつてゐるということから、そういう事態をお願いして、何とか予算化に向けて今努力しているところでございます。

それでまずあれをできるだけためる部分を多くするというのがやっぱり一つ大きなところでございまして、いかんせん煙山ダムに比べれば全く小さいダムでございますので、西のほうの、あるいはことしの台風のような大雨が降りますと、すぐオーバーしてしまうような感じになつておりましたので、今の対策としましては、あそこは一部農業用水としても使っていきますので、かんがい池につきましては、やっぱりある一定の水量は確保しておかなければ

ならないと。とはいっても、雨が降るシーズンにつきましては、余り多くためていてもだめだということで、そこはこれまでの経験から最低限の部分で何とか抑えてきております。たまたまことしの場合は、特段問題はなかったのですけれども、ことしみたいに余り雨が降らないという時期がずっと続いて、ちょっと逆に水が足りなくなるのではないかという心配もしたのですが、結果的には何とか間にあったという状況でございます。

あとは放流に関しては、常時0.2とか0.3とか少しずつ流しているわけですけれども、雨が降りそうだという場合は、極力うちのほうではためないように、できるだけ事前に流して水量を下げているというような取り組みをしております。それで実際雨が降ったときでも下のほうに迷惑にならないような形で少しずつふやしていっております。これにつきましては、防災担当とか連携をとりながらやっておりますが、大雨の際の対応につきましては、いずれ住民の皆さんのが周知というのも当然今議員おっしゃるとおりでございますので、そういった部分の対応は、これから必要になってくると思いますので、そういった部分につきましては、ダムの管理とともに防災の担当ともいろいろ十分連携をとりながら、そういったものは取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　今ちょっと答弁漏れがあったので、私のほうから補足しますが、今煙山ダムは、放流時または越流時に下流域の町民の皆さん方に周知、伝達するあればないのですが、今度のいわゆる改修におきまして、もう今河川法において義務づけられておりますので、今度のあれで放流警報設備、こういったものが設置が義務づけられていることから、今回の改修工事を契機にそういった対策を講じさせていただきます。

それから、あとはもう今ダムの放流についてもいろいろルールがございまして、私は専門的なことはよくわからないのですが、ただ今菅原課長も答弁したように、いずれ今回の台風21号のようなときは、前もって対策を講じると。それから、前回のあれでは、やはり一番あれだったのは流木、この流木、さきの答弁書には別な表現をしておったのですが、いずれ網場と書いて「あば」というのだそうです。その流木がダムから越流しないように、今回そういう装置をつけさせていただくということで、流木の防止設備、それから放流の警報設備、こういうふうなものを設置させていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いろいろ問題があつてダムもしゅんせつするということで非常に動きとしては、スピードに動いていただいているというふうに理解しております。ぜひ人が変わつても、時代が変わつても、それがそれこそ風化ではないですけれども、うまくそのシステムがつながつていかないと、また忘れたころに同じことを繰り返すということになると思いますので、マニュアル的なところもきちつと整備していただきてほしいなというふうに思つております。

それでさつきため池の話をしたわけですけれども、今回の西日本豪雨でダムのほかにため池が大分問題になつてゐるのです。広島、岡山のほうで約10カ所のため池が被害を受けたと。これは、長時間の雨で緩んで土手が滑つて崩壊すると、そういう滑り破壊というらしいのですけれども、これが多発したそうです。また、以前九州豪雨で短時間で雨が集中して、土砂が入り込んで浅くなつて、結局越流した越流破壊と、こういう2つの問題が、ダムも同じなのですけれども、絡んでいます。それぞれ対応策は違うと思うのですけれども、全国に20万カ所のため池があるというふうに言われております。これは江戸時代あたりに、やっぱり農業用水としてつくったため池がいまだに使われていると、あるいは放置されていると、そういうような状況で非常に老朽化しているのです。そういう危ない状況になつてゐるもののが放置されているということで問題になつたわけですけれども、岩手県でも3,150カ所あるそうです。3,150もあると。このうちこの前点検をしたと。そしたら、やっぱり危ないようなところが防災重点ため池として14市町村で43カ所あつたと。そのうちの1カ所が矢巾でもあつたというような報告が県のほうからされているわけです。それが先ほど答弁にあつた朴沢堤のようなのです。いずれ被害を予想したハザードマップ、被害が起きた場合にはどういうところにどういうような影響があるよと。それがまだそのうち7カ所しか公表されていないということで43カ所のうち7カ所しか公表されていないわけですけれども、矢巾の状況はどうなつてゐるかということと、いつ公表して、きちつとハザードマップに載せる予定なのか、その辺も含めてお伺いしたいなというふうに思ひます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

朴沢堤については、私も地元なので行つておりますし、あそこも今たしか桜屋で草刈りなんかもやっておりますし、ただあそこ町有林があつて、クリ林になつて熊がおるのです。それでクリのなるときは、余りあそこは間違つても行かないように、熊だながあつて非常に危険なところでござりますので。

今ハザードマップのお話が出たので、あそこの朴沢がもし何あって決壊したときの、これはシミュレーションはもうやっております。それで今防災安全室の担当にも和味地域で影響があるので、その方々にもちゃんと説明責任を果たせということでやっておりますので、そのことについては、朴沢のもし何かそういう決壊とか何かしたときの対策は、そして防災マップも何もこれその都度変えればいいわけですので、そういうって地域の方々に周知徹底をするということで。

あともう一つ先ほどこれお話ししていいかどうかあれなのですが、もしも煙山ダムが決壊したときのシミュレーション、これも岩手県立大学にお願いしてシミュレーションをあれまして、今東北本線なり、新幹線のあれ、どこにどういうふうなあれになるのか、もしものことで、これは隠すことはあってはならないことなので、今そのシミュレーションをやれということで今指示しております。いずれそういうふうなものが出てきたときには公開をして、ただそれがひとり歩きして大きな騒ぎになるとあれなのですが、ただ私どもとしては、もう岩手医科大学の附属病院も来ますので、そういうふうなことがもしあったときに、どういう影響があるかということをやはり精査しておく必要があるのではないかなどということで今担当課長に指示しておりますので、もう課長のほうはできてあれば、今ここで答弁していただいてもいいですが、いずれそういうことを進めておるということだけご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いろいろ先手先手と打っていただきて、大変結構だなというふうに思っておりますが、いずれ矢巾町には、朴沢堤のほかにまだいろんな箇所に堤というか、ため池というか、そういうものがあるわけです。和味行政区の話が今出たので話しますと、大堤あるいは田沢ため池、田沢ため池は東日本大震災のときに少し緩んで問題になったわけなのです。ですから、そういう可能性のあるところが何カ所か私もつかんでおりませんけれども、見ると結構ため池だらけみたいな、特に西のほうは。そういう傾向がありますので、ぜひそれ漏れなく点検していただきて、それこそ備えあれば何とかではないですけれども、大きな事故にならないように対応をしていただきたいなと。そのときには、地元の方々をやっぱり巻き込んで一緒に進めていかないと、行政だけでつかんでいて地元がわからないと、そういうことは決してないと思うのですけれども、ぜひ地元の方々のそういう認識を高めると、そういう意味で一緒に確認をしながら、あるいは点検をして、もしふぐあいがあれば、対応

していただきたいわけですけれども、その辺のご予定があれば、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

町内に清水野方面とか、いろいろため池がございます。実際のり面のところが、いわゆる危ないということで今回ため池としては、その朴沢ため池1カ所が重点の施設ということで指定されておるわけでございます。そのほかに今お話をありました大堤とか田沢ため池についてものり面といいますか、やっぱりありますので、そういった危険性はないとは言えませんので、それについては管理している改良区と連携をとりながらそういった部分については、ちょっと一緒にチェックをしていきたいなと考えております。

あわせてやっぱり地域の皆さんもそういった中身については、知りたい部分というのは当然出てくると思いますので、そういった部分につきましては、やっぱり地域の方々とも情報を共有しながら危ないのは危ないというような形の中で共有していきたいなというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 来年医大病院が開業するということで、またいろんな方面から今それこそヒマワリを見にも県内、県外から、県外から来ているかどうかわかりませんけれども、来ていると思うのです。そうすると、あの辺に行くと、ダムにも行きたくなる、あるいはそういうため池があれば、人間の心理としてちょっと覗いてみたいとか、いろんな形があるわけです。そういうときに決して事故につながっては大変な問題になるわけですから、ぜひそういうことも含めながら早目に対応をお願いできればなというふうに思っております。

西日本豪雨では、非常に広範囲に被害が拡大して150人を超える死者が出たと、犠牲者が出たというふうに言われております。12府県にわたった災害になったわけですけれども、平成最悪の災害だというふうに言われております。それで被害者は、60歳以上が大体7割を占めていると。いわゆる高齢者、60歳あたりは高齢者とは言わないかも知れないですけれども、いわゆる高齢者が非常に多かったと。いわゆる要支援者、こういう方たちをいかに災害が発生したときに対応できるような体制をとるかということが非常に問題になってくると思います。

先ほどの回答では、いろんな福祉施設とはそれぞれ連携をとりながら、そこの中でも避難訓練をしていただいたり、いろいろ対応はしていただいているようなのですけれども、行政区に戻ると、ぽつぽつやはりいるわけです。以前話あったと思うのですけれども、要支援者リスト、こういうものがあれば、その区長さんなり、あるいはコミュニティ会長さんなり、あるいは公民館長さんなり、あるいは民生委員なり、いろんな声かけができるということが非常に大事になってくるわけです。今回のいわゆる豪雨のときも、これは地震も含めてなのですけれども、やっぱりそういう支援者リストがあったことによって声かけをして事前に避難をした。あるいは災害に遭ったときに、ちょっといないうそということで行ってみたら、それこそ大変な状態だったと、それを救えたと、そういう話がいっぱい出てきております。

そういう意味で自主防災組織が全て組織していただいたというような非常に今の意識の中でやっぱり最後というか、そういうところまで行き着かないと、最後の最後の命を救えないということになると思いますけれども、これは行政で決めればできるというふうに言われているわけですけれども、それについて以前も話を出したわけですけれども、何か進展があればお伺いしたいですし、もしなければ今後そういう必要性についてどのように考えているかお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたしますが、実は先月の末に山田町と大槌町の町村長研修があつて、そのときに、やはり今平成23年3月11日の東日本大震災、やはり今総括してみると、もう公助に頼っては何も解決しないと。やはり自助、共助だと。やはり自分みずから助からなければならぬのだと、自分の命は自分で守るのだと。それから、今私どもも自主防災組織を41自治会でつくったわけですが、やはり隣組が大事なのだとということをこの間改めて言われてきて、そのとおりだろう、いわゆる言われて、しようがないそれなら避難するとか、訓練に参加するかと、そういうことではだめだということをこの間も言われてきたのです。

その中で今うちのほうでもいろいろ取り組んでいる中で避難行動の要支援者名簿、これはもう作成できるわけですし、作成しておるのですが、ただこの中で地域の皆さんにもいいよと、個人情報を提供してもいいよという同意、これは100にいかないわけです。ましてや同意をもらわなければ個別計画も策定できないわけです。何かあったときにはお願いしたいと、もう避難と一緒にさせていただきたいと。その人に対しては個別計画も策定できるわけです。だから今担当の課長から詳しいことは答弁させますが、今いわゆる役場に行ったら情報を公

開しないと言ったと、今面倒な時代なのです。名簿はあって教えたいけれども、同意をもらつていなければ公開することができないと。そこなのです、問題。そして同意してもらえば、もう個別計画も地域の皆さんが、誰がそこに行って、誰が援助というか、手を差し伸べるとか決めることができるわけです。だから、今そのところをできれば名簿に登載した人々は全部同意をいただいてやれるような粘り強いこれから対応をしていかなければならないということで、あと細かい何人おって、今の状況がどうだかというのは、担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員）　菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）　お答えいたします。

矢巾町の災害時に避難行動要支援者の台帳の登録につきましては、平成25年度から進めておりまして、それで25年度各コミュニティ会長と協定を結びまして、個人情報の保護をしながら災害時には協力していただきたいということで台帳の引き渡しを25年度10月にしておりました。150人ぐらいだったと記憶しておりますが、ただその後なかなか登録がふえないもので、私どもも積極的なところができなくておりましたが、矢巾町は防災ラジオに取り組みましたので、平成29年度の秋に対象となる75歳以上の方のみで生活している世帯とか、要介護者3以上で在宅の方とか、あるいは障がいのそれぞれ重度の方々で避難時に支援が必要な方々に通知しまして、防災ラジオの無償貸与の該当にもなりますので、それと同時に、この名簿の公開に同意を求める働きかけをしてまいりました。それでこのたび246名ほど、約250名の少し欠けるところまで上げましたので、この台帳の引き渡しをしていきたいと、今回手挙げした方に支援をしていただきたいということで自治会に引き渡しをしていきたく8月10日の行政区長連絡会、そしてまた8月23日の自主防災組織の代表の方々に説明会を開催いたしまして、いろんな意見をいただきながらまずは一歩進みたく、台帳の引き渡しができるよう、また再締結をしながら9月に引き渡しをできるようにしていきたい準備をしておりますことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員）　大変住みにくい世の中になっていることはそのとおりでございますが、最終的に町民の命を守るためにあらゆる方法で対応していかなければいけないというのが我々の使命というふうに思いますので、大変ですが、ひとつ引き続き、大分進展はしているようなので、このとおりよっしう災害が起きてくると、あしたは自分の身に何か起き

るのではないかというふうに感じていただければ、それこそ進むのかなというふうに思っております。

パリ協定を受けて、経産省は2050年までに脱炭素化ということで温室効果ガスを80%減らすと、そういう目標を立てております。これに伴って盛岡市は、温暖化対策実行計画というものを策定しております、30年度につくったわけですけれども、基準年が13年度と、それに対して31%削減と、50年度に80%の削減目標を持つと、これは国公立の給湯器とか、住宅の高断熱化とか、LED化とか、クリーンエネルギーの自動車導入と、当町と似たような内容でいろいろ対応を進めているというような状況なそうです。これは、本町としてもいろんな形でそれこそ国の支援もいただきながらよく取り組んでいるなというふうに私は評価しております。

その中で具体的に何をいつまでにどうなのかというあたりがやっていることやっているなと、だけれども、今さっき言った50年までに80%の脱炭素化という目標を環境省が持っていることに対して、どのようにリンクして対応しようとしているのかなというあたりがどうも見えないなというところでありますので、難しいかもしれませんけれども、ぜひその数値的なところで町民にPRすることが町民もやっぱりそれなりの意識を持って対応を一緒にしてくれるのではないかと、その太陽光発電もそうですし、いろんな例ええば木一本植えるにしても、いろんな形で温暖化対策に対して関心を持ってもらえるのではないかというふうに思うわけですが、その辺の数値的なところについては、今どのようなお考えがあるのかちょっとお伺いしておきたいなというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

矢巾町の新エネルギー・ビジョンというのがございますけれども、これはいわゆる2011年の3.11以降に見直しまして、いわゆる矢巾町のそういったエネルギー、省エネルギー、そういったものの目標を定めたものでございますけれども、矢巾町の場合は、そういった何が適しているのかといったようなことがありまして、その計画書の中では、新エネルギー、自然エネルギー、そういったものがあるのですけれども、太陽光とか、水力とか、風力とか、バイオマスとか、いろいろあるわけですが、やはりちょっと矢巾では太陽光以外はなかなか難しいであろうというような結果が出まして、それに基づいてどのようなことを進めるかというようなことであります、一応目標年度、今平成32年ということで太陽光発電の自給率、これを7.08%ということで家庭にしますと2,400軒程度の部分に太陽光をあげるというような

目標を定めて進めてきてはおるわけですけれども、実際今どうなのかということをお話ししますと、平成29年度末では2,400、間もなくあと2年後のことなのですけれども、29年度末では825件、自給率に換算して1.94%ほどというふうに今算出しております。これはやはり補助、買い取り制度、そういうものがちょっと下がってきているというのもありますし、10年前に四十何円という価格で始まって、国もかなり力を入れたというようなことがあったわけですけれども、来年にはそれがなくなるといったようなこともありますし、新たにそういう力を入れている部分がちょっと国でもわかっているはずだと思うのですけれども、そういう一般の町民なり、国民なりに対しての取り組めるようなメニューが少なくなっている。車は多少あるのですけれども、そういうものがなくなっているということできつと厳しいなというふうには思っております。これについても今年度以降ちょっと見直しをかけなければならない時期に来ておりますので、今の現状を把握しながら見直しをかけたいというふうに思っているところでございます。

ちなみに、矢巾町で太陽光発電の補助、23年からやっていますけれども、今のところ237件の方に補助をしております。このほかにも補助がなくてもやっている方もおりますし、それ以前にやっている方もいるので、そういうのを合わせてのがさっきの1.94%と、825件というふうに捉えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 質問の途中でありますけれども、休憩の時間、長くなりましたので、休憩に入りたいと思います。

再開を3時40分とします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど再質問の途中であります、再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ちょっと話の途中だったのですが、先ほどの数値目標の話は、一太陽光がどうのこうのとか、そういう部分的な話ではなく、さっき言った要は環境省がなぜ脱炭素化を80%に設定したかというところに対して矢巾町として太陽光もあるでしょうし、今のLED化もあるでしょうし、あるいは電気自動車もあるでしょうし、そういうものを総合

した数値が脱炭素化の数値になるわけです。それをぜひきちつつかんで、矢巾は多分断トツに進んでいるのではないかというふうに私は感じているのです。よそを見た場合に、よそから太陽光発電の装置も入ってきてますし、矢巾の敷地にあれば、これは矢巾でやっていると胸を張って言えるですから、そういうことも含めて、やっぱりそういうトータル的に、ではどう地球温暖化に寄与しているのだというあたりが余り見えないと、なかなかその気にならないと。もうやっているわけですから、それをぜひ数値にあらわして、それを町外あるいは日本国中にPRすればいいのです。そうすると、ああ矢巾はきれいな町だなというふうに思うかどうかわかりませんけれども、そういうような認識を高めていただくためにも、ぜひチャレンジしてほしいなど、これは企画なのかどこなのかわかりませんけれども、お願ひしたいなど。

その話はそれとして、きのうもプラごみの話があったわけですけれども、これは今世界的にも大変な問題になっているわけです。これは、海にそれこそ海岸で散らかしただけではなく、やっぱりこの辺でごみにしたものが全て海に流れて海が汚染されていると、そういうような状況になっているのが今の実態なわけです。これは観光業とか、漁業とか、そういう生態系に非常に大きな悪影響を及ぼしていると。さらに、プラごみを魚が食べると、その食べた魚を人間が食べると、そういう悪循環になっているのです。そのためにいつかは人間に大きな影響につながって、また大騒ぎするのではないかということで、今世界で動き始めて、この前のカナダのG7サミットがあったわけですけれども、ここでこのごみを減らすための海洋プラスチック検証というのがあるのです。これに合意したと。

ところが、日本とアメリカはこれに合意しなかったという大変な問題になっているのです。核廃棄の署名しなかったのと同じようなことをまたやっているなというふうに私は非常に日本は何なのだということで非常に腹が立っているわけですけれども、そういう中で、では矢巾として何ができるのだということをやっぱり考えていかなければいけないと。きのう宮沢賢治の話もありましたけれども、世界がよくなれば日本もよくなると、日本のよくなれば矢巾もよくなると、そのような意味合いだと思うのですけれども、そういうレジ袋とか、あるいはさっきストローの話ありましたけれども、これ5種類主なものあるのです。レジ袋は比較的やわらかいポリエチレンという、そういう性質です。それから、食品容器に使われている固めのポリプロピレンという、それから水道パイプのポリ塩化ビニールと、それから発泡スチロールのポリスチレン、ペットボトル本体のポリエチレンテレフタレートと、こういう5大プラスチックというのが全生産量の75%がこれが占められていると。だからこの5種類

を減らせば75%減るのです、簡単に言えば。なかなか減らないと。

きのうマイクロチップという話をしましたけれども、5ミリ以下のものをマイクロチップというらしいのです。それで1ミリ以下はマイクロビーズと、そういう極小のやつと小さいものと分けていると。いずれ最後は魚が食って人間に害を加えるというような状況で、これはイギリスでは、もう来年からストローの販売は禁止するというふうにもう国を挙げて動くのです。日本もすかいらーくとか、そういういわゆる大手も動き出し始めています。

こういうのに関して、当町としてもすぐ実行はできないにしても、そういう意識を高めるためのやっぱりPRが必要なのではないかと。これは、国がやり始めたからやろうかではなく、いち早くクリーンな町、矢巾町としてやることが矢巾町の価値を高めていくというふうに私は考えるわけなのですけれども、ひとつそういう細かいところからでも、細かいというか、これは大きな問題なのです。温暖化の問題も含めて核の問題も含めて、それに匹敵するような、そういう大きな問題につながるだろうというふうにいろいろ見ているわけで、そういう中での今後の矢巾町のもしお考えがあればお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 難しい問題になりましたので、簡潔にご答弁をお願いします。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたしますが、今ちょっとお聞きしていて、日本もいわゆる公害問題でいろいろあったわけでございます。特に最近であればダイオキシン問題、その前であれば水俣とか、食物連鎖を通してのそういうご指摘だと思うのですが、そこでパリ協定、これについては、もうアメリカのトランプ大統領は、最初からこんなのはもうやらないと、こういうことだったのですが、今私どもも自治体でそのパリ協定の趣旨に賛同して、そしてやはり考えていかなければならない。そういう仕組みづくりをこれからやっていかなければならぬのだということで、実はことし6月下旬にこの説明会があったのです、アイーナで。そのときに企画財政課と住民課の環境係の担当も一緒に行ったのですが、いずれやはり環境問題は、やろうとすれば幾らでもやることがいっぱいあるのです。やらなければ何もやらなくてもそれでいいということで、だから目に見えないものというか、そういうことで今パリ協定では、3つのことを持続可能なエネルギーの推進と、それから温室効果ガスの大幅な削減と、もう一つやはり今問題になっておる気候変動の影響への適用に取り組むと。

だから私は、パリ協定というのは、一番最後の特にも気候変動のことについては、非常に大事なことなのです。だからそういった意味で、岩手県でももう自治体でも参画しておると

ころもあるわけです。だから私ども矢巾町としてもそういうわゆるパリ協定のあれに参画して、そして行動計画を策定して、案外この行動計画はお聞きすると、余り厳しい制約はない。今までの環境問題は、どちらかというと制約を余りにも厳しくし過ぎてやりづらい面があったのですが、このパリ協定の行動計画の策定は、そういうことがないということなので、自治体としては非常に取り組みやすい対応ではないのかなということで、いずれ企画財政なり住民課ともよく話し合って、こういうパリ協定の自治体の関係の枠組みに連携して対応していきたいなど、こういうふうに考えております。

細かいことは、きょうここでいろいろお話、プラスチックの問題についても、いずれこういうことが起こるということはもうわかっていることなのです。でも、今製造物の責任法、PL法なんかがあるのですが、やはりそういったところで厳しくやっていかなければ、こういう問題は解決しないということで、この辺はこれから国としての取り組みも当然出てくると思うし、あとはその辺の消費者との消費行動、そういうふうなものもよくお話し合いをしながら進めていきたいなど、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いずれ今のプラスチックの問題も含めてぜひ地球にも人にもやさしい日本一の矢巾町と、何かそういうキャッチフレーズがあれば、地球にも人にもなのか、人にも地球にもなのかわかりませんけれども、安全、安心な町をやっぱり第一に考えたぜひ政策をしていただきたいなど。さっきのプラスチックのごみは、太平洋上には3割から日本から出たやつらしいのです。これは、東日本大震災で、いわゆる太平洋に流されたごみが漂流しているのではないかというふうに言われていますけれども、いずれそれこそ日本の責任というのもかなり大きな問題を抱えていると、これは我々矢巾町民も知らんぷりしているわけにはいかないのではないかというふうに思いますので、ぜひ何らかの対応をお願いしていきたいなど、一緒にPRしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

環境省が2011年にクールビズを従来の6月から9月にあったものが5月から10月に変更しました。私もここでお願いしたわけなのですけれども、その後何も回答がありません。その後検討どうなっているかお伺いしたいのですが、いずれこれは全国的に今の温暖化の問題もありますけれども、そういう温暖化に対する対応としてもクールビズというのは、非常に私は有効だなど、ネクタイ好きな人はネクタイして結構なのですけれども、ネクタイない人はそれなりに対応しなければいけないわけですけれども、そのところ、もう1年ぐらい話を

出してからたっているわけですけれども、何かその検討した経緯があれば、お伺いしたいし、今後の対応について、もし何かあればお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

クールビズの関係につきましては、議員さんお話のとおり国のはうのクールビズ関係の部分出たわけでございます。それにつきまして町としまして、例年6月から9月ということで実施しているわけでございますけれども、その提案が出た時点で検討いたしました。これは内部検討でございますけれども、その中で確かに延ばす延長、指針が出ております5月から10月までという、いわゆる期間の延長でございますけれども、この部分協議したわけでございますけれども、特に趣旨でございます環境問題、暑さ、寒さ対策、寒さはないのですけれども、暑さ対策の部分、こちら矢巾については、北国ということは別としましても、特に暑さ対策の部分、逆にクールビズ必要はないのかなというふうな結論に達しました。ただ仕事のしやすさからいえば、やはりネクタイはないほうがいいわけですけれども、少なくとも今年度につきましては、6月から9月、例年どおりの部分の対応で行うという形で決めて対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いざれ温暖化云々だけでなく、行政として胸を開いて町民を受け入れると、そういう意味合いからも襟を正すのも大事だし、襟を開いていくのも大事だし、いろんな観点から、やっぱり再考する必要があるのではないかというふうに私は感じています。これは矢巾町だけではなく、全国そういう方向性になってきておりますので、その辺も含めながらぜひ再考して、来年度には何か進展があるように願いたいものだなというふうに思います。

この問題の最後になりますが、9月2日に矢巾町消防団の第2分団第4部が規律訓練で何か2連覇したというふうにお聞きしております。第2分団第4部というのは、ほとんどが町職員の分団というふうに伺っておるというよりも見ていています。その方たちが規律訓練という中で2連覇して非常に、町の大会ですけれども、その前にポンプ操法の県の大会では、残念ながら優勝できなかったと、非常に頑張っているその姿が私は印象に残っているわけですけれども、そこで各小中学校で防災教育、いろいろしていただいているわけですけれども、そ

の中で将来の消防隊員として何かインパクトがあるものがあれば、ぜひそういう人たちの交流を持ちながら、訓練あるいはポンプ操法とか、そういうものを身近に見て、あるいは消防のポンプにさわっていただいて、時々それこそ保育園の卒園式とか行くと、将来の夢というか、つきたい職業、東日本大震災以来警察官とか、消防署の隊員とか、そういう話がちょくちょく出てきます。そういう意味合いも含めながらぜひ防災に対する関心を持ってもらうために何かそういう訓練等々の披露しながら交わりがあればいいなと私は感じているのですが、教育長さん、何かご所見があれば伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　私もいろんな場面で消防団の活動、訓練等を見させていただきまして、大変貴重な存在でありますし、欠くことはできない、そういう存在だと思っております。その中で一番大事なのが後継者問題だということで、大学生だけではなく高校生まで広めたり、あるいは今議員さんおっしゃるとおり、小学生、中学生にもそういうのを見させる、体験させる、そういう場がないかということですけれども、現状からするとなかなか難しいものがございます。

ただキャリア教育とは別に将来の職業ではなく地域貢献という形で子どもたちに教えていかなければいけないことだと思っております。消防団の方々のおかげで地域の安全が守られている、安心が守られているのだということを私たちは話していかなければいけないと。このことについては、各小中学校のほうに私のほうも伝えてまいりたいと思いますし、各地区の消防団のところで子どもたちを呼んでそういうふうな場面をつくるということも大事なのかなと思います。いずれ教育の場でもそういうことが発信できるように各学校のほうに伝えてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員）　それでは、2問目の質問に入ります。

先ほども2017年度の食料自給率が38%だというふうに言われておるわけですけれども、これは1965年には73%あった自給率が今38%になっていると、そういうような状況だということを理解していただきたいと思います。

それで内閣府が世論調査を行ったところ、83%の国民が食料供給を不安に思っているというふうに調査をしております。そこで人口減少が續けばいいのではないかと、食料大丈夫ではないかという話もありますけれども、人口減少が進んでも食料自給率が上がらないということは、生産力も一緒に落ちているということなのです。生産力がそのままであれば、需給が減れば食料自給率は上がるわけですけれども、そういうような農業生産力が落ちているということを前提にしながらいろんな確認をしていきたいなと思います。日本の国土を守るには、地球を守る、地域を守るということが一番大事なわけですけれども、そこで農業振興についてお伺いしますが、1つは、戸別所得補償が廃止、減反廃止での当町への影響と将来の農業展望をどのように見ているのかと。

それから、自給率向上対応としてどのような対応をしているのかと。

それから、JAとの連携状況はどうなっていますかと。

農業者の減少と高齢化への対応策について何かお考えがあれば伺います。

スマート農業への対応状況はどのように考えているのかと。

法人化への取り組み状況及び各営農組織との連携、対応についてお伺いします。

観光農業として、菜の花、ヒマワリ、シイタケ、ソバ、大豆、ズッキーニ等を利用し、さらに特産化への取り組み拡大をどう考えているかお伺いします。

地球温暖化対策としても重要な林業再生への対応状況及び来年度からの環境譲与税への対応についてお伺いします。

最後に、新農業委員会制度の中での農地集積の取り組み状況についてお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　農林業振興についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、今年度の主食用米の栽培面積は1,310ヘクタールとなる見込みであり、仮に米の直接支払交付金が廃止されなければ9,892万5,000円が町内生産者に交付される見込みとなっておりました。今年度以降も県が示す生産目安等を踏まえ、矢巾町農業再生新協議会において生産調整を行いますので、今後とも需要に応じた主食用米の生産、高収益作物の生産拡大による農業者の所得向上等が図られる見込みとなっております。

2点目についてですが、食料自給率向上のためには、認定農業者等の担い手の農地集積を進め、耕作放棄地の発生を防ぐことが重要と考えております。現在本町における担い手の農地集積率は8割を超え、耕作放棄地は本町全農地の1%未満となっておりますが、6月に実

施した生産者への意向調査によると、現在からおおむね10年以内に経営規模の縮小または廃業を行おうとした生産者は全体の約3割にも達しており、このままでは担い手の農地集積率は低下し、耕作放棄地は増加していくものと考えております。この課題を解決すべく本町、本町農業委員会等を構成する矢巾町農業経営体連絡協議会では、将来的に耕作が放棄される見込みの農地に係る情報を収集し、当該農地の新たな耕作者を決めるための話し合いが当該農地の現耕作者、当該農地のある地域集落の経営体、経営規模の拡大を希望する経営体等の幅広い関係者が参加した上で行われるよう働きかけてまいります。

3点目についてですが、本町は岩手中央農業協同組合と連携し、矢巾町農業再生支援協議会における生産調整、地域振興作物への助成、矢巾町農政審議会における矢巾町農林業ビジョンの協議等を進めており、これらの取り組みを通じて本町の農業振興を図っております。

4点目についてですが、前に述べたとおりの生産者への意向調査によると、現在からおおむね10年以内に高齢または後継者不足を理由に経営規模の縮小または廃業を行おうとした生産者は全体の約16%にも達しており、農業者の減少及び高齢化への対策は喫緊の課題と認識しております。農業者の減少及び高齢化を解消するためには、経営体が長期的に安定した収益を上げる見込みがあり、未来の経営者、オペレーター候補等にとっても魅力ある就職先であることが不可欠と考えており、今後とも高収益作物の導入に係る支援等を行ってまいります。

5点目についてですが、町内には農薬散布等用の無人航空機、牛固体管理システム等を導入し、スマート農業を実践している生産者がおります。これらの機械の導入については、経営体育成支援事業等を活用して優先的に助成することとし、今後とも活用可能な補助事業等について各経営体に積極的に周知をしてまいります。

6点目についてですが、8月時点で本町集落営農組合、31組織中9組織が法人化しており、この2つの組織が今年度中の法人化を検討しております。また、本町、岩手県、岩手県農業協同組合中央会等を構成する岩手農業経営相談センターは、各集落営農組合の法人化を含めた農業経営に係る課題を解決すべく個別相談、税理士等の専門家の派遣等を行っており、今年度法人化した本町の集落営農組合にも法人化前に経理士を派遣しております。

7点目についてですが、現在煙山ひまわりパークにおいて播種しておる菜の花、ヒマワリは、観光農業に活用できる食用品種ではありませんが、食用品種は見ばえ、連作障害等で現品種に劣るもの、新たな特產品開発の手がかりとなりますので、次年度以降に播種、種をまく品種については、今後も幅広い関係者と協議を行ってまいります。また、7月に地元学

び塾として町内12名の方を対象にズッキーニの収穫体験、料理教室を実施しております。地元学び塾は、町産農産物の魅力を発信し、その消費拡大を図る上で非常に有効な取り組みと考えており、今後も地元学び塾を継続的に行い、ズッキーニ以外の農産物も取り扱ってまいります。

8点目についてですが、本町は県内一の原木シイタケの生産地ですが、原子力発電所事故の影響により、その生産資材であるシイタケ原木の供給不足及び価格高騰が生じております。今後は、町内の原木シイタケ生産者、森林所有者等との連携の上、森林環境譲与税も活用しながら町内等にシイタケ原木林を造成し、町内の原木シイタケ生産者が安全なシイタケ原木を原発事故以前とほとんど同額で安定的に入手できる環境づくりを考えてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（米倉孝一君） 引き続き、農林振興についてのご質問にお答えいたします。

9点目についてですが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定し、その指針に沿った担い手の農地利用の集積、集約化に取り組んでいるところであります。具体的な推進方法としては、地域における人・農地の問題解決のため、人・農地プランを各地域の農業者等の意思と地域の資源に照らし、より実現性の高いプランに見直すため、各地域で新たに中心経営体となる得る農業者の掘り起こしを行うなど、積極的にプランの作成、見直しを進めていただき、地域内におけるさらなる集積、集約につながるよう取り組みを進めております。

また、矢巾町農業経営体連絡協議会の運営を通し、町内の生産者に対して行った農業経営についての意向調査の結果を踏まえ、各地におけるさらなる集積、集約が進むように取り組みを進めてまいります。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） まず農業委員会の会長さんのほうに一言お伺いしたいのですが、ここで書かれているとおりどんどん進めていただきたいわけなのですが、今農業者にとって、特に集落営農関係にとって出作、入作というの非常に大きな問題になっていますので、これは十分認識していただいていると思いますので、ぜひそれについてスピーディーな対応をお願いしたいなど。そのときに要は5W1Hというのですけれども、いつまでに何をどうす

るかという、その具体的にそういうスケジュールをもって、数字をもって取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、ぜひそういう見える形でお願いしたいと思います。何か一言あればお願ひします。

○議長（廣田光男議員）　米倉会長。

○農業委員会会長（米倉孝一君）　それでは、お答えいたします。

まず今回矢巾町農業経営体連絡協議会というのを持ちまして、これは横のつながりというのは比較的少なかったのですので、農協さん、それから産業振興課さん、それと普及センターさんと4者が連携し合って、横のつながりを持っていって進めてこれはまいりたいと思っております。ということは、なかなか農業委員会だけではわからないところが、耕作放棄地とか、それから未耕作地とか、そういうところがありますので、一緒になって進めれば私はいいのではないかと。ただ先ほど議員さんがおっしゃられましたいつまでやるということは、ちょっとなかなか相手もあるものでございますので、すぐとは申しわけないけれども、できないところもあります。

それから、午前中に耕作放棄地の限定というのはありましたけれども、耕作放棄地と未耕作というのがあるのです。1年目で耕作しているところは、これはまだ耕作放棄地とは言わないです。やっぱり川村議員さんも言われたとおり木が生えてたりなんかすれば、これはやっぱり耕作放棄地だと。ただ草が生えただけでは耕作放棄地とは認定できないところがありますので、これもなかなか難しいところがあります。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

はい。

○8番（藤原梅昭議員）　川村よし子さんも農業については、非常に心配していただきたいで大変ありがたいわけですけれども、いろんな形で支援をしていただきたいなと思います。それで今回答をいろいろいただいたわけですけれども、この中に大事なことは、要は実際に携わっている人たちの意見を集約してほしいなというふうに私は思うわけなのですけれども、先ほどの出作、入作についても、それぞれ話し合いで進めていかないと、なかなか進まない内容なわけですので、農業委員会だけとか、あるいは産業振興課だけとか、そういう形で進めるのではなく、ぜひ連携して進めていただきたいなど、こう思うわけですけれども、何か一言あればお願ひします。

○議長（廣田光男議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

先ほど農業委員会の会長さんがお話ししたとおり協議会を設立して普及、それから農協とあわせて、これまでそれぞれで支援という形もあったわけでございますけれども、やっぱり考え方とすれば、一緒になってやるのがいいだろうということでそのまとめ役ということでその協議会をつくらせていただいております。それで実際この話し合いをするというのは、大体農家であれば、稲刈り後、いわゆる農作業後というのが大体の時期になりますので、いずれ今年度の農作業を終わるのを見越しながら人・農地プランの見直しもございますので、そのときに各地域のほうに入るということで申し合わせております。その場合、農業委員さんが中心になって担当を分けておりますので、そちらに一緒に行って話し合いの中でいろんな話を聞きながらできるものをやっていくというような考え方で進めていきたいということで現在協議して検討しているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 最後になりますが、来年度予算からスマート農業について予算化するというような今政府の動きがあります。スマート農業というのは、要は効率化、省力化のためにいろんな機械を、あるいは電子機器を駆使すると、そういうような内容になるわけですが、ぜひ勉強してスマート農業を実践できる矢巾町になるように、それと同時にスマート林業というのもあるのです。これもやっぱり同じような形で林業に対していろんなそういうものを駆使しながら進めていくと。木もそろそろ伐採の時期になっているということで日本の中の50%ぐらいが伐採時期に来ているという話も統計的に出ていますので、その辺も含めながらぜひ計画を立てていただきたいなというふうに思います。何かあれば一言いただいて終わりにします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

いずれ来年度の概算要求というのはもう出ておりましたので、その内容をうちらのほうでも内容を検討させていただきまして、必要なものにつきましては、これまで各議員さんにお答えしているとおり、情報については提供していきたいと思いますし、来年度うちのほうで予算、これから考えていくわけでございますけれども、そういった中でもできるだけ国あるいは県の補助事業を活用できるものは取り入れながらやっていけるような形で予算を組ん

でいきたいなということで考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 以上で8番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、あすは休会、8日、9日は休日休会、10日は予算決算常任委員会の詳細説明を行う旨、山崎予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午前10時に本議場に参集されますようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時20分 散会

平成30年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第5号）

平成30年9月20日（木）午後2時開議

議事日程（第5号）

第 1 請願・陳情の審査報告

30請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

30請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願

第 2 議案第74号 平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

第 3 議案第75号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 4 議案第76号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 5 議案第77号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 6 議案第78号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 7 議案第79号 平成29年度矢巾町水道事業会計決算認定について

第 8 議案第80号 平成29年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第 9 議案第81号 平成29年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

第10 報告第29号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第11 議案第82号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について

第12 議案第83号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について

第13 議案第84号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について

第14 発議案第3号 矢巾町議会議員政治倫理条例の制定について

第15 発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担金制度拡充に係る意見書の提出について

第16 発議案第5号 私学助成の充実についての意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤 丸 秀 雄	議員	2番	水 本 淳 一	議員
3番	廣 田 清 実	議員	4番	高 橋 安 子	議員
5番	齊 藤 正 範	議員	6番	村 松 信 一	議員
7番	昆 秀 一	議員	8番	藤 原 梅 昭	議員
9番	川 村 農 夫	議員	10番	山 崎 道 夫	議員
11番	高 橋 七 郎	議員	12番	長 谷 川 和 男	議員
13番	川 村 よし子	議員	14番	小 川 文 子	議員
15番	藤 原 由 巳	議員	16番	藤 原 義 一	議員
17番	米 倉 清 志	議員	18番	廣 田 光 男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造	君	副 町 長	水 本 良 則	君
総務課長	山 本 良 司	君	企画財政課長	藤 原 道 明	君
会計管理者兼 税務課長	佐 藤 健 一	君	住 民 課 長	浅 沼 仁	君
福祉・ 子ども課長	菊 池 由 紀	君	健康長寿課長	村 松 徹	君
産業振興課長	菅 原 弘 範	君	道路都市課長	村 松 亮	君
農業委員会 事務局長	佐々木 忠 道	君	上下水道課長	山 本 勝 美	君
教 育 長	和 田 修	君	学 務 課 長	村 松 康 志	君

社会教育課長 野 中 伸 悅 君

代表監査委員 吉 田 功 君

学校給食共同

調理場所長

農業委員会会長

稻 垣 譲 治 君

米 倉 孝 一 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 孝 君

主 査 佐々木 瞳 子 君

係 長 藤 原 和 久 君

午後 2時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。
これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

30請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の
1復元をはかるための、2019年度政府予算に
係る意見書採択の要請についての請願
(教育民生常任委員長報告)

30請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願
(教育民生常任委員長報告)

○議長（廣田光男議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました30請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

村松信一教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 村松信一議員 登壇)

○教育民生常任委員長（村松信一議員） それでは、請願審査の報告をさせていただきます。

平成30年9月20日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、村松信一。請願審査報告書。本委員会が平成30年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。30請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請

願。請願者、盛岡市大通り一丁目1番16号、岩手県教職員組合いわて盛岡支部支部長、三又恭治。紹介議員、山崎道夫。

2、委員会開催年月日。平成30年9月7日金曜日。

3、出席委員。村松信一、高橋安子、赤丸秀雄、昆秀一、川村よし子、米倉清志。

4、審査経過。平成30年9月7日午後1時30分より委員全員出席のもと30請願第2号について参考人として岩手県教職員組合岩手盛岡支部書記長、中村雅幸氏の出席を求めて趣旨説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議をした。

5、審査結果。30請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員による教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であるが、学校現場における課題が複雑化、困難化する中で対応に苦慮する状況であります。教職員が人間らしい働き方ができるためには、教職員定数の改善を行い、長時間労働是正が必要である。また、義務教育費国庫負担制度については、2006年度から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生ずることは大きな問題である。全国どこでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。

以上のことから本請願の趣旨はできるものとして採択すべきものとした。

議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、請願審査報告とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。30請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、30請願第2号は、採択することに決定しました。

次に、同じく教育民生常任委員会に付託しておりました30請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

村松信一教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 村松信一議員 登壇)

○教育民生常任委員長（村松信一議員） 30請願第3号の審査報告をさせていただきます。

平成30年9月20日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、村松信一。請願審査報告書。本委員会が平成30年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。30請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願。請願者、盛岡市本町通三丁目18番32号三和マンション101号、私学助成をすすめる岩手の会、会長、土屋直人。紹介議員、藤原梅昭。

2、委員会開催年月日。平成30年9月7日金曜日。

3、出席委員。村松信一、高橋安子、赤丸秀雄、昆秀一、川村よし子、米倉清志。

4、審査経過。平成30年9月7日午後2時30分より委員全員出席のもと、30請願第3号について参考人として私学助成をすすめる岩手の会事務局学校法人盛岡誠桜学園盛岡誠桜高等学校の工藤良幸教諭の出席を求めて趣旨説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議をした。

5、審査結果。30請願第3号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。岩手県の私学への助成は、平成16年度の高校生1人当たり34万570円を最高に平成20年度まで4年連続で削減しましたが、市町村議会からの意見書を初めとする県民の声で平成21年度より増額に転じ、今年度の岩手県私学助成は、高校生1人当たり34万9,960円と増額し、ようやく平成16年度の水準に回復した。それでも私学と公立の学費格差は依然として大きく、私立高校は授業料に加えて高額な施設設備費、教育維持費等があり、現行の就学支援だけでは公私間格差は是正されません。公立でも私立でも学費を心配せずに生徒が安心して学べる環境にしなければなりません。少子化進行の中で公立、私立を問わず学校存立の危機がどの市町村でも迫っています。学校がなくなることは、その地域全体の過疎に拍

車をかけ、地域の振興という点から見ても憂慮すべき事態であります。

以上のことから本請願の趣旨は理解できるものとして採択すべきものとした。

以上で請願審査の報告を終わりますが、議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。30請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、30請願第3号は、採択することに決定しました。

日程第 2 議案第74号 平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第75号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第76号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第77号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第78号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 79 号 平成 29 年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第 8 議案第 80 号 平成 29 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 9 議案第 81 号 平成 29 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第 2 、議案第 74 号 平成 29 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 3 、議案第 75 号 平成 29 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 4 、議案第 76 号 平成 29 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 5 、議案第 77 号 平成 29 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 6 、議案第 78 号 平成 29 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 7 、議案第 79 号 平成 29 年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第 8 、議案第 80 号 平成 29 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第 9 、議案第 81 号 平成 29 年度矢巾町下水道事業会計決算認定についての 8 議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） それでは、平成 29 年度の決算につきまして 8 議案の審査が終わりましたので、審査報告書を読み上げて報告といたします。

平成 30 年 9 月 20 日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第 74 号 平成 29 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第 75 号 平成 29 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 76 号 平成 29 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 77 号 平成 29 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 78 号 平成 29 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 79 号 平成 29 年度矢巾町水道事業会計決算認定について、議案第 80 号 平成 29 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 81 号 平成 29 年度矢巾町下水道

事業会計決算認定について。

本常任委員会は、平成30年9月4日付で付託された上記の8議案を審査した結果、原案を認定及び可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第74号から議案第81号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。 1、ふるさと納税の取り組みの成果が顕著にあらわされており評価するが、今後返礼品は地場産品を使用するなど、新たな発想で特産品の開発やサービスの提供に努められたい。

2、地方創生事業について、矢巾地域まちづくりコンソーシアムにおけるインキュベーション施設のコンセプト設計などに対するチェック体制のあり方を検討するべきである。また、ローカルプランディング事業は、内容を町民がよく理解できるよう丁寧な説明を求める。

3、全国的に洪水被害など自然災害が多発している中、北上川の浸水区域に5カ所の避難所が指定されているが、ハザードマップの見直しを含め、防災体制の強化を図られたい。また、避難行動要支援者の対応策について、地域と連携しながら早期に確立されたい。

4、防災ラジオのさらなる普及に努め、防災体制を強化するとともに、番組内容のさらなる充実を図られたい。

5、地域要望の多い生活道路の整備、通学路の安全対策及び街路灯の設置について早期に現地確認を実施し、整備を進められたい。また、雪害等による劣化の著しい道路について、早期に点検補修を行い、交通事故防止や車両災害防止に努められたい。

6、長年の懸案事項であるイセファームの臭気問題について、早期解決に向けて鋭意取り組まれたい。

7、農業施策について高収益作物の導入や販路の確保、拡大により、農業所得の向上に努めるとともに、新規就農者や認定農業者への支援に力を入れ、後継者育成を図られたい。

8、南矢幅踏切の改修に向け、歩道設置計画の早期調査と地権者への協力要請活動に努められたい。

9、小中学校や国民保養センターの冷房装置について設置に向けて早期に対応されたい。

10、ライフスタイルの変化や高齢化に伴う環境整備が求められており、田園ホールや農村環境改善センターなど、町施設のトイレ洋式化に早急に取り組まれたい。

11、町営住宅の老朽化対策について、早急に管理体制と対策を構築し、中長期的な計画により取り組まれたい。

12、子育て支援や移住、定住化の推進を図るため、高校生までの医療費無料化と待機児童の解消の実現に取り組まれたい。

13、健康長寿の延伸に向け、各種がん検診や特定健診の受診率のさらなる向上を目指し、町民意識の啓蒙を図るとともに、健康増進運動の取り組みを推進されたい。

14、地震等災害が頻発しており、ライフラインのさらなる強靭化が求められているが、水道管の耐震化率の向上を図られたい。

15、下水道事業の不明水対策について計画的に調査を実施し、有効率のさらなる向上に努められたい。

以上でございますが、議員の各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。ただいまから各議案について討論に入ります。

なお、討論は一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての8議案を一括して行いたいと思いますので、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議がないようですので、一括して討論を行います。

それでは、討論を行います。

まず最初に、反対討論から発言を許します。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、一般会計については賛成の立場で、各特別会計及び上下水道事業会計については反対の立場で若干の討論を行いたいと思います。

まず一般会計でございますけれども、子育て支援、特に中学校卒業までの医療費助成、そして保育環境のよさが高く評価されて町内に子育て世帯の方々がたくさん移住され、人口増につながっているということを評価したいと思います。今後は、高校卒業までの完全無料化と保育所の待機児童解消に向けて鋭意努力されたいと思います。

学校教育につきましては、いじめ事件を受けて、いじめの早期発見、そして教師間の連携、

スクールソーシャルワーカーの配置など、大きな前進があったと思います。そして教師の多忙化の解消また子どもたちの競争の激化など、教師及び子どもたちのストレスの解消も今後検討されるように求めるものです。そして何よりも命優先の教育、そしてその取り組みを求めるものでございます。

私は、矢巾中学校が野田中学校との交流を通じて被災地への支援を強めていることを高く評価をするものでございます。防災教育という今できる大切な教育をなされていると思います。そしてこれを全学校に広めていただきたいと思います。被災地との交流にとどまらず他を思いやる、そのような思いやりの教育につながっていくものと考えるものでございます。

そして音楽のまち宣言についてですが、着実に効果があらわれてきております。今年度でございますけれども、京都大学のオーケストラによる演奏は、田園ホールを揺らすような大きな効果がありました。そして町民に深い感動を与えてくれました。その中で町民の皆さんの中からこれを子どもたちにぜひ聞かせたかったという声をお聞きいたしました。今後は、せっかくこのようなすばらしい田園ホールを持ち、各種音楽等の講演がなされている中、子どもたちにこそこのすばらしい音楽を共有していただきたい。そのための施策をぜひとていただきたいと願うものです。

最後に、地方創生になりますけれども、この地方創生事業の中の旧町民センター食堂の改修につきましては、設計を委託しましたけれども、工事の入札中止により施工には至りませんでした。このため国庫補助金は国に返還をし、設計業務にかかった予算全額を町が負担するということになりました。この問題は、設計業務のチェックのあり方について今後の教訓としてしっかりと捉えていただきたいと考えものです。

最後に、上下水道でございますけれども、昨年は上下水道とも値上げとなりました。私どもは、公共料金の値上げについては、特にも慎重な対応が必要で今の矢巾町の良好な経営状況からして値上げの緊急性はないということを申し上げておりました。一昨年は水道の中でいいますと、収益的収入が7億7,200万円余、収益的支出が4億5,300万円余と、いわゆる収支では3億円以上の増収といいますか、黒字になっております。もちろん資本的なものでありますと、赤字といいますか、資本の部分ではそういうふうにはなります。しかし、この経営状況からすると、そしてまた有収率95.70%というのは、恐らく全国でトップレベルだと思います。このような状況の中にあって健全な経営をされていることには高く評価をするものでございますが、これによって町民の負担を伴ったということに対しては、やはり私どもは反対の立場をとっているものでございます。

以上、申し上げて反対討論といたします。

○議長（廣田光男議員） ちょっと待ってね、小川文子議員、反対討論なのか、賛成討論なのか混交していますので、次回からは反対討論のみの発言を許します。よろしくどうぞ。

○14番（小川文子議員） わかりました。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論を受けます。

賛成討論ありますか。

8番、藤原梅昭議員。

（8番 藤原梅昭議員 登壇）

○8番（藤原梅昭議員） 議席番号8番、一心会、藤原梅昭です。私は、議案第74号から議案第81号の平成29年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計8議案の認定に当たり賛成の立場で討論いたします。

平成29年度は、第7次総合計画前期計画の2年目という中で5年前の8.9の大雨災害復旧事業を最優先とし、岩崎川など1級河川4河川を初めとした改修が進み、安全、安心がさらに実感できていることに対し、町長初め職員の奮闘に大いに評価するものです。また、本年においても各地での大雨災害、台風、大地震が相次いでおり、なお一層の防災体制が重要となってきている中で、本町自主防災組織が全ての自治会にて結成され、自助、共助、公助体制がなお一層強固なものになるよう期待したいものである。全町民へ安全第一の意識向上にさらに尽力お願いしたい。

健康寿命世界一となった日本、健康長寿日本一を掲げる当町として、特定健診、特定保健指導の推進は、福祉事業とともにたゆまぬ努力の積み重ねによるもので大いに評価しております。特定健診受診率51.2%は、県平均の43.2%を上回り、県内6位、特定健康指導終了率41.1%は、県平均の19.1%を大きく上回り、県内4位、特に各種がん検診は、県平均の倍、約30%前後の受診率ですが、なお一層の向上を期待したいものです。心不全患者が毎年1万人以上ふえている実態を踏まえ、各種がんの最大要因であるたばこの喫煙、受動喫煙をなくすることが喫緊の課題でもあります。

未来をひらく子どもたちの環境整備として待機児童の解消、一時預かり事業、幼児保育、児童虐待対策と、多方面から確実に推進されていることが伺われます。特に1,000人を超える子どもたちの保育に努め、町内に新たな保育施設の整備を図り、30年度は100人の定員拡大が図られ、29年度末時点の待機児童55名を30年度4月時点ではゼロにしたことは大いに評価でき、今後とも待機児童解消に大いに期待できるところであります。

小中学校トイレの洋式化は速やかに進められており大いに評価するが、温暖化の影響である熱中症対策としてのエアコン設置も早急に進める必要があると思われます。

税収の確保においても収納率99.2%の高い実績と自主財源46.8%と交付金にできるだけ頼らない安定した財源確保のためにも評価したいと思います。

ふるさと納税は、アイデアも含めた他市町村に負けない取り組み努力を評価し、楽天ナイターとともに矢巾町の知名度を大いに高めたものと思われます。今後については、既に検討されている返礼品の見直し後の対応に大いに期待したい。

決算状況においては、一般会計ほか4特別会計、2企業会計全てにおいてプラスであることは、財政運営に鋭意努力されたことは評価大であります。予算執行においては、特に除雪費が激増しており、地球温暖化による自然災害としての異常気象は、今後とも続く状況であり、万全を期し今後とも対応していただきたい。

また、水道、下水道事業においては、大震災のときも問題なく水が供給できたように、今後とも安全、安心な事業維持管理等を優先に東部新配水場の稼働も開始することから、さらなる長期的計画をもとに安定した事業を期待したい。

全国的に人口減少、少子高齢化の中で、当町はわずかながらであるが増となっており、来年9月の岩手医大附属病院の移転に伴う人口移入も視野に入れ、土地利用、公共交通の対応を整備し、目標の3万人達成に向け、住んでみたい、住んでよかったですまちづくりを大いに評価し、期待したいものであります。

以上、平成29年度一般会計並びに特別会計、企業会計の全ての会計の決算認定の賛成討論といたします。終わります。

○議長（廣田光男議員） 次に、反対討論ありますか。

7番、昆秀一議員。

（7番 昆秀一議員 登壇）

○7番（昆秀一議員） 議席番号7番、昆秀一でございます。私は、議案第74号 平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について反対し、討論いたします。

まず初めに、平成29年度の決算全体においては、矢幅駅周辺土地区画整理事業の完成、矢巾スマートインターチェンジ周辺や岩手医科大学附属病院周辺などやそのアクセス道路の整備等インフラ整備により、来年9月の岩手医科大学附属病院の移転開院も迫る中、土地需要が活発化し、先日公表された県地価調査の結果では、本町は変動率が県内最大の上昇となっております。このことにより、現住民の生活環境が今後どう向上していくのか。人口3万人

を目指し、平成29年度は第7次総合計画前期基本計画の2年目でありました。しかし、しっかりとしたP D C Aサイクルによる計画に対する評価、検証、改善がなされてきたでしょうか。これは、今後も計画を実行していく上でも課題とされるものであります。

次に、町体育館の改修に関してですが、29年度の予算執行すぐの4月に雨漏りのために改修の補正をしました。このことは明らかな認識不足によるものであります。当初予算審議後すぐに補正の予算計上というのは、当初予算編成の根本を揺るがしかねないものであります。

次に、地方創生事業に関してであります。旧町民センター食堂の改修事業では、国庫補助金が返還となるばかりではなく、町の予算も負担するということになりました。この地方創生事業は、いまだに情報公開が行われてこない部分があります。そのような事態になったことは評価、検討を行うことをしてこなかったことが要因としてあります。そのことと関係して行政運営については、1部署に対して業務が集中し過ぎており、なおかつ横の連携が十分にできてこなかったことによるように思います。今後は、横の連携を十分にとっていくことと、これからの人材の育成をしていくこと。そして何よりもボトムアップによる事業の推進をしていくことが重要であります。

以上のことから平成29年度の一般会計決算については、数々の認められないと考える予算の執行がありました。決算認定というのは何のためにあるのか。決算は予算執行の結果であります。この平成29年度決算を議会が認定するのであれば、その責任は、町長や出納長たちから離れることを意味します。責任をとらないことということはあり得ないことだと思われます。よって、次の予算に対してもこの決算をもし認定するのであれば、議会は一体何のために存在するのだろうかということになってしまいかねないものだと思います。

したがって、本議案第74号 平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について反対するものであります。議員各位の懸命なる判断を賜りますようお願いして私の反対討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論ありますか。

1番、赤丸秀雄議員。

（1番 赤丸秀雄議員 登壇）

○1番（赤丸秀雄議員） 議席番号1番、一心会、赤丸秀雄です。私は、平成29年度一般会計及び特別会計、企業会計の決算について賛成の立場から討論に参加いたします。

まず決算状況ですが、一般会計及び4特別会計の総決算額は、歳入182億9,259万円余で前年度比17億8,664万円余、10.8%増加し、歳出も174億2,586万円余で前年度比17億950万円余、

10.9%の増加であります。その結果、5会計の実績収支額は6億5,526万円余となりました。また、この5事業会計全ての会計において黒字決算となっております。公営企業2会計のうち水道事業会計は、当年度純利益9,103万円余で、前年度比53.5%増加の2億6,109万円余が計上されました。また、下水道事業会計でも当年度純利益4,029万円余を計上しています。

次に、事業内容ですが、スマートインターチェンジが供用開始され、町民の利便性や運輸業界のトラック運搬による物流が向上したこと、平成31年9月の岩手医科大学附属病院移転開院に向けて道路や環境整備を着実に進めていること、教育現場の環境整備、特にトイレ洋式化工事を進めていること、若い世帯へ子育て支援や定住化に向けて前向きかつ支援充実に取り組んでいること、ふるさと納税に積極的に取り組んで成果を上げたこと、矢幅駅前や矢幅駅西地区の土地区画整理事業がほぼ完了したこと。安全、安心で快適な生活に欠かせない水道、下水道事業に精力的に取り組んでいることなど、町人口3万人構想の実現に向けて着実に事業を進めたことを評価します。

そのほかに事業内容に若干の課題などありましたが、先ほど審査報告書の附帯決議に折り込みましたので、この場で述べることは割愛させていただきます。

以上、今述べましたことを踏まえ、一般会計並びに特別会計、公営企業会計の全ての29年度決算の事業会計に賛成することを表明し、私の討論を終わります。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ありますか。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。29年度決算について討論に参加させていただきます。

地方自治体の仕事は、住民の命を守ること、住民の生活を維持、発展させることが仕事と私はいつも捉えております。

○議長（廣田光男議員） 川村議員、途中ですが、賛成討論ですか、反対討論ですか。

○13番（川村よし子議員） 反対討論です。

○議長（廣田光男議員） 了解しました。はい、どうぞ。

○13番（川村よし子議員） 安倍政権は、森友、加計学園問題を初め友人には優遇し、障がい者の水増し雇用率や収入が少ない弱い立場の方々には厳しい政策を繰り返し、国民にうそとごまかしの政治が普通に通っております。矢巾町では、矢幅駅周辺土地区画整理事業や大学病院誘致から始まり、スマートインターチェンジ周辺道路拡幅工事や医大周辺関連道路拡幅

工事など、大型公共事業がメジロ押しです。地域経済を活性化するかけ声の地方創生による補助金目当ての事業も多く取り組まれておりますが、町民の生活基盤は強化されておりません。

交流人口が増加しているのに町税の伸び、収入で見ますと、法人税がマイナス4.8%、2,250万円の減。軽自動車税3.6%増です、318万円増。入湯税14.6%で114万円の増になっているような状況で法人税の落ち込みは町内企業に働く労働者の賃金の落ち込みが今後考えられ、景気が落ち込んでいる状況ではないでしょうか。これは、所得格差にますます拍車がかかって進行する状況です。

私は、議案第75号、76号、77号、78号について反対討論いたします。その1点目が国保加入者は、そのときの経済状況をあらわす状況になっているのではないでしょうか。年金月7万円のひとり暮らしの方は、親戚が亡くなったけれども、お悔やみを工面するのが大変、8万円相当の年金では、いくら早寝早起きし、働いても生活を切り詰めていかなければ、自治会費やお祭り、そして社会福祉協議会費など出すことが大変だと、そういう訴える方が多いです。特に国保加入者は、年金生活者、農業を含む自営業者、収入が安定していない若者、そして子育て真っ最中の国保世帯もあります。国は、このことを収入のない世帯があることを認め、6年間の时限立法で激変緩和措置をつくりましたが、矢巾町では769万円受けますが、一般会計から法定外繰り入れをどうしてもしなければ、こういう収入が少ない方々をフォローすることはできないと考えています。岩手県の広域化は市町村が収納率にこだわり、今までの皆保険制度を壊すようなことにつながります。

2点目は、介護保険高齢者の生活のことです。介護サービス利用料が応益割で収入の少ない方は、サービスを減らさなければ、生活できない状況です。厚生労働省は、7月25日に介護保険事業事務調査の結果を公表しました。1年間で介護保険料の滞納の差し押さえ、65歳以上の方々があります。矢巾町では、その中で市町村では一番最初に挙げられる矢巾町滞納人数12名です。盛岡市はたった1名です。この収納率が99.3%と高い状況の中で差し押さえをしているということは、今後実態調査が必要と考えます。

3点目は、政府の打ち出す地方創生政策は、地元中小企業が潤う政策になっているのでしょうか。ふるさと納税は、地方自治体を競争させ、根本は大企業がもうかる仕組みで地方の中小企業にはもうけが少しだけです。矢幅駅舎建設、矢幅駅周辺土地区画整理事業を始めとした大型公共事業が行われておりますが、町民の足を確保し、町民の税金を使ってつくられた大型公共事業の施設を使う、コンサートやイベントをし、町民が多く利用するような政策が今

必要だと考えます。

以上のことから反対討論を終わります。

○議長（廣田光男議員） 他に討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第74号 平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第75号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第76号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

議案第77号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

議案第78号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 賛成多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

議案第79号 平成29年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

議案第80号 平成29年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号 平成29年度矢巾町下水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩をとります。

再開を3時8分とします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時08分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

日程第10 報告第29号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、報告第29号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に
関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第29号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処
分に係る報告についてご説明を申し上げます。

発生した事故は、矢巾町大字赤林第5地割地内の町道志和稻荷街道線において、盛岡市東
見前4地割18番地10、菊池大成さんが走行中に、道路上の穴の発見におくれ、その上を通過
してしまったために自動車の左側の前輪タイヤ及びホイールを破損したものです。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割
合は5割との査定から1万5,000円を支払うものであります。

なお、このことについては、今月5日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第
2条第2号の規定により専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し
上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質
疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第29号を終わります。

日程第11 議案第82号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第11、議案第82号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第82号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、一般職非常勤職員等のうち給食調理員及び電話交換士の報酬額について所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、岩手県最低賃金が10月1日以降時間額で「738円」から「762円」に改定されることに伴い、給食調理員及び電話交換士の報酬額を時間額で「759円」から「800円」に引き上げを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） この該当する給食調理員、電話交換士の方たちの人数と、その勤続年数をお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

2点出ましたけれども、1点目、人数でございますけれども、給食調理員25名、それから電話交換士関係2名、2名ですけれども、今回の改正の部分の該当は、現在電話交換士業務は2名で行っていますけれども、そのうちの1名はパソコンを打てるもので事務職としての採用でございますので、実質該当してくるのは電話交換士業務職としては1名という形になります。

それから、年数の関係でございますけれども、年数特にとっているものはないのですけれども、共同調理場に関しては、継続で行っている方が多いですので、2年、3年ベースより

もうちょっと上の年数のほうでやっておりまし、交換士につきましては、お一人は今年度からでございますけれども、実質業務として行っている方は、もう5年以上前にやっているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第82号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第83号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について

○議長（廣田光男議員） 日程第12、議案第83号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第83号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について提案理由の説明を申し上げます。

本町における住居表示につきましては、流通センター南地区において昭和50年に実施されて以降、他の地区では実施されておりませんでしたが、本町の市街地整備が進み、住居表示を実施する必要性が高まってきたところであります。このたび岩手医科大学附属病院移転予定地を中心とした藤沢、西徳田及び東徳田地区の各一部においては、市街地の形成が完了し

ていることから、住居表示の実施区域とするものであります。

また、住居表示の方法は、当該区域内において道路等の恒久的な施設により区画されている街区が形成されていることから街区方式とするものであり、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 前に説明を受けたときには、基準点が矢巾庁舎だったのですけれども、その基準点が変更になったとか、駅にするべきではないかという部分の話は聞きましたけれども、それ以降の変更の説明を受けておりませんけれども、基準点はどこになったかお知らせ願います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 基準点につきましては、審議会のほうにももう一度ご審議いただきまして矢幅駅のほうが適当であろうというふうなご意見もちょうだいしたところでございまして、それによりまして変更させていただきました。役場から駅のほうに変えたというところでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。

対象地区の現在の人数、現在の世帯と、それから今後どのくらいの世帯を見込んでいるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 世帯数でお話しします。今回の医大周辺につきましては、84世帯がこちらに居住されているということで、法人も含めてですけれども、でございます。今後というのは、ちょっと現状ではまだお話ししかねます、決まっておりませんので。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） きょうこれが可決された場合、今後の住民への説明は、どのような計画になっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

住民への説明、医大周辺につきましては、既にこのエリアを住居表示実施したいのですということと名称についても含め説明はさせていただきました。8月に3回やっております。今後ですが、字界、それから町名も含めて議決いただいた後、実際に実施するのが来年の6月から7月というめどでございますので、その時期の2カ月から3カ月ほど前、具体的に誰それさんのところは何番何号になりますというものができ上がった時点でまた全世帯にご案内差し上げて、それから各種手続のより具体的なものについて説明をするということを考えてございます。もっと早くというのは、番号が決まらないことには説明のネタがないというふうなことになりますので、番号が決まった暁ということで3月、4月ごろになるのかなというふうに考えていますが、そのころを予定しています。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、討論を終わります。

採決に入ります。議案第83号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第84号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について

○議長（廣田光男議員） 日程第13、議案第84号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方

法についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長 (高橋昌造君) 議案第84号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について提案理由の説明を申し上げます。

現在本町では、矢幅駅前地区土地区画整理事業を実施しておりますが、市街地の形成が完了している当該事業の施工地区を主とした又兵工新田及び南矢幅地区内の各一部を実施区域として当該事業の換地処分に合わせ住居表示を実施するものであります。

また、住居表示の方法は、当該区域内において道路等の恒久的な施設により区画されている街区が形成されていることから街区方式とするものであり、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長 (廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番 (川村よし子議員) この区域の実施は、来年6月ごろ予定ということで説明会を8月末に2回ほどやったということなのですけれども、その参加人数と、それから区域の世帯数、現在の世帯数をお知らせください。

○議長 (廣田光男議員) 藤原企画財政課長。

○企画財政課長 (藤原道明君) お答えします。

説明会につきましては、8月の下旬に2回と9月に入ってから土曜日に1回、合計3回実施しておりました。

世帯数ですが、一般の居住されている世帯で125、事業者で16、合わせて141ございました。
以上です。

○議長 (廣田光男議員) 川村よし子議員。

○13番 (川村よし子議員) 世帯数で141ということで説明会に参加した人数はどのくらいなのでしょうか。

○議長 (廣田光男議員) 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

事業者も含め合計で49の方々が参加されました。参加率は35%弱といったところでござります。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これは矢幅駅前の区画整理したところということで、土地を持って、そこに住んでいる方には案内が行っているけれども、土地を持っているけれども、そこに住んでいない方には案内がなかったということなのですけれども、どうして案内をしなかったのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） こちらとしましては、一応いろいろな情報を調べた上でご送付したところでございますが、法人のところで建物がないところがあったので、送ったのだけれども、返ってきたというふうな状況があって、それが直前にわかつて案内が行っていないということがわかつたりしたことが1件ほどありました。そういうふうなことについても、徹底して調べるというところができております。そこは申しわけなかったと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢幅駅前の住民の方から、それから参加した方からちょっと聞いたのですけれども、説明だけで特に質疑はどなたもなかつたということで質疑の時間がとられなかつたというような話もされたのですけれども、この説明会のときには、今後どのくらいのお金がかかる、例えば免許証を書きかえたり、そういうのには自己負担が発生すると思うのですけれども、そういうお金のことはどのくらいかかるかとか、そういうことを質問したかったとか、それから又兵工新田という名前がなくなることによって、やっぱり町民にもわかるようなやり方をやつたほうがいいのではないかと、その住民だけではなくて傍聴だけでもわかるようなやり方の説明会がいいのではないかとか、そういう話を聞いたのですけれども、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 今お話のあったような部分、質問の時間がないということはございません。確実にご質問ございませんかというふうに聞いて、手を挙げた方は余り多くはないのは実態です。あと我々のほうでこの説明会にはQアンドAを二十数項目用意してあります、それにはほぼ一般の方が聞きたいというふうな内容については網羅されているもの

というふうに捉えておりまして、現にその場で出た質問もQアンドAで答えられる範囲で、当然聞かれたときにはお答えしましたけれども、それから欠席されたところにも送りますので、そちらにも当然そのQアンドAはついています。

具体的な金額云々というふうなお話はちょっと出たのですけれども、一般の方につきましては、各種変更の手続、住所が変わるということなので、住所が変わるという変更の手続に対して一般的な手続の範囲においてはお金はかかりませんというふうに説明しております。特殊な部分だけ、土地の登記の一部分、所有者の住所の部分、表題部だけは変わるのでけれども、そうでなくて所有者の住所の部分とかは、そこまでは法務局では職権では変えてくれないということで、必要があればそれを変える手続が出ます。そこはご自分でやる分にはお金はかかるはずです。それを行政書士とか、そういった方に頼むと手数料は当然かかるという意味になります。

あと法人につきましては、これは申しわけないのですが、どうしても登記を直すとか、定款を変更するとかというところは無料にはなりませんので、そういったところは一定のお金がかかりますというふうな、その場ではそういうふうな回答をさせていただきました。

それから、なお詳しい話につきましては、先ほど来年の3月から4月にかけて説明会やりますというふうなお話をしましたが、その場でより詳しいお話をするということでも説明しておりました。それでおおむね皆様は納得されたように思っております。

それから、地名についての要望といいますか、考え方を私が参加した中ではお一人だけ、そういったお声がありまして、何か賛同されているような雰囲気の方はもう一人いらっしゃいましたけれども、ほかの方々につきましては、特に賛同ということもなくというふうな状況がございまして、その方がおっしゃるには、一生に一度あるかないかのことです、地名が変わるというのは。そういったときに、まちづくりの観点からある意味ユニークな名称をつけてまちづくりに生かすというふうな考え方はとれなかつたのかというふうなお話はいただきました。私、直接その方とお話ししましたので、議員さんがおっしゃっているのもその件だと思いますけれども、それにつきましては、一応時間的なこともありますと、正直言いますと、そういった議論をするにはやはり1年では済みませんねと、そういったものを議論していくことの時間と土地の名称が決まらないうちは、特に駅前につきましては、換地処分にもそのまま影響します。要するに中ぶらりんの状況が長くその間続いてしまうというふうなことになってまいりますので、そこはご理解くださいというふうにご説明いたしましたが、納得なさらなかつたようでございます。

ちょっと長くなりました。以上です。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

1番、赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 全員協議会で説明されて私勘違いしていたのかどうか、確認の意味で質問させていただきます。

まずこのエリア、もう少し大きく私イメージして思っておりましたが、このようにしたのは、今回駅前の区画整理に伴ったところだけやるという部分でしたかというのが1点と。

それから、駅のエリアに入っていない東側でも、もう道路も固定され、空き地もほとんどないような状況で住宅地がありますが、そういうところの部分については、前お話しされたたしか10年計画でやっていくという部分なのか。もしそうであれば、その辺の今回のエリア以外の部分の大まかなスケジュールなり、わかっている分お知らせ願いたいなと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

今回の駅前地区のエリアにつきましては、区画整理事業の換地処分に伴って、その時点で必ず住所は変わるわけです。その住所が変わると同時に、同時に住所表示を実施することによって、町の全体的なロードマップとしましては、いずれこの辺も含めた市街地のほぼ全域をやりましょうという考え方がありましたので、今やらなければ10年後とかというふうな話になってしまいそうだったのでけれども、議会の皆様からの要請もあり、同時にできるものであればということでとり進めまして、その結果として駅前地区を中心としまして、ごく最小限というふうな形にさせていただきました。

というのは、これを実際にやる場合には、やっぱり全員対象するエリアを調査をした上でいろんなデータをそろえて取り組まなければならないということがありまして、予算と時間と両方かかります。比較的早急に方針、方向を変えて取り組むことにしたこともあり、今年度の範囲としては、やっぱり最小限しかできないなというふうな判断になったところでございます。

あとこれ以降につきましては、一応全体計画としては、たしか6月のお知らせ号だったと思いましたが、いずれ全域でやっていきますと、高田を除いてというふうなご案内は広報を通じてさせていただきましたが、次どこをどういうふうな順番でということにつきましては、現時点ではまだ未定ということで今後いろんな状況を踏まえながら住民の皆様のお声だった

り、いろんなところを参考に決定させていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第84号 住居表示を実施する区域及び住居表示の方法についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数あります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議案第3号 矢巾町議会議員政治倫理条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第14、発議案第3号 矢巾町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第3号 矢巾町議会議員政治倫理条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、矢巾町議会基本条例第13条に規定する矢巾町議会議員の政治倫理に関し必要な事項を定めるものであります。

その主な内容ですが、第1条に趣旨を、第2条に議員の責務を、第4条に町民の役割を、そして第5条に政治倫理基準を、第7条に審査請求を、そして第10条に議会の審査を、

その他に政治倫理の宣誓、議会の措置などの事項について規定しております。

議員は、高い倫理的義務を深く自覚し、品位を保持するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないことから条例を制定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。発議案第3号 矢巾町議会議員政治倫理条例の制定についてを起立により採決をします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 日程第15、発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

6番、村松信一議員。

（6番 村松信一議員 登壇）

○ 6 番（村松信一議員） 発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、30請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、学校現場における課題が複雑化、困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員の長時間労働の是正が必要であります。また、義務教育費の国庫負担率が引き下げられたことにより、地方自治体の財政が圧迫されるとともに、自治体間の教育格差が生じております。地方教育行政の実情を認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう計画的な教職員定数改善の推進及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを強く要請するものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、衆参議員議長及び県選出国会議員であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第16 発議案第5号 私学助成の充実についての意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第16、発議案第5号 私学助成の充実についての意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

6番、村松信一議員。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 発議案第5号 私学助成の充実についての意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、30請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与しているものの、経営基盤は厳しい環境に置かれており、保護者の学費負担は、公立学校に比べて家計を大きく圧迫しているのが現状であります。教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため過疎地域の私立学校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求めるものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、衆参議員議長、岩手県知事及び県選出国会議員であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第5号 私学助成の充実についての意見書の提出についてを起立により採決をします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして、9月会議に付託された議案の審議は全部終了いたしました。

○議長（廣田光男議員） ここで高橋町長からご挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、一言御礼の言葉を申し述べさせていただきます。

廣田議長さんを初め各議員におかれましては、9月4日から本日までの17日間にわたりまして議会定例会9月会議、いわゆる決算議会におきまして、一般質問、そして私ども当局からもご提案をさせていただきました各議案につきまして、ご可決を賜りましたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

一般質問につきましては、昆秀一議員、村松信一議員、藤原由巳議員、赤丸秀雄議員、山崎道夫議員、小川文子議員、川村よし子議員、そして藤原梅昭議員の8名から大きく24項目にわたるご質問をいただいたわけでございますが、私どももそのご質問をいただいた内容につきまして今後しっかりと取り組んでまいる覚悟でございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、各議案におきましては、当局から10件の報告、2件の諮問、21件の議案を提案させていただきましたが、全てご可決を賜ったことに感謝を申し上げます。

今会議は、いわゆる先ほども申し上げましたとおり決算議会と言われますが、それぞれの議案の中の一般会計、特別会計の4会計、そして企業会計の2会計の合わせて7会計の決算につきましては、一心会、矢巾明進会、町民の会、矢巾町政策研究会やまゆり会の各会派からの代表質疑や議員各位からの質疑の内容を十分に精査し、先ほど予算決算常任委員会の山崎委員長からの審査報告にもございました附帯決議15項目はもちろんのこと、これらの課題

解決のために職員が一丸となって、特に今後町民本意、そして町民目線、そして何よりも今回でいろいろ議会でもご指摘されましたコスト意識の徹底、そしてスピード感を持って職員、先ほど申し上げたとおり一丸となって取り組む覚悟でございますので、廣田議長さん初め議員各位の皆さん方におかれましては、どうか今後とも大所高所の立場から私どもにご指導、ご助言をいただきますことを改めて心からお願いを申し上げまして、御礼の言葉にかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） これをもちまして平成30年矢巾町議会定例会9月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員